

発 刊 登 録 番 号
12-B552783-000040-10

創造性あふれる素敵な知的強国

2021 ANNUAL
REPORT

知的財産保護政策執行
年次報告書

大統領所屬
国家知識財産委員会
Presidential Council on Intellectual Property

本仮訳は、国家知識財産委員会で発表した「2021 ANNUAL REPORT 知的財産保護政策執行年次報告書（2022年11月）」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。（https://ipkorea.go.kr/board/articleDetail.do?bbsId=BBSMSTR_0000000009&nttId=20430&pageIndex=1&searchCnd=0）

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

発刊の辞

2021年は「知的財産基本法」を制定し、国家知識財産委員会を発足してから10周年となる年です。

過去10年間、韓国の特許協力条約（PCT）出願件数は約2倍増加しており、「イカゲーム」、「パラサイト 半地下の家族」、K-POPなど韓流コンテンツが世界から賛辞を受けたことから、2021年のコンテンツ輸出額は136億ドルを達成しました。世界知的所有権機関（WIPO）が発表したグローバル・イノベーション・インデックス（GII）でも2011年には16位となったが、2021年には132カ国のうち5位を記録しました。これは、創作者、科学技術者の努力とそれを支える知的財産保護制度があったから可能だったと思います。

近年、メタバースや人工知能など新技術の台頭とともにデジタル転換が急速に進み、世界的に技術覇権競争が激化しています。このなか、知的財産の侵害が頻繁に発生しており、新たな知的財産 이슈が生じています。

このように急変する環境に対応し、大韓民国が知的財産強国を越えて先導者としての役割を果たすことができるように、国家知識財産委員会は関係部処とともに総力を結集しています。2021年にも「第3次国家知的財産基本計画」などさまざまな知的財産政策を策定し、関連法令を制定・改正するなど努力してきました。この報告書は、政府レベルでの知的財産保護政策及び執行の成果、海外の知的財産保護の動向及び強化された国際協力状況まで幅広いテーマを取り上げています。

この報告書が知的財産保護の重要性を広く喚起させる基礎資料になることを願い、国家知識財産委員会も知的財産を通じて新政府の国政目標である「ダイナミック経済」のエンジンを造成するためにさらに努力します。

年次報告書の発刊に協力していただいたすべての関係者の方々に感謝します。

国家知識財産委員会共同委員長 ペク・マンギ

CONTENTS

PART 01 序論	1
PART 02 知的財産保護の動向	5
第1節 韓国国内の知的財産保護の動向	6
1. 産業財産権保護の動向	6
2. 著作権保護の動向	11
3. 営業秘密保護の動向	15
4. 新知的財産権保護の動向	16
5. 国際知的財産保護指数で見た韓国国内の知的財産保護の動向	19
第2節 海外の知的財産保護の動向	22
1. 米国	22
(1) 知的財産保護体系	22
(2) 知的財産保護戦略	23
2. 日本	27
(1) 知的財産保護体系	27
(2) 知的財産保護戦略	28
3. 中国	31
(1) 知的財産保護体系	31
(2) 知的財産保護戦略	32
4. 欧州連合 (European Union)	35
(1) 知的財産保護体系	35
(2) 知的財産保護戦略	36

PART 03 知的財産保護の状況	40
第1節 知的財産に対する制度的保護状況	42
1. 知的財産に対する法的保護状況	42
2. 知的財産に対する政策的保護状況	44
(1) 国家知識財産委員会	44
(2) 中央行政機関	53
(3) 広域地方自治体	65
第2節 知的財産の出願・登録状況	78
1. 産業財産権	78
(1) 国内出願の状況	78
(2) 国内登録の状況	79
(3) 国際出願の状況	79
2. 著作権	80
(1) 国内登録の状況	80
(2) ソフトウェア (SW) の寄託状況	81
3. 営業秘密及び産業技術	82
(1) 営業秘密原本証明制度の利用状況	82
(2) 技術資料の寄託状況	82
(3) 国家中核技術の指定状況	83
4. 新知的財産権	85
(1) 植物新品種の出願・登録状況	85
(2) 半導体集積回路の配置設計設定登録状況	86
(3) 地理的表示の登録状況	86
(4) 遺伝資源の保有状況	87
(5) 伝統的知識の登録状況	88

PART 04 知的財産保護執行活動	90
第1節 国内の知的財産保護執行活動	91
1. 産業財産権.....	91
(1) 産業財産権に対する認識向上に関する教育.....	92
(2) 産業財産権保護に関する広報.....	95
2. 著作権.....	98
(1) 著作権に対する認識向上に関する教育.....	98
(2) オンライン著作権教育.....	100
(3) 著作権保護のための広報.....	104
3. 営業秘密及び産業技術.....	107
(1) 営業秘密保護教育及び広報.....	107
(2) 中小企業の技術保護教育及び広報.....	107
4. 新知的財産権.....	109
(1) 品種保護権侵害紛争防止に関する教育及び広報.....	109
(2) 「遺伝資源法」履行のための教育及び広報.....	109
5. 民間レベルの知的財産権保護活動.....	110
(1) 知的財産権侵害対応及び被害者補償.....	110
(2) 知的財産権侵害防止活動.....	111
第2節 知的財産保護執行のための海外活動	112
1. 産業財産権.....	113
(1) 海外知的財産センター（IP-DESK）の運営.....	113
(2) 海外知的財産権紛争の初動対応支援.....	115
(3) K-ブランド保護基盤の構築.....	115
(4) 国際知財権紛争対応戦略支援事業.....	119
(5) 海外進出コンテンツ知的財産権保護コンサルティング.....	120
(6) 在外公館の現地における知的財産侵害防止・対応支援の強化.....	121

2. 著作権	123
(1) 著作権海外事務所の運営及び海外著作権情報提供の拡大	123
(2) 海外著作物の合法利用活性化環境構築	124
(3) 海外著作権侵害サイトへの接続遮断など保護体系の強化	125
(4) 中国における韓国コンテンツ権利認証による利用契約の活性化	127
3. 営業秘密及び産業技術	128
4. 新知的財産権	129
第3節 知的財産保護執行のための国内外の協力活動	130
1. 韓国国内の協力活動	130
(1) 国家知的財産ネットワーク（KIPnet）の運営	130
(2) 知的財産保護に向けた中央行政機関の協力の多角化	131
2. 国際的な協力活動	138
(1) 産業財産権	138
(2) 著作権	141
(3) 新知的財産権	143
PART 05 知的財産保護執行の成果	146
第1節 知的財産保護関連法令等の制定・改正	147
1. 産業財産権	147
(1) 「特許法」及び同法施行令の改正	147
(2) 「デザイン保護法」及び同法施行令の改正	150
(3) 「商標法」改正	153
(4) 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」及び同法施行令の改正	154
2. 著作権	156
(1) 「著作権法」改正	156
(2) 「著作権法」全部改正法律案の発議	157

3. 営業秘密及び産業技術	158
(1) 「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」改正	158
(2) 「下請取引の公正化に関する法律」改正	159
4. 新知的財産権	160
(1) 植物新品種など	160
(2) データ	161
第2節 知的財産保護執行の部門別成果	163
1. 産業財産権	163
(1) 産業財産権法律違反事件の受理・処理	163
(2) 知的財産権侵害物品の輸出入制限	167
(3) 技術流出・侵害犯罪の捜査、偽造品などに対するオン・オフライン上の取り締まり・ 是正勧告など	169
(4) 知的財産権の虚偽表示に対する取り締まり・是正	172
(5) 不公正貿易行為に対する調査・制裁	173
2. 著作権	174
(1) 「著作権法」違反事件の受理・処理	174
(2) 著作権侵害物品の輸出入制限	175
(3) オン・オフライン上の違法複製物に対する取り締まり及びモニタリング	175
(4) オン・オフライン上の違法複製物に対する是正勧告・廃棄処分などの措置	184
(5) 正規ソフトウェア（SW）使用の点検	186
(6) 著作権侵害総合対応体系の強化	187
(7) 著作権安心（Copyright OK）指定制度の運営	188
3. 営業秘密及び産業技術	190
(1) 「不正競争防止法」違反事件の受理・処理	190
(2) 「産業技術流出防止法」違反者の受理・処理	192
(3) 技術流用行為に対する職権調査及び制裁	192
(4) 不正競争行為に対する調査・是正勧告	193

(5) 中小企業技術侵害行為に対する行政調査制度の運営など	193
4. 新知的財産権	194
(1) 「植物新品種保護法」違反事件の受理・処理	194
(2) 不法・不良森林種子に対する取り締まり・処理	194
(3) 品種保護権侵害者に対する捜査	195
第3節 紛争解決による知的財産保護執行の成果	197
1. 審判及び訴訟	197
(1) 産業財産権の審判及び訴訟	197
(2) 著作権訴訟	204
(3) 営業秘密訴訟	205
2. 代替的紛争解決制度	208
(1) 産業財産権紛争調停委員会	209
(2) 韓国著作権委員会の著作権紛争調停部	212
(3) コンテンツ紛争調停委員会	215
(4) 産業技術紛争調停委員会	218
(5) 中小企業技術紛争調停・仲裁委員会	219
(6) 大韓商事仲裁院	221
(7) ソウル法院調停センター（ソウル中央地方法院連携調停）	222
3. その他の紛争解決支援活動	223
(1) 公益弁理士特許相談センターの運営	223
(2) 著作権相談センターの運営	224
(3) コンテンツ公正共生センターの運営	225
(4) 営業秘密保護センターの運営	226
(5) 中小企業の技術紛争支援	227
(6) 地方自治体による知的財産紛争防止・対応支援	229

PART 06 今後の見通し及び政策提言	232
第1節 新たな知的財産の登場に対する対応	234
1. メタバースと知的財産権	234
2. 人工知能（AI）と知的財産権	236
3. NFTと知的財産権	237
第2節 高度化する侵害からの韓国企業の保護強化	239
1. 韓国企業の技術保護の強化	239
2. 韓国企業の偽造品への対応強化	240

表の順番

[表2-1-1]文化体育観光部、著作権ビジョン2030の4大戦略目標及び12の推進課題	11
[表2-1-2]科学インフラのうち知的財産関連の細部項目のランキング	19
[表2-1-3]韓国の国際知的財産指数（項目別）	21
[表3-1-1]韓国の知的財産関連法律及び所管部処	43
[表3-1-2]2021年度国家知識財産委員会の上程案件	45
[表3-1-3]国際知財権紛争対応戦略の事業内容	70
[表3-1-4]江原道の知的財産への第一歩支援事業の内容	73
[表3-2-1]韓国の過去5年間の著作権登録件数	80
[表3-2-2]韓国の過去5年間のSW寄託件数	81
[表3-2-3]韓国の営業秘密原本証明制度の利用状況（2021年までの累積統計）	82
[表3-2-4]国家中核技術の分野別の指定件数	84
[表3-2-5]韓国の過去5年間の作物別新品種の出願・登録件数	85
[表3-2-6]韓国の過去5年間の半導体集積回路の配置設計設定登録件数	86
[表3-2-7]過去5年間の地理的表示制、地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章の登録件数	87
[表3-2-8]国家生物多様性情報共有体系による部処及び機関別遺伝資源の保有件数	87
[表3-2-9]韓国の伝統的知識の登録件数	88
[表4-1-1]過去5年間の知的財産一般先導学校指定高校及び教科採用高校の状況	92
[表4-1-2]2021年韓国知識財産保護院による青少年向け教育の推進状況	93
[表4-1-3]2021年韓国知識財産保護院によるオンライン販売事業者向け教育の推進状況	93
[表4-1-4]2021年税関取締職員向けの偽造品識別教育	94
[表4-1-5]過去5年間の全国巡回キャンペーンの実施回数	95
[表4-1-6]過去5年間の産業財産権保護に関する広報活動の状況	97
[表4-1-7]過去5年間の青少年著作権認識度	98
[表4-1-8]過去5年間の著作権体験教室の運営状況	98
[表4-1-9]過去5年間の訪れる著作権教育（児童・生徒）の運営状況	99

[表4-1-10]過去5年間の訪れる著作権教育（大人）の運営状況	99
[表4-1-11]過去5年間の大人向けの訪れる著作権教育のうち、文化芸術部門の運営状況	99
[表4-1-12]過去5年間の大人向けの訪れる著作権教育のうち、公共部門の運営状況	99
[表4-1-13]過去5年間の大学連携型創造的人材育成のための著作権専門講座の運営状況	100
[表4-1-14]年度別青少年課程（遠隔著作権アカデミー及び外部協力）の運営状況	100
[表4-1-15]年度別一般人向けの課程（遠隔著作権アカデミー及び外部協力）の運営状況	101
[表4-1-16]年度別大学生向けの課程（遠隔著作権アカデミー及び外部協力）の運営状況	101
[表4-1-17]年度別産業従事者向けの課程（遠隔著作権アカデミー）及び遠隔生涯教育院の運営状況	101
[表4-1-18]年度別公務員向けの課程（遠隔著作権アカデミー及び外部協力）の運営状況	101
[表4-1-19]過去5年間の遠隔教育研修院（教員）の履修状況	102
[表4-1-20]過去5年間の著作権研修の運営状況	102
[表4-1-21]2021年著作権現場職務能力向上課程の運営状況	103
[表4-1-22]著作権教育条件付き起訴猶予制教育の状況	103
[表4-1-23]過去5年間の営業秘密保護センターの営業秘密教育の実施状況	107
[表4-1-24]過去5年間の中小ベンチャー企業部の技術保護教育・説明会の実施状況	107
[表4-1-25]中小企業の技術保護無料教育課程の詳細	108
[表4-1-26]2019年～2021年の国際種子生命教育センターの運営状況	109
[表4-2-1]IP-DESKの海外商標・デザイン出願の支援内容	114
[表4-2-2]IP-DESKの侵害調査及び行政取り締まり費用の支援内容	114
[表4-2-3]IP-DESKの過去5年間の事業実績	114
[表4-2-4]IP-DESK未所在国別の海外商標・デザイン出願支援内容	115
[表4-2-5]2021年海外知的財産権紛争の初動対応支援事業の実績	115
[表4-2-6]過去5年間中国の新規商標ブローカーの摘発状況	117
[表4-2-7]過去5年間中国商標ブローカーによる産業別無断先取り被害件数	117
[表4-2-8]2021年ベトナム・タイにおける多数の商標先取り出願人による産業別無断先取り被害状況	117

[表4-2-9]過去5年間中国でのオンライン偽造品モニタリング及び遮断実績	118
[表4-2-10]過去2年間のASEAN諸国におけるオンライン偽造品モニタリング及び遮断実績	118
[表4-2-11]特許庁の国際知財権紛争対応戦略支援事業の内容	119
[表4-2-12]過去5年間の国際知財権紛争対応戦略（個別対応）支援件数	120
[表4-2-13]過去5年間の国際知財権紛争対応戦略（共同対応）支援状況	120
[表4-2-14]海外進出コンテンツの知的財産権保護コンサルティング支援内容	121
[表4-2-15]2021年本部 - 公館及び公館間の有機的協力体制の構築	122
[表4-2-16]過去5年間の海外法律コンサルティング及び救済措置の支援件数	123
[表4-2-17]著作権登録、契約締結支援、契約書検討など海外合法利用の支援件数	124
[表4-2-18]2021年合法利用協力交流会推進状況	124
[表4-2-19]過去5年間の文化体育観光部による著作権侵害海外サイトへの接続遮断状況	125
[表4-2-20]中韓における放送分野の著作権侵害ホットライン運営による違法URLの削除件数	126
[表4-2-21]過去5年間のキラコンテンツに対する集中モニタリング及び救済措置の状況	126
[表4-2-22]中国における著作権権利認証の件数	127
[表4-2-23]2021年農林畜産食品部の国内育成品種の海外進出支援状況	129
[表4-3-1]2021年KIPnet分科別の幹事及び参加機関	130
[表4-3-2]2021年知的財産権法違反者に対する取締りの実績	131
[表4-3-3]技術保護関連法律の立証責任転換の導入状況	133
[表4-3-4]過去4年間のオンライン保護要求の著作物	136
[表4-3-5]過去5年間の権利者保護要請による侵害事実の通知件数	136
[表4-3-6]ID5の主要協力事業	139
[表4-3-7]過去4年間の知的財産権の多国間・通商交渉の分析及び対応回数	140
[表4-3-8]PRISMAを用いて出願可能な国及び植物種	144
[表5-1-1]2021年「特許法」改正の主な内容1	148
[表5-1-2]2021年「特許法」改正の主な内容2	149
[表5-1-3]2021年「特許法施行令」改正の主な内容	150
[表5-1-4]2021年「デザイン保護法」改正の主な内容1	151

[表5-1-5]2021年「デザイン保護法」改正の主な内容2	152
[表5-1-6]2021年「デザイン保護法施行令」改正の主な内容	152
[表5-1-7]2021年「商標法」改正の主な内容	153
[表5-1-8]2021年「不正競争防止法」改正の主な内容	154
[表5-1-9]2021年「不正競争防止法施行令」改正の主な内容	155
[表5-1-10]2021年「著作権法」改正の主な内容	156
[表5-1-11]「著作権法」全部改正法律案の主な内容	157
[表5-1-12]2021年「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」改正の主な内容	158
[表5-1-13]2021年「下請取引の公正化に関する法律」改正の主な内容	159
[表5-1-14]2021年「種子産業法」一部改正	160
[表5-1-15]2021年「海洋水産生命資源法施行令」一部改正	160
[表5-1-16]2021年制定「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」の主な内容	161
[表5-2-1]過去5年間の検察庁による知的財産権法律違反事件の受理・処理状況	163
[表5-2-2]過去5年間の検察庁による「商標法」違反事件の受理・処理状況	164
[表5-2-3]過去5年間の検察庁による「特許法」違反事件の受理・処理状況	164
[表5-2-4]過去5年間の検察庁による「実用新案法」違反事件の受理・処理状況	165
[表5-2-5]過去5年間の検察庁による「デザイン保護法」違反事件の受理・処理状況	165
[表5-2-6]過去5年間の警察庁による産業財産権侵害事件の処理状況	166
[表5-2-7]過去5年間の通関後の知的財産権侵害者に対する取締り実績	168
[表5-2-8]過去3年間の特許庁技術デザイン特別司法警察による技術デザイン侵害捜査実績	170
[表5-2-9]過去5年間の商標特別司法警察による偽造品（商標権侵害）に対する取り締まり実績	170
[表5-2-10]過去5年間の偽造品申告褒賞金の支払い実績	170
[表5-2-11]過去5年間の地方自治体の是正勧告の実績	171
[表5-2-12]2021年地方自治体別の是正勧告支援件数	171
[表5-2-13]過去5年間オンライン偽造品流通サイトの遮断・閉鎖件数	172
[表5-2-14]特許庁の知的財産権虚偽表示申告センターの運営実績	172

[表5-2-15]マスクの知的財産権の虚偽表示の摘発事例	173
[表5-2-16]過去5年間の不公正貿易行為の調査状況	173
[表5-2-17]過去5年間の検察庁による「著作権法」違反事件の受理・処理状況	174
[表5-2-18]過去5年間通関後の著作権侵害者に対する取り締まりの実績	175
[表5-2-19]過去5年間通関段階における著作権侵害物品の通関保留件数	175
[表5-2-20]2021年の違法複製物の利用率	175
[表5-2-21]オン・オフライン上の違法複製物の利用経路別の利用量及び割合	176
[表5-2-22]過去5年間の著作権特別司法警察の主な企画捜査の状況	178
[表5-2-23]過去5年間のデジタル著作権侵害に対する科学捜査の支援件数	180
[表5-2-24]過去5年間の違法複製物追跡管理システム（ICOP）モニタリングの件数	181
[表5-2-25]過去5年間のオンライン違法複製物流通分析システム（ICOP-T）の運営実績	182
[表5-2-26]過去5年間のオンライン著作権違法複製物在宅モニタリング要員の状況	182
[表5-2-27]違法複製・送信者の情報提供請求に関する韓国著作権保護院（著作権保護審議委員会）の審議状況	184
[表5-2-28]過去5年間のオンライン違法複製物の是正勧告措置の状況	185
[表5-2-29]過去5年間のメディア別オンライン上の違法複製物の是正勧告の状況	185
[表5-2-30]過去5年間のオフライン上の違法複製物の収集・廃棄状況	186
[表5-2-31]大学街の出版物の違法複製に対する取り締まりの状況	186
[表5-2-32]中小企業向けの正規SW使用周知の状況	186
[表5-2-33]過去5年間の公共機関のSW管理実態の自体・現場点検	187
[表5-2-34]著作権安心（Copyright OK）オンラインサービス指定状況（年度別累計）	189
[表5-2-35]著作権安心（Copyright OK）オフライン店舗の指定状況（年別累計）	189
[表5-2-36]過去5年間の検察庁による「不正競争防止法」（営業秘密漏洩等罪）違反事件の受理・処理状況	190
[表5-2-37]過去5年間の検察庁による「不正競争防止法」（営業秘密の国外漏洩等罪）違反事件の受理・処理状況	191
[表5-2-38]過去5年間の警察庁による「不正競争防止法」違反事件の処理状況	191
[表5-2-39]過去5年間の検察庁による「産業技術流出防止法」違反事件の受理・処理状況	192

[表5-2-40]2021年技術流用関連事件の処理状況（警告以上）	192
[表5-2-41]過去4年間の不正競争行為の調査及び是正勧告の処理件数	193
[表5-2-42]過去5年間の検察庁による「植物新品種保護法」違反事件の受理・処理状況	194
[表5-2-43]過去5年間の「植物新品種保護法」及び「種子産業法」違反事件の受理・処理状況	194
[表5-2-44]過去5年間の山林庁による品種生産・輸入販売申告、種子輸入要件の承認件数	195
[表5-2-45]過去5年間の農林畜産食品部による品種保護権侵害発生状況	195
[表5-3-1]過去5年間の特許法院及び大法院の審決取消訴訟の状況	198
[表5-3-2]過去5年間の特許権侵害差止請求民事本案（一審）の処理状況	199
[表5-3-3]過去5年間の実用新案権侵害差止請求民事本案（一審）の処理状況	199
[表5-3-4]過去5年間のデザイン権侵害差止請求民事本案（一審）の処理状況	199
[表5-3-5]過去5年間の商標権侵害差止請求民事本案（一審）の処理状況	200
[表5-3-6]過去5年間の特許権侵害差止仮処分申請の処理状況	200
[表5-3-7]過去5年間の実用新案権侵害差止仮処分申請の処理状況	201
[表5-3-8]過去5年間のデザイン権侵害差止仮処分申請の処理状況	201
[表5-3-9]過去5年間の商標権侵害差止仮処分申請の処理状況	201
[表5-3-10]過去5年間の知的財産権損害賠償請求訴訟の処理状況	202
[表5-3-11]過去5年間の産業財産権法律違反刑事訴訟の処理状況	203
[表5-3-12]過去5年間の著作権侵害差止請求の民事本案（一審）の処理状況	204
[表5-3-13]過去5年間の著作権侵害差止仮処分申請の処理状況	204
[表5-3-14]過去5年間の「著作権法」違反刑事訴訟の処理状況	205
[表5-3-15]過去5年間の営業秘密侵害差止請求の民事本案（一審）の処理状況	205
[表5-3-16]過去5年間の営業秘密侵害差止仮処分申請の処理状況	206
[表5-3-17]過去5年間の「不正競争防止法」違反刑事訴訟の処理状況	206
[表5-3-18]過去5年間の「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」違反刑事訴訟の処理状況	207
[表5-3-19]過去5年間の産業財産権調停対象及び申請種類別の利用件数	211

[表5-3-20]過去5年間の韓国著作権委員会による調停処理件数	213
[表5-3-21]過去5年間の韓国著作権委員会による分野別調停申請件数	214
[表5-3-22]過去5年間の裁判所連携型調停の処理件数	214
[表5-3-23]過去5年間の年度別コンテンツ紛争調停委員会の調停処理件数	216
[表5-3-24]過去5年間のコンテンツ分野別調停申請の受理状況	217
[表5-3-25]2021年コンテンツ紛争調停事件の種類及び部門別受理状況	217
[表5-3-26]過去5年間の産業技術紛争調停の申請・処理件数	218
[表5-3-27]過去5年間の中小企業技術紛争の調停・仲裁事件の処理件数	219
[表5-3-28]過去5年間の公益弁理士特許相談センターにおける相談及びコンサルティング支援件数	223
[表5-3-29]過去5年間の公益弁理士特許相談センターにおける書類作成の支援及び出願件数	224
[表5-3-30]過去5年間の公益弁理士特許相談センターにおける審判及び審決取消訴訟の直接代理支援件数	224
[表5-3-31]過去5年間の著作権相談センターの著作権相談実績	225
[表5-3-32]過去5年間の中小ベンチャー企業部による技術保護現場諮問件数	227
[表5-3-33]過去3年間の技術保護支援班の運営件数	227
[表5-3-34]過去5年間の技術保守サービスの件数	228
[表5-3-35]過去5年間の技術流出防止システムの支援件数	228
[表6-1-1]主要国及び団体の人工知能の知的財産に対する対応の動向	236

図の順番

[図2-1-1]2021年特許庁の主要業務の推進方向	6
[図2-1-2]特許庁技術デザイン特別司法警察組織構成の改編図	9
[図2-2-1]知的財産執行に関する政府間戦略計画委員会の組織図	22
[図2-2-2]日本の知的財産戦略本部及び知的財産保護体系	27
[図2-2-3]中国の知的財産政策の推進体系	31
[図2-2-4]EUの知的財産政策の推進体系	35
[図3-1-1]2021年度国家知識財産委員会の構成	44
[図3-1-2]第2次国家知的財産基本計画（2017～2021）の政策目標及び基本方向	46
[図3-1-3]第2次国家知的財産基本計画（2017～2021）上の推進戦略及び中核課題	47
[図3-1-4]6大重点方向別推進課題	48
[図3-1-5]2021年国家知的財産施行計画の推進戦略及び重点課題	49
[図3-1-6]第3次国家知的財産基本計画のビジョン及び推進戦略	51
[図3-1-7]知的財産保護政策関連の中央行政機関	53
[図3-1-8]地域別事業遂行機関の分布状況	65
[図3-1-9]知的財産に対する認識を高める教育の動画コンテンツ制作	66
[図3-1-10]中小企業技術保護ワンストップサービス	67
[図3-1-11]知的財産権保護ガイドブックの制作	67
[図3-1-12]釜山の名品水産物の商標例	68
[図3-2-1]過去5年間の国内産業財産権の出願件数	78
[図3-2-2]過去5年間の国内産業財産権の登録件数	79
[図3-2-3]過去5年間の国際出願件数	79
[図3-2-4]中小企業の技術資料の寄託件数	83
[図4-1-1]2021知的財産保護水準の体感度	91
[図4-1-2]産業財産権保護のための広報コンテンツ	96
[図4-1-3]関連機関の協力による無償送出手続の状況	96

[図4-1-4] オンラインキャンペーン及びライブコンサート	104
[図4-1-5] 著作権ブランディッド映像「著作権法」	105
[図4-1-6] 著作権に対する認識向上に関する映像	105
[図4-1-7] 著作権保護に対する認識向上に関する映像	106
[図4-2-1] IP-DESKの設置状況	113
[図4-2-2] 海外商標ブローカー対応の手続き	116
[図4-2-3] 過去5年間中国で活動する商標ブローカーにより韓国企業の商標が無断で先取された状況	116
[図4-2-4] 海外オープンマーケット対象のオンライン偽造品対応支援の手続き	118
[図4-2-5] 国際知財権紛争対応戦略支援手続き	119
[図4-2-6] 海外著作権の合法利用活性化サービスの手続き	124
[図4-3-1] オンライン・オフライン上の知的財産侵害取り締まり体系	132
[図4-3-2] ソウル特別市による中小企業の技術保護に向けた段階別支援体系	133
[図4-3-3] 技術保護関連法律の懲罰的損害賠償規定の導入状況	134
[図4-3-4] 中小企業の技術保護強化策	135
[図4-3-5] 国際植物新品種保護連盟国際電子出願システム体系	143
[図5-2-1] 過去5年間知的財産権侵害物品の摘発件数	167
[図5-2-2] 過去5年間IPIMSを通じた侵害が疑われる物品の鑑定及び侵害の確認件数	168
[図5-2-3] 産業財産特別司法警察の地域事務所の状況	169
[図5-2-4] 過去5年間の警察庁による「著作権法」違反事件の受理・処理状況	174
[図5-2-5] 過去5年間の著作権特別司法警察による著作権侵害者の送致件数	177
[図5-2-6] デジタル著作権侵害科学捜査手続	179
[図5-2-7] 違法複製物追跡管理システムの証拠資料収集過程	180
[図5-2-8] オンライン違法複製物流通分析システム（ICOP-T）の掲示板	181
[図5-2-9] 過去5年間のオンライン違法複製物在宅モニタリングの運営実績	183
[図5-2-10] 複製・送信者に関する情報提供請求などの処理手続き	184
[図5-2-11] 著作権安心（Copyright OK）シンボルロゴ（マーク）	188

[図5-2-12]2021年森林用種子流通調査	195
[図5-2-13]品種保護権侵害対応システムの推進体系	196
[図5-3-1]過去5年間の産業財産権に関する審判請求の件数	197
[図5-3-2]5つの紛争調停委員会の処理件数	209
[図5-3-3]産業財産権紛争委員会の調停処理手続き	210
[図5-3-4]過去5年間の産業財産権紛争調停委員会の調停申請の状況及び成立件数	211
[図5-3-5]著作権紛争調停制度の調停処理手続き	212
[図5-3-6]検察連携調停制度の調停処理手続き	213
[図5-3-7]裁判所連携調停制度の調停処理手続き	214
[図5-3-8]コンテンツ紛争調停委員会の調停処理手続き	215
[図5-3-9]産業技術紛争調停委員会の調停手続き	218
[図5-3-10]中小企業技術紛争調停・仲裁委員会調停・仲裁の効力	219
[図5-3-11]中小企業技術紛争調停申請企業の法律代理人・訴訟費用支援の手続き	220
[図5-3-12]大韓商事仲裁院の仲裁手続き	221
[図5-3-13]コンテンツ公正共生センターの申告受理業務処理図	225
[図5-3-14]過去5年間の営業秘密保護センターのコンサルティング、法律諮問など実施件数	226
[図5-3-15]ソウル特別市の中小企業向けの知的財産権保護ガイドブック	229
[図5-3-16]ソウル特別市の知的財産権の審判、訴訟、侵害物品に対する取り締まり事業の体系	229

2021

ANNUAL
REPORT

知的財產保護政策執行

年次報告書

PART 01

序論

2021年にも新型コロナウイルス感染症により、リモートワーク、テレビ会議など非対面生活が日常化し、メタバース、NFTなどの新技術が台頭した。これが背景となり、物理的空間ではなく仮想空間で商標、デザイン、著作物を使用する事件が大衆の関心を集めることになり、既存の法体系では解決しにくい知的財産関連紛争が生じ、仮想空間での知的財産保護の必要性が高まった。また、コロナワクチン開発など技術開発に伴う利益創出が大きくなり、保有している技術水準によって国際競争力が決定される傾向が強まり、技術保護の重要性が高まっている。

これを受け、韓国政府は2021年にも関連法律を整備し、オン・オフライン上での取り締まりを推進するなど、国内外の環境変化に対処し、知的財産を保護することで国の競争力を高めることができるよう取り組んだ。なお、知的財産保護の重要性に対する国民の認識を高めるために広報やキャンペーン、コンサルティングなどの活動も展開した。

詳細を見ると、産業財産権の分野では「特許法」、「商標法」、「デザイン保護法」、「発明振興法」など関連法令を改正した。改正法により、特許審判院と産業財産権紛争調停委員会との連携制度を実施し、審判初期に証拠と主張を集中して提出する適時提出制度を導入した。

「デザイン保護法」では機器の操作に用いられる画像と機器の機能が発揮される画像を保護対象に入れた。2020年12月、「特許法」に導入した権利者の生産能力を超えた侵害者の製品販売部分まで損害賠償する損害賠償額算定方式を2021年6月から「商標法」、「デザイン保護法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」にも適用するようになった。新しい損害賠償算定方式により、権利者は権利侵害時に自分が生産できる限度に対する損害賠償のほか、生産能力を超えた範囲の販売数量に対する合理的な実施料の追加賠償を受けることができるようになった。その他にも、特別司法警察隊の捜査範囲を商標から特許、営業秘密、デザインなど技術分野まで拡大し、専門担当組織を拡大・改編して発足させ、偽造品に対するオン・オフライン上のモニタリングも強化した。

著作権保護のための努力も続いたが、現在の著作権エコシステムに適した法的制度を設けるために「著作権法」（全部改正法律案）を発議し、著作権の教育、広報などを展開して大衆の著作権保護に対する認識を高めようとした。また、著作権侵害物品の輸出入制限とモニタリングでオン・オフライン上の違法複製物の取り締まりを行うなど、著作権侵害防止のための活動を行った。さらに、著作権特別司法警察制度とデジタル科学捜査制度を通して著作権侵害時の権利救済のための政策も実施した。

営業秘密保護に関し、中核技術の流出と奪取、サイバーハッキング、産業スパイ、内部人材流出などによる営業秘密の国内外への流出を防止するため、関係部処合同で「第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画」を策定した。この基本計画では韓国の企業や大学などによる営業秘密流出に対する事前防止活動を強化し、核心研究人材へのインセンティブ支援と産業スパイへの処罰強化など営業秘密の海外流出防止のための中長期計画と諸般政策を盛り込んでいる。また、技術流出状況の点検及び防止のために中小企業、研究機関、公共機関を対象に法人所有の業務用デジタル機器に対するフォレンジック支援事業を実施し、最小費用と人材で営業秘密を管理できるように営業秘密管理システムを普及し、法的対応を支援するための法律諮問サービスなどを継続的に提供している。

新知的財産権の分野ではデータの概念について定義し、データ施策の推進、データの生産・活用及び保護、データ利用の活性化、データの流通・取引促進等を主な内容とする「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」を制定した。また、「不正競争防止及び営業秘密保護に関

する法律」を改正することで、データの不正取得及び使用と有名人の人的識別標識を無断で使用する行為を不正競争行為と規定した。「種子産業法」の改正により、種子加工処理施設、検定施設への支援をできるようにし、植物新品種の保護のために捜査及び流通の取り締まりなどを進め、品種保護権の侵害紛争解決のための分子標識を利用した品種識別技術などを開発した。遺伝資源の保護部分では海洋水産生命資源管理体系の問題点を改善するために「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」施行令を改正した。

2021年知的財産保護政策執行年次報告書は韓国政府が2021年の1年間、知的財産保護のために推進した多様な政策とその執行活動について整理し、公共と民間領域の知的財産保護に対する努力と成果を知らせるために書かれた。

第2章では国内外の知的財産保護の動向を主な政策と制度的装置を中心に、韓国政府が2021年に設定した目標が世界的な流れでどのような部分に重点を置いているかを見ていく。第3章では制度的保護装置と知的財産権の出願及び登録などについて分析し、韓国が2021年に保有した知的財産権の状況について調べる。

第4章では知的財産尊重文化の拡散のための公共と民間の努力と、国内外の知的財産保護執行のための協力活動など、さまざまな国内外の知的財産保護執行活動について案内する。第5章では2021年法令の制定・改正内容と各部門別保護執行の成果について具体的に見ていく。

第6章では2021年に韓国政府が設定した目標と成果から、韓国政府が補完または集中しなければならない分野についての意見を提示する。

2021

ANNUAL
REPORT

知的財產保護政策執行

年次報告書

PART 02

知的財産保護の動向

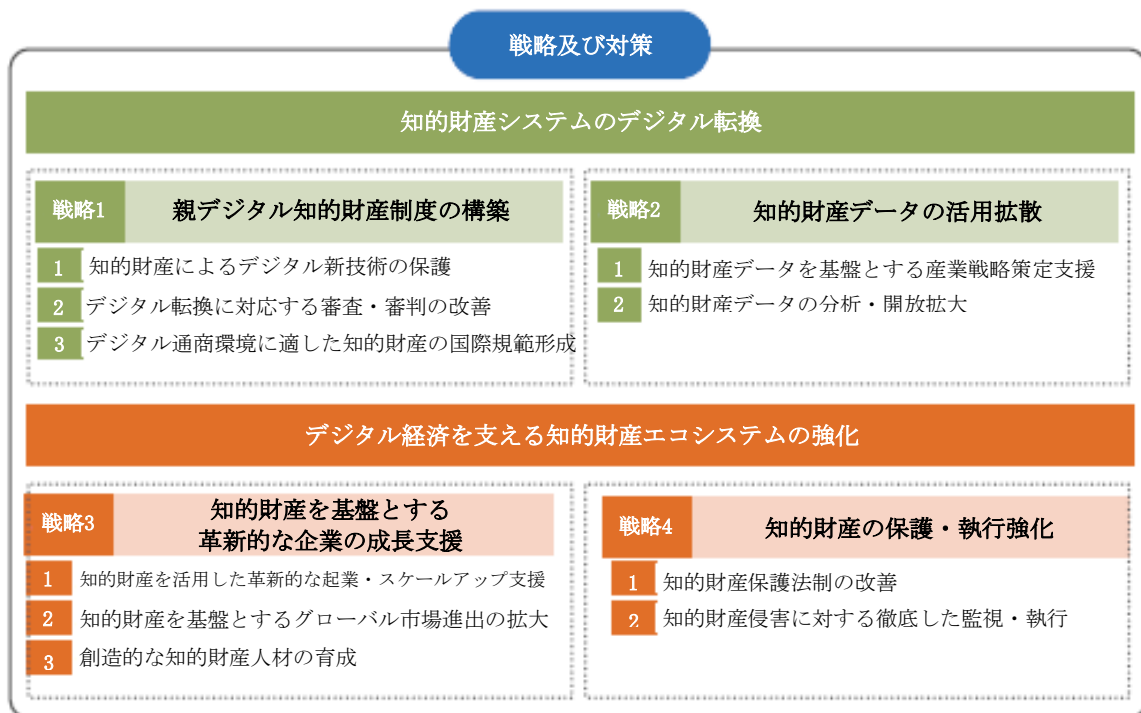
第1節 韓国国内の知的財産保護の動向

1. 産業財産権保護の動向

(1) 主な政策の流れ

韓国政府は急変する国際的な知的財産情勢に対処し、知的財産保護による国際競争力を強化するために、2011年から5年ごとに国家知的財産基本計画を策定し施行している。各国が技術に対する主導権を持つために競争する国際環境で科学技術に基づいて知的財産権を創出し、効率的に活用するとともに、知的財産保護を強化することが今後の核心価値であることを認識し、これを国レベルで戦略的に推進しているのである。

[図2-1-1]2021年特許庁の主要業務の推進方向



* 出処：特許庁、「2021知的財産白書」、2022

産業財産権関連の主務部処である特許庁は、2021年の1年間でデジタル経済時代に備えるために、知的財産によるグローバル技術強国の実現という目標の下、さまざまな制度的・政策的活動を推進した。知的財産システムのデジタル転換のためにデジタルフレンドリーな知的財産制度を構築し、知的財産データ活用を拡散し、デジタル経済を支える知的財産エコシステムを強化するために、知的財産を基盤とする革新的な企業の成長を支援し、知的財産保護執行を強化することを主な戦略として定めた。

特許庁は2021年の目標達成のための重点課題として①信頼される審査及び審判サービスを提供、②知的財産による技術競争力を強化、③公正な知的財産保護体系の構築、④知的財産を基盤とする金融取引の活性化、⑤知的財産人材育成及び国民向けサービスの改善などを選定した。

信頼される審査及び審判サービスを提供するために、特許分野では産業の特性を審査に反映できる特許審査政策を拡大し、人工知能自動運転などデジタル産業の特殊性を審査過程で反映できるように産業別特許審査の実務ガイドを制定した。商標分野では短期間で認知度が急上昇したキャラクターブランドを随時モニタリングし、第三者が不正な目的で商標を出願することを防止し、デジタル環境で活用が増加する非典型的な商標の類型別審査のためのガイドラインを提示した。デザイン分野では製品の寿命が短く、オンラインでの模倣が容易な製品をデザインの一部審査対象に含めて迅速な権利化を支援し、デザイン権の出願時に企業が保有するデザイン情報公開の有無及び期間を選択できるようにする秘密デザイン制度を導入した。

特許庁は知的財産による技術競争力強化のために国家R&Dの全過程に特許ビッグデータ活用体系を構築した。デジタル、カーボンニュートラルなど、中核産業の特許ビッグデータを分析することで有望技術を導出し、特許観点のR&D戦略を策定した。韓国版ニューディール分野を中心に知的財産を基盤とする研究開発支援を強化し、素材・部品・装置分野のR&D課題のうち、知的財産を基盤とするR&D対象品目を拡大し、日本の輸出規制に対応するために努力した。また、商標・デザインの知的財産データから市場の動向を分析し、企業に商品化及びマーケティングに必要な事業戦略を提供した。さらに、産業的需要の多い知的財産データを民間が保有するデータと連携して製品開発及び生産に必要な高付加価値の産業データとして生成できるように支援した。

公正な知的財産保護体制を構築するために、営業秘密流出及び奪取に対する法的制裁も強化したが、営業秘密流出及び奪取をした者がこれにより得た経済的利益を没収できるようにし、特別司法警察の営業秘密流出及び奪取に対する捜査権限を拡大した。また、知的財産権侵害や技術奪取に対する調査と捜査を担当する人材を増員し、検察、警察、国家情報院など捜査機関と協力体系を強化した。

知的財産を基盤とする金融取引を活性化するために、スタートアップに知的財産経営及び知的財産ポートフォリオ構築戦略を提供し、強い企業に成長できるよう支援し、中小企業の特許製品に対して機能及びデザイン改善など事業化ソリューションを提示し、中小ベンチャー企業部、自治体と協業して事業化できるよう支援した。また、デジタル、バイオなど優秀技術保有スタートアップに知的財産の権利化、調査分析、知的財産価値評価技術移転などを集中的に支援し、知的財産担保融資を取り扱う銀行を地方銀行に拡張し、知的財産価値評価機関に対する認証制度を改編して評価品質を高めた。

知的財産人材育成及び国民向けサービス改善のために、圏域別の知的財産重点大学を指定し、知的財産ビッグデータ、知的財産金融など、知的財産の需要に特化した専門人材を集中的に育成し、中小企業付設研究所、国公立研究所など対象別に合わせた知的財産教育を実施して公共と民間の知的財産現場専門家を育成した。また、地域の発明教育の活性化のために発明体験教育館を設置し、発明人材育成のために発明及び知的財産教育も拡大した。さらに、教育庁、学校と協力して青少年対象の知的財産発明コンテンツ、大学別のイーラーニングコンテンツなど、オンライン上の知的財産教育を拡大し、知的財産関連職業体験プログラムを運営し、青少年発明記者団活動を支援して生徒の発明に対する認識を高めるために努力した。

(2) 主な制度の変化

1) 画像デザインの保護

デジタル経済の拡大により、仮想現実、拡張現実といった新技術を活用した製品の発売が徐々に増加しつつ、このような技術を用いて実現するデザインの重要性と産業規模も大きくなっている。空間時計、レーザー仮想キーボード、ホログラムなどの新技術を基盤とするデザインが登場しているが、現行法上、これらの新技術デザインは物品の外観形態がないか、物品に表示された形態ではないため、デザインそのものとして保護されなかった。2021年4月に改正された「デザイン保護法」は画像デザインに対する定義規定を新設し、電気通信回線を介した方法で提供する行為などもデザインの実施行為に含め、物品から独立したさまざまな形態の機器の操作や機能の発揮を含む画像デザイン自体を保護できるようにした。これにより、ウェブサイトの画面、外壁や道路面・人体などに表現されるイメージ、仮想現実（virtual reality、VR）、拡張現実（augmented reality、AR）の映像などをデザインとして出願して保護されるようになった。

2) 秘密デザイン制度の改善

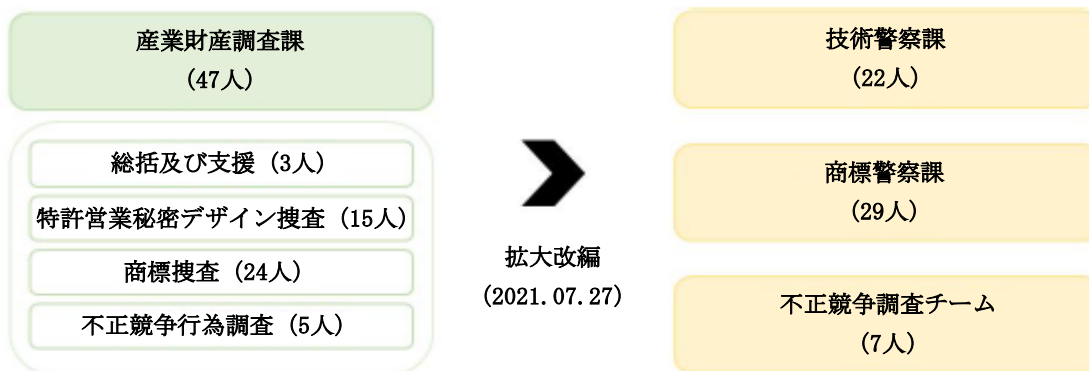
特許庁は企業が新製品のデザインを出願する際、出願デザインに関する内容を経営戦略として活用できるように秘密デザイン制度を改善し、2021年4月1日から施行した。秘密デザイン制度とは、出願人の請求によりデザインをデザイン登録日から最大3年間秘密として維持できるようにする制度である。既存の秘密デザイン制度は物品の名称と物品類は登録デザイン公報に公開され、企業の新製品開発の動向が間接的に競合他社に露出される恐れがあった。しかし、新たに施行される秘密デザイン制度は出願人が秘密デザインを申請する場合、デザインを示す図面、デザインの説明のみならず、物品の名称と物品類も第三者に公開されないようにした。

3) 技術警察の発足

特許庁は多様化し巧みになる技術流出犯罪手口に対応するために、2019年に「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律（司法警察職務法）」を改正し、特許庁特別司法警察の職務範囲を商標から特許、営業秘密、デザインを含む産業財産全般に拡大した。

2021年には国の産業競争力の核心である主要技術の流出と侵害を防ぐための技術捜査専門担当組織で、いわゆる「偽物」を中心に絞り込んだ産業財産調査課を技術警察課、商標警察課、不正競争調査チームに改編し、捜査官も既存の47人から58人に増員した。特に、技術流出及び侵害調査の専門性を高めるために、技術警察22人のうち19人を審査・審判経験者で構成した。

[図2-1-2]特許庁技術デザイン特別司法警察組織構成の改編図



* 出処：特許庁プレスリリース、「技術流出・侵害防止のための『技術警察』本格発足！」
2021.07.27

その結果、技術警察は2021年の1年間、技術犯罪に対して積極的に対応し、164件を捜査して376人を刑事立件する成果を収めた。技術警察は審査・審判経験から身につけた技術と法の専門性をもとに、技術覇権時代における韓国国内の中核技術に対する海外流出と奪取防止に重要な役割を果たしている。

4) 審判 - 紛争調停連携制度の導入

産業財産権の出願及び登録件数が増え、産業財産権関連紛争も増加する傾向にある。訴訟による産業財産権紛争は解決過程が複雑で相当な時間と費用が発生するため、個人、零細企業などにとって負担となっている。これを受け、特許庁は産業財産権紛争によって発生する問題と費用を解決するために1995年から産業財産権紛争調停委員会を設置し運営している。

特許庁は産業財産権紛争調停制度を活性化させるために、2021年11月に「特許法」、「商標法」、「デザイン保護法」、「発明振興法」など関係法令を改正し、特許審判院の審判事件と産業財産権紛争調停委員会の紛争調停を連携する審判 - 紛争調停制度を導入した。同制度によると、審判部が調停を通じて紛争を早期に解決することが当事者にとって実益があると判断した場合、審判部から当事者に調停付託を提案することができ、当事者全員が同意する場合、紛争調停委員会に付託される。付託された事件の調停手続が完了するまで審判手続は中止となり、調停が成立すると裁判所の和解などの効力が発生し、関連審判請求は取り下げられる制度である。

特許庁は紛争調停を活性化させるために、2015年には検察庁で捜査中の産業財産権関連事件を処理する知的財産権検察 - 紛争調停連携制度を実施したことがあり、2017年には韓国知識財産保護院に事務局を新設して産業財産権紛争相談、申請事件の受理、紛争調停制度の広報などを推進している。

このように産業財産権紛争調停制度の活性化に取り組んだ結果、2021年には83件の事件を処理し、46%の調停成功率を記録した。これは、民事本案事件の調停成功率33.3%より高い数値である。

5) 適時提出主義制度の導入

特許庁は産業財産権審判の故意的な遅延を防止し、審理を迅速に進めることができるように、2021年11月に「特許法」、「商標法」、「デザイン保護法」など関係法令を改正し、適時提出主義制度を導入した。

適時提出主義とは、審判長が定めた期限を超えた場合、主張を提出したり証拠を申請できないようにする制度で、「民事訴訟法」の適時提出主義の規定（第146条及び第147条、第149条）を準用している。適時提出主義に違反する場合、審判長は職権または相手方当事者の申請により、当事者の主張または証拠を却下処分して審理に反映しないことができる。また、審判長は審判中に当事者が提出した証拠または主張に対して事実確認が必要な場合、期間を与えて疎明できるようにし、特別な理由なく応じなければ、当該証拠や主張を審理に反映しないことができる。ただし、適時提出主義は当事者が故意または重過失で証拠などを遅らせて提出することで審理を遅延させる場合に限って制限的に適用し、適切な時期に提出したか否かは審判の進行状況に応じて個別に判断する。

適時提出主義制度は審判段階で紛争をより効率的に解決するための装置で、審判事件を迅速かつ明確に終結することで時間と資金力が不十分な個人、中小企業などの紛争解決に大きく寄与できるものと期待されている。

6) 商標、デザイン、営業秘密などの損害賠償額の現実化

権利者の生産能力を超える侵害行為についても損害賠償を受けることができるようにする「商標法」、「デザイン保護法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」などの改正法律が2021年6月に施行された。

これまで権利者が生産できる限度内でのみ損害賠償が行われ、生産設備などが不十分な零細企業は他の企業が商標権及びデザイン権、営業秘密などを侵害して収益が発生しても十分な損害賠償を受けることはできなかった。今回の改正により、既存に賠償を受けられた範囲に加え、権利者の生産能力を超える侵害・奪取行為についても使用許諾契約を通じて当然受けなければならなかった利益（合理的実施料）まで賠償を受けることができるようになった。

韓国は今回施行される制度と「商標法」と「デザイン保護法」に、2020年10月から「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に、2019年7月から施行された「故意侵害に対する3倍賠償制度」の結合により、権利者が故意的な知的財産侵害行為からより強力な保護を受けることができる制度的装置を備えられるようになった。

2. 著作権保護の動向

(1) 主な政策の流れ

2020年2月4日、文化体育観光部は韓国著作権委員会、韓国著作権保護院とともに2030年までの著作権分野の成果目標と推進課題を盛り込んだ「著作権ビジョン2030 - 文化が経済となる著作権強国」を発表した¹。

著作権ビジョン2030は著作権産業の発展の細部課題を段階的に推進することで文化産業の体系的な成長を図る中長期計画で²、文化体育観光部は新技術の発達によって著作権環境の不確実性が高まっている現実と国際化・知能化する著作権侵害問題に対する迅速な対応が必要であるため、海外の韓流コンテンツに対する著作権保護を継続的に強化しようとした。

文化体育観光部は著作権ビジョン2030の4大戦略目標と12の推進課題を選定して実行し、2030年には文化と経済が同時に成長し、韓国が著作権強国に跳躍するとともに、安定した著作権エコシステムを構築し、著作権分野で国際的影響力のある国に成長することを目指している。

[表2-1-1]文化体育観光部、著作権ビジョン2030の4大戦略目標及び12の推進課題

戦略目標	① 第四次産業革命時代に応える著作権基盤の構成	推進課題	①時代を反映した法・制度の整備
	② 公正かつ透明な利用・流通環境造成		②創作と分かち合いの著作権文化の拡散
			③著作権事業化及び管理能力の強化
	③ 著作権侵害に対する対応の強化		④集中管理団体の自主的責任の強化
⑤著作権流通情報活用の公共基盤構築			
④ 韓流拡大のための海外著作権保護基盤の強化	⑥共有著作物と休眠著作物の創作資源化		
	⑦侵害の多様化に迅速対応可能な保護体系の構築		
	⑧新しい侵害に対する技術的対応力の向上		
	⑨革新的な成長のためのソフトウェア著作権保護の強化		
	⑩韓流コンテンツの著作権保護体系の強化		
	⑪民間の海外著作権保護対応支援拡大		
	⑫国際機関との協力・通商協力を通して著作権保護環境造成		

* 出処：文化体育観光部、「（著作権ビジョン2030）文化が経済となる著作権強国」、2020

¹ 文化体育観光部プレスリリース、「著作権の輸出額300億ドルを達成、著作権強国を実現 - 2030年までの目標と課題を盛り込んだ『著作権ビジョン2030』を発表 -」、文化体育観光部著作権局著作権政策課、2020. 02. 04

² 文化体育観光部、「2020著作権白書」、(2021. 09)、28頁

文化体育観光部は著作権ビジョン2030の詳細な成果目標として、①著作権に対する青少年の認識度85点達成、②国際知的財産指数の著作権分野で世界3位に跳躍、③核となる著作権産業の売上高規模240兆ウォンに拡大、④著作権委託管理規模3兆ウォン達成、⑤コンテンツの違法複製物利用率12%以下に改善、⑥ソフトウェア違法複製率20%以下に改善、⑦著作権の輸出額300億ドル突破、⑧著作権の貿易収支黒字100億ドル突破など、詳細な成果目標を設定し推進していく計画だと発表した。

(2) 主な制度の変化

韓国政府はコンテンツ産業の継続的な成長のためには著作権保護が重要であることを認識し、著作権保護関連の主務部処の文化体育観光部は公共機関の韓国著作権委員会、韓国著作権保護院、民間著作権信託管理団体などとの協力をもとに、さまざまな保護政策と制度的装置を設けて施行している。

そのうち、韓国の著作権保護関連事業全般を遂行するために設立された文化体育観光部傘下の韓国著作権保護院は、国内外のオンライン上の違法複製物モニタリングを中心に著作権保護事業を推進している。2021年6月9日には効率的な侵害対応体系を構築し、対外的な混乱を解消するために「著作権法」を一部改正することで、韓国著作権委員会に残っている著作権保護関連機能を韓国著作権保護院の業務に統合した。

1) 無断リンクサイトに対する取り締まりの強化

2021年9月に大法院（最高裁判所）は著作財産権者の利用許諾なしに送信され、公衆送信権を侵害する掲示物につながるリンクを「再度見る」サイトなどで公衆のメンバーに提供する行為が公衆送信権侵害の幫助になるかどうかの問題となった「著作権法」違反幫助事件に関連し、「リンクを貼る行為は著作物のウェブ上の位置情報を示したに過ぎず処罰できない」と判断した従前の見解を変更し、「著作権を侵害する著作物であることを十分に認識しながらインターネットリンク（ショートカット）を提供する行為は、公衆送信権など著作権侵害幫助行為に該当すると判決した。

今回の大法院の判決により、無断リンク行為は著作権侵害の幫助の容疑で処罰可能になり、無断リンクサイトの運営者に対する捜査を事実上進められなかった問題を乗り越えることができるようになった。これを契機に、映画、放送、ウェブトゥーンなどをリアルタイムで再生できるリンクを無断で提供するサイトの運営行為を根絶することで、著作権保護執行を強化することができると思われる。

これに関連し、2021年に発議された「著作権法」（全部改正法律案）でも「営利を目的に著作権またはこの法律に基づいて保護される権利を侵害する複製物であることを知りながら公衆がその複製物にアクセスすることを容易にするために、その複製物への接続情報を提供することを主な目的とするインターネットサイトなど（利用者から接続情報の提供を受けるインターネットサイト等を含む）を運営する行為（改正案第184条第1項第4号）と、著作権またはこの法律に基づいて保護される権利を侵害する複製物であることを知りながら公衆の構成員がその複製物にアクセスすることを容易にするために、その複製物への接続情報を第4号のインターネットサイトなどに提供する行為（改正案第184条第1項第5号）を著作権侵害行為とみなす規定が盛り込まれている。なお、「著作権法」（全部改正法律案）では、「営利を目的にまたは常習的に、他人が著作財産権またはこの法律に基づいて保護される財産的権利（第117条及び第126条

による権利を除く)を公衆送信の方法で侵害する行為を幫助した者については、その侵害行為をした者が第1項第1号各目のいずれかに該当しない場合にも「刑法」第32条第1項による従犯として処罰する」という規定(改正案第205条第3項)も盛り込まれている。「著作権法」(全部改正法律案)は2021年1月18日に国会文化体育観光委員会に付託され、審議中である。

また、2021年10月12日に文化体育観光部は最近、大法院の判決に基づいてオンライン著作権侵害の主犯の一つである「無断リンクサイト」に対して無断リンク行為に対する証拠資料を探し出して自主的閉鎖を誘導し、後を絶たない無断リンク行為を取り締まるなど、本格的に取り締まりを拡大すると明らかにした^{3 4}。

2) 「文部部 - 警察庁 - インターポール」国際協力捜査業務提携の締結

オンライン著作権侵害は、ギャンブルやポルノなどサイバー犯罪と混在しており、海外セキュリティサーバーを使用するなど迂回経路を使用して捜査を困難にしているため、警察庁のサイバー犯罪捜査経験が不可欠である。これに対し、文化体育観光部の著作権特別司法警察は2018年から警察庁とオンライン上の著作権侵害に対する合同捜査を推進してきた。

さらに、2021年4月30日に警察庁と文化体育観光部は、韓国の司法権が及ばないオンライン空間で海外に基盤を置いて発生する著作権侵害問題に対応するために、国際刑事警察機構(International Criminal Police Organization、Interpol)を含めて国際協力捜査業務提携を締結した。

国際協力捜査業務提携により、文化体育観光部 - 警察庁 - インターポールは2021年5月から2026年4月まで5年間(2021年予算7億ウォン)、インターポールを中心に警察庁など各国の捜査機関とともに、違法複製物流通サイトに対する協力捜査、各国捜査機関間の常時協力体系の構築、国際共同対応のための制度改善研究などを推進し、国境を越えるオンライン上の違法複製物流通問題に対して共同で対応する⁵。

また、合同取締対象に選定された著作権侵害サイトは、韓国のみならず世界各国に著作物を無断で流通しているため、捜査が急がれる状況である。世界的に被害を与える海外著作権侵害サイトに対する国際協力捜査を積極的に推進し、指定された取り締まり期間が過ぎてもサイト運営陣に対する厳正な捜査を進めると発表した⁶。

³ 2021. 09. 09判決、大法院2017ド19025全員合意体判決

⁴ 電子ニュース、「文化体育観光部、無断リンク提供行為、著作権取り締まり強化」、<https://www.etnews.com/20211012000038> (最終検索日2022. 09. 27)

⁵ 警察庁・文化体育観光部共同プレスリリース、「国際的なオンライン上の著作権侵害にインターポールと共同で対応する」、警察庁インターポール国際協力課・文化体育観光部著作権保護課、2021. 04. 30

⁶ 警察庁・文化体育観光部共同プレスリリース、「警察庁 - 文化体育観光部 - インターポール、著作権侵害サイトに対する合同取り締まり実施」、警察庁サイバー犯罪捜査課・警察庁インターポール国際協力課・文化体育観光部著作権保護課、2021. 06. 01

3) 文化体育観光部・韓国著作権保護院、ビッグデータを基盤とする「著作権侵害対応システム」の構築

文化体育観光部は韓国著作権保護院とともに韓流コンテンツのオンライン上の著作権侵害に適時に対応し、韓流コンテンツがデジタル経済を主導できるようにビッグデータを基盤とする「著作権侵害対応システム」を構築し、2021年5月まで情報化戦略計画（ISP）を策定し、2022年からシステムを構築して運営し、さらに2025年まで機能を補完し続ける計画だと発表した⁷。

これは、韓流コンテンツ著作権保護業務の処理速度を高め、「侵害発生→侵害認知→侵害分析→対応」までの著作権侵害対応業務過程を一つの統合システムで処理できる基盤を設け、これまで著作権侵害対応業務を通して生成した著作権侵害情報、審議結果、著作権侵害サイト情報など、各種資料を集めるビッグデータ統合システムを構築し、対応措置の際に必要な資料と関連情報を迅速に提供するためのものである。

4) 海外における韓国企業の権利保護支援

2021年から韓国著作権保護院で始まった「カスタマイズ型海外著作権バウチャー支援事業」は、海外に進出する韓国のコンテンツ企業及び個人を対象に海外著作権侵害防止・紛争解決に必要な費用を利用券で支援する事業である⁸。支援サービス項目には著作物違法流通の監視・調査、著作物保護戦略コンサルティング、著作権侵害鑑定、侵害対応支援などが含まれるが、韓流コンテンツ輸出企業の競争力を強化し、著作物保護に寄与するために海外進出企業及び現地における個人の著作権紛争に対する防止及び対応活動に必要な財政を「利用券」として支援する。

⁷ イトデー、「文化体育観光部、韓流コンテンツの保護『著作権侵害対応システム』の構築」、<https://www.etoday.co.kr/news/view/1986455>（最終検索日2022. 09. 27）

⁸ 海外著作権保護利用券支援システムウェブサイトを参考、<https://cvoucher.kcopa.or.kr/home>

3. 営業秘密保護の動向

(1) 主な政策の流れ

近年、企業間の競争が激化して中核技術・人材の流出・奪取、サイバーハッキング、産業スパイなどによる営業秘密の国内外流出が頻繁に発生している。また、人工知能、半導体など先端技術の活用度が高まり、関連企業の営業秘密の海外流出は国の経済と安全保障まで脅かしている。さらに、デジタル転換の加速化やメタバースの登場などにより、オンラインを通じた経済活動の規模が大きくなり、新しいタイプの不正競争行為が登場している。

これに対して特許庁は2021年12月、関係部処と合同で5カ年中長期計画の「第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画」を策定した。同基本計画では国の経済と安全保障に脅威となるサイバーハッキング、産業スパイなどによる営業秘密の国内外流出を防止するために、韓国企業や大学などの営業秘密流出に対する事前防止活動を強化し、核心研究人材に対するインセンティブ支援や産業スパイへの処罰強化など、営業秘密の海外流出防止のための中長期計画と諸般政策を盛り込んでいる。「不正競争防止及び営業秘密保護基本計画」は5年ごとに策定・施行される法定計画で、デジタル環境変化に対応して「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」体系を整備し、不正競争行為に対する行政調査に是正命令制度の導入など被害救済の実効性を強化する対策を盛り込んでいる。

(2) 主な制度の変化

韓国企業の営業秘密流出紛争への対応力は不十分で、新しいアイデアや技術を活用して市場で競争力を確保するためには技術革新も重要だが、外部に流出しないように保護することも重要である。これに対し、特許庁は大学・研究所及び中小企業など相対的に営業秘密保護認識が低いという体系が不十分な機関を対象に営業秘密保護基盤を造成するために、被害企業のコンピュータ、携帯電話など情報機器に対するデジタルフォレンジック支援事業を導入した。また、2021年10月には不正競争行為及び営業秘密侵害に関連する韓国国内産業及び市場の正確な実態について把握し、国レベルの中・長期基本計画を策定し、体系的に細部課題を推進できる法的基盤を設ける一方、アイデア奪取行為に対する懲罰的損害賠償制度を施行した。

4. 新知的財産権保護の動向

(1) 主な政策の流れ

2021年の1年間、植物新品種、遺伝資源、データなど新知的財産保護に関する法制度の改善で、「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」の制定及び「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」、「種子産業法」、「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」の施行令が改正された。特に、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の改正を通じてデータを不正に取得し使用する行為及び有名人の人的識別標識を無断で使用する行為を不正競争行為に含めた。

他にも植物新品種の保護のために、検察庁、国立種子院特別司法警察などによる捜査、山林庁による流通取り締まりなどを進めている。また、品種保護権侵害紛争解決のための分子標識を利用した品種識別技術などの技術開発を支援する政策も推進している。

(2) 主な制度の変化

1) 植物新品種保護のための制度改善

2021年6月に改正された「種子産業法」では国が種子の品種開発関連の基礎研究に対する長期的投資を支援する内容を盛り込んでいる。改正「種子産業法」は、品種開発関連の基礎研究の結果を種子業界が応用し、品種研究開発に活用できるよう、種子加工処理施設、検定施設などの構築のために、国が関連団体を支援できる制度的装置を設けた。他にも品種保護制度の運営及び基盤強化のために、品種保護出願のための特性調査基準（告示第2021-3号）及び国立種子院の審査官の運営に関する規定（例規第159号）、新規作物の出願に備えた特性調査基準（Test Guidelines）21件などが制定・改正された。

2021年の1年間、山林庁は不法・不良種子の根絶のために59カ所に対して流通取り締まりを行って10件の違反行為を摘発し、司法処理及び過料賦課などの行政措置をとった。また、韓国国内のインターネットウェブサイトやブログなどをリアルタイムでモニタリングし、森林種子の違法流通の根絶に努めた。さらに、農林畜産食品部傘下の国立種子院は品種保護権侵害に対応するために特別司法警察を活用した捜査を行った。

さらに、品種保護権侵害紛争解決のための研究開発として農林畜産食品部と海洋水産部はマーカーを開発している。農林畜産食品部は分子標識を用いた品種識別技術を開発しており、2021年までに32種に対してDNAマーカーを開発した。海洋水産部はイッパディトルキム（オニアマリ）の核遺伝子（18S rDNA）構造変異マーカーを開発・適用し、海苔の出願品種の遺伝子を分析して遺伝子DBを構築し、品種保護品種の無断流通事前防止のために水産植物流通種子のDNAを分析した。

2) 遺伝資源保護のための制度改善

海洋水産部は「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」の施行令を2021年3月30日から施行した。従来は海洋水産生命資源の分譲を受けたい場合、海洋水産部に使用希望資源に対して分譲申請をし、承認を受けなければ資源の分譲を受けられなかったが、資源申請から分譲までの手続きが複雑で時間も長くなるという問題点があった。改正施行令は分譲業務を国立水産科学院、国立海洋生物資源館などの責任機関に委任・委託するようにし、分譲業務

が迅速に行われるように制度を改善した。

海洋水産部は現在、海洋水産生命資源の無分別な国外搬出を防止するために、国外搬出承認制度を運営しているが、承認対象種に対する基準がなく、新しい種を指定することが難しくなっていた。改正施行令には経済的、生態的、学術的な価値と個体群の希少性、減少の可能性を考慮して国外搬出承認対象種を指定するようにする具体的な基準が明記されている。

3) データ産業振興及び利用促進に関する基本法の制定とデータの保護

第四次産業革命とデジタル大転換の核心であり原油と呼ばれるデータの重要性が増しているなか、経済・社会全般で創出されるデータが収集・加工・生産・活用され、革新的な産業とサービスが創出されるデータ経済の時代が近づいているため、世界各国はデータ経済の主導権を握るためにデータ産業の育成に総力を結集している。

以前の法体系では、公共部門のデータを規律する「公共データの提供及び利用活性化に関する法律」及び「データ基盤行政活性化に関する法律」などの公共データに関する法的根拠はあったが、民間データの経済・社会的生産、取引及び活用などに対する基準は存在しなかった。これを受け、民間データ使用に対する基準を設け、データから多様な経済的価値を創出し、データ産業発展の基盤を造成して国民生活の向上と国民経済の発展に資するために、2021年10月に「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」（略称：データ産業法）を制定した。

「データ産業法」ではデータの生産、取引及び活用促進に関し、必要事項を定めることでデータから経済的価値を創出し、データ産業発展の基盤を造成することを主な目的としている。この法はデータに関する概念について定義し、データ施策の推進、データの生産・活用及び保護、データ利用活性化、データ流通・取引促進などの内容を盛り込んでいる。特に、民間データの価値と重要性を再認識し、企業の不確実性を無くす一方、世界各国のデータ産業競争状況を考慮して韓国のデータ産業を育成するという意志を対外的に表明するための基本的な性格を示している。

「データ産業法」の制定のほか、データ保護のために「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」も改正された。主要資産として浮上している良質のデータ確保に相当な努力と費用がかかるのに比べ、確保したデータが保護される法的装置は不足しているという指摘があった。既存の法体系で非公開データは「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」上の営業秘密であり、公開データのうち素材が体系的に配列・構成された構造化データは「著作権法」に基づいて保護することができた。ただし、ほとんどのデータは素材が体系的に配列・構成されていない非構造化データとして存在するが、これに対する明示的な保護法規がないため「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」上、補足的な一般条項に基づいて保護される判例が形成されていた。

このため、これまでの法体系で空白領域として残っていた非構造化データに対する保護体系を設けるために、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正した。改正法は特定対象との取引のためのものであること、電子的に管理されること、相当量蓄積されて経済的価値を有すること、公開を前提とすることなど、限られた要件を備えたデータを保護対象としている。保護対象のデータの保護のためには、データの不正取得及び使用行為発生時に裁判所に禁止を請求することができ、損害が発生した場合は賠償請求も可能であり、特許庁に行政調査を申請して是正勧告など救済を受けることができるようにした。また、技術的保護措置を無力化

する行為については刑事処罰まで可能とした。

4) 有名人の肖像などの保護

最近、BTS、BLACKPINKなど韓流スターの影響力が広がっており、こうした韓流スターの影響力を活用した製品とサービスが多様に生まれている。これと同時に韓流スターの肖像や名前などを無断で使用した製品やサービスが発生した。

このような違法行為により被害を受けた場合、明確な法的根拠がないため、これまでは憲法及び民法による一部制裁のみ可能であっただけで、実質的被害である財産的損失に対しては適切な損害賠償が行われなかった。このような背景の下、有名人の肖像などの保護のための国内初の明文規定が「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」で立法された。

改正法は有名人の肖像や名前などを無断で使用して経済的被害を引き起こす行為を規律することで、韓国のエンターテインメント業界などで投資した相当な努力と費用に対して正当な補償を受けられるようにした。また、保護対象である有名人の肖像及び名前などを無断で使用した場合、裁判所に禁止を請求することができ、損害が発生した場合は賠償請求も可能であり、特許庁に行政調査を申請して是正勧告など救済を受けられるようにした。

5. 国際知的財産保護指数で見た韓国国内の知的財産保護の動向

(1) IMD知的財産保護指数

スイス国際経営開発研究所（International Institute for Management Development、IMD）は、毎年世界60カ国以上の国際競争力を評価した「IMD世界競争力年鑑（The IMD World Competitiveness Yearbook）」を公表している。評価体系は経済運用成果、政府行政効率、企業経営効率、発展インフラの4部門と下位20項目と340指標で構成される⁹。

2021年6月17日、IMDが発表した国家競争力ランキングで韓国は2020年と同じ23位となり、特許出願及び登録など知的財産関連指標を含む科学インフラ分野では前年より1位上昇した2位となった。2021年IMD国家競争力部門別ランキングを見ると、経済成果（27→18位）、政府効率性（28→34位）、企業効率性（28→27位）、インフラ（16→17位）で変動があった。科学インフラ指標のうち、韓国の知的財産関連の定量指標は継続的に上位レベルを維持しているが、IMDが選んだ韓国の強みの一つである人口10万人当たり有効特許権数指標が2,061.6から2,276.9に増加して4位を維持した。人口10万人当たりの特許出願件数は2020年に比べて1位上昇した2位に上がった。一方、定性指標部分のうち、知的財産権保護程度ランキングが2020年には2019年に比べ低下したが（38位）、2021年には2位上昇した¹⁰。

[表2-1-2]科学インフラのうち知的財産関連の細部項目のランキング

NO	区分	ランキング		ランキング 変更
		2020年	2021年	
1	出願人の国籍別特許出願件数	4	4	-
2	人口10万人当たり出願人の国籍別特許出願件数	3	2	↑1
3	出願人の国籍別特許登録件数	4	4	-
4	人口10万人当たり出願人の国籍別権利有効特許件数	4	4	-
5	科学研究関連法律がイノベーションを支援する程度	31	30	↑1
6	知的財産権の保護程度	38	36	↑2
7	産学間の知識伝達程度	30	25	↑5

* 出処：2021 IMD World Competitiveness Yearbookなどの再引用¹¹

(2) 米国通商代表部スペシャル301条報告書

米国通商代表部（United States Trade Representative：以下「USTR」）は、毎年「スペシャル301条」報告書で世界100以上の貿易相手国から「優先監視国（Priority Watch List）」と「監視国（Watch List）」などを指定し、これを貿易関連交渉に活用している。この報告書の目的は、米国貿易国の知的財産権保護水準と執行の適切性及び有効性に関する調査を通じて知的財産権保護が不十分な国に対して、通商圧力と強力な貿易交渉を推進するためである。

⁹ 国家知識財産委員会、「2021国家知識財産委員会年次報告書」、2022.03、94頁

¹⁰ 韓国知識財産研究院プレスリリース、「韓国、科学インフラ部門で突出した成果を見せる」、2021.06.24
https://www.kiip.re.kr/board/notice/view.do?bd_gb=board&bd_cd=1&bd_item=0&po_item_gb=1&po_notice_gb=press&po_item_cd=&po_no=14064

¹¹ 「2020 IMD World Competitiveness Yearbook」と「2021 IMD World Competitiveness Yearbook」からそれぞれ抜粋してまとめた韓国科学技術企画評価院の「2021 IMD世界競争力分析」を再引用

「2021スペシャル301条 (Special 301)」報告書は2021年4月30日に発表されたが、同報告書は中国、インドネシア、インドなど9カ国を優先監視国に指定した。また、タイ、ベトナム、ブラジルなどを含む23カ国を監視国に指定した。これまで監視国であったアラブ首長国連邦（以下「UAE」）は監視国から除外され¹²、韓国は2009年以降2021年まで監視国から除外された。

(3) GIPC (The Global Innovation Policy Center) 保護指数

GIPCが発表する国際知的財産指数は、知的財産システムに最も強力な影響を及ぼす50の評価指標を活用し、特許権、著作権、商標権、デザイン権、営業秘密、知的財産資産の事業化、知的財産の執行、システムの効率性、知的財産関連の国際条約参加を含めた9つの分野などについて評価し、毎年報告書として発刊する。「2021国際知的財産指数 (2021 GIPC International IP Index-Recovery Through Ingenuity)」報告書は2021年3月24日に発刊された。

今回の報告書は「創造性による回復」というテーマで新型コロナパンデミックの収束に向けた知的財産の特別な役割を強調し、最も効果的な知的財産フレームワークを持つ国がコロナ禍のような大きな問題に直面した時も社会・経済的目標に達成する可能性が高いと分析した。知的財産指数が最も高い国は95.31点の米国であり、次いで英国93.90点、ドイツ92.27点、フランス91.43点の順であった。2021年には53カ国のうち32カ国の知的財産指数が上昇したが、効率性などの分野で知的財産環境が改善された結果によるものとみられる¹³。

2021年、韓国の国際知的財産指数は83.73点を受け、前年比1位上昇した12位になった。この報告書によると、韓国の強みとして①「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正したことによる営業秘密盗用に対する刑事制裁を強化、②「特許法」の改正、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の改正による特許及び営業秘密侵害に対する損害賠償請求の根拠強化、③国際模範事例となり得る特許標準の定立、④強力なオンライン/デジタル著作権保護、⑤中小企業に対する各種教育・技術支援プログラム提供、手数料減免などが挙げられた。一方、不十分な点としては、①特許法条約 (Patent Law Treaty) 及びサイバー犯罪条約 (Convention on Cybercrime) の加入国でない点、②外国の知的財産権利者を差別する、市場アクセスに対する一部障壁、③負担となるライセンス登録要求事項などが指摘された¹⁴。

¹² 韓国知識財産研究院、「米国通商代表部、『2021スペシャル301条 (Special 301)』報告書を発表」、「知的財産の動向」2021-19巻号、2021.05.11

(https://www.kiip.re.kr/board/trend/view.do?bd_gb=trend&bd_cd=1&bd_item=0&field=searchTC&query=医薬品&po_item_gb=US&po_no=20407)

¹³ 韓国知識財産研究院、「米商工会議所、2021年国際知的財産指数を発表」、「知的財産の動向」2021-14巻号、2021.04.06

(https://www.kiip.re.kr/board/trend/view.do?bd_gb=trend&bd_cd=1&bd_item=0&po_no=20329)

¹⁴ 国家知識財産委員会、「2021国家知識財産委員会年次報告書」、2022.03、96頁

[表2-1-3] 韓国の国際知的財産指数（項目別）

区分	2017		2018		2019		2020		2021	
	点数	満点	点数	満点	点数	満点	点数	満点	点数	満点
特許、関連権利及び制限	6.25	7	7.50	8	7.50	8	8.50	9	8.50	9
著作権、関連権利及び制限	4.99	6	5.99	7	5.99	7	5.99	7	5.99	7
商標、関連権利及び制限	6.55	7	5.55	6	5.99	6	3.75	4	3.75	4
デザイン、関連権利及び制限	-	-	-	-	-	-	1.80	2	1.80	2
営業秘密及び関連権利	2.6	4	1.35	2	1.35	3	2.10	3	2.10	3
知的財産資産の事業化					1.75	3	3.41	6	3.42	6
執行	4.92	7	5.01	7	5.01	7	5.29	7	6.05	7
システムの効率性	-	-	3.00	3	3.75	4	5.50	7	5.50	7
国際条約の加入及び批准	3.00	4	3.00	4	3.00	4	5.50	7	5.50	7
総点	28.31	35	33.15	40	36.06	50	41.10	50	41.86	50
換算点数（100点満点）	80.89		82.87		80.13		82.20		83.73	
順位	9/45		11/50		13/50		13/53		12/53	

第2節 海外の知的財産保護の動向

1. 米国

(1) 知的財産保護体系

米国の知的財産保護体系は2008年9月に制定された「知的財産のための資源及び組織優先化に関する法律」(Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act)に基づいて運用されている。この法律の制定目的は知的財産権の保護水準を高め、知的財産権執行機関間の協力を促進することで、知的財産権侵害行為に対する執行力を強化することである。同法に基づき、通称「知的財産執行に関する政府間戦略計画委員会 (Interagency Strategic Planning Committees on IP Enforcement)」、知的財産執行高位諮問委員会、知的財産執行諮問委員会が設置されたが、知的財産執行高位諮問委員会には国務部、財務部、法務部などが属しており、知的財産執行諮問委員会には高位諮問委員会に属する部署のほか、著作権庁が追加で入っている。知的財産執行調整官 (Intellectual Property Enforcement Coordinator) は両委員会の委員長を務め、米国の知的財産政策の方向を提示する役割を担っている¹⁵。

[図2-2-1]知的財産執行に関する政府間戦略計画委員会の組織図



* 出処：国家知識財産委員会、「2021国家知識財産委員会年次報告書」、2022

¹⁵ 国家知識財産委員会、「2020知的財産保護政策執行年次報告書」、2021.12、6頁

(2) 知的財産保護戦略

1) 主な政策の流れ

米国は人工知能分野の発展に向けた体制を再整備するために、2021年1月1日に「国家人工知能イニシアチブ法」(National Artificial Intelligence Initiative Act of 2020:以下「NAIIA」)を制定した。また、国家人工知能イニシアチブ機関(National Artificial Intelligence Initiative Office;以下「NAIIO」)を2021年1月12日に設立し、今後の米国の人工知能研究に対する投資促進、連邦人工知能コンピューティング及びデータ資源活用、人工知能技術標準の策定、人工知能分野の研究人材の構築、国際同盟国との協力強化などに関する全体的な政策を策定して施行している。さらに、行政部処の人工知能政策を調整し、各部処の長官と人工知能分野を担当する行政府専門家からなる「人工知能選定委員会(Select Committee on Artificial Intelligence)」と学界、産業界、市民社会の人工知能分野の専門家からなる「国家人工知能諮問委員会(National Artificial Intelligence Advisory Committee)」で技術・行政的な諮問役も務めている。

2021年4月8日、米上院外交委員会(Senate Committee on Foreign Relations)は中国へのアプローチを規定する「戦略的競争法」(Strategic Competition Act of 2021)の内容を公開した。この法案は中国をさまざまな分野における戦略的競争相手として規定し、米国が中国との関係で競争力を確保するために、米国内の基本設備投資と技術開発を模索し、友邦国との連帯による国際競争力を強化しなければならないという内容を骨子としている。これには知的財産の保護と輸出管理の強化、米国に上場した中国企業の監視などの条項が含まれている。適用対象は外国人または外国機関から年間100万ドル以上の寄付を受けている大学を含む機関として規定し、対米外国人投資委員会(Committee on Foreign Investment in the United States:CFIUS)の管轄権を拡大した¹⁶。

2021年9月28日に米国商務省(U.S. Department of Commerce:以下「DOC」)のジーナ・レモンド長官は、米国の国際競争力を強化するために、今後米国が集中すべき核心分野を①供給網の多様化及び製造業の活性化、②労働力への投資、③革新的な経済の構築、④企業のグローバル競争力保障などと規定し、これに対する活性化策を発表した¹⁷。この談話でレモンド長官は、米国が国際的な競争力を強化するためには製品のサプライチェーンが多様化し、製造業が活気を帯びなければならないが、このためには米国の労働人口が技術中心的な現在の経済動向に合う競争力を備えるべきだと説明した。

また、米国のGDP比R&D支出増加率が世界10位に下落するなど、イノベーションの基本構成要素への投資が不足していることを指摘し、最高の技術水準を維持するためには研究開発投資を拡大することが非常に重要であると強調した。このためには国立科学財団への投資を拡大し、全国研究所の先端化とともに気候科学に対する革新を強化しなければならないと、革新の可能性を最

¹⁶ 韓国知識財産研究院、「米上院、新しい法案で中国向けの戦略を公開」、「知的財産インフラ」第2021-16号、2021.04.20

(https://www.kiip.re.kr/ipmap/board/trend/view.do?bd_gb=db&bd_cd=1&bd_item=0&po_item_gb=US&po_cat_e_1=tc_D¤tPage=8&po_no=20360)

¹⁷ 米国商務省のスピーチ集、2021年9月28日、「Secretary Raimondo Outlines Agenda to Increase American Competitiveness」、<https://www.commerce.gov/news/speeches/2021/09/secretary-raimondo-outlines-agenda-increase-american-competitiveness>

大限に引き上げるために広帯域通信網を拡充して情報格差を解消し、地域技術ハブに投資して人工知能、ロボット工学、量子コンピューティング、サイバーセキュリティ、バイオテクノロジーなどを含む主要分野で次世代革新を導く人材の育成に国家主導の努力をすべきだと主張した。

レモンド長官は、米国企業が国際競争力を育てるためには世界市場で公正に競争し、外国政府から正当な扱いを受けることを可能にし、米国の経済と国家安全保障を脅かす反競争的活動を防止するために保護品目、ソフトウェアと技術に対する輸出を規制し、サイバーセキュリティを強化しなければならないと説明した。そのためには友好国との協力の下で公開された技術情報が流出しないようにし、高付加価値の新しい技術を保護できる装置を設ける必要があるとした¹⁸。

2) 主な制度の変化

2020年12月27日に議会を通過した「商標近代化法 (Trademark Modernization Act)」が2021年12月18日から施行され、米国の商標政策に2つの変化が生じた。米国は伝統的に「商標法」で使用主義を掲げているが、使用主義体系では商標が最初に登録されたり、登録を維持するために使用証拠を提出しなければならない。商標近代化法は、米国のこのような使用主義的側面を強化するいくつかの装置をさらに導入した。

最大の変化は不使用登録商標の抹消手続きと再審査制度により、実際に使用しない商標の登録取消手続きが簡素化されたことである。米下院は同法の制定目的について①商標を適法に使用している業者が正当な権利を獲得するのに実際に使用しない商標がネックにならないようにし、②誤った使用証拠を根拠に登録された商標により商標登録原簿の精度が低下している最近の流れを正すためのものだと説明した¹⁹。

不使用商標抹消手続きは、第三者が誰でも特許商標庁に不使用商標の一部または全部に対する権利を抹消するよう要請できるようにした手続きである。この手続きは2023年12月18日までは登録以来3年が経過した商標に限り、2023年12月18日以降は登録されてから3年から10年の間の商標について抹消手続きを提起することができる。商標の不使用を主張する者がこれを証明しなければならず、特許商標庁長が証拠の信頼性及び適合性について判断して手続き開始の可否を決定する。

再審査手続きは、不使用商標に対して特許商標庁長が一部または全部に対して登録を取り消すことができるようにする行政手続きである。ここでも特許商標庁長が不使用に対する証拠が手続きを開始するのに十分であるか否かを判断する。手続きが開始されると、商標権者に3カ月以内に手続きに対する立場を表明させ、商標権者が提出した意見書の内容に基づいて特許商標庁長が登録取消の可否を決定する。当該決定を不服とする場合、商標権者は審判院 (Trademark Trial and Appeal Board: 「TTAB」) に抗告することができる。

¹⁸ 韓国知識財産研究院、「米国商務省、米国の競争力強化のための議題を発表」、「IP NEWS」第2021-40号、2021.10.05

(https://www.kiip.re.kr/ipmap/board/trend/view.do?bd_gb=db&bd_cd=1&bd_item=0&po_item_gb=US&po_cate_l=tc_D¤tPage=5&po_no=20729)

¹⁹ H.R. Rep. No. 116-645, at 8-9

「商標近代化法」の施行以降、商標権者が特許商標庁長の決定に対して抗告ができるようになり、審判院にも不使用商標登録取消のための新しい基準が設けられた。この手続きは登録されてから3年が経過した商標に対して誰でも請求できる当事者系事件であり、請求人は登録取消を希望する商標の商標権者が当該商標と登録を受けた製品またはサービスを結合して市場に流通した例がないという証拠を提出しなければならない。また、請求人は使用放棄による取消審判とは異なり、商標権者が再使用しないという意図として商標の使用を中止したという事実も立証しなければならない。

この他にも、「商標近代化法」は商標の登録取消手続きが迅速に進められるように、2022年12月1日以降、特許商標庁で受理した書類に対する回答期間を既存の6カ月以内から3カ月以内に変更した。また、登録された商標について、誰もが登録公告後30日以内に特許商標庁に登録に関する問題点を立証する証拠を提出することができる異議申立手続（letter of protest procedure）を明文化した。これにより、特許庁長はその申立を受け付けられた時点から2カ月以内に提出された証拠を登録審査書類に含めるかについて最終的に決定する。

米国特許商標庁は2021年5月26日に連邦官報で「米国特許商標庁の手続で代理人に関する規則改正案（Changes to Representation of Others Before the United States Patent and Trademark Office）」に対して行政予告をした²⁰。2021年6月25日から施行された改正案の主な内容は①実務者（practitioner）が必要だと合理的に判断する範囲まで顧客情報の開示を許可し、②実務者が顧客の表現に関する情報の偶発的または無断公開または無断アクセスを防止するために合理的な努力を払わなければならない、③実務者の雇用の変化または法務法人の構成や所有権の変更により発生する問題を感知し、解決する目的で実務者が特定の状況で顧客に関する情報を公開できるようにしたということである²¹。

④また、顧客と実務者の関係で顧客を「議論（discuss）」する人から「協議（consult）」する人に変更して範囲を縮小し、⑤広告に「事務所住所（office address）」ではなくウェブサイトまたは電子メールアドレスなどの「連絡先情報（contact information）」を含めることができ、⑥実務者が依頼対象を実際の将来の顧客とみなすかどうかにかかわらず、プライベートセールス（solicitation）の限界が誰にも適用されることを明確に規定した²²。

2021年10月20日にDOC産業安全保障局（Bureau of Industry and Security、以下「BIS」）は、悪質なサイバー活動に悪用される可能性のある特定品目の輸出及び再輸出などを規制する内容を盛り込んだ臨時規則の最終案を発表した²³。DOCが発表した今回の臨時規則は、米国企業や米国产製品を販売する会社がハッキングなど悪意のあるサイバー活動や民間人の監視に乱用される可能性がある技術と製品を輸出する際にDOCのBIS承認を受けることを主な骨子とすることである。これによると、米国企業がセキュリティ関連技術を特定の国に輸出する際に「サイバー

²⁰ USPTO, “Changes to Representation of Others Before the United States Patent and Trademark Office,” May 26th, 2021 <https://www.federalregister.gov/documents/2021/05/26/2021-10528/changes-to-representation-of-others-before-the-united-states-patent-and-trademark-office>

²¹ § 11.106 (b) (7) ; § 11.106 (d)

²² § 11.118; § 11.702; § 11.703

²³ U.S. Department of Commerce, “Commerce Tightens Export Controls on Items Used in Surveillance of Private Citizens and other Malicious Cyber Activities,” Oct. 20th, 2021 <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2021/10/commerce-tightens-export-controls-items-used-surveillance-private>

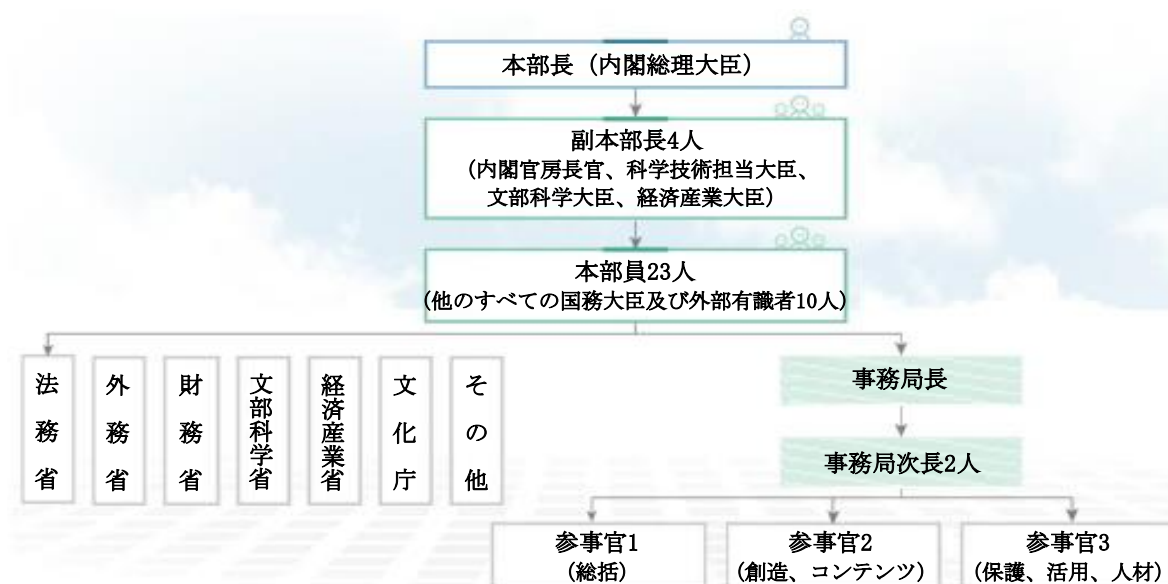
セキュリティ輸出例外承認免許 (License Exception Authorized Cybersecurity Exports) 」を取得するようにしている。これによると、米国はほとんどの友好国に対する「サイバー安全保障品目」の輸出、再輸出及び輸送の場合、免許取得要件を免除する予定であるが、武器輸出禁止措置を受けている国と国家安全保障に懸念される国または大量殺傷武器を保有したと推定する国に対象品目を輸出する際は免許を取得するよう規定している。

2. 日本

(1) 知的財産保護体系²⁴

日本は知的財産戦略本部（本部長：岸田文雄内閣総理大臣）を中心に知的財産政策を策定し推進する。2002年、小泉純一郎首相が知的財産で国を起こすという内容を盛り込んだ「知財立国」宣言を発表した後、日本政府は同年12月に「知的財産基本法」を制定し、2003年3月には知的財産戦略本部を設立した。知的財産戦略本部は知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集約的かつ計画的に推進するための機構で、知的財産に関連する業務を総合的に調整する業務を担当する。また、5年周期で日本の知的財産政策及びシステムに関する中長期政策である「知的財産戦略ビジョン」を提示し、毎年ビジョンを具体化するための「知的財産推進計画」を策定・発表している。

[図2-2-2] 日本の知的財産戦略本部及び知的財産保護体系



日本の産業財産権関連業務は経済産業省傘下の特許庁で担当しており、著作権関連業務は文部科学省傘下の文化庁で総括している。経済産業省は9カ所に経済産業局を置いて知的財産室を設置し、当該地域の中小企業支援と地域経済の特性に合った知的財産の活用と普及を促進する業務を行っている²⁵。

²⁴ 国家知識財産委員会、「2020 知的財産保護政策執行年次報告書」、2021. 12. 10頁

²⁵ 日本の経済産業局は北海道、東北、関東、中部、関西、十国、四国、九州、沖縄に設置されている。

(2) 知的財産保護戦略

1) 主な政策の流れ

日本政府は2003年に施行された「知的財産基本法」と「知的財産政策ビジョン」に基づき、毎年「知的財産推進計画」を策定し、国家知的財産戦略の基本方針と重点施策を提示している。2021年7月13日には知的財産戦略本部会合を開催し、「知的財産推進計画2021～コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く無形資産強化戦略～」を決定した。「知的財産推進計画2021」の主な内容は大きく①競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化、②優位な市場拡大に向けた標準の戦略的な活用の推進、③21世紀の最重要知財となったデータの活用促進に向けた環境整備、④デジタル時代に適合したコンテンツ戦略、⑤スタートアップ・中小企業/農業分野の知財活用強化、⑥知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化⑦クールジャパン (Cool Japan) 戦略の再構築である²⁶。

世界的なグリーン成長政策に合わせて2021年6月18日、経済産業省は関係省庁とともに「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に対する具体化戦略を発表した²⁷。これは、産業の持続的な成長と革新を実現し、カーボンニュートラル社会への転換を加速するものだと明らかにした。

経済産業省が発表した今回のグリーン成長戦略は、2050年カーボンニュートラル宣言による企業の研究開発・経営方針の転換を加速させるための具体的方策で、政府政策と各分野の目標及び実践課題を詳細に提示しており、グリーン成長への転換が脱炭素効果に加え、国民生活にさまざまな便宜を提供できるという点を強調している²⁸。また、日本政府はグリーンイノベーション基金を利用して「次世代デジタルインフラの構築」プログラムを設けたが、この計画では電気自動車や再生可能エネルギーなど、カーボンニュートラルに向けて革新的な省エネ化が必要な分野において、次世代パワー半導体 (SiC, GaN) を活用して現在と比較して40%以上の省エネ化を目指している²⁹。

知的財産分野の発展をリードする人材育成のために、特許庁と独立行政法人工業所有権情報・研修館 (以下「INPIT」) は産業技術環境局と共に「大学の知財活用アクションプラン」を採択した。この方針は大学のシード (seed) 発掘から社会的具現まで大学の知的財産支援策の強化を目指している³⁰。主な内容は、日本の大学が知的財産経営戦略を策定できるよう支援し、技術革新を導く人材を育成し、大学が開発した技術を権利化できるよう、大学の知的財産活用支援機能と産業技術環境局と特許庁・INPITの施策連携を強化するのである。

²⁶ https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/nagano/news/2021_1.html

²⁷ 経済産業省、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定しました」、2021.06.18
(<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210618005/20210618005.html>)

²⁸ 韓国知識財産研究院、「[ニューディール政策]経済産業省、2050年カーボンニュートラル社会実現に向けたグリーン成長戦略を策定」、「知的財産の動向」第2021-26巻号、2021.06.29
(https://www.kiip.re.kr/board/trend/view.do?bd_gb=trend&bd_cd=2&bd_item=0&field=searchTC&query=日本%20経済産業省,%202050年%20カーボンニュートラル%20社会%20実現に%20向けた%20グリーン成長戦略%20策定&po_item_gb=JP&po_no=20508)

²⁹ 韓国知識財産研究院、「GLOBAL IP TREND 2021」、2021.12、20頁 (イ・ユリナ執筆)

³⁰ シード (seed) とは、日本で研究開発や新規事業創出を推進するうえで必要な発明や能力、人材、設備などという。一般的に「技術シード」、「研究シード」などと表現される。

また、大学の知的財産活用支援機能の強化に関連し、産学連携プロジェクトを推進する大学・パートナー企業を対象に知的財産専門家を派遣し、大学特化型知的財産総合支援窓口を開設する「産学連携・スタートアップアドバイザー事業」を新設し、特許庁及びINPITによる大学のための知的財産活用支援事業の統合を目指してINPITの大学シード発掘から社会実現まで円滑に段階的支援を実現しようとしている。さらに、産業技術環境局と特許庁・INPITの施策連携強化に関連し、産業技術環境局が実施する若手研究者発掘支援事業などの知的財産課題に対してINPITの段階別支援が円滑に行われるように連携体制を強化し、産業技術環境局及び特許庁・INPITに対して「大学の知財支援検討チーム」を設置し、本アクションプランを誠実に実行しようとしている³¹。

他にも日本政府はコロナ禍による社会変化に対応するために「デジタル改革関係閣僚会議」を開催した。この会議で日本政府は、コロナ禍により非対面方式へと社会が変化しているのに対し、日本の社会はこれに対する準備が不十分であることを認識し、行政手続き全般を時代に合わせて改善すると明らかにした³²。これにより、経済産業省は判子を捺印するように規定している約2千種の経済産業省内の行政手続について、すべての捺印手続を廃止する方向について検討した³³。

2) 主な制度の変化

改正「特許法」（2021年5月21日法律第42号）は2021年10月から施行された。改正「特許法」に基づき、審判長の判断により当事者等が審判廷に物理的に出頭することなく口頭審理を進めることができる「オンライン口頭審理」制度が施行された。それにより、特許無効審判及び商標登録取消審判の審理の方式は原則として対面口頭審理を進めなければならないが、その他の審判、商標登録異議申立及び取消審判は当事者の要請や審判部の判断によりオンライン口頭審理を開催することができるようになった。オンライン口頭審理制度の導入の背景について特許庁は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けずに口頭審理を開催できるようにし、デジタル化など社会構造の変化に対応するためだと説明した。オンライン口頭審理進行の際に留意すべき事項は出頭者の背景映像を変更する行為などはできず、映像及び音声ともに作動しなければならない、審判長の許可なしには写真撮影、録音、録画、放送などができないということである³⁴。

³¹ 韓国知識財産研究院、「日本特許庁、知的財産活用促進のためのアクションプランを策定」、「IP動向情報」第2021-51号、2021. 12. 21

(https://www.kiip.re.kr/ipmap/board/trend/view.do?bd_gb=db&bd_cd=1&bd_item=0&field=searchTC&query=日本%20特許庁,%20知的財産%20活用%20促進に%20向けた%20アクション%20プラン%20策定&po_item_gb=&po_cate_l=tc_D&po_cate_m=tc_D4&po_cate_s=tc_D41&po_pbl_syear=&po_pbl_eyear=&po_s_query=&po_s_title=&po_s_year=&po_s_keyword=&po_no=20900)

³² 韓国知識財産研究院、「[ニューディール政策]日本政府、デジタル改革関係長官会議を開催」、「知的財産の動向」第2020-39巻号、2020. 09. 29

(https://www.kiip.re.kr/board/trend/view.do?bd_gb=trend&bd_cd=2&bd_item=0&po_item_gb=&po_no=19936)

³³ 韓国知識財産研究院、「GLOBAL IP TREND 2021」、2021. 12. 20面（イ・ユリナ執筆）

³⁴ 韓国知識財産研究院、「日本特許庁、口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化に関する運用案を発表」、「知的財産の動向」第2021-37・38巻号、2021. 09. 14 (https://www.kiip.re.kr/%20board/trend/view.do?bd_gb=trend&bd_cd=1&bd_item=0&po_item_gb=JP¤tPage=3&po_no=20690)

他にも、2021年10月1日からは特許料などの支払いが口座振替できるようになった。また、デザインと商標の国際出願登録決定通知などについて郵便の代わりに国際機関を通じた電子送達が可能になった。デザインの場合、2021年10月1日に施行日が確定したが、商標は今後施行日を決定する予定である。2021年10月1日からは感染拡大及び災害等の理由で特許料納付期間が経過した場合、延滞した期間中に割増された特許料の納付を免除するようにした。そして特許権侵害訴訟で裁判所が第三者から意見を募ることができる制度を導入し、弁理士が当該制度関連の相談に応じることができるようにした。また、審査負担増大及び手続きのデジタル化に対応して収益バランスの確保を図ることができるよう特許料等料金体系を見直し、弁理士制度で農林水産関連の知的財産（植物新品種、地理的表示）に関する相談業務を実施できるようにする予定だと発表した³⁵。

2021年12月21日、経済産業省は「特許法等の一部を改正する」法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が閣議決定されたと発表した。2022年4月1日から施行される改正法に基づき、特許料などを整備するための「特許法等関係手数料令の一部を改正する政令」も閣議決定された。これにより、産業財産権の登録料、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty、以下「PCT」）に基づく国際出願に関する手数料及び国際デザイン・商標登録出願関連手数料の具体的な金額を「特許法」施行令等で規定するようになり、「特許業務法人」という用語を「弁理士法人」に変更した³⁶。

³⁵ 韓国知識財産研究院、「日本経済産業省、『特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令』の閣議決定を公表」、「知的財産の動向」第2021-39巻号、2021.09.28
(https://www.kiip.re.kr/board/trend/view.do?bd_gb=trend&bd_cd=1&bd_item=0&po_item_gb=JP&po_no=20708)

³⁶ 韓国知識財産研究院、「日本経済産業省、特許法等の一部改正法律の施行に伴う関係政令整備の閣議決定を公表」、「IP動向情報」第2021-52号、2021.12.28
(https://www.kiip.re.kr/ipmap/board/trend/view.do?bd_gb=db&bd_cd=1&bd_item=0&po_item_gb=&po_cate_1=tc_D¤tPage=11&po_no=20916)

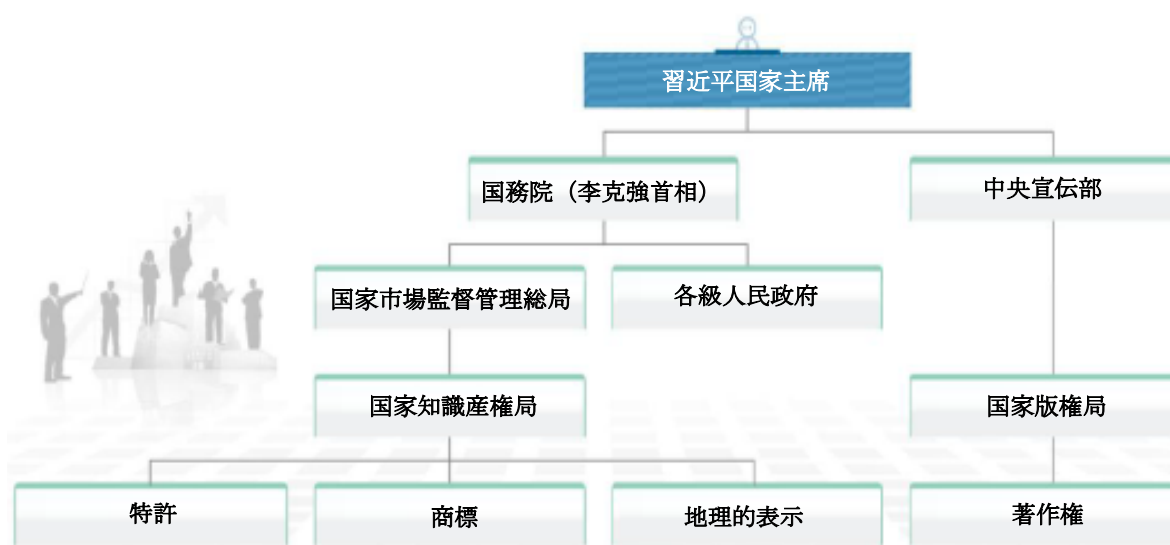
3. 中国

(1) 知的財産保護体系

中国の知的財産政策は国務院を中心に行われる。国務院は中央行政機関で組織を総括する李克強首相と4人の副首相、5人の国務委員、各部の部長からなる。2018年に国務院傘下機関は26の長官級傘下機関と10の次官級直屬機関などで組織が改編され、国務院傘下のすべての省庁と地方政府は国務院が発表する政策など、行政命令に従って行政執行と監督を遂行する。

産業財産に関する業務は国務院の次官級直屬機構である国家市場監督管理総局が総括し、傘下の国家知識産権局（CNIPA²⁷）が産業財産権関連政策の策定・実施など実質的な役割を遂行している。国家知識産権局の職務及び内部機関と組織構成に関する規定によると、国家知識産権局は①国家知的財産戦略の策定及び施行、②知的財産権の保護に関する責任、③知的財産権の活用を奨励、④知的財産権の審判、⑤知的財産権の公共サービスシステムの構築、⑥知的財産権国際協力などの業務を遂行しなければならない。知的財産権の出願、登録などの審査業務は特許局と商標局で行っている。著作権分野の業務は中央宣伝部傘下の国家版權局で担当し、知的財産権関連の行政取り締まり業務は中国の各省・市の地方知識産権局が遂行している³⁷。

[図2-2-3] 中国の知的財産政策の推進体系



* 出処：国家知識財産委員会、「2020 知的財産保護政策執行年次報告書」、2021

³⁷ 国家知識財産委員会、「2020 知的財産保護政策執行年次報告書」、2021.12、14～15頁

(2) 知的財産保護戦略

1) 主な政策の流れ

2021年は中国が「知的財産権強国建設綱要（2021-2035）」、「第十四次五カ年計画（十四五）期間における国家知的財産権保護と運用計画」を公表し、2020年に制定した「民法典」と改正「刑法」、「特許法」、「著作権法」を施行するなど、知的財産権保護体系を整備した年であった。具体的には2021年1月1日には「民法典」が、3月1日には改正「刑法」が、6月1日には改正「特許法」と「著作権法」が発効した。中国は新たに施行される法律の具体的な履行のために、2021年一年の間、関連指針や規定などを大々的に整備した³⁸。

2021年9月22日、中国共産党中央委員会と国務院は、知的財産権強国建設推進に向けた統一された計画を策定することで、知的財産権の創出、活用、保護、管理及びサービス水準を全面的に強化し、知的財産権制度が社会主義の現代化建設で重要な役割を発揮できるように「知的財産権強国建設綱要（2021-2035）」を制定した。主な内容は①社会主義の現代化に向けた知的財産権制度の建設、②世界的水準のビジネス環境を支援する知的財産権保護体制の建設、③創造的革新を奨励する知的財産権市場運営メカニズムの建設、④国民の便宜のための知的財産権公共服务システムの建設などである³⁹。

2) 主な制度の変化

2021年3月1日、中国国家知識産権局（CNIPA）は欧州連合（European Union、以下「EU」）の地理的表示認定公告を通じて「中国 - EU間の地理的表示協定」が発効したことを発表した。この協定の発効により、ミュンヘン黒ビール（慕尼黑啤酒）、デンマークブルーチーズ（丹麦藍乳酪）、アイルランドウイスキー（爱尔兰威士忌）、フェタチーズ（菲达奶酪）、トカイワイン（托卡伊葡萄酒）、モデナ産バルサミコ酢（摩德納香醋）など100点のEU産商品が一次的に中国で高水準の地理的表示で保護されるようになった。今後4年間、中国とEUは第2次「175+175」中国 - EU協定商品の相互保護のために関連技術準備作業を共同で推進する予定である。中国国家知識産権局は第2次保護商品の受付、技術審査、承認などの業務を円滑に処理し、中国とEUのより高品質な地理的表示商品が両国の保護を受け、消費者市場でも認められるよう奨励することを明らかにした⁴⁰。

2021年7月4日、中国国家薬品监督管理局（NMPA）と国家知識産権局は「医薬品特許紛争早期解決制度の実施方法（試験的施行）」及び政策解釈を発表した。医薬品特許紛争早期解決制度は、関連医薬品の市場販売許可手続きを当該医薬品の特許紛争解決手続きと連携する制度で、国家医薬品监督管理局と国家知的財産権局は改正「特許法」を基に関連業界・協会・専門家の意見を募り、海外事例を参考に同実施方法を制定した。同実施方法第6条は、複製医薬品の出願人が医薬品市場販売許可を申請する場合、すでに中国に発売されている医薬品の特許情報を特許情

³⁸ 韓国知識財産研究院、「GLOBAL IP TREND 2021」、2021. 12、30～31面（チョン・スヨン執筆）

³⁹ 韓国知識財産研究院、「中国国務院など、『知的財産権国建設強要（2021-2035）』を発表」、「IP動向情報」2021-40号、2021. 10. 05

(https://www.kiip.re.kr/ipmap/board/trend/view.do?bd_gb=db&bd_cd=1&bd_item=0&po_item_gb=&po_cate_l=tc_D&po_no=20727)

⁴⁰ 韓国知識財産研究院、「GLOBAL IP TREND 2021」、2021. 12、34面（チョン・スヨン執筆）

報登録プラットフォームで照らし合わせ、複製医薬品関連特許一つ一つに対して声明書を作成するように規定しており、声明書に異議がある特許権者または利害関係者は出願された医薬品に関する技術方策が自分の特許権保護範囲に含まれるか否かについて人民法院に提訴するか、国务院の特許行政部署に行政裁決を請求することができる。特許権者または利害関係者が期限内に訴訟を提起したり、行政裁決を請求しない場合、複製医薬品の出願人は関連規定により当該医薬品の技術方策が特許権保護範囲に含まれないことを確認するために訴訟を提起または行政裁決を請求することができる⁴¹。

2021年10月23日には、中国全国人民代表大会常務委員会が第31回会議で「視覚障害者の著作物へのアクセス権改善のためのマラケシュ条約（以下「マラケシュ条約」）を承認した⁴²。この条約は著作権保護を強調する既存の国際条約とは異なり、著作権制限と例外を採用する最初の国際条約であるという点で意義がある。2013年に中国はマラケシュ条約の第一次締約国として同条約の草案作成に積極的に参加したが、中国の「著作権法」及び関連規定が条約の要求事項を満たせず、条約を批准しなかった。しかし、その後2020年11月11日、中国は「著作権法」を改正し、2021年6月1日に改正「著作権法」を施行することで、マラケシュ条約の批准に向けた法的準備を完了した。マラケシュ条約の批准の効力は中国が批准書をWIPO事務局長に寄託した時から3カ月後に発生する予定である⁴³。

2021年11月16日、中国国家知識産権局は「商標法」の改正と「民法典」制定などに応じ、法律への一貫した適用と施行を確保するために、関連業界の多様な意見集約と繰り返しの研究・論証を通じて既存の「商標審査及び審理基準」に基づき、新たな「商標審査及び審理指針」を発表した。同指針は「型式審査及び事務業務編」と「商標審査及び審理編」の2編で構成されるが、形式審査及び事務業務編は25章で構成されている。おおよその内容としては、商標の形式審査と事務業務を体系的かつ総合的に整理し、形式審査の一般的な要求事項を規定し、各種業務基準を細分化した。また、商品サービスの分類、商標の文字検索要素の分類、グラフィック要素の分類、その他の検索要素の分類を規定し、商標の継続、変更、譲渡などの手続きに対する審査基準を明確化し、マドリッド国際商標の出願、異議申立及び後続業務を説明し、商標費用（関連手数料など）、書類送達、商標文書、商標公告などの内容を規定している。商標審査及び審理編は19章で構成されており、主な内容としては商標審査及び審理の実体審査基準を完備し、法律及び法規の改正に関する要求事項を反映し、商標審査及び審理の原則と範囲、基本概念を規定した。また、法律の立法の意図に相応する実体審査基準を強化し、指針履行の一貫性と個別審査との融合に対する実際の要求事項を明確にし、指針の規律性を強化するため具体的な事例を挿入し、事例に関する説明を追加した。この指針は2022年1月1日から施行され、既存

⁴¹ 韓国知識財産研究院、「中国国家薬品监督管理局・国家知識産権局、医薬品特許紛争早期解決制度の実施方法を発表」、「IP動向情報」 2021-30号、2021. 07. 27

https://www.kiip.re.kr/ipmap/board/trend/view.do?bd_gb=db&bd_cd=1&bd_item=0&po_item_gb=&po_cate_l=tc_B&po_cate_m=tc_B2&po_cate_s=tc_B22¤tPage=2&po_no=20585

⁴² マラケシュ条約は視覚障害者が平等に著作物を鑑賞し、教育を受けることができるよう、すべての当事者に著作権制限及び例外事項を明示するよう規定している。これは、著作権分野で世界初で現在まで唯一の人権条約である。（韓国知識財産研究院、「GLOBAL IP TREND 2021」、2021. 12、34頁（チョン・スヨン執筆））

⁴³ 韓国知識財産研究院、「GLOBAL IP TREND 2021」、2021. 12、34頁（チョン・スヨン執筆）

の「商標審査及び審理基準」は廃止された⁴⁴。

他にも、中国は「特許法」を改正して部分デザイン保護制度を導入し、デザインの保護期間を10年から15年に延長することでデザイン権保護を強化するなど、ハーグ協定の加入要件を満たすために努力している⁴⁵。

⁴⁴ 韓国知識財産研究院、「中国国家知識産権局、新たな『商標審査及び審理指針』を発表」、「知的財産の動向」第2021-48巻号、2021. 11. 30

(https://www.kiip.re.kr/board/trend/%20view.do?bd_gb=trend&bd_cd=1&bd_item=0&po_item_gb=CN&po_no=20856)

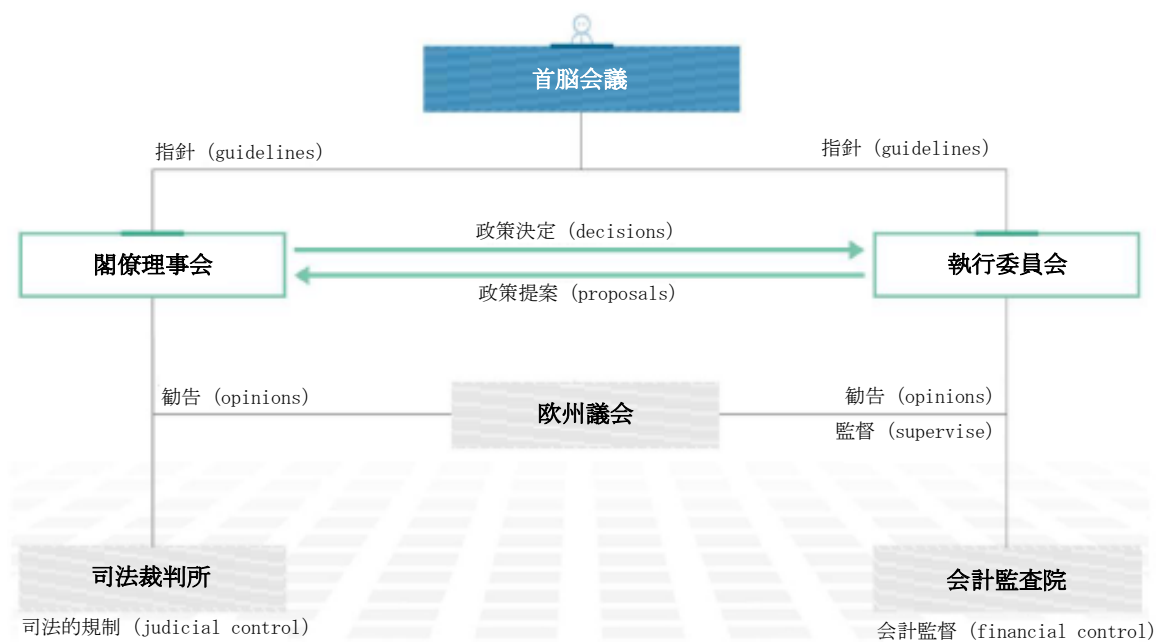
⁴⁵ 韓国知識財産研究院、「GLOBAL IP TREND 2021」、2021. 12、34頁

4. 欧州連合 (European Union)

(1) 知的財産保護体系

欧州連合（以下「EU」）の知的財産政策は一般的に欧州委員会（European Commission：以下「EC」）が欧州の知的財産政策を提案し、欧州議会（European Parliament）と欧州理事会（European Council）の議決を通して最終的に決定される。EUの知的財産政策はほとんどEU全体の調和的な発展を目指しているため、なるべく法制度は連合国が統一するために努力し、産業政策の場合は国別・地域別差別性を認めながらもその格差を解消し、共同の発展を図る方向で推進されている。EUの行政部または執行部として機能する欧州委員会は、EUに適用される政策を開発・設計し、これを遂行する役割をする。欧州委員会は5年ごとに優先的に推進する政策を決定し、これを基に細部推進計画を1年単位で設定する。また、EUの予算管理及び資金配分担当とともに、欧州議会と理事会に法令制定を提案し、マクロ的観点の知的財産発展の道筋及び政策などの中長期的推進活動を提示する。この他、欧州特許庁（European Patent Office、以下「EPO」）と欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office、以下「EUIPO」）でも関連政策を策定している⁴⁶。

[図2-2-4]EUの知的財産政策の推進体系



* 出処：国家知識財産委員会、「2020 知的財産保護政策執行年次報告書」、2021

⁴⁶ 国家知識財産委員会、「2020 知的財産保護政策執行年次報告書」、2021.12、18～19頁

(2) 知的財産保護戦略

1) 主な政策の流れ

EPOと欧州EUIPOはリモートワークの定着を支援し、勤務地間の円滑な意思交換のためのデジタル環境を整備することで、業務方式のデジタル化を図っている。2021年のデジタル化の特徴としてはテレビ会議システム（Video Conference）の全面導入を挙げることができる。EPOはテレビ会議システムを活用して遠隔口頭審理を運営し、テレビ会議システムを通じて提出された証拠を採択できる規定を設けた。これに加え、審査段階での口頭審理は原則としてEPOが定めた場所でのみ進めることができるが、EPO抗告部はパンデミックのような特殊な状況では審査段階でテレビ会議システムによる遠隔口頭審理が可能であるという決定（G1/12）を下した。2022年1月からは、新しいデータ保護規則を実行してEPOが取り扱う個人情報などのセキュリティ強化を目指している⁴⁷。

また、EUIPOは顧客の利便性向上に向けたデジタル化の一環として、2021年1月にモバイルフレンドリーなアプリケーションである「イージーファイリング（easy filing）」を導入した。続いて出願人または代理人に電子出願登録プラットフォームである「e-Communication」、「e-Register」などを利用するように誘導し、図面など資料の提出はCDのような光学機器ではなくUSBメモ리카ードなど携帯用記憶装置を利用するようにし、さらに添付ファイル提出時にリンクアドレスに提出する試験的なサービスを運営した。この他、EUIPOは「IP登録ブロックチェーン（The IP Register in Blockchain）」プロジェクトを開始し、「TM View」と「Design View」情報を収録した「ジェネシスブロック（genesis block）」を作成した。これはクラウド、ブロックチェーン、ビッグデータ、人工知能といった新技術を用いてサービス水準を向上させた例で、EUIPOの利用者はリアルタイムで変化する商標・デザイン情報を反映するジェネシスブロックを通して商標・デザイン権利情報をより速く、正確に分かるようになった⁴⁸。

EUは中小企業育成政策を着実に推進している。EUIPOとEPOの共同研究の結果によると、特許、商標、デザインなどの知的財産権を保有している企業は、収益や雇用創出の面で知的財産権を保有していない企業よりも良好な成果を示しており、中小企業の場合は知的財産権を保有しているか否かが事業成果と企業の成長にさらに影響を与えることが分かった。EUIPOは中小企業の潜在力を引き出すために知的財産支援措置を実施し、知的財産権取得のための補助金を支援している。また、欧州の民間投資家協会であるインベストヨーロッパと中小企業支援協約を締結し、欧州の中小企業の利益を代弁する非営利団体SMEUnitedと知的財産権の保護及び協力イニシアチブの開発と実施にも合意した。EPOは中小企業を対象とした知的財産教育も進め、特許知識を効果的に活用できる方法と、新技術の動向及び競合他社の活動を把握できる情報としての特許の重要性を強調する一方、定期的に中小企業の特許活用優秀事例、革新創出事例などを紹介し、中小企業の知的財産に対する認識の向上に努めている⁴⁹。

⁴⁷ 韓国知識財産研究院、「GLOBAL IP TREND 2021」、2021.12、26頁（キム・ソンイ執筆）

⁴⁸ 韓国知識財産研究院、「GLOBAL IP TREND 2021」、2021.12、26頁（キム・ソンイ執筆）

⁴⁹ 韓国知識財産研究院、「GLOBAL IP TREND 2021」、2021.12、27～28頁（キム・ソンイ執筆）

2021年、EUは単一特許制度（unitary patent）を実施するための主な手続きを終えた。また、単一特許・統一特許裁判所（United Patent Court, UPC）を含む単一特許パッケージ（Unitary Patent Protection, UPP）に参加しない加盟国の参加を誘導し、制度の効率性及びコスト削減性を改めて強調して加盟国の単一特許制度への参加を促した。これ以外にも加盟国がUPC協定第35条に基づき、現在の国家システムを妨害せず、当事者の司法権が侵害されないワンストップ代替紛争解決システムを導入し、特許仲裁及び仲裁センターを備えることを促した⁵⁰。

他にも2021年6月7日、EUIPOは文化遺産機関が保有するコレクション及び絶版著作物の利用拡大のためのプラットフォームである「アウト・オブ・コマース（Out-Of-Commerce Works Portal）」の運営を開始した⁵¹。EUは長年にわたりヨーロッパの図書館、記録保管所、博物館、その他の文化遺産機関が保有している多数の著作物のデジタル化作業とオンラインアクセスを支援してきた。オンラインで提供される絶版著作物は主に20世紀前半までの作品であり、20世紀後半の作品からはオンラインで利用可能な作品の数が急減しており、これを「20世紀ブラックホール」とも呼ぶ。20世紀後半以降の作品の場合、権利者の事前許諾を得にくい点などが問題として指摘されてきたため、EUは2019年に「デジタル単一市場の著作権及び著作隣接権指針（以下「DSM指針」）」に基づいて科学的研究、教育機関の授業、文化遺産の保存を目的とした著作物の利用拡大を図った⁵²。

デザイン保護に関し、欧州連合は改訂デザイン法に「グラフィックユーザーインターフェース（Graphic User Interface、GUI）、仮想及び動くデザイン、フォント及びアイコン」などの新しい形態のデザインに関する登録手続きの改正、加盟国間の無効手続きの調和案を含めるようにした。さらに、製品の修理に使用される部品設計を保護するための「修理条項（repair clause）」を含めることを要請し、デザイン指針（Design Directive）と共同体デザイン規制（Community Design Regulation）を一致させ、欧州単一市場でデザイン保護に関する法的確実性を高めることを提案した⁵³。

⁵⁰ 国家知識財産委員会、「2021国家知識財産委員会年次報告書」、2022.03、36頁

⁵¹ 絶版著作物（out of commerce works）とは、著作権として保護されているが、もはや商業的に利用できない、または一度も商業的に利用されなかった本、映画または視覚的著作物などをいう。

⁵² 韓国知識財産研究院、「欧州連合知的財産庁、絶版著作物の利用拡大のためのプラットフォームを開始」、「IP動向情報」2021-25号、2021.06.22
(https://www.kiip.re.kr/ipmap/board/trend/view.do?bd_gb=db&bd_cd=1&bd_item=0&po_item_gb=EU&po_cate_1=tc_D¤tPage=7&po_no=20499)

⁵³ 国家知識財産委員会、「2021国家知識財産委員会年次報告書」、2022.03、36頁

2) 主な制度の変化

ドイツ政府は2021年8月17日、連邦法律官報（Bundesgesetzblatt）に改正「特許法の簡素化と近代化法」（Gesetz zur Vereinfachung und Modernisierung des Patentrechts（PatMoG）、以下「特許法近代化法」）を公布した。

「特許法近代化法」は特許侵害判決があった場合、自動的に従った侵害差止請求条項を裁判所が侵害と損害程度を比較・判断し、侵害者や第三者に過度に過酷な処罰になる場合、これを免除したり、損害賠償に代わるようにする条項に変更した。また、ドイツ特許庁、EPOまたは連邦特許裁判所で特許の有効性を争う事件と民事裁判所で特許侵害事件を同時に進める場合に生じる問題点に対する解決策を提示した。特許の有効・無効に対する結論が出ていない状態で同じ特許に対して侵害の訴が提起された場合、連邦特許裁判所は6カ月以内に特許の有効性に対する予備判断を下し、民事裁判所にその結果を通知しなければならず、侵害訴訟管轄裁判所は弁論前にドイツ連邦特許裁判所が下した予備判断結果を考慮して続行するかどうかを決定できるようにした。

2021年8月18日に改正された「特許法」第145（a）条は、特許訴訟でも「営業秘密保護法」が適用されることができるよう法的装置を設けた。これによると、裁判所は法定手続以上で秘密情報を要求することができず、当事者要請時に特定文書や口頭審理へのアクセスを制限できるようにし、ドイツ「民事訴訟法」上「争いのある情報（streitgegenständliche informationen）」という用語の定義が事案によって異なる可能性があることを明確にし、訴訟で原告と被告が主張するすべての情報を含めるようにした。同法律による改正事項は「特許法」、「実用新案法」、「商標法」、「営業秘密法」など個別の法律に反映され、直ちに発効するか、2022年5月1日に発効する予定である⁵⁴。

2021年6月7日、欧州委員会（EC）は欧州連合のデジタル単一市場における著作権及び著作隣接権指令（Directive on Copyright and Related Rights in the Digital Single Market、以下「DSM指令」）に対する各加盟国の国内法履行日が到来したと発表した。EU議会（Parliament）は2019年3月26日にDSM指令を議決し、2019年4月15日にEU理事会（Committee）がDSM指令を最終承認した。DSM指令の発効日は2019年6月7日であり、それから2年後の2021年6月7日まで、すべてのEU加盟国でDSM指令の国内法適用を完了しなければならなかった。DSM指針はデジタル技術の発展に伴う著作物の創作、配布方式の変化に対応し、オンラインでの新しい著作権規則を提供することを目的として、①科学的研究、教育機関の授業、文化遺産保存を目的とした著作物の利用拡大、②著作権として保護されるコンテンツに対するオンラインアクセスを保障、③公正な市場の造成の3つの目標に重点を置いている。EUはDSM指令の国内法の導入期限が満了したことを告知し、DSM指令のうち「第17条オンラインコンテンツ共有サービス提供者の責任」に関するガイド（The Guidance on Article 17 of the Copyright Directive）を発表した⁵⁵。

⁵⁴ 韓国知識財産研究院、「欧州委員会、デジタル単一市場の著作権指針に対する国内法履行日到来を発表」、「知的財産の動向」2021-24巻号、2021. 06. 15
(https://www.kiip.re.kr/board/trend/view.do?bd_gb=trend&bd_cd=1&bd_item=0&po_item_gb=EU¤tPage=12&po_no=20482)

⁵⁵ 韓国知識財産研究院、「欧州委員会、デジタル単一市場の著作権指針に対する国内法履行日到来を発表」、「知的財産の動向」2021-24巻号、2021. 06. 15

https://www.kiip.re.kr/board/trend/view.do?bd_gb=trend&bd_cd=1&bd_item=0&po_item_gb=EU¤tPage=12&po_no=20482

PART 03

知的財産保護狀況

韓国の現行法上、知的財産は大きく産業財産権と著作権に分けることができる。産業財産権には発明を保護する特許権、考案を保護対象とする実用新案権、物品の外形に対する権利を認めるデザイン権と、商品やサービスの識別標識を保護する商標権がある。著作権は人間の思想または感情を表現する著作物を保護するが、文学、芸術的創作物と学術的創作物などがここに属する。また、社会・経済的状況と文化が変化し、科学技術が発展するにつれて、既存の知的財産権のカテゴリには含まれていないが、保護が必要な新しいタイプの知的財産が出現している。韓国政府はこれを新知的財産と定義し、積極的な保護策を模索している⁵⁶。

知的財産権の種類によって保護体系にも差があるが、産業財産権の場合は出願後審査を経て登録を受けなければならないが、著作権は無方式主義により創作時点で権利が発生する。新知的財産を保護する方法は保護対象の特徴によって多少違いがあり、まだ体系が確立されていないのはその保護の有無と方法について議論中にある。

以下では、知的財産保護のための法的、政策的装置について確認し、知的財産タイプ別保護体系に合わせて出願・登録状況などを検討する。

⁵⁶ 「知的財産基本法」第3条第2号

第1節 知的財産に対する制度的保護状況

1. 知的財産に対する法的保護状況

韓国の知的財産の最上位法律は「知的財産基本法」であり、所管部署は科学技術情報通信部（国家知識財産委員会）である。

産業財産権に関わる法律である「特許法」、「実用新案法」、「商標法」、「デザイン保護法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」などは特許庁所管であり、「著作権法」と「コンテンツ産業振興法」などは文化体育観光部が担当する。「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」、「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律」は産業通商資源部、「中小企業の技術保護支援に関する法律」、「中小企業振興に関する法律」は中小ベンチャー企業部が担当している。

「植物新品種保護法」は農林畜産食品部と海洋水産部が担当し、「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する法律」、「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」、「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」はそれぞれ環境部、農林畜産食品部及び海洋水産部が担当する。

この他、最近のデータの保護及び利用活性化に関わる法律には「公共データの提供及び利用活性化に関する法律」、「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」、「産業デジタル転換促進法」が制定・施行されており、それぞれ行政安全部、科学技術情報通信部、産業通商資源部が担当している。

この他にもさまざまな部処で知的財産の保護・執行に関する法律規定を置いている。

[表3-1-1]韓国の知的財産関連法律及び所管部処

分野	知的財産保護法律	所管部処
知的財産一般	知的財産基本法	科学技術情報通信部 (国家知識財産委員会)
	ソフトウェア産業振興法、生命研究資源の確保・ 管理及び活用に関する法律	科学技術情報通信部
	独占規制及び公正取引に関する法律	公正取引委員会
	司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲 に関する法律	法務部
	国有財産法	企画財政部
	関税法	関税庁
	対外貿易法、産業技術の流出防止及び保護に 関する法律、不公正貿易行為調査及び産業被害救済に 関する法律	産業通商資源部
産業財産権	特許法、実用新案法、デザイン保護法、商標法、 発明振興法、弁理士法	特許庁
	薬事法	保健福祉部、 食品医薬品安全処
	防衛産業技術保護法	国防部
著作権	著作権法、文化産業振興基本法、コンテンツ産業 振興法、公演法、ゲーム産業振興に関する法律、 音楽産業振興に関する法律、映画及びビデオ物の 振興に関する法律	文化体育観光部
営業秘密及び 産業技術	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	特許庁
	産業技術の流出防止及び保護に関する法律	産業通商資源部
	中小企業の技術保護支援に関する法律、中小企業 振興に関する法律	中小ベンチャー企業部
	下請取引の公正化に関する法律	公正取引委員会
	大・中小企業の共生協力促進に関する法律	中小ベンチャー企業部
植物新品種など	植物新品種保護法	海洋水産部、農林畜産食品部
	種子産業法、農業生命資源の保存・管理及び利用 に関する法律、水産種子産業育成法	農林畜産食品部、海洋水産部
	農水産物品質管理法	農林畜産食品部、海洋水産部、 食品医薬品安全処
	海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関 する法律	海洋水産部
	遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する法律、 生物多様性の保全及び利用に関する法律	環境部
	半導体集積回路の配置設計に関する法律	特許庁
データ	公共データの提供及び利用活性化に関する法律	行政安全部
	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	特許庁
	データ産業振興及び利用促進に関する基本法	科学技術情報通信部
	産業デジタル転換促進法	産業通商資源部

2. 知的財産に対する政策的保護状況

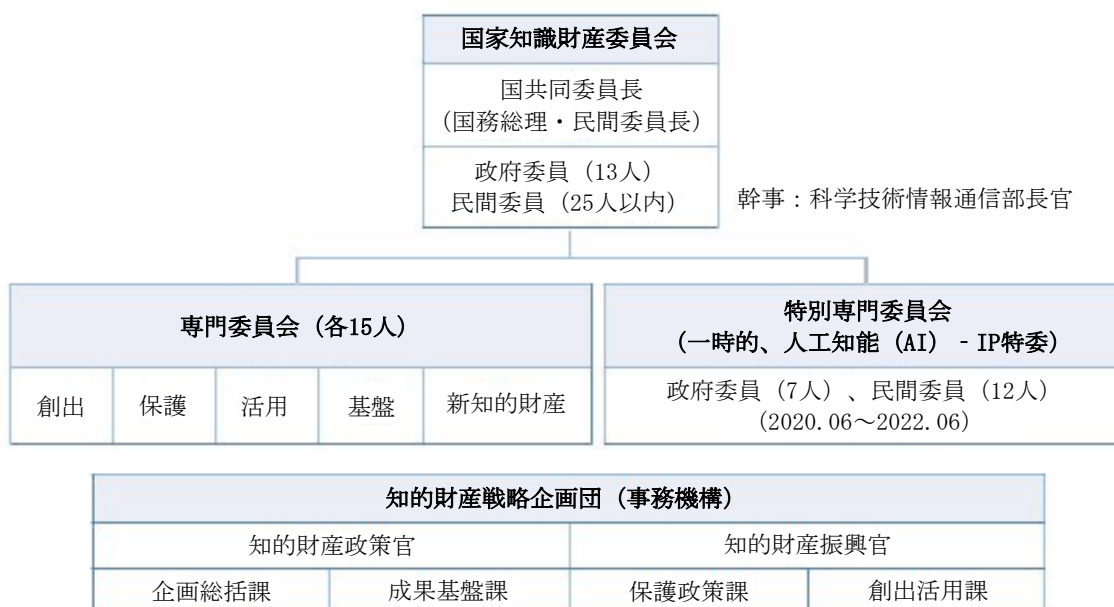
韓国は国家知的財産戦略の中長期政策目標である「国家知的財産基本計画」を5年単位で策定している。この基本計画に基づき、関係中央行政機関及び広域地方自治体（都道府県）は1年単位で「国家知的財産施行計画」を策定し実行する。以下では、韓国の国家知的財産戦略の策定を担当している国家知識財産委員会の知的財産保護政策を中心に、各中央行政機関及び広域自治体の政策について紹介する。

(1) 国家知識財産委員会

国家知識財産委員会は2011年に制定された「知的財産基本法」を根拠に発足し、韓国の知的財産の全分野に対する中枢的な役割を果たしている。主要業務では①国家知的財産基本計画及び施行計画の策定・変更、②基本計画及び施行計画の推進状況に対する点検・評価、③知的財産関連財源の配分方向及び効率的運用、④知的財産の創出・保護及び活用促進とその基盤造成のための施策など、国全般の知的財産関連の主要政策を策定し、審議・調整・点検する。

2021年、国家知識財産委員会は第5期委員が活動しており、委員は国務総理と民間委員長を共同委員長として13人の政府委員、22人の民間委員からなる。また、国家知識財産委員会は傘下に分野別5つの専門委員会（創出・保護・活用・基盤・新知的財産）と重要懸案に対応するための一時組織である特別専門委員会を置いている。2020年6月に構成された「AI - 知的財産特別専門委員会」が2022年6月まで運営される。さらに、委員会案件の事前検討及び政府部処間の異論調整のための実務運営委員会と委員会業務支援を担当する知的財産戦略企画団を置いている。

[図3-1-1]2021年度国家知識財産委員会の構成



* 出処：国家知識財産委員会、「2021国家知識財産委員会年次報告書」、2022

[表3-1-2]2021年度国家知識財産委員会の上程案件

区分	案件番号	上程案件
第 28 回 (2021. 02. 23)	1	人工知能・データ基盤のデジタル知的財産革新戦略 (案)
	2	2021 年知的財産主要政策イシュー発掘 (案)
	3	2020 年国家知的財産ネットワーク (KIPnet) の運営結果 (案)
第 29 回 (2021. 03. 29)	1	2021 年度国家知的財産施行計画 (案)
	2	2020 年度国家知的財産施行計画推進実績の点検・評価結果及び 2022 年度財源配分方向 (案)
	3	第 3 次国家知的財産基本計画の策定指針 (案)
	4	人工知能 (AI) - IP 特別専門委員会の延長・運営計画 (案)
	5	2021 年度知的財産イシュー政策化推進計画 (案)
第 30 回 (2021. 12. 23)	1	第 3 次国家知的財産基本計画 (案)
	2	文化経済の拡散に向けた著作物の利用活性化策
	3	「知的財産人材育成ビジョン 2030」策定の推進状況
	4	バイオヘルス産業の知的財産 (IP) 競争力強化策 (案)

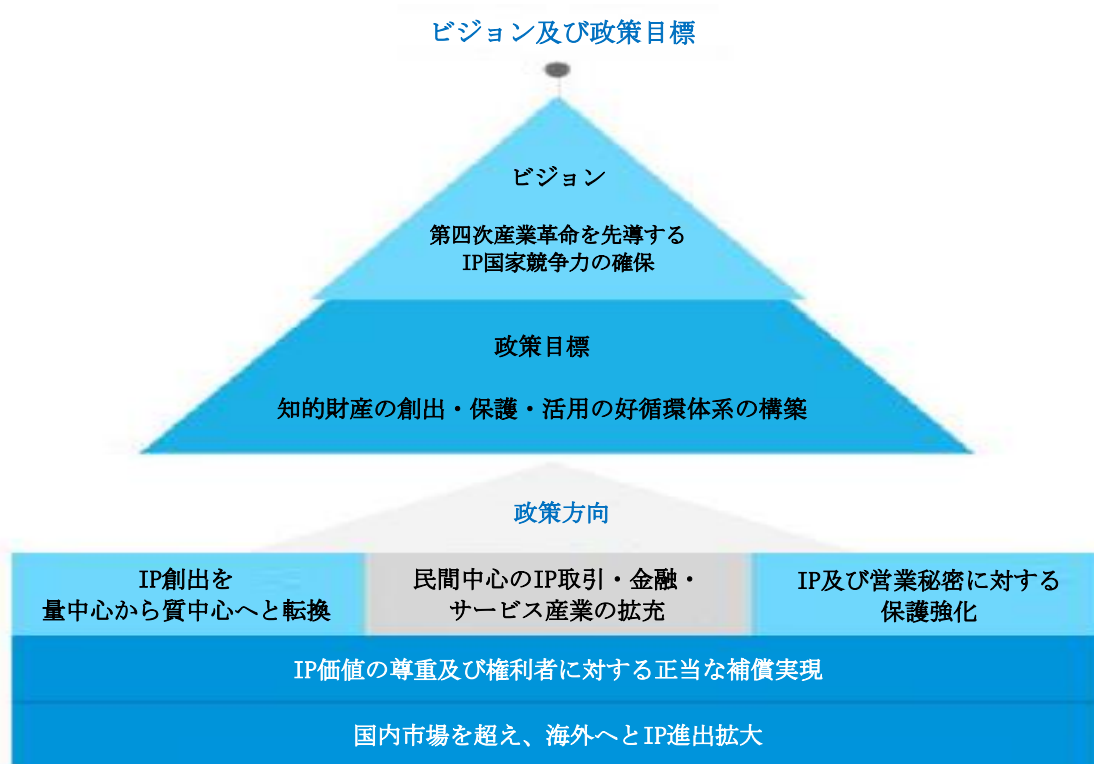
* 出処：国家知識財産委員会ウェブサイト (www.ipkorea.go.kr)

1) 第2次国家知的財産基本計画 (2017年～2021年)

国家知識財産委員会は5年ごとに国家知的財産に対する基本計画を策定し施行する。2012年から施行された第1次国家知的財産基本計画は2016年に終了し、2016年12月に第2次国家知的財産基本計画を議決し、2021年まで第2次国家知的財産基本計画に基づいて政策が推進された。

第2次国家知的財産基本計画は、「第四次産業革命を先導する知的財産の国家競争力確保」というビジョンにより、細部政策方向及び戦略目標が設定され、この計画の実現のために計4兆7百億ウォンが投入された。

[図3-1-2]第2次国家知的財産基本計画（2017～2021）の政策目標及び基本方向



* 出処：国家知識財産委員会ウェブサイト (www.ipkorea.go.kr)

[図3-1-3]第2次国家知的財産基本計画（2017～2021）上の推進戦略及び中核課題

5大戦略	20の中核課題
高品質IPの創出 及び事業化の活性化	<ol style="list-style-type: none"> 1 知的財産戦略とR&Dの連携による優秀なIP創出 2 新技術分野のR&Dにおける標準特許戦略の適用強化 3 公共研究機関の先導的IP経営の強化 4 IP・技術取引及び事業化の促進 5 民間中心のIP金融の高度化
中小企業のIP競争力の向上 及び保護強化	<ol style="list-style-type: none"> 6 中小企業の知的財産活動支援の強化 7 中小企業のアイデア・技術保護の強化 8 職務発明制度の活性化及び合理的補償体制の構築
グローバル市場における IP活動の支援強化	<ol style="list-style-type: none"> 9 海外進出企業のIP隘路解消の支援 10 IP国際協力強化及びグローバルな存在感向上 11 生物・遺伝資源関連の新国際規範に対応
デジタル環境下における 著作権の保護及び 公正利用の活性化	<ol style="list-style-type: none"> 12 デジタル・コンテンツ著作権の保護体制の整備 13 デジタル・プラットフォームを活用した著作物利用の活性化 14 韓流コンテンツのグローバル進出の支援 15 新技術のトレンドに合わせたコンテンツ創出のエコシステム構築
IPエコシステムの 基盤強化	<ol style="list-style-type: none"> 16 新技術・新産業の登場に合わせたIP保護体制の整備 17 特許権の信頼性・安定性の向上 18 IPサービス業の活性化支援 19 IP人材基盤の拡充及び地域別IP力の向上 20 植物新品種の開発活性化及び保護強化

* 出処：国家知識財産委員会ウェブサイト (www.ipkorea.go.kr)

[図3-1-4]6大重点方向別推進課題

6 大 重 点 推 進 方 向	1 IPを基盤とする良質な雇用の創出に寄与
	1. IP専門人材の育成及び起業・就業への連携
	2. 民間IPサービス業及び市場主導型IP取引・金融の活性化
	2 第四次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力なIPの確保
	3. IP - R&D戦略による中核技術IPの先取り
	4. 新技術・新産業に対応したIPインフラ構築
	3 起業と中小・ベンチャー企業の成長に向けたIP競争力の強化及び公正な秩序の確立
	5. イノベーション型の起業及び中小・ベンチャー企業のIP活動への支援強化
	6. 中小・ベンチャー企業のIP保護に必要な公正な経済基盤の構築
	4 デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築
	7. 創作者に対する公正な補償体系の構築及び定着
	8. コンテンツ産業育成のための制度改善及び輸出先の多角化
5 グローバルなIP対応力の強化	
9. 現地対応体系の強化及び国際協力の持続的拡大	
10. 生物・遺伝資源など新知的財産の国際規範に対する対応強化	
6 IP尊重文化の拡大及び基盤構築	
11. 小・中・高でのIP教育拡大及び市民の意識改善に向けた努力強化	
12. 地域のIP競争力強化	

* 出処：国家知識財産委員会ウェブサイト（www.ipkorea.go.kr）

2) 2021年の国家知的財産施行計画など

第2次国家知的財産基本計画に基づき、国家知識財産委員会は2021年4月の第29次会议で「2021年度国家知的財産施行計画」を審議・議決した。

「2021年度国家知的財産施行計画」は第2次国家知的財産基本計画に基づき、政策環境の変化などを考慮して16の中央行政機関と17の広域自治体が策定した知的財産政策推進計画を総合して策定した。「2021年度国家知的財産施行計画」は「第四次産業革命を先導する知的財産の国家競争力確保」という目標の下、5大重点戦略と21の中核課題を提示した。

[図3-1-5]2021年国家知的財産施行計画の推進戦略及び重点課題

ビジョン：第四次産業革命を先導するIP国家競争力の確保	
5大戦略	21の重点課題
1 市場の需要を反映した IP戦略資産化	① IP-R&Dによる優秀なIP創出促進 ② 事業化有望技術の商用化開発の支援強化 ③ IP・技術の取引、金融及び事業化支援の活性化 ④ 新技術分野のR&D標準特許との連携強化 ⑤ 公共研究機関のIP経営戦略の高度化
2 中小・ベンチャー企業の 起業・成長及び保護を強化	⑥ IPを基盤とする起業活性化及びIPサービスの費用の支援強化 ⑦ 中小企業のIP競争力強化の支援拡大 ⑧ 中小企業のIP・技術保護強化
3 国内の知的財産の グローバル進出支援を強化	⑨ 海外進出企業への知的財産活動の支援強化 ⑩ 韓流コンテンツの海外進出拡大強化 ⑪ 国際協力による知的財産権の保護 ⑫ 生物遺伝資源の確保及び国際ルール対応 ⑬ 新品種事業化の促進及び品種保護制度の運用の効率化
4 デジタル環境の創作に対する 公正な共生エコシステムを造成	⑭ 創作者の保護及びデジタル著作権侵害対応体系の先進化 ⑮ 著作物の流通及び活用支援の活性化 ⑯ 有望コンテンツへの投資活性化及び産業育成 ⑰ 職務発明制度の拡大による正当な補償文化の定着
5 人と文化を中心とする 知的財産の土壌を構築	⑱ 実務及び起業連携の知的財産専門人材の育成 ⑲ 発明特許素養教育の強化及び著作権尊重文化の拡大 ⑳ 特許審査インフラ整備及び専門能力の向上 ㉑ 地域のIP競争力強化

* 出処：国家知識財産委員会ウェブサイト (www.ipkorea.go.kr)

2021年度国家知的財産施行計画の5大戦略別重点課題の内容を具体的に見てみると、次のとおりである。

第一に、市場の需要を反映した知的財産の資産化のために課題を施行する。①IP-R&Dによる優秀な知的財産創出を促進する。特に、素材・部品・装置分野の戦略品目のR&Dを集中的に支援し、部処間の協業で知的財産戦略-R&Dパッケージを支援し、技術自立と中核・源泉知的財産権を確保する。②事業化有望技術の商用化のための開発支援を強化し、有望技術の商用化を促進するために、中小・中堅企業に公共研究機関（以下「公共研」）の有望技術を移転して事業化を支援する。③知的財産・技術取引、金融及び事業化の支援を活性化させるために、優秀な特許を保有しているスタートアップなどに知的財産ファンドを支援し、経営安定化と知的財産担保融資のための回収支援機構を発足させる。④新技術分野のR&D-標準特許連携を強化するために、第四次産業革命時代の技術分野におけるR&D・特許・標準連携戦略と標準開発を支援し、標準コンサルティング・教育など、標準化能力を強化するための支援を行う。⑤大学・公共研の知的財産経営戦略の高度化による大学・公共研の優秀な知的財産の好循環のために、特許マップファンドを拡大し、政府支援が終了した後も作動可能となるよう大学・公共研の先導

技術移転センター（Technology Licensing Office、以下「TLO」）中心の特許技術エコシステムを構築する。

第二に、中小・ベンチャー企業の起業・成長及び保護を強化するための課題を施行する。①知的財産を基盤とする起業を活性化させ、知的財産サービス費用に対する支援を強化するために、地域別知的財産起業ゾーンを拠点にコンサルティング起業資金を連携できるよう支援し、スタートアップが知的財産サービス・機関を選択するバウチャーを支援する。②中小企業の知的財産競争力強化のための支援を拡大するために、中小企業の成長段階別に特許戦略・投資・R&Dを連携できるよう支援し、中小企業のR&D全段階の教育を通して企画力を向上できるよう支援する。③中小企業の知的財産・技術の保護強化による技術・営業秘密の保護のために被害の立証責任を緩和し、秘密保持契約の導入を拡大する。

第三に、国内の知的財産の海外進出支援を強化するための課題を施行する。①海外進出企業に対する知的財産活動支援を強化し、グローバルな知的財産企業を育成するために、体系的な知的財産サービスを支援し、グローバル技術事業化協力センターと欧州技術協力ネットワークなどを活用して海外パートナーの発掘・契約締結・技術取引の拡大を支援する。②韓流コンテンツの海外進出拡大を支援し、新規市場を開拓するためにコンテンツ輸出ハブを構築してコンテンツ海外市場を多様化し、官民協力で韓流コンテンツと連携消費財産業が同伴進出できるよう支援する。③国際協力で知的財産を保護し、審査協力を強化するために特許共同審査を拡大し、五庁間のPCT協力審査を改善する。また、特許審査ハイウェイ（PPH）を拡大するなどして国際審査協力を強化し、国際的に知的財産分野を先導するために韓・WIPO間の協力を強化し、韓国にWIPO地域事務所を誘致できるようにする。④生物・遺伝資源を確保し、国際規範の対応を推進し、国内の生物・遺伝資源を保護するために、国家生物資源総合インベントリを構築し、獣医遺伝資源を持続的に収集・保存し、森林生命資源の管理を強化するなど保存・管理体制を強化する。⑤新品種事業化を促進し、品種保護制度を効率的に運営し、新品種開発のために新品種育種の底辺を拡大し、出願を活性化するために現場訪問コンサルティングを実施する。

第四に、デジタル環境の創造に対する公正な競争により、共生できるエコシステムを造成するための課題を施行する。①創作者を保護し、デジタル著作権侵害に対する対応体系を先進化し、公正・共生体系を構築する。このために政府支援事業に対する標準契約書の適用を拡大し、被害申告相談とデジタル著作権保護のための総合対応体系を構築する。②著作物の流通と活用支援を活性化させるために、民間の需要を基盤として高品質の自由利用著作物を拡充して提供し、著作権の権利情報を統合して収集・提供するなど、著作物利用ワンストップサービスを提供する。③有望コンテンツに対する投資の活性化及び関連産業の育成のために、コンテンツ分野の価値評価適用対象を拡大し、コンテンツ企画開発・制作初期段階と疎外ジャンルに対するファン投資を拡大する。④職務発明に対する正当な補償文化を定着させるために、職務発明制度を拡大し、産業界・学界・研究分野を網羅する産学研発展協議会を運営し、様式サンプルなどガイドラインを製作・配布する。

第五に、人と文化を中心とする知的財産の土壌を構築するための課題を施行する。①知的財産専門人材を育成するために、起業保育センターと連携して企業教育を行い、コンテンツ創造人材の教育人数を拡大する。②発明・特許の素養教育を強化し、著作権を尊重する文化を拡散するために、発明教育センター・メーカー体験施設と連携してワンストップ教育課程を提供し、小・中・高に著作権体験教室を提供するなど、正しい著作物利用方法について教育する。

③特許審査インフラを整備し、専門能力向上のために特許審査に3人協議審査の実施を拡大し、機械翻訳サービスを高度化する一方、審査で引用された非特許文献に対する検索サービスを提供する。④地域の知的財産の競争力強化による地域産業育成のために、地域特産品、伝統産業などを知的財産観点の主力特化産業として育成し、地域の観光資源に対する固有ブランドを開発する。

この他にも2021年4月には2020年度施行計画推進実績の点検・評価結果及び未来展望などを反映して知的財産関連の細部または内訳事業（72件）を対象に「2022年度財源配分方向」を審議・議決した⁵⁷。

3) 第3次国家知的財産基本計画（2022年～2026年）

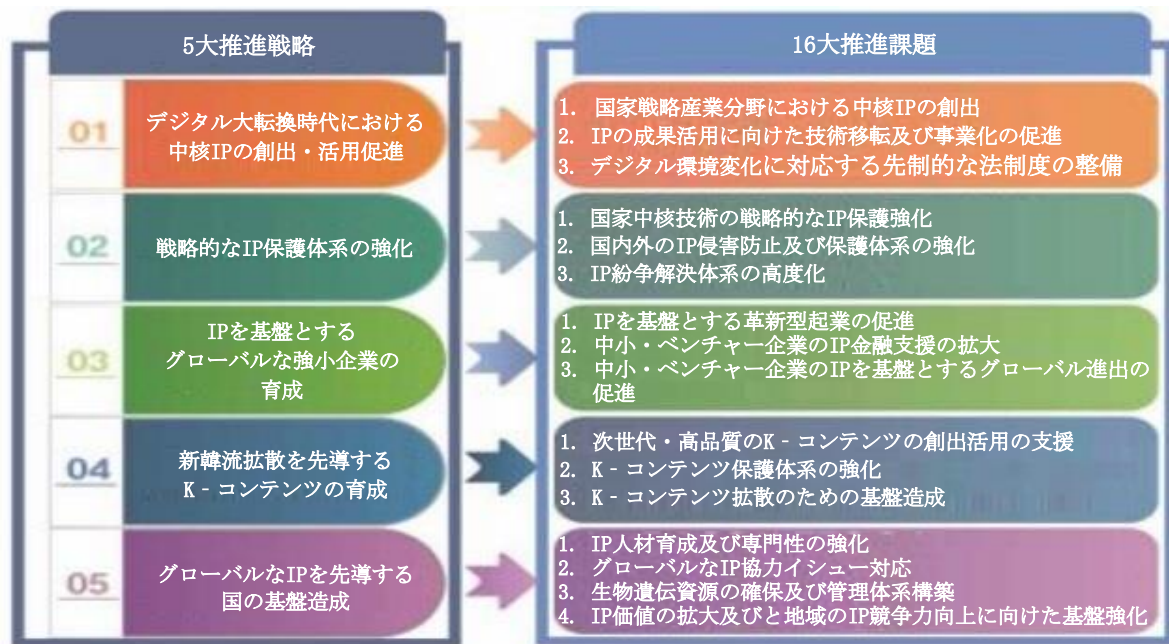
第2次国家知的財産基本計画が2021年に終了することにより、国家知識財産委員会は2021年3月の第29次本会議で「第3次国家知的財産基本計画の策定指針（案）（2022～2026）」を上程した。以後、国家知識財産委員会は各部処と自治体のIP政策課題の受付（2021.08）、公聴会（2021.10）、関係部処間の協議（2021.11）、専門家事前検討（2021.11）などを経て2021年12月13日付で「第3次国家知的財産基本計画」を審議・議決した。

第3次国家知的財産基本計画は「知的財産を基盤とするグローバルなイノベーションを先導する国の実現」というビジョンを設定し、そのための5大推進戦略及び16大推進課題を提示した。第3次国家知的財産基本計画は2022年から施行される予定である。

[図3-1-6]第3次国家知的財産基本計画のビジョン及び推進戦略



⁵⁷ 「知的財産基本法」第6条に基づき、国家知識財産委員会は知的財産事業の財源配分の方向を策定し、政府の予算編成過程に反映するよう努めなければならない。



* 出処：国家知識財産委員会、「第3次国家知的財産基本計画（案）」、第3次国家知識財産委員会第1号案件、2021. 12. 27

第3次国家知的財産基本計画は知的財産保護強化のための戦略を提示している。過去数年間、主要国に対する知的財産の通商攻勢の強化、技術流出の影響の深化などにより、知的財産保護問題が持続的に浮き彫りになり、実効性のある保護体系強化の必要性が台頭した。それにもかかわらず、産業技術と営業秘密の侵害・流出時の捜査能力及び対応体系が不十分であり、知的財産紛争が発生した場合、効果的に解決するための制度も十分ではないという評価があった⁵⁸。

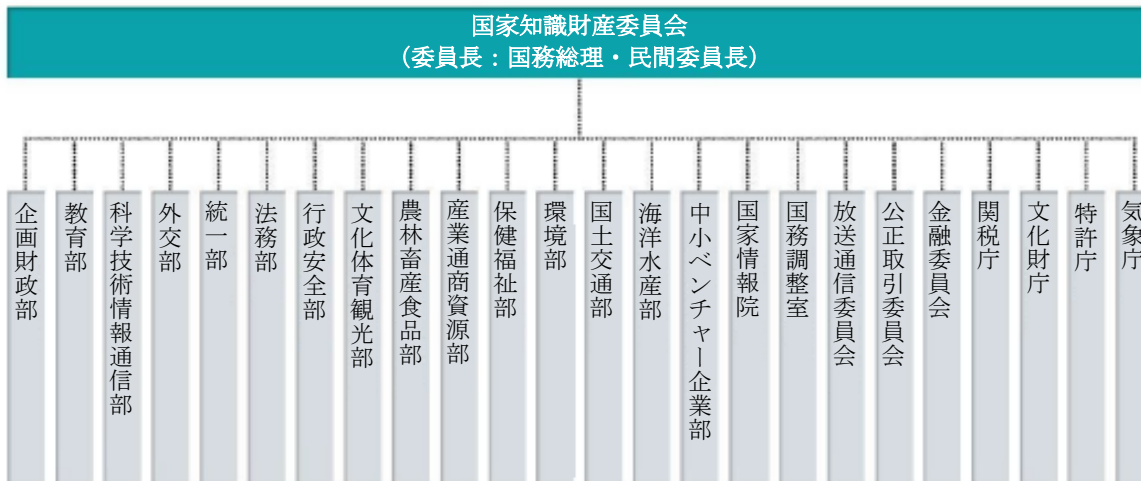
これにより、第3次国家知的財産基本計画では5大推進戦略のうち「戦略2」で「戦略的IP保護体系の強化」という見出しの下、知的財産保護のための国内外の技術流出防止及び侵害・紛争対応強化のための戦略を提示した。主な推進課題としては、①国家中核技術の戦略的IP保護強化のために（i）産業技術・営業秘密保護のための捜査強化、（ii）産業技術・営業秘密侵害防止制度の強化、（iii）中核技術の保有機関・企業のIP保護能力の強化に向けた細部課題を策定し、②国内外のIP侵害防止及び保護体系の強化のために、（i）国内でのIP侵害防止強化、（ii）海外でのIP侵害・紛争対応及び制度の強化、（iii）中小・ベンチャー企業の国際特許紛争対応力の強化、（iv）大・中小企業間のIP公正取引促進を細部課題として策定し、③IP紛争解決体系の高度化のために、（i）IP侵害紛争における権利者救済制度の強化、（ii）IP紛争解決の効率性向上に向けた細部課題を策定した。

⁵⁸ 関係部処合同、第3次国家知的財産基本計画（案）、2021、27頁

(2) 中央行政機関

特許庁、文化体育観光部、環境部、農林畜産食品部など、知的財産保護政策に関する中央行政機関はそれぞれ産業財産権、著作権、植物新品種など所管する知的財産を保護するために多様な政策を執行する。また、他の関係部処とも積極的に協力して知的財産保護に努めている。以下では各中央行政機関の知的財産政策の策定及び執行に対する固有の機能及び役割、並びに2021年の活動の状況について確認する。

[図3-1-7]知的財産保護政策関連の中央行政機関



* 出処：国家知識財産委員会ウェブサイト (www.ipkorea.go.kr)

1) 特許庁

特許庁は特許、実用新案、デザイン、商標など産業財産権に関する国内外の出願・審査・登録事務を管掌する⁵⁹。このために産業財産権保護のための関連法制度を検討し、制定・改正を推進するだけでなく、さまざまな発明振興施策を策定・施行する。また、特許審判院を置いて産業財産権に対する無効審判など審判制度を運営し、産業財産権に対する国際協力体系を構築するなど多様な役割を果たしている。また、産業界への特許技術情報の拡散、産業財産権の効果的な保護・管理のために産業財産権に対する行政情報化を推進し、産業財産権に対する認識を向上させる教育・広報及び専門人材育成などの業務をはじめ、半導体集積回路の配置設計、不正競争行為及び営業秘密などに対する保護活動も行う。

さらに、特許庁は検察庁など関係部処と協業してオン・オフライン偽造品の生産と流通過程で発生する商標権、特許権、デザイン権及び営業秘密侵害行為を捜査・取り締まり、商品形態模倣など不正競争行為に対する行政調査と是正勧告をする。この他にも、不正競争行為申告センター及び知的財産権虚偽表示申告センターを運営することで、不正競争行為と知的財産権の虚偽表示に対する是正勧告を行い、誤った知的財産権行使による消費者被害を防止している。

⁵⁹ 「政府組織法」第37条第5項

特許庁は産業財産権関連紛争の迅速かつ円滑な解決のために、産業財産権紛争調停委員会を運営するとともに、公益弁理士相談センターで社会的弱者の産業財産権保護のための多様なサービスを提供している。さらに、企業の営業秘密保護のために営業秘密保護センターを運営して営業秘密関連相談及び紛争対応法律諮問を実施する。

この他にも特許庁は海外現地で韓国企業を保護するために海外知的財産センターを運営し、知的財産紛争関連の法律諮問などを支援している。また、海外進出企業などを対象に国際知的財産権紛争の防止及び対応コンサルティングを支援するとともに、海外の商標ブローカーによる無断先取りに対する対応体系を構築することで、関連企業に被害情報を提供し、対応策を模索している。

さらに、特許庁は二国間及び多国間協力を推進することで、グローバルな知的財産対応力を強化し、海外の知的財産保護環境を構築する努力を重ねている。このために海外主要国と協力を強化し、五庁の協議体を構成して審査協力、制度調和を図っている。なお、グローバルな知的財産イニシアチブ主導のために、WIPOなど国際機関の主要懸案に関心を寄せて戦略的に対応しており、海外の国に特許行政情報システムを輸出して韓国企業の特許が海外の国で審査なしに自動的にその効力が認められるようにするなど海外での安定的な知的財産保護のために努力している。

2021年、特許庁は国内の知的財産保護基盤をさらに強化するためにさまざまな努力をした。ひとまず、一定の努力をした者の成果物を保護するために「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正し、パブリシティ権及びデータ保護制度を設けた。これとともに、2021年11月に発明振興法を改正して産業財産権紛争調停を活性化した。特に、特許審判院の審判長が必要と認め、当事者が同意する場合は当該審判合意体の全部または一部が紛争調停部に直接参加できるようにし、調停の効率性を高めた。また、特許庁は技術流出・侵害を防ぐために「技術警察」を本格的に発足させ、産業財産調査課を技術警察課、商標警察と不正競争調査チームに拡大改編した⁶⁰。

これとともに、特許庁は海外における韓国の知的財産権保護活動を強化するために、韓国企業の進出が活発で、知財権紛争の可能性が高い地域であるロシアとメキシコに海外知的財産センター（IP-DESK）を設置した。

2) 文化体育観光部

文化体育観光部は著作権保護体系の強化に向けた総合計画及び著作物利用の活性化に向けた支援政策を策定・施行し、著作権関連の産業発展基盤を強化するなど著作権分野を総括している。

文化体育観光部は著作権特別司法警察、オンライン在宅モニタリング団などを運営し、オンライン事業者などとの官民協力を拡大することで、違法複製物の迅速な削除・送信中止措置をとっている。また、情報通信網を通じた違法複製物の削除、複製送信者に対する警告などは正勧告をしており、オフライン上の違法複製物については収集・廃棄及び削除活動をしている。著作権関連紛争の円滑な解決のための著作権紛争調停部及びコンテンツ取引関連紛争の迅速な解決のためのコンテンツ紛争調停委員会を運営しており、著作権相談センターで著作権紛争防止

⁶⁰ 特許庁プレスリリース、「技術の流出・侵害を防ぐための『技術警察』が本格発足」、2021.07.24

にも努力を重ねている。

さらに、部処横断的・公共・権利者団体の合同協議体である「海外知的財産保護協議体」を運営して海外での著作権侵害に対する官民共同対応のための基盤を設けている。特に、著作権侵害発生に迅速に対応するために、2018年に開所した著作権侵害対応総合状況室を継続的に運営し、「文化産業の公正な流通環境の造成に関する法律」の制定を推進しており、コンテンツ不公正被害申告の受付及び法律コンサルティングを支援するコンテンツ公正共生センターの役割拡大を図っている。海外著作権センターを中心に海外著作物合法流通のための総合支援体系も構築・運営し、著作権に関する国際協力を強化・拡大している。

この他にも、将来の著作権環境に適した法制度改善の方向について研究し、デジタル・ネットワーク環境におけるソフトウェアの知的財産権保護体系の改善に向けた点検及び教育を実施するとともに、権利者に対する正当な補償のために標準契約書の活用を拡大しようとしている。また、著作権尊重文化の普及のために、職務教育、ソフトウェア保護教育など著作権に対する認識を高める教育を複数の学習対象別に施行し、キャンペーンを開催したり、広報コンテンツを制作する方式で著作権保護に関する広報も進めている。

2021年には著作権違法流通を防止するための取り締まり活動などを強化した。公共機関の正規ソフトウェア使用の活性化に向け、役職員対象の訪問教育・コンサルティングを実施してSW著作権保護に向けた点検及び防止教育を強化し、海外での韓流コンテンツ（放送、映画、音楽、ウェブトゥーンなど）の違法流通に対応するために、「重点保護著作物特別保護」及び「常時救済措置」を実施してURL削除の措置をとった。また、違法複製物の流通サイト及び違法サイトの運営者に対する取り締まり強化及び新規侵害類型に対する企画捜査を行い、リンクサイトの運営者、違法ウェブトゥーンサイトの運営者、ゲーム違法プライベートサーバーの運営者、違法複製ヘビーアップローダーなどを検挙した。

これとともに、インターポール国際共同協業事業（I-SOP）を新規推進してオンライン上の著作権侵害対応のための国際協力捜査体系を強化した。また、海外著作権事務所を中心に韓流コンテンツの違法流通をモニタリングし、中韓のホットラインを構築することで侵害対応を支援した。

3) 検察庁

検察庁は増加する知的財産権侵害事件を効果的に処理するために、専門性を強化する制度を導入している。高度な技術的争点を含む特許侵害事件の場合、既存の捜査方法だけでは実体的真実を発見することに限界があるため、2015年から大田地方検察庁を特許犯罪重点検察庁に指定・運営している。また、最近重要性が高まっている技術流出犯罪に効果的に対応するために、水原地方検察庁に産業技術犯罪刑事部を新設して運営しており、2021年には知的財産権捜査力の強化に向けて特許捜査諮問官にも別枠を設けて配置した。

4) 警察庁

警察庁は知的財産権保護のために「特許法」、「商標法」、「著作権法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の違反者を常時取り締まる。特に、商標権侵害に関連し、偽造品を製造・流通した者を集中的に取り締まり、周期的なサイバーモニタリングを通じて偽造品を販売するオンラインサイトを追跡する。また、警察庁はインターネットを利用したコンテンツファイル共有行為や複製行為などの著作権侵害事件も継続的に取り締まっている。

警察庁国家捜査本部は2018年から文化体育観光部と違法複製物流通侵害サイトに対して合同取り締まりを実施しているが、2021年4月には「警察庁 - 文体部 - インターポール」間の国際協力捜査の業務提携を締結し、海外著作権侵害サイトに対する国際協力捜査網を構築するようになった。この業務提携により、警察庁は2021年に海外サーバーを利用して違法著作物を流通した著作権侵害サイトに対する合同取り締まり活動を行い、計34のサイトを閉鎖し、47のサイトの運営者など207人を検挙した⁶¹。

5) 関税庁

関税庁は「関税法」第235条に基づき、知的財産権を侵害する物品を輸出または輸入できないよう取り締まる。このため、権利者から保有している知的財産権に関する情報を受けて受け付け、申請情報をもとに通関段階で審査に活用できる電算システムを構築し活用している。関税庁は輸出入申告物品のみならず、積み替え、複合積み替え、保税区域への搬入、保税運送、一時揚陸の申告物品についても知的財産権侵害の有無を取り締まる。

また、税関職員向けの知的財産権侵害識別教育を定期的実施することで、専門能力を高めている。毎年「知的財産権侵害取り締まり年間統計報告書」を発刊して知的財産税関制度を紹介し、通関過程での知的財産権侵害物品の摘発状況、通関後の知的財産権侵害物品の摘発状況、知的財産権侵害物品の主な摘発事例に関する情報を提供している。

この他にも関税庁は電子通関システム（UNIPASS）知的財産権統合情報管理システム（IPIMS）を運営し、税関と権利権者間の情報交換及び効率的な業務処理により、2021年に11,675件の知的財産権侵害が疑われる物品を鑑定し、そのうち10,484件の侵害事例を摘発した。

また、電子商取引など簡易通関制度を悪用した知財権侵害物品の国内搬入を遮断するために、中国の光棍節（独身の日、11月11日）など海外からの個人輸入が最も多くなるシーズンに合わせて特別取り締まりを実施した。その結果、特送貨物及び国際郵便物として違法搬入してオンラインショッピングモールに販売した物品2,523点を摘発した。

⁶¹ 警察庁プレスリリース、「警察庁 - 文体部 - 国際刑事警察機構（インターポール）の協力により、オンライン上の著作権侵害者207人を検挙」, 2022. 04. 20

6) 食品医薬品安全処

最近、電子商取引の活性化などの新しい社会環境の変化に対応し、食品医薬品安全処は国内外の不正・不良医薬品の流通を遮断するために努力している。このためにオンラインモニタリング要員を募集して医薬品の違法流通インターネットモニタリングを行い、大学生、消費者団体などを対象に医薬品安全保護隊を構成し、インターネットモニタリング活動を奨励して監視の幅を広げている。確認された医薬品違法販売サイトや掲示物については、接続の遮断または掲示物の削除などの措置をとっている。

2021年9月には製薬・バイオ企業の許可特許連携制度の理解度を高め、実務能力を強化するために「医薬品許可特許連携制度に関する教育」をオンラインで実施した。基本課程の主な内容は①医薬品許可特許連携制度の理解及び優先販売品目許可事例、②医薬品と特許戦略などであり、深化課程の主な内容は①医薬品特許紛争、②最新の特許判例の動向、③許可特許連携制度と特許部署の実務などである⁶²。

2021年11月には国際環境の変化を反映した許可特許連携制度の政策発展の方向について議論するために、「2021年医薬品医薬の知的財産政策フォーラム」をオンラインで開催した。許可特許連携制度は医薬品許可手続きで医薬品の特許権を保護するとともに、優先品目販売許可で後発医薬品の市場参入を促進する制度である。このフォーラムでは今年の医薬品許可特許連携制度の影響評価の結果と中国の許可特許連携制度の導入状況などが紹介された⁶³。

2021年12月には医薬品の特許権登載に関連し、品目許可以後、業者が履行すべき事項について案内する医薬品許可特許連携の履行管理ガイドを作成して配布した。このガイドの主な内容は①業者別（特許権登載、優先販売品目許可、後発医薬品）遵守事項、②遵守事項違反時の措置規定及び違反事例、③食薬処報告時の提出資料の例などで医薬品の知的財産権を保護し、後発医薬品の開発を促進する環境を整えた⁶⁴。

この他にも食品医薬品安全処は国内外の協力による知的財産保護活動を活発にしている。不正・不良医薬品の流通が発生しないよう地方自治体と協力して医薬品の製造・輸入・販売業者に対して監視情報交流及び合同監視を行い⁶⁵、不正・不良医薬品の流通に対する効率的な監視体系を構築し、危害事犯中央調査団や警察庁などと情報を共有する協力体制を設けた。また、関税庁などとの業務協力をもとに海外の不正・不良医薬品の国内への流入が遮断されるように努めており、世界の医薬品規制当局、税関、警察庁などが共に違法医薬品の流通を取り締まるインターポール主管プロジェクトであるプロジェクト・パンゲア (Pangaea Project) にも毎年参加し、海外を基盤とする医薬品違法販売サイトをインターポールに通知するなど国際協力を推進している。

⁶² 食品医薬品安全処プレスリリース、「医薬品許可特許連携制度についてオンライン教育を実施」、2021.09.13

⁶³

https://www.kobia.kr/bbs/board.php?tbl=notice&mode=VIEW&num=485&category=&findEx=&findType=&findWord=&sort1=&sort2=&it_id=&shop_flag=&mobile_flag=&page=1

⁶⁴ 食品医薬品安全処プレスリリース、「医薬品特許登録・品目許可以降の履行管理を支援」、2021.12.17

⁶⁵ 不正・不良医薬品は、薬事法令に基づく許可を受けていないもの（無許可）、許可された内容と有効成分が異なるか著しく不足しているもの（不良）、既に許可された医薬品と同様に偽造または変調されたもの（偽変造）などを通称する。「保健犯罪の取り締まりに関する特別措置法」第3条

7) 公正取引委員会

公正取引委員会は知的産業分野における独寡占の乱用と不公正取引調査、知的財産権に関する競争政策の策定、制度改善などを担当する。このために知的財産権行使に対する「独占規制及び公正取引に関する法律」適用の一般原則と具体的な審査基準を盛り込んだ「知的財産権の不当な行使に対する審査指針」を設け、法執行の一貫性と予測可能性を高めている。

また、次世代半導体、無線通信など技術標準が広がった分野で革新的企業の成長を妨げる特許権乱用行為に対する常時監視体系を構築し、製薬・バイオ分野で特許権を媒介とした市場参入制限など不当な特許権行使に対する実態点検などを職権で実施している。

これとともに、オンライン音源流通など文化コンテンツ分野でも中小企業の自由な市場参入や事業活動を妨げる談合行為があるかを監視する常時監視体系を構築・運営している。下請取引における不当な技術侵害を防止するために、技術流用事件の専門担当部署を設置し、2018年からは技術流用監視チームを運営している。2021年7月23日、公正取引委員会は営業秘密に該当する資料も裁判所が資料提出を命ずることができる「下請取引の公正化に関する法律」の改正案が国会本会議を通過したと明らかにした。この改正案の主な内容は、「技術資料の範囲の拡大」と「秘密保持契約の義務化」で技術資料の保護を強化し、「裁判所の資料提出命令」により、被害業者の資料確保問題を解消するために下請法を改正することである。

公正取引委員会は2021年に「技術資料の提供要求・流用行為の審査指針」の改正案を行政予告した。今回の改正案の主な内容は、①保護対象の技術資料に該当するために必要な資料の秘密管理水準を緩和し、②技術資料の例を追加し、③技術資料要求書の提供時期を「技術資料要求時」と明示して要求後、長くは数年後に事後発行する事例を遮断することである⁶⁶。

8) 貿易委員会

産業通商資源部傘下の貿易委員会は「不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律」に基づき、知的財産権の侵害など不公正な貿易行為を調査する。また、議決を経て違反業者に対して輸出・輸入・販売・製造行為の中止、侵害物品の搬入排除及び廃棄処分、訂正広告の是正命令を下し、知的財産権侵害者に対して課徴金を賦課することにより公正な貿易秩序の確立に取り組んでいる。

不公正貿易行為の種類には知的財産権侵害行為、原産地表示違反行為、品質など虚偽・誇張表示行為、輸出入秩序の阻害行為がある。ここで知的財産権侵害行為には産業財産権（特許権、実用新案権、商標権、デザイン権）、新知的財産権（営業秘密など）、著作権などを侵害した物品を輸出入、販売、海外から国内に供給及び輸出目的で製造する行為をいう⁶⁷。

2021年、産業通商資源部貿易委員会は「フィンフェット（FinFET）素子特許権侵害」、「陽極材特許権侵害」など4件に対する不公正貿易行為の調査を開始し、「腕時計の商標権侵害」、「ジェットベルトの特許権侵害」など4つの不公正貿易行為の調査件に対して不公正貿易行為の有無を判定した。不公正貿易行為の調査は通常開始決定日から約6～10カ月間行われ、両当事者

⁶⁶ 公正取引委員会、「技術資料の提供要求・流用行為の審査指針」の改正案を行政予告、2021. 11. 12（この改正案は2022年2月18日に施行する計画である）

⁶⁷ 貿易委員会ウェブサイト（<https://www.ktc.go.kr/pageLink.do?link=/contents/KG24000>）を参照

の書面調査、技術説明会、現地調査などを経た後、貿易委員会の議決により不正貿易行為の有無を判定する。

また、2021年6月、貿易委員会は先端技術分野の細分化など第7期知的財産権諮問団を拡大・改編し、専門的な調査及び制度研究と改善のための専門家諮問人材を強化した⁶⁸。

9) 環境部

環境部は韓国の生物・遺伝資源の主権を確保するために、毎年国家生物種一覧を公式発表し、国家生物多様性センターを運営して部処別生物資源の統計をまとめる。また、国内の自生生物及び伝統的知識を基盤とした有用性研究を進めて確保した技術を国有特許として管理しており、保有技術の高度化及び研究協力に向けて生物資源の産・学・研協議会を運営して関連産業を支援している。その他、生物資源統合情報システムである朝鮮半島の生物多様性ウェブサイトで生物情報を提供し、生物資源の持続可能な利用のために生物素材銀行を運営している。さらに、環境部はタンザニア、ベトナムなど協力国との海外生物資源調査・共同研究を推進し、海外生物遺伝資源を確保するために国際協力体系を構築しようとしている。

環境部所属の国立生物資源館は名古屋議定書の国家の責任・点検機関で、国内外の遺伝資源などへのアクセス、利用及び利益配分（Access and Benefit Sharing、以下「ABS」）に関する事前承認及び履行事項を点検する⁶⁹。国内外の遺伝資源などへのアクセス・利用及びABSに関する情報を取りまとめ・管理・調査・提供し、国家連絡機関（外交部、環境部）、国家責任機関（環境部など5つの部処）及び国家点検機関（環境部など6つの部処）の業務に対する行政的・技術的支援を行っている。また、遺伝資源情報管理センターを運営し、生物多様性条約事務局に国内の遺伝資源などに関する情報を提供しており、「遺伝資源などへのアクセス及び利益配分（ABS）」の法律支援団を発足させ、共同業務条約を締結した。同条約に基づき、環境部など関係部処は韓国企業を対象にABS関連のコンサルティング及び相談を支援し、ワークショップを開催して最新動向及び争点を共有し、対応策についても議論している。

2021年8月に環境部（国立生物資源館）は海外生物資源依存度の高い国内バイオテクノロジー産業と研究界を支援するために、78カ国別の最新の「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」に関する情報などを高度化して2021年9月から「遺伝資源情報共有体系」のウェブサイト（www.abs.go.kr）で提供している。海外の遺伝資源情報の提供は国内バイオテクノロジー業界で海外の生物資源を利用する際に不要な経済的負担を軽減し、能動的な名古屋議定書の履行を支援するために設けられた⁷⁰。

2021年11月に環境部（国立生物資源館）は最近、新たな遺伝資源へのアクセス手続きを施行しているマレーシアとブラジルの遺伝資源利用手続きについて詳しく紹介するガイドを11月11日から遺伝資源情報管理センターのウェブサイト（www.abs.go.kr）で提供している。ガイドには遺伝資源へのアクセスとABS手続き、アクセス申請時の注意事項、申請書及びABS契約書の作成

⁶⁸ 貿易委員会ウェブサイト（<https://www.ktc.go.kr/noticeView.do>）を参照

⁶⁹ 名古屋議定書は、生物の多様性に関する条約の3つの目標のうち「公正な利益配分」を達成するための国際的ルールを規定したものであり、国際的に拘束力を持つ法的文書である。

⁷⁰ 環境部（国立生物資源館）、「バイオテクノロジー業界のために海外の遺伝資源情報を迅速に提供」、2021.08.25

法、手続き進行時の留意事項など実務活用に必要な情報が含まれている⁷¹。

また、環境部は2021年にミャンマーなど9カ国の生物標本3,8千点及び有用生物素材182点確保、有用生物資源200種の抗酸化・抗炎症・抗菌・抗アレルギー・抗ウイルス・免疫増強効能の分析、ネパール森林環境部植物資源局との了解覚書、カンボジア山林庁など4件の合意覚書締結など生物資源国際協力事業を展開した。2021年5月11日には名古屋議定書対応に対する韓国利用者の認識を高め、「遺伝資源法」を履行するために責任機関及び関係部処の実務者が参加する実務作業班を運用するなど多様な努力を重ねている⁷²。

10) 農林畜産食品部

農林畜産食品部は所属国立農産物品質管理院、国立種子院、国立森林品種管理センターなどを運営し、地理的表示、植物新品種、農業生命資源、森林資源などを保護する役割をする。また、特別司法警察を活用して不法・不良種子の流通を取り締まり、種子委員会を置いて品種保護権侵害紛争に対する調停を行っている。DNAを分析して品種を識別するマーカー（marker）の開発を推進して紛争解決に役立つようにする一方、侵害行為を防止するために関連教育及び広報を行っている。さらに、種子産業分野で実習中心の教育を実施して優秀な人材を育成し、国内育成品種の海外進出のために海外現地品種の展示圃事業を支援するなど、海外現地に対する適応性及び市場性についての試験を支援している。

この他にも、農林畜産食品部は「農業生命資源の保存管理及び利用に関する法律」第5条に基づき、毎年「農業生命資源施行計画」を策定している。農林畜産食品部は2021年に技術移転を受けた中小食品企業の事業化支援のために、技術移転の成果モニタリング及び事業化促進支援拡大、大学・政府出捐研究機関（以下「出捐研」）など、保有食品の技術取引インフラ構築のために、技術移転協議体の運営拡大及び技術情報共有の活性化のための政策を推進した。国家研究開発事業産物の寄託に対する持続的な広報を展開して獣医生命資源銀行の遺伝資源667点を収集し、国家共同課題などを通じて資源を継続的に収集して主要家畜伝染病関連の有用資源309点を確保し、獣医生命資源銀行の保有資源分譲可否を全面見直すことで、分譲可能病原体資源5,295点を追加で発掘するなどの事業を推進した⁷³。

農村振興庁、国立農業科学院及び国立畜産科学院は、農業遺伝資源の多様性を確保し、活用度を高めるために、韓国が保有している植物、微生物、昆虫、農業生命資源情報を全て提供する農業遺伝資源サービスシステムと、家畜の畜種別、個体別情報提供のための家畜遺伝資源総合管理システムを運用している⁷⁴。また、国立農業科学院は伝統的知識の発掘及び保護に向けた韓国伝統的知識資源分類（kTKRC）を開発して韓国伝統的知識ポータルに適用している⁷⁵。さらに、国立森林品種管理センターは森林新品種の出願・登録業務及び植物新品種保護審判制度を実施しており、国立農産物品質管理院は農産物、水産物及びその加工品に対する地理的表示制度を

⁷¹ 環境部（国立生物資源館）、「マレーシア・ブラジルの生物遺伝資源の利用、やさしめにお知らせします」、2021. 11. 11

⁷² 環境部、2021年度知的財産施行計画推進実績を参照

⁷³ 農林畜産食品部、第2次基本計画推進実績及び2021年施行計画推進実績を参照

⁷⁴ 農村振興庁、国立畜産科学院、家畜遺伝資源総合管理システムウェブサイト（<http://angr.nias.go.kr>）及び農村振興庁国立農業科学院、農業遺伝資源サービスシステムウェブサイト（<http://genebank.rda.go.kr>）を参照

⁷⁵ www.koreantk.com

運営して地理的特産物の品質向上及び地域特化産業の育成を図っており、国立種子院及び国立森林品種管理センターは植物新品種育成者に排他的な独占権を付与する植物新品種保護制度を運営している。

11) 海洋水産部

海洋水産部は効率的な海洋生物資源の確保及び管理・利用を図るために、国立海洋生物資源館を海洋生物資源の収集・保存・展示及び研究責任機関に指定し、国立海洋生物資源館は海洋生命資源統合情報システムを構築して体系的な生命資源を管理し、生命産業源泉素材を分譲している⁷⁶。また、資源館は名古屋議定書、国連生物多様性（Biodiversity Beyond National Jurisdiction、「BBNJ」）条約及びWIPOなどの国際条約を継続的にモニタリングすることにより、海洋遺伝資源に関する国際知的財産環境の変化に積極的に対応するよう努めている。

海洋水産部は水産分野の品種保護制度を効率的に運用するために、特性調査要領を設けるなど、審査体系を改善し、品種確認マーカーの開発を推進している。また、関連企業を対象に保護品種の無断流通を事前に予防するための教育及び現場コンサルティングを提供する一方、水産植物流通種子のDNA分析も進めている。この他、農林畜産食品部など関係部処と合同し、品種保護戦略種子などを研究するゴールデンシードプロジェクト（Golden Seed Project）を推進している。

2021年に海洋水産部はグローバル種子市場を先取りすることで、グローバルな種子強国の実現及び民間種子産業の基盤構築に向けた国家戦略型輸出及び輸入代替種子を開発した（国家戦略型輸出種子：3点（ヒラメ、アワビ、ハタ科）、輸入代替種子：1点（海苔））。また、優良水産種子を開発して2021年に種子輸出2億ドルの達成に貢献し、輸入代替による種子自給率を向上させた。

海洋水産部は2021年10月には名古屋議定書への対応力強化及び知的財産に対する認識向上のために名古屋議定書関連の主要国の動向モニタリング及び対応力強化のための関連部処が共同でワークショップを開催し、現場コンサルティングを行った。2021年12月には海洋バイオ産業保護に向けた海洋資源関連の知的財産権業務会議を開催して海洋資源関連議論を行い、国際条約、知的財産権の動向を把握し、関連知識を共有し、業務関係者の認識を向上した⁷⁷。

12) 保健福祉部

保健福祉部はバイオヘルス技術ビジネスエコシステムを造成することで、研究開発段階から技術発掘・仲介、起業など全周期にわたって技術事業化育成支援及び専門人材育成などを行い、優秀な知的財産の創出及び保護のために多くの努力を重ねている。

第一に、保健医療技術に対する知的財産権の確保及び実用化連携のために「バイオヘルス技術発掘コーディネート支援事業」を運用している。この支援事業は研究成果が優秀な医療機関、大学などを対象に特許法人など民間専門機関と1:1のコンソーシアムを構成し、研究開発段階から事業化可能な知的財産を発掘し、特許として保護できるように連携支援する事業である。発掘された技術のうち、グローバルな進出が有望な技術に対してはPCT費用も支援している。

⁷⁶ 国立海洋生物資源館、海洋生命資源統合情報システム (www.mbris.kr)

⁷⁷ 海洋水産部、「第2次国家知的財産基本計画及び2021年度施行計画推進実績」を参照

第二に、研究開発の企画段階から事業化を考慮して知的財産取得戦略を策定し、無分別な特許出願防止のために特許連携コンサルティング支援事業を運営している。この支援事業は研究者、スタートアップが研究開発の企画段階で特許出願のための分析を行い、特許空白分野と特許侵害の可能性のある技術を見つけ、特許出願をしていない有望技術については特許登録のための戦略を、特許侵害の可能性のある技術に対しては回避戦略を策定して対応できるようにコンサルティングを支援する事業である。また、知的財産権を確保した優秀な技術の早期事業化のために、商用化及び許認可戦略策定コンサルティング事業も進めている。

この他にも、保健医療従事者を対象に知的財産教育を実施し、保健医療分野に特化した知的財産実務能力を強化し、保健医療産業関連の知的財産セミナーを開催するなど、保健医療分野の技術成果の知的財産権の確保、保護・対応策と知的財産戦略の策定などに関する教育を実施している。

保健福祉部は2021年に保健産業技術移転マーケティング支援を実施した。保健医療分野（製薬、医療機器分野など）で事業化が可能な有望技術625件を発掘し、知的財産の確保及び技術移転・事業化などの基盤を造成した。また、特許コンサルティング支援当該技術に対する新規知的財産の出願、核心源泉特許獲得戦略、競合他社の中核特許への対応及び回避戦略、今後の事業方向に合致する知的財産ポートフォリオなどの成果を創出した。2013年からは保健産業分野（医薬品、医療機器、化粧品、健康機能食品）の特性を反映して開発してきた、それぞれの技術価値評価モデルをオンライン評価システムで構築することで、評価の効率性を最大化、評価履歴の管理、価値評価の活用の拡大を期待している⁷⁸。

13) 外交部

外交部は在外公館を中心に韓国企業が知的財産権侵害に効率的に対応できるように海外知的財産権保護基盤を造成している。外交部は知的財産権当局者とネットワークを構築し、知的財産権の主要動向を把握する一方、在外公館の知的財産権保護能力を強化し、企業の対応力を支援するなど、侵害に備えるための活動を展開している。これを基に、知的財産権関連の問い合わせを受け付ける際、海外知的財産センター（IP-DESK）、海外著作権事務所などの関連機関と緊密に協力し、現地の状況に合った解決策を模索している。

また、知的財産分野において国際協力を行い、国際的にイニシアチブを主導するために、知的財産権関連の国際機関、地域協議体などの会議体の議論にも積極的に参加している。在ジュネーブ代表部を中心にWTO、WIPOの国際会議に出席して韓国政府の立場を代弁し、会議での議論の結果を関連機関と共有している。前年度に続き、2021年にも知財権担当官の積極的な活動を支援し、地域別現地に合わせた知財権保護事業を展開するために「海外知的財産権保護支援事業」を推進した。現地の知財権制度への理解が先行しなければ、知財権の被害防止、権利救済が難しいということを考慮し、現地企業の知財権保護専門教育課程の開設（中国）、知財権相談会、セミナー開催（中国、米国、広州、LA、サウジ）、知財権法令・制度に関する冊子の発刊・配布（UAE、米国、LA）、韓国ブランドの商品識別会及び流通モニタリング進行（香港、広州）などを進めて現地に進出している韓国企業の知財権侵害による被害を防止し、侵害発生時の対応を支援した。

⁷⁸ 保健福祉部、「第2次国家知的財産基本計画及び2021年度施行計画推進実績」を参照

これとともに、2021年12月には知財権担当官向けの教育を初めて実施し、知財権担当官会議の開催回数を年1回から年2回に拡大し、知財権対応の優秀事例を反映した「在外公館の知財権業務マニュアル」増補版を発刊した。また、在外公館が海外知財権関連の法制定・改正及び政策動向、知財権侵害対応状況などに関する情報を在外公館のウェブサイト及びSNSに掲示し、韓国企業に知財権侵害に対応できる基礎情報を提供した⁷⁹。

14) 中小ベンチャー企業部

中小ベンチャー企業部は「中小企業の技術保護支援に関する法律」、「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」に基づき、中小企業の技術保護能力を強化するための政策と事業を策定し推進する。

中小ベンチャー企業部は2018年12月に「中小企業の技術保護支援に関する法律」を改正することで、中小企業技術侵害行為に対する行政調査制度を導入し、事実調査、是正勧告、公表などの行政措置をとった。2019年からは行政調査過程で技術侵害行為の判断の専門性を強化するために、関連分野の専門家からなる技術侵害諮問団を新設し、専門人材で技術侵害調査チームを構成して中小企業技術侵害行為事件の調査を進めている。

また、中小ベンチャー企業部は法律・技術保護専門家が紛争事件について諮問・調停・仲裁する中小企業技術紛争の調停・仲裁委員会を運営している。2019年に「中小企業の技術保護支援に関する法律」及び関連規定を改正することで、調停・仲裁成立時の行政調査上の是正勧告手続を終了するよう根拠を新設し、検察捜査刑事事件を調停・仲裁に誘導して事件が迅速に解決できるよう調停・仲裁委員会との連携を推進している。さらに、中核技術情報を信頼できる機関に保管し、技術奪取・盗用などによる紛争が発生した場合、保管された技術資料が法的に保護を受けられるようにする技術資料寄託制度も運営している。なお、起業・ベンチャー企業のアイデア段階の技術流出や奪取防止を支援するために、2020年10月から「アイデア寄託支援」事業を試験的に導入して無料で支援している。

2021年にはスタートアップの知的財産技術戦略に対するコンサルティングと技術革新能力向上に向けたR&D支援を連携し、有望技術を保有しているスタートアップの流入を誘導し、技術紛争に備えられるようにして安定した技術開発及び事業化推進を図った（14件）。また、起業成長技術開発前に課題の技術寄託の推進及び事業費内の寄託費用支援でスタートアップの知的財産関連の技術保護のための努力（1,244件）を重ねた。同時に、スタートアップの技術保護のために技術寄託制度を義務付け、中小企業が技術寄託について簡単に理解できるように案内文を製作し配布した。

中小企業の技術保護能力レベルの強化に向けた政策的支援で企業間の技術流出・奪取を根絶し、健全な取引環境を造成するために技術流出防止支援、技術流出防止システム構築支援、技術保守サービス及び技術資料の寄託など中小企業の技術保護のために、多様な支援施策を実施した⁸⁰。

⁷⁹ 外交部、「2021年度国家知的財産施行計画推進実績」を参照

⁸⁰ 中小ベンチャー企業部、「2021年度施行計画推進実績」を参照

15) 科学技術情報通信部

科学技術情報通信部は「知的財産基本法」の運営に関する事項及び国家知識財産委員会の主要案件に対する協議・調整、研究開発関連の知的財産協議会の運営支援、情報通信・放送技術分野の知的財産権及び技術情報管理などの業務を担当している。

科学技術政策の総括部処として、知的財産戦略と研究開発の連携による優秀な知的財産の創出・促進、知的財産の取引及び事業化促進などの知的財産関連政策を施行している。その他、現場・融合型知的財産人材育成基盤の充実化、事業化有望技術に対する追加研究開発の支援、研究開発事業団による知的財産の成果管理強化などを推進した。

また、大型研究開発事業の成功の可能性を高め、優秀な成果創出のための知的財産成果管理を強化するために、大型研究開発事業団に特許専門官を導入した。科学技術雇用振興院と連携して研究区別の特性を反映した特許管理専門性を強化し、事業化支援を拡大し、大型研究開発に合わせた知的財産事業化総合診断コンサルティング及び知的財産技術マーケティングを支援した。さらに、情報通信放送標準開発を支援して国際標準専門家を育成し、国際標準専門家の議長団進出を支援し、標準化機構で主導権を拡大しようとしており、ひいてはアジア・太平洋地域の周辺国と協力して国際標準対応協力体制を確立する努力を重ねている。

2021年には企業の需要技術及び出捐研の供給技術を基盤として技術移転・事業化を支援し、技術事業化を直接支援できる共同マーケティング支援として特許活用率の向上を推進した。特に、出捐研の特許評価方法の改善に向けた政策課題及び知的財産権放棄関連管理体系の履行推進など、特許管理体系を改善するために努力した⁸¹。

さらに、出捐研別の知的財産経営戦略コンサルティング支援事業を推進した後、2020年度まで機関別の知的財産経営戦略の策定及び高度化を推進し、24の機関の知的財産経営戦略の策定を完了し、2021年12月に提出した機関別2022年度事業計画及び予算（案）に知的財産経営戦略の策定内容を反映した。これとともに、出捐研のTLO能力強化のための機会を提供するために、業務段階別・能力別に教育を実施して知的財産サービス人材の専門性を強化した⁸²。

16) 産業通商資源部

産業通商資源部は「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第23条（産業技術紛争調停委員会）に基づき、産業技術の流出・侵害に関する紛争を迅速に調停するために産業技術紛争調停委員会を運営している。この委員会は紛争調停のみならず、技術流出・侵害被害企業または被害予想企業に技術的、法律的な相談・諮問を行い、被害に備えたり最低限にできる対応策を迅速に提示し、今後のセキュリティ能力向上のための措置事項などについて案内し、紛争事前防止の役割をしている。

2021年に産業通商資源部は国家中核技術指定などに関する告示を改正し、これまで産業環境の変化、国内外の技術水準などを反映して国家中核技術の拡大など指定・変更・解除を推進（12の分野、73の技術を指定）した。これとともに、産業技術保有機関向けの技術保護指針（産業

⁸¹ 産業通商資源部「出捐（研）の特許評価方法の調査・分析及び改善案導出に関する研究」（2021.09～2022.03）を実施し、「出捐（研）の知的財産権放棄申請及び承認手続き運営計画」を新設（2021.11）した。

⁸² 科学技術情報通信部、「2021年知的財産施行計画推進実績」を参照

部告示)を制定し、国家中核技術の流出防止及び保護のために必要な方法・手続き等を規定し、産業技術流出・侵害防止及び保護措置、産業技術流出・侵害対応活動などに関する具体的な指針を設けた。

なお、国家中核技術総合管理システムを構築し、セキュリティ強化（ネットワーク、エンドポイント、セキュリティ管制など）、機能高度化（新規機能開発）を図ることで、国家中核技術総合管理システムの試験的運営の基盤を設けた。需要に合わせた産業セキュリティ教育、コンサルティング支援などの事業も展開し、産業技術保護のための基盤を強化した⁸³。

(3) 広域地方自治体

地方自治体は独自の特性を反映した各自の目標による政策とそれに伴う細部課題に基づいて知的財産保護のための多様な事業を施行している。各地方自治体は独自の政策活動を行っているが、共通してほとんどの地方自治体が企業に知的財産紛争防止及び対応コンサルティングを提供したり、海外出願費用などを支援する事業及びアイデアを権利化する事業などを実行している。その他、多様な需要者を対象とした教育プログラムなどを運営することで、知的財産権を保護するための多角的な努力を重ねている。以下では、各地方自治体ならではの特性が反映された固有の政策を中心に確認する。

[図3-1-8]地域別事業遂行機関の分布状況



* 出処：地域知的財産センターウェブサイト (<https://www2.ripcc.org/portal/main.do>)

⁸³ 産業通商資源部、「2021年知的財産施行計画推進実績」を参照

1) ソウル特別市

2021年にソウル特別市が地方自治体地方自治体の固有政策として実施した知的財産保護政策としては、知的財産に対する認識向上のための知的財産の教育・相談・広報・調査、中小企業の技術保護のための知的財産権保護支援などがある。

ソウル特別市は知的財産に対する認識向上に向けた知的財産教育、知的財産相談・コンサルティング、広報、認識調査などを実施した。2021年にはソウル市民と中小企業を対象に30回の知的財産に対する認識向上に関する教育を実施して知的財産競争力を強化しようとした。特に、知的財産技術・経営分野の専門家を活用して1,032回の相談及びコンサルティングを支援することで、ソウル市民と中小企業が抱える知的財産関連の問題点を解決した。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにオンライン講義で知的財産教育を行い、公衆波放送を通じて知的財産センターを紹介した。オンライン有線アンケート調査も行い、ソウル市知的財産サービスに対する成果と要求を調査・分析するなど、戦略的広報を強化した。さらに、ソウル特別市は中小企業、市民対象を対象に知的財産に対する認識を高め、能力を強化するために教育動画コンテンツを制作し掲載した。


[図3-1-9]知的財産に対する認識を高める教育の動画コンテンツ制作

知的財産に対する認識を高める教育の
動画コンテンツ制作

- コロナ禍の非対面教育に向けた講義のコンテンツ化
- ・ 知的財産に対する認識向上講義の動画撮影及び編集
- ・ 講師が承認した資料に限ってYouTubeに掲載
- ・ YouTube配信による教育の広報

(<https://www.youtube.com/channel/UCd1V18zAzJflwCM0Nr0IQ6g>)

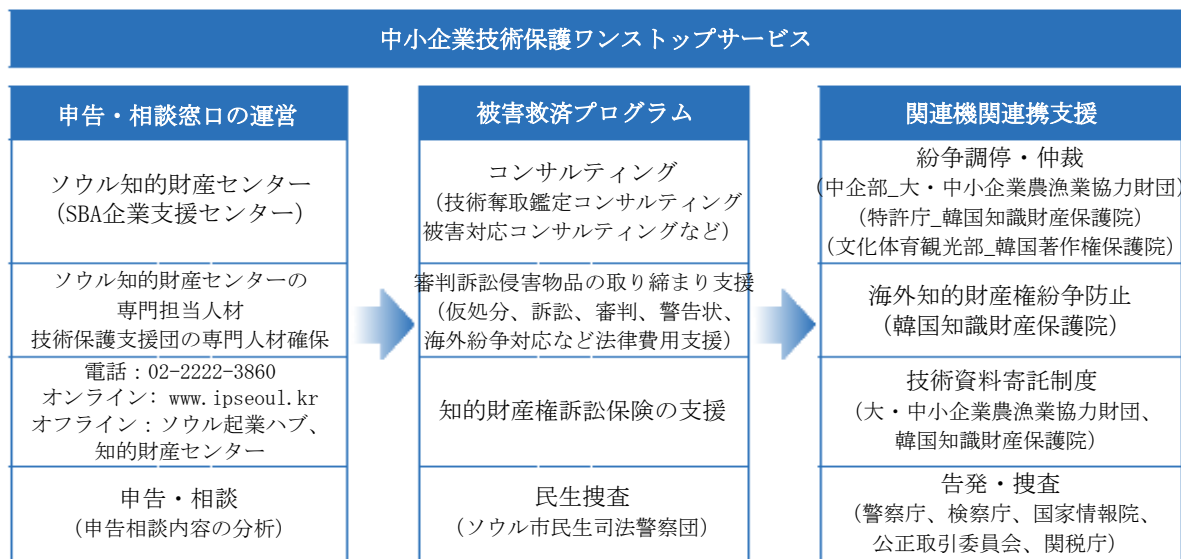
- ・ 計15編制作（上半期6編、下半期9編）



* 出処：ソウル特別市

ソウル特別市は中小企業の知的財産権保護を支援し、2021年には63社を対象とした72件の審判訴訟と技術保護を支援した。紛争支援の死角地帯に置かれたソウル中小企業、ソウル市民を対象に知的財産紛争防止及び権利保護に向けた中小企業技術保護ワンストップサービスを提供し、商標登録異議申立、商標登録取消審判、特許取消申請、無効審判知的財産権仮処分訴訟などの審判訴訟費用を支援した。また、技術保護支援団を通じて知的財産権保護関連の基礎相談から無効調査、(非)侵害鑑定、技術契約諮問など深層コンサルティングを提供した。この他、ソウル知的財産センター及びソウル企業支援センター内の統合申告・相談窓口を運営し、ソウル知的財産センター所属の弁理士4人が技術奪取及び技術侵奪に対する相談を行った。

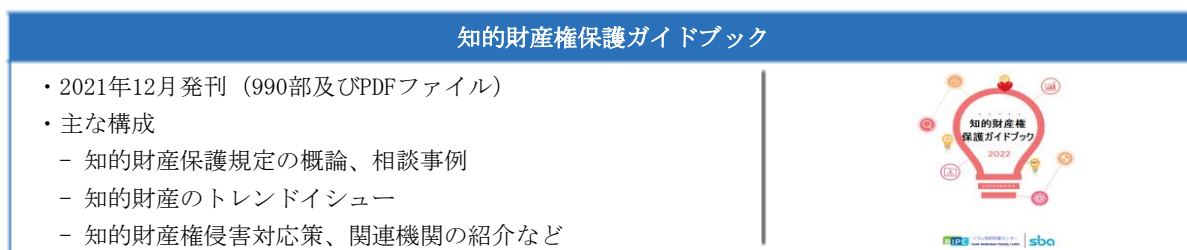
[図3-1-10] 中小企業技術保護ワンストップサービス



* 出処：ソウル特別市

また、知的財産保護及び知的財産権侵害対応策などを分かりやすく伝えるために、知的財産権に関する内容を簡単かつ面白く紹介した知的財産権保護ガイドブックを配布した。

[図3-1-11] 知的財産権保護ガイドブックの制作



* 出処：ソウル特別市

2) 釜山広域市

2021年に釜山広域市は地方自治体の固有政策として地域産業デザイン競争力強化事業、釜山名品水産物ブランドマーケティング推進、疎外階層の対象を訪れる知的財産教育、小・中・高校生の知的財産に対する認識向上事業、公務員職務発明制度の運用などの知的財産保護政策を実施した。

釜山名品水産物ブランドの海外マーケティングを推進した。この政策の目的は、釜山水産物の消費者信頼性を高め、製品の国内外の競争力を強化するために、釜山名品水産物ブランドの使用を活性化することである。また、釜山名品水産物の国内外販売網を拡大するために、海外博覧会への参加などのマーケティングを支援し、水産物の消費促進拡大を推進した。具体的には釜山管内の水産物加工業者の名品水産物の商標使用許可の推進、名品水産物の商標使用許可製品の品質管理の実施、海外の有名博覧会及び国内の特産物販売イベントへの参加支援、釜山名品水産物業者の広報冊子及び広報物品の製作・配布による広報などを支援した。

2021年には計75件の名品水産物に対して「商標使用許可」を達成し、10社に博覧会参加などを支援した。コロナ禍により、国内外の水産物消費市場の景気が低迷し、目標実績を達成することはできなかったが、名品水産物業者の国内外の博覧会参加を支援して国内ブランドを広報することで、名品水産物の存在感を高めた。

[図3-1-12]釜山の名品水産物の商標例



また、公務員の職務発明を保護し、公務員の創造的な行政力向上及び発明意識を高めるために、公務員職務発明制度を運営した。釜山市所属の公務員の現在または過去の職務に関連した発明を対象に年2回の職務発明届出を受け、実務部署が職務関連性について検討し、弁理士が先行技術調査を行い、実務審査委員会及び知的財産委員会の審議を経て最終選定後、職務発明を管理するようにした。2021年には計8件を公務員職務発明に選定したが、産業財産権に登録された職務発明については特許150万ウォン、実用新案100万ウォン、デザイン50万ウォンの登録補償金を支給し、処分時は処分収益金の50%を処分補償金として支給する計画である。

釜山広域市は中小企業の知的財産権競争力強化及び保護の一環としてグローバルな知的財産スター企業を支援し、釜山市4大戦略産業に該当する「先端融合機械部品、知能型情報サービス、環境配慮型未来エネルギー、ライフケア」のグローバル企業を集中的に育成した。知的財産分析事業を活用して今後、輸出市場を開拓する際に発生する可能性のある特許侵害の可能性を源泉的に遮断し、海外権利化の確保方策を提案した。また、グローバルな企業がスムーズに海外に進出できるように保有技術の海外権利化支援件数を2020年の90件から2021年には113件に拡大した。

3) 大邱広域市

2021年、大邱広域市は地方自治体固有の知的財産保護政策として公務員職務発明制度を運営している。「発明振興法」第10条（職務発明）と第15条（職務発明補償）、大邱広域市地方公務員職務発明の処分管理及び補償条例に基づき、所属公務員の職務発明を保護及び奨励し、研究意欲を向上させ、市有特許権を合理的に管理・運営し、地域経済の発展に貢献しようとした。これにより、大邱広域市は職務発明審査計画を策定し、関連部署の意見を集約し総合的に検討した後、職務発明審議委員会を開催して特許権移転登録を行い、特許登録費用を支給した。2021年の市有特許の状況は特許12件、実用新案1件、デザイン1件である。市有特許の活用（処分）は4件、通常実施料の収入は3件で発生した556,920ウォンであった。今後、市有産業財産権の活用計画の策定及び職務発明補償で公務員職務発明を奨励し、研究意欲を高めるようにする計画である。

大邱広域市は中小企業の知的財産権競争力強化及び保護の一環としてグローバルな知的財産スター企業45社を対象に海外出願・登録費用支援165件、特許マップ・デザインマップ10件、製品・画像・包装デザイン開発支援21件、ブランド新規開発及びリニューアル支援8件、非英語圏

ブランド開発4件、特許&デザインコンバージェンス4件、特許技術広報映像制作10件の実績を達成した。特に、今年新規に指定したグローバルな知的財産スター企業17社のうち11社は素材・部品・装置分野の企業で、地域の素材・部品・装置企業のグローバルな競争力を強化するために積極的に努力した。また、「中小企業IP即時支援」事業を運営して49社を支援し、PCT出願支援13件、特許マップ・デザインマップ7件、製品・画像・包装デザイン開発支援18件、ブランド新規開発及びリニューアル支援7件、特許技術広報映像製作4件の実績を達成した。

4) 仁川広域市

2021年、仁川広域市は固有の知的財産保護政策として産業デザインを育成し支援した。「産業デザイン振興法」、仁川市産業デザインの育成及び支援条例に基づき、実質的なデザイン開発支援により中小企業製品の完成度を高めるとともに、高付加価値を実現することで企業の競争力を強化しようとした。また、優秀なデザインを保有しても資金力が乏しくて商品化に困難を抱えている中小企業に対する試作品開発や広報及びマーケティング、デザイン教育などを支援した。

2021年にはデザイン開発支援98件、試作品開発支援17件、マーケティング連携支援58件、デザイン教育支援83件などの実績を達成した。知的財産権出願の場合、デザイン出願83件、著作権登録15件を記録した。また、(株)ポスコグループの広報チャンネル(ポスコトゥデイ)を通じて2017年から同事業の内容と同事業を活用した企業、仁川デザイン支援センターなどの広報を推進した。さらに、韓国環境産業技術院、仁川テクノパーク及びポスコ技術研究院はデザインとESGを融合させるための環境認証(EPD)の認証に関連して業務提携を推進した。具体的にはポスコと進行中の鉄鋼素材融合デザイン支援分野に関して鉄鋼材を活用する館内の中小企業による廃棄物の最小化と炭素削減に向けた環境にやさしい素材デザイン開発を計画しており、以後連携支援として環境産業技術院の環境成績標識(EPD)の認証のためにコンサルティング支援事業の推進を計画している。

5) 光州広域市

2021年、光州広域市は自治体固有の政策として、主に産業化デザインプロジェクト、光融合産業のヒドゥンチャンピオン育成支援事業など、知的財産の創出及び活用を展開し、中央部処の委任課題として知的財産協力基盤の強化など知的財産保護政策を実施した。

光州広域市は知的財産の専門家を活用してネットワークを構成し、地域の知的財産に対する認識向上及び知的財産エコシステム造成、特許情報交換など、知的財産の自生力及び特許技術の競争力向上を目的として知的財産協力基盤を強化した。知的財産活動に頭を悩ませている個人、起業予備軍または企業に必要な情報を提供し、知的財産プロボノ事業を運営した。2021年には先行技術調査11件、ブランド開発8件、知的財産相談16件、計35件を支援した。この事業を活用したのは23社(小企業8社、起業予備軍15人)であり、プロボノ参加者は弁理士、デザイナーなどを含めて11人であった。また、経営者クラブ会員間の相互交流で知的財産事業化のノウハウ及び悩み事を共有する知的財産経営者クラブ、自治体ネットワークを2021年に6回開催し、計119人が参加し、地域関連機関との業務協力ネットワークを構築する自治体ネットワークを運営した。

さらに、中小企業における知的財産権の競争力強化及び保護の一環として、「グローバルIPスター企業育成事業」を展開して海外輸出支援のための特許47件、デザイン9件、ブランド分野9件、海外出願61件を支援することで、売上高などの企業指標が向上した。そのみならず、「中小企業IP即時支援」で計64件の知的財産サービスを支援し、企業の成長を妨げる要因を取り除いた。特に、知的財産に対する認識が薄い小商工人を対象に知的財産サービスを支援することで、持続可能な成長と経営安定を促進し、雇用安定を図った。

6) 大田広域市

2021年に大田広域市は自治体固有の知的財産保護政策として中小企業の革新的成長支援及び技術競争力強化事業を実施した。大田広域市は優秀な研究開発能力と革新主導型中小・ベンチャー企業を多数保有している。それにもかかわらず、海外市場への参入障壁（先導企業との競争、低価格の模倣品など）により輸出が減少する傾向であり、技術中心の中小・ベンチャー企業が主に立地しているため、他地域に比べて特許紛争の可能性が高い方である。また、中小・ベンチャー企業は成長の限界を乗り越えるために新成長エンジンの発掘に向けて努力を重ねているが、経営、マーケティング、法律分野などの優秀な専門家と事業資金不足などにより、成長が停滞している状態である。

これに対し、大田広域市は地域の中小・初期中堅企業に産・学・研の優秀な特許技術を移転し、事業化支援及び事業資金融資・保証のための特許技術価値評価などを支援することで、企業の技術競争力を強化し、新成長エンジンを確保しようとした。このため、2021年には国内外の出願及び認証などの革新的技術の知的財産権権利化支援と特許移転支援、特許事業化支援、特許移転・事業化戦略支援、特許価値評価支援などを実施した。

特に、大田広域市は国際知財権紛争対応戦略事業を通して2021年度に計12件のコンサルティングを支援し、地域の中小企業の国際知財権紛争に対する対応力を高め、海外輸出競争力を強化した。

[表3-1-3]国際知財権紛争対応戦略の事業内容

支援種類		支援内容
特許/ 実用新案	モジュール型対応戦略 (A、B、C)	紛争状況に応じて必要な対応戦略を企業が直接選択（モジュール）する。無効分析、回避設計、侵害分析、逆攻撃特許検討など A type：モジュール1つ選択、B type：モジュール2つ選択、 C type：モジュール3つ選択
商標/ デザイン	海外現地権利化	海外ローカライゼーション段階で発生し得る紛争の可能性を検討する回避戦略を提供
	無断権利先取り	商標ブローカーなど海外現地における韓国企業の権利先取りに対する対応戦略
	商標被害対応戦略	オンライン以外オフラインでの行政取り締まり及び民事訴訟戦略
	形態模倣対応戦略	デザインなどの形態模倣事例に対する権利行使及び訴訟対応戦略

*出処：大田広域市

7) 蔚山広域市

蔚山広域市は2021年、ベンチャー企業に研究開発に必要な技術情報を提供する知的財産保護政策を推進した。知識基盤経済と国境のない技術競争時代に企業の生き残りに向けた中核技術の確保と生産性向上に向けた研究開発の需要が増加している。これに対し、韓国科学技術情報研究院の主管の下、蔚山広域市内の中小・ベンチャー企業50社を対象に技術情報調査・分析（論文、特許、報告書、規格など）、重要原文の提供（情報調査結果の原文及び企業要請原文の提供）、情報相談及び教育などを支援した。

中小企業における知的財産権の競争力強化及び保護の一環として、「グローバルIPスター企業育成」、「中小企業IP即時支援」、「IP協力基盤」事業を運営した。同事業により、34社のIPスター企業を育成し、海外の権利化、特許支援、ブランド・デザイン支援など計161件を支援した。また、2021年にはブランド保護のための海外商標出願支援の割合が増加し、特許・ブランド・デザイン支援規模も増加した。

著作権サービスセンターを運営して著作権紛争を事前に防止し、知的財産の創出・活用能力を強化するために、著作権に対する認識が薄い一人創造企業と中小企業を支援した。この事業により、51人を新規雇用し、13件の著作権登録を達成した。また、選定企業に対する著作権連携サービスで著作権教育を137人に提供し、SW管理コンサルティングを32人に実施し、著作権に対する認識の拡大に寄与した。

8) 京畿道

2021年、京畿道は固有の知的財産保護政策として京畿道技術保護デスクを運営した。中小企業は専門人材と資金が不足しているため、技術奪取被害対応力が低いうえ、被害事実の立証が難しく、救済手続きの長期化や不十分な損害賠償額などにより法的救済を放棄する事例が頻繁に発生した。これに対し、京畿道は技術保護常時相談のための京畿道技術保護デスクを運営し、知的財産被害を受けた中小企業を対象に弁理士との無料相談を支援した。2021年には計249件の技術保護デスク相談窓口を運営し、2020年と2021年に年1回、優秀相談事例集を制作・配布して類似事例に対する対処方策などを道内54の関連機関に冊子及びファイルとして配布した。

[写真3-1-1]京畿道の優秀相談事例集の制作



* 出処：京畿道

また、知的財産保護強化のためにコンサルティングと審判・訴訟費用を支援した。2021年にはアイデア、技術、営業秘密の奪取及び流出など取引先の不当な技術資料の要求により、知的財産権の被害を被った中小企業65社を対象に技術保護戦略、知的財産権紛争対応、知的財産高度化戦略などに対する弁理士との深層相談を支援した。さらに、知的財産の被害を受けて審判・訴訟などの紛争手続きを進めているか、進行予定の中小企業に権利救済のための法的救済手続費用の一部を支援した。2021年には国内での審判・訴訟費用54件と海外での審判・訴訟費用15件など計69件の審判・訴訟支援を実施し、特許庁、大韓弁理士会などとの業務提携を締結して知的財産保護協調体系を構築した。

知的財産の専門人材育成も支援した。就職していない若年層と中年層に知的財産教育を提供することで就職競争力を強化し、知的財産サービス支援企業を対象に就職連携を図った。具体的には知的財産理論教育、知的財産能力試験に関する教育及び知的財産の動向・ 이슈ーなど実務型教育を実施し、教育修了生を対象に特許法人、中小・中堅企業、知的財産サービス支援企業を中心に就業を連携した。2015年から2021年までの7年間で564人を対象に教育を実施したが、そのうち483人が修了し、287人が就職に成功した。平均修了率は85%、就職率は59%を記録した。

その他にも公務員職務発明支援事業を実施し、京畿道知的財産権の専門担当部署及び機関を指定して知的財産権管理を一元化した。また、京畿道専門担当の特許法人と専門家を通して優秀な知的財産権確保のための段階別管理を推進し、京畿道所有の知的財産権を民間に移転して事業化を支援した。2021年には先行調査30件、新規出願36件、新規登録29件、年金管理130件、民間移転などを行った。民間移転の場合、43件の新規実施権契約により、税外収入139百万ウォンを創出した。

9) 江原道

2021年、江原道は固有の知的財産保護政策として「江原型知的財産総合支援」を実施した。最近、知的財産の重要性に対する高い認識で支援の需要は増加しているが、知的財産保護コンサルティング、出願費用支援などへの供給が不足している状況である。これに対し、「中小企業IP即時支援サービス」の拡大、国内出願費用支援を行って企業の需要に対応するなどして道内の中小企業の知的財産能力を強化しようとした。「中小企業IP即時支援サービス」とは、中小企業の経営現場で向き合うさまざまな知的財産関連の隘路事項について全国23の地域知的財産センターで随時相談に乗る知的財産緊急支援サービスで、中小企業及び個人事業者を対象に海外出願費用支援、特許技術広報映像の制作、特許マップ、デザインマップ、製品デザインの開発などを提供している。また、出願費用を支援して国内外での権利化を導き、発明教育、知的財産プロボノなどで知的財産協力の基盤を強化した。その結果、2021年には48社に計55件の中小企業IP即時支援事業を支援した。

特に、江原道は春川の青年企業が開発した「ジャガイモパン」の類似商品が有名フランチャイズのパン屋で販売され、論争を引き起こしたのと同様の被害を防止するために、2021年に既存事業を「江原道の小商工人支援に向けた知的財産への第一歩支援」に全面改編した。本事業の持続的な成果とこれに対する広報により、参加する市郡が増えている傾向（2019年5→2022年14）にある。2021年道内の小商工人に知的財産コンサルティング50件、国内外出願124件支援など江原道企業の技術権利化を拡大して市場競争力の確保及び紛争防止に寄与しようと努力した。また、地域の知的財産権の創出及び保護の活性化のために「訪れるIPサービス」、上半期・下半

期に18の市郡公務員向けの知的財産懇談会及び成果共有会（2回）を開催するなど、知的財産成果共有及びネットワーク活性化を図った。

[表3-1-4]江原道の知的財産への第一歩支援事業の内容

細部事業	支援内容
知的財産（IP） コンサルティング支援	試作品製作（リーフレット、包装材、ショッピングバッグなど）、画像デザイン開発（アプリ・オンライン詳細ページなど）、新規・リニューアルブランド開発、「とりあえず注文して」など配達アプリ、オンライン伝統市場（江原マート、市郡モールなど）チャンネルを確保するための連携コンサルティング
国内外の権利化支援	特許、実用新案、商標、デザイン出願費用の支援
小商工人の営業秘密保護支援	営業秘密保護教育、オン・オフライン相談

*出処：江原道

10) 忠清北道

2021年に忠清北道は固有の知的財産保護政策として市郡巡回型移動特許相談を実施した。知的財産基盤が劣悪な忠清北道の中小企業を直接訪問したり、相談を通して知的財産、事業化など企業経営に必要なコンサルティングを提供することで問題解決の機会を提供した。また、知的財産が必要または必要性のある個人及び企業について問題点を診断し、知的財産を創出できるように支援して知的財産経営基盤構築を支援した。2021年には新型コロナウイルス感染症により、多数集合行事は実施しなかったため、行事規模と参加人員は減少したが、その代わりに非対面相談などを推進した。

さらに、郷土企業の知的財産基盤構築を支援した。これは、忠北北部地域の郷土農・食品分野企業の優秀技術をコンサルティングして知的財産に対する認識を高め、農村の発展に寄与するために推進された。具体的には忠州市及び丹陽郡の郷土農食品分野の中小企業を対象に知的財産コンサルティング、国内外の知的財産権利化支援、特許マップ、特許・デザイン融合事業、特許・ブランド連携などを支援した。

忠清北道は輸出企業39社を支援し、海外知的財産権76件を取得できるように支援した。資金と人材の不足などで海外の権利を獲得するのに苦しんでいる道内の中小企業に海外知的財産権の創出及び保護を図り、安定的に海外活動ができるように支援することで輸出競争力を高め、輸出増進に寄与した。

11) 忠清南道

2021年、忠清南道は輸出額シェア及び貿易収支シェアが全国最上位圏である忠清南道の産業の特性を反映し、中小企業の海外競争力強化に向けた知的財産コンサルティングを支援した。また、海外競争力強化の一環として124件の海外権利化を支援し、具体的に英語圏の海外出願46件、非英語圏の海外出願53件、PCT出願25件を支援した。

忠清南道知的財産経営者クラブ、グローバル知的財産スター企業などを対象に知的財産保護に関する特講を開催し、知的財産相談173件、知的財産紛争防止コンサルティング13回を行った。また、韓国知識財産保護院、貿易委員会など知的財産保護関連機関との協業体系を構築した。

知的財産に対する公務員の認識向上のために、基礎地方自治体（市区町村）の知的財産関連の業務担当者を対象に知的財産ワークショップを開催し、忠清南道農業技術院では内需用及び輸出用の園芸作物の新品種と消費トレンドに合わせた機能性強化特用作物の新品種を開発した。具体的には、作目別に差別化された育種目標を設定し、新品種を育成・保護した。稲の場合、忠南特化品種である米食用の稲を開発し、有色味、極早生種などニッチ市場を攻略する品種を開発した。その他特用作物として機能性強化及び食品、医薬品素材用品種を開発した。

12) 全羅北道

2021年、全羅北道は炭素複合材の工程装備を活用した中小企業の事業化支援事業、高品質な炭素繊維用添加剤の開発、素材・部品・装置の技術開発支援、革新的成長研究開発事業、機能性ゲーム産業育成、全北創造経済革新センターの運営、全北特区研究所企業の設立支援、戦略産業企業付設研究所の活性化支援、国家食品クラスター企業の技術支援、科学技術基盤の地域需要に合わせた研究開発支援、パブリカの新品種育成及び高品質の技術開発、スイカの新品種育成及び高品質の技術開発など、研究開発、技術事業化など技術開発支援部門を中心に政策を実施した。

また、中小企業の知的財産権競争力強化及び保護の一環として、「グローバルIPスター企業育成プログラム」を強化した。特許マップ17件、デザイン開発4件、ブランド開発5件、特許技術広報映像製作支援5件、海外権利化支援95件など、企業が必要としている支援事業を展開して支援企業の満足度を高めた。特に、優秀な特許を保有している企業の事業化を支援し、輸出有望企業に対して海外出願及び権利保護などを支援し、企業の売上高増大及び雇用の安定化に寄与した。一方、「中小企業IP即時支援サービス」で特許マップ14件、ブランド開発13件、デザイン開発8件、特許技術広報映像1件、PCT出願3件、コンサルタントによる知的財産コンサルティング18件を支援し、地域の中小企業の知的財産関連の懸案を診断し、問題点を適時に解決しようとした。なお、産業団地公団と全北知的財産センターを連携させ、知的財産権利化連携9件、先行技術調査1件、企業向けの知的財産教育1件を支援した。

13) 全羅南道

2021年に全羅南道は著作権基盤構築及び保護という戦略の下、中央部処の委任課題として全南著作権サービスセンターを運営し、地域の中小企業、創作者、芸術人の著作権紛争を防止し、知的財産を創出した。2021年に著作権相談は計111件を実施し、著作権集中メンタリングは55件、訪れる著作権教育504件、著作権事業化支援は7件を行った。これにより、全南地域における中小企業の著作権紛争防止を行い、著作権を創出して地域の中小企業の競争力強化と地域経済活性化を図った。また、多様な著作権サービス支援方式で地域住民、地域企業の著作権関連情報を提供し、著作権に対する認識向上に寄与した。今後も著作権に対する認識向上及び著作権の公正利用マインド拡散のために努力する計画である。

全羅南道は知的財産委員会を構成するなど、全南の知的財産インフラを構築するためにさまざまな活動を行った。これにより、道内の知的財産の創出・保護・活用環境を造成し、知的財産に対する認識を広げ、自治体の業務担当者の知的財産に対する理解度を高め、業務能力の強化を図った。具体的には、2021年には知的財産委員会1回開催、職務発明の登録及び補償16件、全南知的財産フェスティバル1回開催、知的財産経営者クラブ3回開催、全南自治体公務員の知的財産ネットワーク1回開催、知的財産プロボノ22件を達成した。特に、全南知的財産フェスティバルの場合、コロナ禍の影響で全国知的財産センターで2020年から2年連続オンラインで行事を

開催したが、行事参加者数は2020年の2,500人に比べて112%増の5,300人であった。

全羅南道は全南知的財産センターで地域の強小企業の知的財産権の創出及び保護と海外権利化などで50のグローバルIPスター企業との連携を促進した⁸⁴。「中小企業IP即時支援」事業を実施し、48社を対象に直接コンサルティングを実施し、研究開発の企画段階から知的財産権獲得に向けた支援プログラムを推進して知的財産権の紛争を事前に防止した。その他にも「IPナレ（翼）プログラム」で中小企業23社が保有技術に対して独占的に権利を確保し、ブランド・デザインを開発するなど、知的財産基盤の経営コンサルティングを支援し、「IPティディムドル（礎）プログラム」でアイデアの深層分析後、登録可能性の高い特許の出願と登録を支援し、知的財産の創出及び保護を誘導できるように支援した。

14) 慶尚北道

慶尚北道は慶北知的財産センター、特許庁、韓国発明振興会、韓国知識財産保護院、韓国特許情報院など関連関係機関と協業し、アイデア奪取行為に対する対応を支援した。また、知的財産専門人材確保のための教育を提供し、企業の職務発明補償制度導入の案内及び事例提供による職務発明の定着化を誘導した。そのみならず、道内企業の中核技術保護のために知的財産権確保などを支援し、技術起業初期に知的財産権紛争及びリスクに対応できる戦略を策定するようにした。

慶尚北道は公務員職務発明補償制度を運営している。この制度は慶尚北道の公務員が職務を遂行する過程で発明した技術を保護し、発明を奨励することで研究意欲を高め、職務発明を特許権で保護・管理及び運営して慶尚北道の産業発展に寄与しようとした。2021年には計37件の職務発明補償を支援した。詳細を見ると、特許登録20件、デザイン登録5件に対する登録補償金を支給し、技術移転12件に対する処分補償金を支給した。

知的財産活動に頭を抱える個人、起業予備軍または企業を対象に必要な情報を提供する知的財産プロボノ事業を運営し、2021年には先行技術分析6件、ブランド開発8件、デザイン開発7件など計21件を支援した。この事業を活用した企業は21社で、小企業17社、社会的企業2社、起業予備軍2社が含まれており、寄付者は弁理士、大学院生などを含む44人であった。「IP経営者クラブ」を運営して知的財産に対する認識を高め、随時企業の要求事項を反映して企業を訪れる知的財産権カスタマイズ型一般教育と集中教育を実施した。「慶北IP経営者クラブ」を運営して道内の60社以上の企業CEOを対象に知的財産政策協議及び教育を開催し、地域の知的財産の創出及び保護拡散のための活動を行った。

15) 慶尚南道

2021年慶尚南道は中小企業の知的財産保護支援という戦略を基に、知的財産人材育成、保護コンサルティングを含む現場訪問の知的財産相談の運営、知的財産支援協議の運営といった固有の知的財産保護政策を実施した。

⁸⁴ 強小企業とは、強くて小さい企業を意味する。中小企業であるものの、大企業に劣らない競争力を備えた企業を指す。

知的財産人材育成事業を実施した。慶尚南道内の関連機関と大学、知的財産関連部署及び研究所と協力して、学生が作成した知的財産戦略報告書を評価し授賞することで、地域の予備知的財産人材の知的財産に対する認識を高め、知的財産人材育成の場を設けた。2021年慶南知的財産戦略大会の事前教育には慶南大学、馬山大学、昌原大学などの所属大学生48人が参加し、最終審議を経て学生が作成した知的財産戦略報告書10件を授賞する成果を達成した。

また、現場訪問の知的財産相談を行った。慶尚南道内の基礎自治体産業団地などを訪問して知的財産基盤が弱い企業の知的財産関連事項を聴取し、その場で相談に応じることで、現場密着型知的財産関連相談及び関連機関との連携支援の活性化を図った。知的財産の専門家を招き、企業や個人など慶尚南道内の知的財産関連の脆弱階層を対象に知的財産保護コンサルティングも支援した。2021年には2件の現場訪問型知的財産相談を行い、17件の知的財産保護コンサルティングを行った。

慶尚南道は慶南知的財産センターを中心に研究開発強小特区企業の知的財産を支援した。地域の研究開発強小特区内の中小企業を対象に知的財産関連の隘路事項を常時発掘し、短期間で隘路事項を解決して支援した。これは、「中小企業IP即時支援」と「IPナレプログラム」で支援し、計6社に7件を支援した。

この他にも、知的財産支援協議体を運営して地域の優秀な中小企業を保護、支援、発掘し、慶尚南道を中心に関連機関間の有機的な協力体制を構築するために努力した。

16) 済州特別自治道

2021年済州特別自治道は中小企業向けの知的財産の活用及び保護、知的財産自生エコシステムの造成、済州特化事業及び未来有望産業の知的財産能力強化支援の戦略をもとに、済州化粧品認証制度の活性化、生物資源の保存体系管理強化など、自治体固有の知的財産保護政策を実施した。

済州化粧品認証制度を見てみると、済州市は無分別に使用される済州のイメージを保護し、済州産原料及び済州生産化粧品に対する信頼度を高めるために、済州化粧品認証マークを開発した。済州化粧品認証制度とは、済州産原物を使用した原料のある程度以上を含有し、済州の水を用いた精製水を使用し、済州で生産した製品を対象に済州道知事が証明する制度である。この制度の活性化のために、済州道内の化粧品企業を対象に済州産清浄原料の含有量及び効果の差別性を効率的に強調できるマーケティング戦略の策定を支援した。SNS・YouTube・インフルエンサー活用など、最新コンテンツを活用したマーケティング戦略と有名ビューティーストアへの入店のための品質認証及びマーケティング広報などの戦略策定を支援して2021年には済州化粧品86品目に対して認証した。加えて、済州化粧品認証マーク商標侵害など紛争対応策を設けるために、2021年12月時点で14カ国に済州化粧品認証マークに対する海外商標登録を行った。

済州特別自治道は生物資源の保存体系管理も強化した。生物資源ABS発効に伴い、済州地域の生物資源の主権を確保し、持続利用可能な研究基盤を構築しようとした。生物多様性資源情報を確保し、活用及び保存体系を構築し、郷土生物資源を活用した機能性バイオ素材（食品、化粧品など）を開発した。2021年には3種1,200個体に対して絶滅危惧種の増殖を支援し、3種200個体に対して絶滅危惧種の復元を進めた。

済州生物資源産業化も支援した。優秀な済州の素材と製品が地域的な限界によって国内外市場への参入に苦勞しているため、これを克服しようと済州清浄資源産業化に向けた多様な支援を行って道内の中小企業の競争力を強化し、高付加価値を創出しようとした。具体的には済州産特用作物の効能及び安全性を究明して健康機能性食品の産業化を推進し、済州生物資源産業化のためのストーリーテリング構築事業を通じて済州生物資源の価値に再び光を当てた。2021年には15件の済州生物資源ストーリーテリング構築を進め、清浄資源の価値の向上及び多様な製品開発と応用を最大化することで、済州地域産業の活性化を図った。

中小企業の知的財産権競争力強化及び保護の一環として、「グローバルIPスター企業育成プログラム」を強化した。特許マップ23件、製品設計及び模型9件、新規及びリニューアルブランド4件、包装デザイン開発7件、広報映像製作支援6件、海外出願費用85件、海外拒絶理由通知（office action）対応支援9件 海外登録費用17件支援などを行って企業の満足度を高めた。特に、優秀な特許を保有している企業の事業化を支援し、輸出有望企業に対して海外出願及び権利保護などを支援し、企業の売上高増大及び雇用の安定化に寄与した。「中小企業IP即時支援サービス」でブランドの開発支援と知的財産コンサルティングも実施した。

17) 世宗特別自治市

2021年に世宗特別自治市は知的財産の保護・知的財産に親しい環境造成という戦略の下、知的財産教育を運営した。世宗創造経済イノベーションセンター、大学起業保育センターなど地域の関連機関との連携教育など、多様なプログラムを運営したが、地域内のアイデアを保有する教育生が知的財産を基盤として起業できるように事業アイテムの研究、先行技術調査の実習、教育生の特許権利化、事業計画書の作成など、アイデア創出から保護、事業化段階まで統合教育を進めた。特に、4月には高校生向けの特化課程、6月には女性向けの特化課程など対象別に特化した教育プログラムを運営して学生や女性の知的財産競争力を強化し、知的財産保護文化を広げようとした。

世宗型アイデアエコシステム造成事業を実施し、地域の資源や特性などを基盤として革新的なアイデアを融合させる地域革新起業家（ローカルクリエイター）を発掘して育成した。具体的には「世宗UNION起業プログラム」、「世宗起業女性プロポーズ」、「試作品製作所（メイクミステーション）」などを運営してアイデア発掘及び検証プログラムでアイデア創出文化を造成し、関連知的財産保護教育を実施し、試作品製作段階まで支援した。

中小企業の知的財産権競争力強化及び保護の一環として、グローバルな知的財産企業を育成して細部支援課題31件のうち、国内出願は7件、海外権利化は18件、その他広報映像4件、先行技術調査報告書2件などの成果を導き出した。一方、「中小企業IP即時支援事業」を通してスマートIPケア17件及び直接コンサルティング5件の成果を収めており、このうち特許8件、デザイン4件、商標1件の国内出願、PCT1件で海外権利化の成果を導出した。また、「IPナレ事業」を運営して市場のニーズに合致する知的財産基盤の経営を行って初期起業企業の生存力を高めた。初期起業企業6社を支援して国内特許7件、国内商標2件、PCT1件など計10件を創出した。さらに、「IPティディムドル事業」を運営したことで、国内権利化（40件）の支援を受けた起業予備軍のうち45%以上（19人）を新規起業に導く成果を創出した。特に、起業以後の継続的成長の土台を作るために、知的財産権後続支援（特許、デザイン、ブランドなど）を実施し、計14件の後続課題を支援した。

第2節 知的財産の出願・登録状況

1. 産業財産権

特許権、実用新案権、デザイン権及び商標権など産業財産権は、出願後担当機関の審査など一定の手続きを経て登録することにより発生する権利である。このような産業財産権は属地主義をとっており、権利を取得したい場合は当該国別に出願して登録を受けなければならない。

同じ産業財産権を複数の国に出願する必要がある場合、現実的に相当な期間がかかり、国別の出願時点や新規性判断などに不利益を受ける恐れもある。このような問題と出願人の不便を解消するために、特許とデザインに対して一回の出願で複数国に出願したのと同じ効果を出すことができる多国間条約を締結した。PCTと商標のためのマドリッド議定書、産業デザインのためのハーグ協定は条約に加入した加盟国または政府間機構と関連性のある自然人または法人は国際登録のための産業財産権の国際出願書を提出することができ、この出願で自分の権利を保護したい国や政府間の機関を指定することができる。

以下では、各産業財産権における国内外の出願・登録状況について確認する。

(1) 国内出願の状況

2021年の産業財産権の出願件数は前年比約6.3%増の計592,615件であった。詳しく見ると、前年に比べて特許は約5.0%、商標は10.8%増加したのに対し、デザインは約4.1%、実用新案は19.5%減少した。

[図3-2-1]過去5年間の国内産業財産権の出願件数



* 出処：特許庁、「2021知的財産統計年報」、2022.07

(2) 国内登録の状況

2021年の産業財産権の登録件数は前年比約12.6%増の計341,873件であった。詳しく見ると、前年に比べて特許は約8.2%、商標は17.6%、デザインは13.5%増加したのに対し、実用新案は約11.6%減少した。

[図3-2-2]過去5年間の国内産業財産権の登録件数

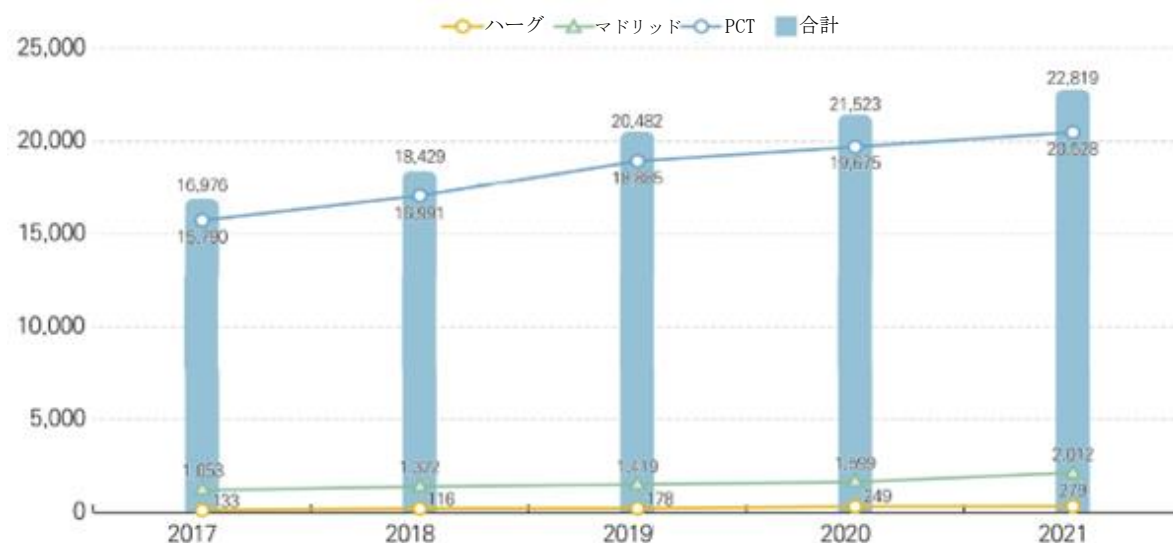


* 出処：特許庁、「2021知的財産統計年報」、2022.07

(3) 国際出願の状況

2021年のPCT国際特許出願及びマドリッド国際商標出願件数は毎年増加する傾向にある。前年に比べてPCT国際特許出願件数は約4.3%、マドリッド国際商標出願件数は25.8%増加し、ハーグ国際デザイン出願件数は約12.0%増加した。

[図3-2-3]過去5年間の国際出願件数



* 出処：特許庁、「2021知的財産統計年報」、2022.07

2. 著作権

著作権は著作物を創作した時から発生する。著作権は無方式主義をとっており、出願や審査などの手続きは必要なく、著作権登録も著作権の発生または取得要件ではない。ただし、著作権を登録すると権利者、創作年月日、公表日が推定され、著作権譲渡及び処分制限など第三者に対抗できる要件として意味を持つ。

(1) 国内登録の状況

著作権登録件数は2017年に比べて約60.89%増加し、過去5年間年平均約13.12%ずつ増加する傾向である。そのうち、美術及びコンピュータプログラムに対する著作物登録件数は42,026件で、2021年の著作権登録件数65,360件の約64.3%で最大の割合を占めることが確認された。

[表3-2-1] 韓国の過去5年間の著作権登録件数

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計
著作物	語文	4,155	4,481	4,858	5,907	6,242	25,643
	音楽	2,085	2,229	2,037	2,610	2,647	11,608
	演劇	126	55	123	73	124	501
	美術	11,325	13,403	16,149	21,237	24,247	86,361
	建築	74	66	67	89	96	392
	写真	1,114	1,123	1,238	1,492	2,817	7,784
	映像	1,159	2,098	1,943	1,915	2,643	9,758
	図形	484	466	704	992	1,064	3,710
	編集	3,566	2,985	3,060	4,423	5,708	19,742
	2次的	492	623	1,353	1,456	1,397	5,321
	コンピュータープログラム	15,180	16,210	15,198	18,650	17,779	83,017
著作隣接物	放送	-	-	-	1	-	1
	実演	6	33	5	4	49	97
	レコード	700	1,077	236	2,897	332	5,242
データベース	157	70	92	139	215	673	
合計	40,623	44,919	47,063	61,885	65,360	259,850	

* 出処：韓国著作権委員会

(2) ソフトウェア（SW）の寄託状況

SWの著作権権者とプログラムの利用許可を受けた者は、SWのソースコード及び技術情報などを韓国著作権委員会に寄託することができる⁸⁵。これにより、利用契約の当事者は安定的に当該SWを使用することができる。最新版寄託を含むSWの寄託件数は過去5年間増加しており、2021年は前年に比べて約94.3%増加した。

[表3-2-2] 韓国の過去5年間のSW寄託件数

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計
寄託 契約	新規	164	173	190	913	1,377	2,817
	更新	376	396	417	454	1,309	2,952
	使用権者登録	21	34	10	34	37	136
	小計	561	603	617	1,401	2,723	5,905
最新版寄託 ⁸⁶		25	12	17	21	40	115
合計		586	615	634	1,422	2,763	6,020

* 出処：韓国著作権委員会

⁸⁵ 「著作権法」第101条の7SW寄託制度とは、SWの利用許可契約等を行う上でSWのソースコードを信頼できる第三者に委託し、開発者の破産・廃業、ソースコードの滅失により開発者の維持・保守が不可能になる場合などに利用契約の相手はそのソースコードをその第三者から受け取ることができる制度を意味する。

⁸⁶ 既存の寄託SWに対する最新版（ソースコードなど）の最新化件数

3. 営業秘密及び産業技術

「営業秘密」とは、公然と知られておらず、独立した経済的価値を持つものを、公開せずに保有し保護するものである。営業秘密には秘密裏に管理された生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上または経営上の情報などが含まれ⁸⁷、「産業技術」とは、国家中核技術、先端技術または中核素形材技術などで産業競争力の向上や流出防止などのために行政機関の長が指定・告示・公告・認証する技術をいう。

営業秘密または産業技術は産業財産権の出願・登録のような手続きを要せず、秘密として維持されるため、不正取引及び技術流出など紛争発生時に立証責任が難しいという問題点がある。このような問題を解決するために、営業秘密原本証明制度、寄託制度及び指定制度などが運営されている。

以下では、その利用状況について確認する。

(1) 営業秘密原本証明制度の利用状況

営業秘密原本証明制度とは、営業秘密の原本ファイルから抽出した電子指紋を活用して技術流出紛争時に当該技術の保有時期・保有者などを立証する証明制度を意味する。したがって、この制度を活用すれば、営業秘密保有者の立証責任を緩和でき、原本流出の危険性を根本的に解消することができる。この制度は2010年から施行されている。

2010年から2012年までの3年間の営業秘密原本証明制度の利用件数は16,070件で、利用件数が少なくなっていたが、継続的に増加して2021年まで累積17万5千件以上が活用された。

[表3-2-3] 韓国の営業秘密原本証明制度の利用状況（2021年までの累積統計）

区分	個人	中小企業	大企業	合計
登録件数（件）	7,475	45,498	122,558	175,531
割合（%）	4.3	25.9	69.8	100

* 出処：特許庁営業秘密保護センター

(2) 技術資料の寄託状況

技術資料寄託制度の目的は中小企業の中核技術及び営業秘密寄託機関に保管することで、核心能力を保護し、不正取引を防止するためである⁸⁸。取引関係にある大企業と中小企業が一定の条件下で互いに合意し、中核技術資料を第三の機関である寄託機関（大・中小企業・農漁業協力財団、技術保証基金）に保管しておき、技術紛争発生時に技術開発事実の立証資料として活用したり、取引関係にある大企業と中小企業が一定の条件下で互いに合意して寄託することで、中小企業の破産・廃業の際に当該寄託物を利用して関連技術を活用できるようにする制度で、2008年から運営された。

2012年に初めて技術資料の寄託を義務付け、2019年2月には中小企業の技術寄託制度の活用を促進するために、既存の大・中小企業・農漁業協力財団でのみ運営してきた技術寄託を技術保証

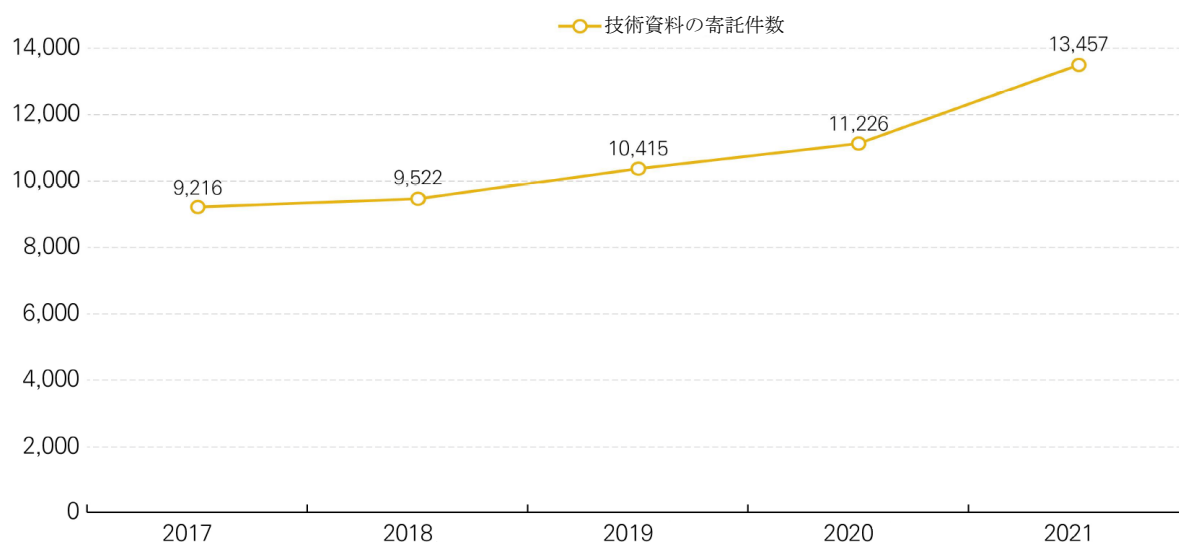
⁸⁷ 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条（定義）

⁸⁸ 「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」第24条の2（技術資料寄託制度）

基金でも運営することになった。また、2019年9月にはスマート工場事業の成果物に対しても寄託制度を義務付け、2021年12月には標準下請契約書50業種のうち4業種を追加し、計49業種に寄託制度を反映した。

2021年の技術資料の寄託件数は前年比19.9%（2,231件）増の13,457件で、最近4年間の増加傾向にある。

[図3-2-4] 中小企業の技術資料の寄託件数



* 出処：中小ベンチャー企業部技術資料寄託センター

(3) 国家中核技術の指定状況

国家中核技術とは、国内外の市場での技術的・経済的価値または関連産業の潜在成長力が大きいと見込まれ、海外に流出する場合には国家の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響を与える恐れのある技術で、「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第9条に基づいて指定された産業技術をいう。国家中核技術は関連製品の国内外市場シェア、当該分野の研究動向及び技術拡散との調和などを総合的に考慮して毎年選定される。

2021年7月、産業通商資源部は「国家中核技術指定等に関する告示」の一部改正案を発表したが、同改正案では技術的価値が高いため保護の必要性が高い半導体（11件）、ディスプレイ（2件）、電気電子（4件）、自動車・鉄道（9件）、鉄鋼（9件）、造船（8件）、原子力（5件）、情報通信（7件）、宇宙（4件）、バイオテクノロジー（4件）、機械（7件）、ロボット（3件）を国家中核技術に指定した。

国家中核技術を保有・管理している対象機関は、保護区域の設定・出入許可または出入時の携帯品検査など、国家中核技術の流出防止に向けた基盤構築に必要な措置を履行しなければならないなど、特別な保護措置をとらなければならない⁸⁹。

⁸⁹ 「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第10条及び同法施行令第14条

[表3-2-4]国家中核技術の分野別の指定件数

半導体	ディスプレイ	電気電子	自動車・鉄道	鉄鋼	造船	原子力	情報通信	宇宙	バイオテクノロジー	機械	ロボット	合計
11	2	4	9	9	8	5	7	4	4	7	3	73

*出処：産業通商資源部告示第2021-130号、2021.07.14

4. 新知的財産権

植物新品種は「植物新品種保護法」、半導体直接回路の配置設計権は「半導体集積回路の配置設計に関する法律」など特別法で保護している。以下では、植物新品種、半導体集積回路、地理的表示及び遺伝資源の出願・登録またはその保有状況について確認する。

(1) 植物新品種の出願・登録状況

植物新品種は植物の新しい品種で優秀品種の育成及び優良種子の普及を促進し、さらに農業生産性を高めるために、「植物新品種保護法」上の要件を満たした品種の育成者に商業的独占権である品種保護権を付与し、植物新品種を保護している⁹⁰。2012年1月からすべての植物が品種保護出願の対象となり、作物の用途に応じて農業用は農林畜産食品部国立種子院が、森林用は山林庁国立森林品種管理センターが、水産用は海洋水産部国立水産科学院水産植物品種管理センターが出願・登録を管理している。

2021年には625品種が出願され、464品種が登録された。1998年に植物新品種制度が導入されて以来、2021年12月31日時点で計12,776件が出願、9,084件が登録された。

[表3-2-5] 韓国の過去5年間の作物別新品種の出願・登録件数

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計	
国立種子院	花卉類	出願	277	349	242	265	180	1,313
		登録	250	265	210	181	169	1,075
	野菜類	出願	216	203	230	248	214	1,111
		登録	143	143	169	157	135	747
	食糧作物	出願	85	62	53	66	91	357
		登録	66	70	53	45	38	272
	果樹類	出願	79	64	85	53	49	330
		登録	25	41	30	26	50	172
	特用作物	出願	21	20	20	20	17	98
		登録	18	14	15	12	13	72
	キノコ類	出願	13	10	10	11	14	58
		登録	6	9	11	9	14	49
	飼料作物	出願	2	7	5	9	6	29
		登録	-	7	1	3	8	19
	小計	出願	693	715	645	672	571	3,296
		登録	508	549	489	433	427	2,406
	国立森林品種管理センター	出願	48	47	48	50	51	244
		登録	30	23	29	20	32	134
水産植物品種管理センター	出願	4	5	3	4	3	19	
	登録	3	2	4	1	5	15	
合計	出願	745	767	696	726	625	3,559	
	登録	541	574	522	454	464	2,555	

* 出処：国立種子院ウェブサイト (<https://www.seed.go.kr/sites/seed/index.do>)

⁹⁰ 「植物新品種保護法」第16条

(2) 半導体集積回路の配置設計設定登録状況

半導体集積回路とは、半導体または絶縁材料の表面または半導体材料の内部に1つ以上の能動素子を含む回路素子とそれを連結する導線が分離されることができない状態で同時に形成され、電子回路の機能を有するように製造された中間及び最終段階の製品をいう⁹¹。配置設計とは、半導体集積回路を製造するために複数の回路素子及びそれを連結する導線を平面的または立体的に配置した設計をいう⁹²。このような半導体集積回路の配置設計は「半導体集積回路の配置設計に関する法律」に基づいて保護される。

半導体直接回路の配置設計権の保護対象は半導体集積回路の空間的配置設計、すなわち設計図である。半導体直接回路の配置設計権は保護要件として創作性のみが要求されるという点で著作権と類似している。しかし、特許庁に登録が要求されるという点では特許権と同様の性格を持つ。

2021年に半導体集積回路の配置設計は31件が設定登録された。

[表3-2-6] 韓国の過去5年間の半導体集積回路の配置設計設定登録件数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
設定登録	27	12	46	42	31	158

* 出処：特許庁

(3) 地理的表示の登録状況

広い意味での地理的表示は一般的に出所表示と原産地名称とも含める。韓国は地理的表示に対して「農水産物品質管理法」に基づく地理的表示制度と「商標法」上の団体標章及び証明標章制度で保護している⁹³ ⁹⁴。さらに、未登録地理的表示であっても誤認・混同の可能性が存在する場合は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に基づいて保護されることができる。

「農水産物品質管理法」に基づく地理的表示は2002年に寶城（宝城）緑茶が第1号として登録されたことを皮切りに、2021年には舒川韓山素麴酒（第110号）、咸陽山養蔘（第58号）2件が新規登録され、2021年までに計183件が登録された。2021年「商標法」に基づく地理的表示団体標章は2件、地理的表示証明標章は4件登録された。

⁹¹ 「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第1号

⁹² 「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第2号

⁹³ 地理的表示団体標章とは、該当商品を生産する者が法人を設立し、生産者が規定した使用条件を満たす団体員のみ原則として地域特産物名称を使用する制度をいう。地理的表示団体標章のみ存在していたときには団体を構成することが難しく、ごく一部であるが品質管理を怠る場合などがあり、このような問題点を乗り越えるために、特許庁は米韓FTAをきっかけに2012年地理的表示証明標章制度を導入した。この制度は地方自治体が権利者になることができるため、生産者が法人を構成する必要がなく、地方自治体が品質基準を規定し、直接または委託機関を介して地域特産物を管理するため、品質管理がより徹底的に行われるという長所がある。

⁹⁴ 「農水産物品質管理法」第2条第8号：地理的表示とは、農水産物または第13号による農水産加工品の名声・品質、その他の特徴が本質的に特定地域の地理的特性に起因する場合、当該農水産物または農水産加工品がその特定地域で生産・製造及び加工されたことを示す表示をいう。

[表3-2-7]過去5年間の地理的表示制、地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章の登録件数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
地理的表示制登録（累積）	179	184	185	186	183	917
地理的表示団体標章登録	15	14	7	7	2	45
地理的表示証明標章登録	3	4	1	5	4	17

* 出処：国立農産物品質管理院ウェブサイト (<https://www.naqs.go.kr/main/main.do>)

(4) 遺伝資源の保有状況

遺伝資源とは、遺伝の機能的単位を含む植物、動物、微生物または他の遺伝的起源となる遺伝物質のうち、実質的または潜在的価値を有する物質をいう⁹⁵。韓国は「生物多様性の保全及び利用に関する法律」に基づいて国家生物多様性の情報共有体系を構築し、中央行政機関別に遺伝資源を登録して管理している。

2021年12月時点で国家生物多様性情報共有体系（CBD-CHM KOREA）の生物資源統計によると、環境部は292,986件の遺伝資源を保有しており、2021年12月時点でBRISシステムによると、農林畜産食品部は2,465,195件の遺伝資源を保有している。

[表3-2-8]国家生物多様性情報共有体系による部処及び機関別遺伝資源の保有件数

部処	機関	遺伝資源
環境部 (国立生物資源課)	国立生物資源館	214,473
	生物多様性管理機関	56,502
	国立洛東江生物資源館	22,011
	環境部小計	292,986
農林畜産食品部	農林畜産食品部	391,393
科学技術情報通信部	科学技術情報通信部	59,422
海洋水産部	海洋水産部	34,236
合計		778,037

* 出処：CBD-CHM KOREA、2021.12

⁹⁵ 「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第2条第4号

(5) 伝統的知識の登録状況

伝統的知識とは、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用に適した伝統的な生活様式を維持してきた個人または地域社会の知識、技術及び慣行などをいう⁹⁶。韓国は伝統的知識と伝統文化が反映された有形・無形の表現物を保護している。特許庁はこれをデータベースに登録して管理しており、検索サービスも提供している。

韓国伝統的知識ポータルに登録された伝統的知識は、2022年7月時点で論文40,876件、農業・生活技術7,774件、伝統処方20,121件、遺伝資源6,839件など計116,121件に達する。

[表3-2-9]韓国の伝統的知識の登録件数

区分	登録件数	区分	登録件数
論文	40,876	農業・生活技術	7,774
天然薬材	5,500	伝統工芸	4,509
伝統処方	20,121	伝統文様	504
漢方病症	12,500	村の森	1 巻
伝統食品	14,225	遺伝資源	6,839
郷土料理	3,236	無形文化財	58 巻
合計		59 巻, 116,121 件	

* 出処：韓国伝統的知識ポータル (www.koreantk.com)

⁹⁶ 「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第2条第6号

2021

ANNUAL
REPORT

知的財產保護政策執行

年次報告書

PART 04

知的財產保護執行活動

第1節 国内の知的財産保護執行活動

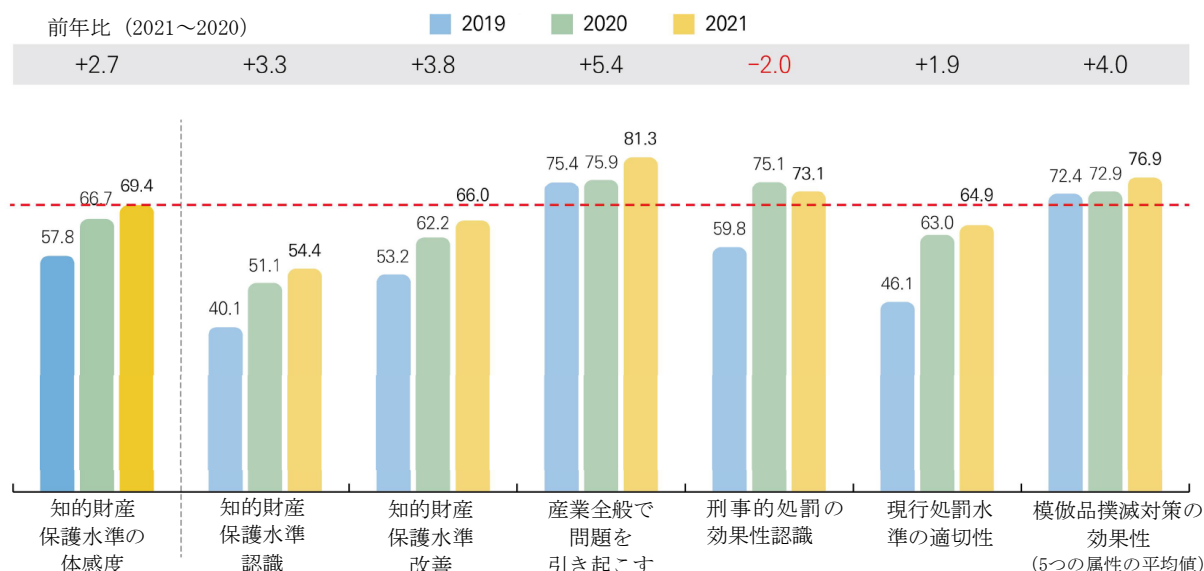
韓国政府は知的財産権保護に対する認識を高めるために、学生、企業人、一般人などを対象にさまざまなオン・オフライン教育及び広報活動を行っている。産業財産権については特許庁及び韓国知識財産保護院が、著作権については文化体育観光部、韓国著作権委員会、韓国著作権保護院が、営業秘密については特許庁、中小ベンチャー企業部、韓国知識財産保護院営業秘密保護センター、大・中小企業・農漁業協力財団が、植物新品種については農林畜産食品部、国立種子院が、遺伝資源については環境部が中心となって知的財産尊重文化造成に向けた政策を多角的に実施している。

1. 産業財産権

特許庁が韓国知識財産保護院を介して実施した「2021年知的財産保護に対する国民の認識度調査」によると、知的財産保護水準に対する体感度は前年比2.7点上昇した69.4点であり、「知的財産権侵害行為が産業全般に悪影響を及ぼす可能性がある（81.3点）」という項目が6つの項目の中で最も高くなっていた⁹⁷。詳細項目のうち「刑事的処罰の効果性に対する認識」が前年比2%減少し、他の属性に対する知的財産保護水準の認識が低いことが分かった。

[図4-1-1]2021知的財産保護水準の体感度

[単位:点]



* 出処：韓国知識財産保護院、「2021年知的財産保護に対する国民の認識度調査」2021.11

⁹⁷ 上記点数は5点尺度で算出したアンケート回答者の点数を100点単位に換算して計算した。

(1) 産業財産権に対する認識向上に関する教育

2015改正教育課程により、独立教科である「知的財産一般」が高校選択教科として新設され、2018年から施行された。特許庁は2017年協力学校9校を指定して「知的財産一般」教科運営モデルを研究し、教科に対する積極的広報によって「知的財産一般」教科を採択した学校数は2018年の26校から2021年には171校に大幅に増加した。特に、安定した教科拡散体系の整備のために、2018年から知的財産一般先導学校を指定して運営しており、2021年には28校が先導学校に指定されて運営された。

[表4-1-1]過去5年間の知的財産一般先導学校指定高校及び教科採択高校の状況

区分	2017	2018	2019	2020	2021
先導学校の指定・運用学校数	9校* *一般高校5校 特殊目的高校2校 一般特性化高校(専門高校)2校	22校* *一般高校13校 特殊目的高校2校 発明特性化高校6校 一般特性化高校1校	23校* *一般高校14校 特殊目的高校1校 発明特性化高校6校 一般特性化高校2校	27校* *一般高校19校 特殊目的高校1校 発明特性化高校4校 一般特性化高校3校	28校* *一般高校27校 特殊目的高校1校
教科として採択した学校数	-	26校 *一般高校16校 特殊目的高校2校 発明特性化高校6校 一般特性化高校2校	46校* 一般高校-34校 特殊目的高校3校 発明特性化高校6校 一般特性化高校3校	112校* *一般高校97校 特殊目的高校4校 発明特性化高校6校 一般特性化高校5校	171校* *一般高校137校 特性化高校15校 特殊目的高校3校 自律高校16校

*出処：特許庁

全国4年制大学を対象に知的財産教育先導大学を指定して知的財産正規教科目を開設し、学際間融合教育など多様な知的財産教育モデルを試しているが、2021年には7つの大学を対象に運営した。さらに、国・企業間の知的財産権競争が激しくなるにつれ、知的財産の創出・活用・紛争対応などの能力を備えたグローバルな知的財産の専門家を育成するために、企業の知的財産権人材など現職の人材を対象に東国大学で知的財産専門学位課程を運営している。特許データ分析教育、デザイン出願・権利化教育などのために「キャンパス特許ユニバーシアード」、「D2Bデザインフェア」などの産学が協力した知的財産大会も運営した。

また、特許庁は地域住民、企業人及び地方自治体公務員の知的財産に対する認識を高めるために、発明コンテスト、発明フェスティバルなどの発明振興行事を開催し、自主的な協力環境を造成するために知的財産経営者クラブ、地方自治体知的財産政策協議会などを運営した。起業保育センター入居企業を対象に技術分野別に知的財産権教育を実施し、韓国国内の中小・中堅企業を対象として、国内外の出願戦略、紛争事例などの教育も支援した。

特許庁は韓国知識財産保護院で知的財産保護に関する多様な教育も開催している。全国の小中高生を対象に教育を推進し、知財権保護の重要性に対する認識を強化しており、特許法人と特許訴訟弁論コンテストを共同開催して予備法曹人を対象に知財権紛争に対応できる実務体験教育の機会を提供した。また、オンライン販売事業者の偽造品の根絶のために、偽造品の流通に関する問題点、販売根絶及び予防認識の強化に関する教育を定期的実施している。

[表4-1-2]2021年韓国知識財産保護院による青少年向け教育の推進状況

回	対象	方法
1	釜山東女子中学1年生主題選択班	オンライン教育
2	京畿地方中小ベンチャー企業庁 ビーズメーカーアイデア大会の参加者	オンライン教育
3	ソウル彦南中学1年生7つの学級	非対面教育 (コンテンツ)
4	光州文山中学1・3年生進路探索サークル	オンライン教育
5	大田屯山中学1年生3つの学級	オンライン教育
6	光州雲林中学2・3年生進路活動班	オンライン教育
7	光明所下中学3年生13の学級	オンライン教育
8	ソウル東一中校1年生7つの学級	非対面教育 (コンテンツ)

[表4-1-3]2021年韓国知識財産保護院によるオンライン販売事業者向け教育の推進状況

回	対象	方法
1	11th Street入店販売事業者	オンライン教育
2	ウイメプ入店販売事業者	オンライン教育
3	Gマーケット入店販売事業者	オンライン教育
4	オークション入店販売事業者	オンライン教育
5	G9入店販売事業者	オンライン教育
6	ティモン入店販売事業者	オンライン教育
7	クーポン入店販売事業者	オンライン教育
8	インターパーク入店販売事業者	非対面教育 (コンテンツ)

一方、関税庁は税関職員の業務能力強化を税関取り締まり職員を対象にブランド別の本物・偽物識別教育などを実施しており、2021年には11の税関で計12回、341人を対象に推進した。

[表4-1-4]2021年税関取締職員向けの偽造品識別教育

回	日時	教育対象	参加者(人)	教育内容
1	07.19～07.20	仁川本部税関	39	※商標権者の偽造品識別教育 ○本物と偽物の実物を比較 ○ブランド別偽造品識別方法に関する冊子を配布 ○商標権者の最新侵害動向情報を共有 ○知的財産権に関する理論及び判例について講義(法務法人) ○税関現場を訪れる税関教育を施行 ○本物・偽物の比較展示プログラム
2	07.29～07.30	大邱本部税関	40	
3	08.12～08.13	釜山本部税関	40	
4	09.13～09.14	ソウル本部税関	40	
5	09.30～10.01	光州本部税関	23	
6	10.21～10.22	仁川本部税関	37	
7	11.22～11.23	済州税関	34	
8	11.25～11.26	清州税関	20	
9	12.07～12.08	昌原税関	23	
10	08.18	平沢直轄税関	10	
11	08.19	金浦空港税関	25	
12	08.20	金海空港税関	10	
合計	-	11の税関	341	-

*出処：関税庁

ソウル特別市はソウル市民とソウル所在の中小企業を相手に知的財産教育を30回、知的財産相談支援を1,032回実施した。特に、コロナ禍での非対面知的財産教育のために上半期に6編、下半期に9編など計15編の教育コンテンツ及びYouTube映像を制作した。

釜山広域市は疎外階層を対象に訪れる知的財産教育、小・中・高校生向けの知的財産に対する認識向上事業、公務員職務発明制度に関する教育及び運営などの知的財産教育政策を施行した。また、釜山地域内の大学に知的財産講座を義務必須教養科目として開設するなど、知的財産に対する認識向上のための努力を重ねた。

京畿道は知的財産教育を実施することで、就職していない若年層と中年層の就職競争力を強化するために、知的財産理論教育、「知的財産能力試験(IPAT)」教育及び知的財産の動向と 이슈ーなど実務型教育を実施した。首都圏で長期化していた新型コロナウイルス感染症により、非対面(オンライン)教育課程を設けて知的財産人材を育成し、知的財産専門家プールを構築して道内中小企業の技術奪取防止及び技術保護のための教育を実施した。

江原道は道内の小商工人支援のための「江原道知的財産への第一歩支援」事業で、商標及び営業秘密保護教育、オンオフライン教育相談などを実施して道内の小商工人の知的財産対応及び認識を高めた。また、実務中心の知的財産教育を体系化し、就職能力の強化による知的財産人材育成及び就職連携のために、道内の大学3校(カトリック関東大学、漢拏大学、翰林大学)で基礎から深化過程までの知的財産教育プログラムを開発・運営しており、地域大学の優秀な教育システム及び産学インフラを通して知的財産に対する認識向上を図った。

全羅北道は起業予備軍の「IP起業教育」と「カスタマイズ型IP支援」で革新技術基盤の起業企業に成長を誘導し、地域の知的財産権競争力が弱い企業を対象に教育を実施した。全羅南道は道内22の市・郡の知的財産業務担当公務員を対象に知的財産基礎教育、知的財産(特許・商標・デザイン)実務事例を共有する公務員向けの知的財産ワークショップなどを開催した。

慶尚北道は道内60社以上の企業CEOを対象に知的財産政策協議及び教育を開催し、地域の知的財産創出及び拡散のための活動を行った。企業の需要を反映して企業を訪れる知的財産権教育を実施し、毎年定期的に公務員向けの知的財産ワークショップを開催して特許庁の政策などについて教育した。慶尚南道は関連機関などと連携して毎年説明会を開催し、中小企業の知的財産即時支援事業で現場訪問コンサルティング及び知的財産保護制度を実施している。

忠清北道は市郡巡回型移動特許相談事業を展開して知的財産インフラが劣悪な小商工人、小企業、中小企業の特許、商標などの知的財産教育及び権利確保を支援することにより、企業及び地域経済の成長に寄与し、地域の知的財産に対する認識向上のために、道内11の基礎自治体及び広域地方自治体の担当者、知的財産関連機関及び企業関係者を対象にワークショップと懇談会を開催した。忠清南道も知的財産に対する認識を高め、知的財産に親しい基盤造成と支援政策の強化のために、知的財産経営者会、グローバルな知的財産スター企業を対象に知的財産教育を推進した。これにより、地域公務員、関連機関、企業などを結ぶ知的財産ネットワークを構築した。

世宗特別自治市は知的財産を基盤とする起業が成功するための段階別支援プログラムとして、世宗創造経済イノベーションセンター、大学起業保育センターなど地域の関連機関との連携教育など多様な教育プログラムを運営した。

済州特別自治道は知的財産を基盤とする起業に関する教育を4回実施し、2017年から2021年までの5年間、済州大学を知的財産先導大学に指定して知的財産教育専門担当人材を確保し、知的財産専門講座を運営している。

(2) 産業財産権保護に関する広報

1) 全国巡回キャンペーン

2021年、特許庁と韓国知識財産保護院はコロナ禍でソーシャルディスタンスを確保するために、既存の一般消費者と販売者を対象に全国巡回知的財産保護キャンペーンのほか、オンラインに重点を置いた非対面キャンペーンも並行して進行した。

[表4-1-5]過去5年間の全国巡回キャンペーンの実施回数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
全国巡回キャンペーン	9	12	15	16	16	68

* 出処：韓国知識財産保護院

主な博覧会に参加して企業人を対象に知的財産権侵害の根絶及び保護の重要性を強調した。また、各地域の商工会議所、地域の知的財産センターなど関連機関との協力の下、訪問客を対象に知的財産権保護制度に関する広報リーフレットを配布し、ソウル・京畿圏域の産業団地内のメディアを活用して公益広告を配信する形の非対面キャンペーンも一緒に進めた。

2) 公益広告制作及びSNSなどの運営

特許庁と韓国知識財産保護院は一般国民が知的財産保護の重要性について共感し、保護施策について認知できるように制度を紹介する映像及び広報コンテンツを制作した。


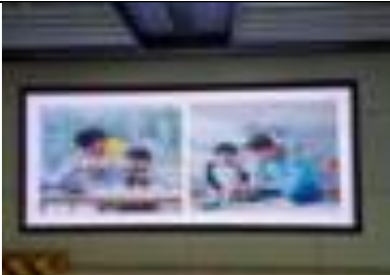
[図4-1-2]産業財産権保護のための広報コンテンツ

	
<p>技術警察発足の広報映像</p>	<p>ブログ及びSNSコンテンツ</p>

* 出処：韓国知識財産保護院

また、制作されたコンテンツを公共交通機関（バス・地下鉄）や中小・中堅企業が入居した産業団地内のモニター、通勤する会社員の聴取率が高いラジオ番組などで繰り返して配信することで、知的財産保護政策に対する国民の関心を導いた。さらに、仁川空港、金浦空港、松坡区庁など機関と協力して無償送付も共に推進することで、多くの国民に政府施策が伝わるようにした。

[図4-1-3]関連機関の協力による無償送付の状況

	
<p>松坡区庁（相談待合室）</p>	<p>金浦空港（移動連結通路）</p>

この他にもブログやSNSを運営してオンラインコミュニティ利用者との双方向コミュニケーションを強化した。知的財産 이슈、最新判例などを活用した情報提供型コンテンツを掲載するとともに、利用者が直接参加できるイベントを開催して利用者自らがコンテンツを再生して共有することで情報が拡散できるようにした。

[表4-1-6]過去5年間の産業財産権保護に関する広報活動の状況

[単位：回、人]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
公益広告の配信	606	41	64	145	30	886
ブログ訪問者 (年間累積)	5,188,905	5,576,669	5,738,249	5,944,085	6,090,521	28,538,429
SNS上の関心 者の数 ⁹⁸ (年間累積)	28,521	31,381	29,905	34,797	35,555	160,159
合計	5,218,032	5,608,091	5,768,218	5,979,027	6,126,106	28,699,474

* 出処：韓国知識財産保護院

⁹⁸ SNS上の関心者数はTwitterの「フォロワー数」、Facebookの「いいねの数」、カカオストーリー「ニュースを受け取る人」とインスタグラム「フォロワー数」の合計である。

2. 著作権

文化体育観光部と韓国著作権委員会が全国の小・中・高校生を対象に著作権に対する意識水準を調査した結果によると⁹⁹、青少年の著作権に関する認識度は2013年以来毎年上昇し、2021年には前年比0.2点上昇した82.4点を記録した。

青少年の著作権認識度は青少年が著作権に関する正しい知識を持っているかどうかと、著作物の正しい利用行為に対する青少年の価値判断を問う質問を通じて算出される。

特に、著作権教育を受けた児童・生徒の著作権認識度は84.9点で、著作権教育を受けていない児童・生徒の認識度75.8点より9.1点が高かった。文化体育観光部の著作権教育が児童・生徒の著作権に対する認識向上に相当な貢献をしていると判断される。

[表4-1-7]過去5年間の青少年著作権認識度

区分	2017	2018	2019	2020	2021	平均
点数	81.0	81.6	81.9	82.2	82.4	81.82

* 出処：韓国著作権委員会、「2021年青少年の著作権に関する意識調査」、2021

(1) 著作権に対する認識向上に関する教育

1) 著作権体験教室の運営

文化体育観光部と韓国著作権委員会が推進している「著作権体験教室」は、学校現場の教師が体験中心の著作権教育活動を提供し、児童・生徒の著作権に対する認識を高めるためのプログラムである。2021年には全国290の教室が運営された。

[表4-1-8]過去5年間の著作権体験教室の運営状況

[単位：回、人]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
回数	290	308	292	276	290	1,456
人数	10,890	11,079	11,499	12,748	13,213	59,429

* 出処：韓国著作権委員会

2) 訪れる著作権教育

「訪れる著作権教育」は韓国著作権委員会で育成した著作権専門講師が学校、産業従事者、文化芸術人など、著作権教育が必要な現場を訪れて実施する著作権教育である。

小・中・高校性向けの「訪れる著作権教育」は韓国著作権委員会で育成した青少年著作権講師が小・中・高校を訪問し、2時間かけて需要者である青少年の目線に合わせて行う教育である。2021年には8,259回にわたって295,714人に対する教育を実施した。

⁹⁹ 韓国著作権委員会、「2021年青少年の著作権に関する意識調査」（2021、調査機関（株）サーベイピープル）。2021年、同調査の母集団は全国の小学生、中学生、高校生の計9,158人で実施され、標本誤差は±1.02%（95%信頼水準）である。韓国著作権委員会の「訪れる著作権教育」を申請して教育に参加した全国の小・中・高校生の中で有効標本を選定し、著作権教育を受ける前に調査を行う方式で行われた。

[表4-1-9]過去5年間の訪れる著作権教育（児童・生徒）の運営状況 [単位：回、人]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
回数	10,636	11,207	9,538	7,333	8,259	46,973
人数	416,027	392,626	332,620	357,679	295,714	1,794,666

*出処：韓国著作権委員会

大人向けの「訪れる著作権教育」は韓国著作権委員会が企業体、公共機関、文化芸術人など実務現場に必要な著作権教育を対象別を実施するプログラムである。2021年には計322回にわたって15,013人に対する教育を実施した。

[表4-1-10]過去5年間の訪れる著作権教育（大人）の運営状況 [単位：回、人]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
回数	327	292	280	271	322	1,492
人数	14,487	14,739	14,984	10,611	15,013	69,834

*出処：韓国著作権委員会

大人のうち、文化芸術人向けの訪れる著作権教育は2016年からその実施圏域が全国に拡大された。2021年には計56回にわたって2,866人に対する教育を実施した。

[表4-1-11]過去5年間の大人向けの訪れる著作権教育のうち、文化芸術部門の運営状況 [単位：回、人]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
回数	27	47	61	53	56	244
人数	1,140	1,962	2,848	1,813	2,866	10,629

*出処：韓国著作権委員会

また、公共部門の従事者に対する訪れる著作権教育は2019年から教育界（教育庁または研修院）に拡大された。2021年には73回にわたって3,424人に対する教育を実施した。

[表4-1-12]過去5年間の大人向けの訪れる著作権教育のうち、公共部門の運営状況 [単位：回、人]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
回数	28	21	42	48	73	212
人数	1,740	2,709	3,945	2,360	3,424	14,178

*出処：韓国著作権委員会

3) 大学連携型著作権専門人材育成課程

韓国著作権委員会の「大学連携型創造的人材育成のための著作権専門講座」は大学に著作権講座を開設し、著作権知識を備えた創造的人材を育成するためのプログラムである。2021年には主管大学に選ばれた慶尚国立大学、世宗大学、全南大学、朝鮮大学、弘益大学、韓国芸術総合学校の6校で1,139人に対する教育を実施した。

[表4-1-13]過去5年間の大学連携型創造的人材育成のための著作権専門講座の運営状況

[単位：個、人]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
講座数	24	26	27	28	23	128
人数	1,203	1,097	1,248	1,457	1,139	6,144

* 出処：韓国著作権委員会

(2) オンライン著作権教育

文化体育観光部と韓国著作権委員会は「遠隔著作権アカデミー」、「遠隔教育研修院（教員）」などの遠隔教育課程を開設し、多くの人々が簡単かつ便利に著作権教育を受講できるように努力している。

特に、「遠隔著作権アカデミー」は青少年、一般人、大学生、産業従事者、公務員など多様な学習対象別の教育目的及び水準を考慮し、需要に合わせてオンライン著作権教育を提供する教育課程である。

青少年向けのオンライン著作権教育は「[小学低学年]著作権と友達になります」、「[小学高学年]著作権と友達になります」、「[中高生用]必ず知るべき学校内の著作権物語」課程で構成されており、青少年が学校や日常生活で簡単に接することができる著作物の利用及び著作権問題を事例形式で提示し、学習や著作権に対する興味と友好的認識を誘導しようとした。

[表4-1-14]年度別青少年課程（遠隔著作権アカデミー及び外部協力）の運営状況 [単位：人]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
人数	1,085	322	130	96,588	26,251	124,376

* 出処：韓国著作権委員会

教育部の生涯学習口座制度と連携した韓国著作権委員会遠隔生涯教育院は「分野別著作権契約実務（ゲーム、ソフトウェア）」、「ソフトウェア資産管理実務」、「分かりにくいウェブ著作権一発で習得」で構成されている。

一般人向けの教育課程は、一般人が日常や余暇生活で発生し得る多様な状況別著作権問題に適切に対応できるよう、生活の中の著作権Q&Aをテーマとして「日常生活編」、「会社・学校編」、「インターネット・娯楽編」で構成した。また、著作権教育の初心者のための課程を開設し、日常生活の中で接することができる多様な著作権事例や著作物の種類、著作者の権利理解などを提供することで著作権知識を習得し、日常で発生し得る著作権侵害と紛争防止に貢献している。

[表4-1-15]年度別一般人向けの課程（遠隔著作権アカデミー及び外部協力）の運営状況

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
人数	22,490	28,595	24,983	22,676	104,735	203,479

* 出処：韓国著作権委員会

大学生向けの教育課程は「盗作と著作権侵害」課程、「大学生のための著作権ノート」課程を運営しており、大学（院）生活中的課題や論文作成など、著作物利用に関する著作権注意事項を実際の事例をもって教育し、盗作などの著作権紛争を効果的に防止できるように関連知識を伝えている。

[表4-1-16]年度別大学生向けの課程（遠隔著作権アカデミー及び外部協力）の運営状況

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
人数	3,979	1,806	1,695	27,894	67,553	102,927

* 出処：韓国著作権委員会

産業従事者向けの教育課程は第四次産業革命、輸出産業、（予備）起業、放送、ゲーム、出版、音楽、図書館、デザイン、ソフトウェア、モバイル、コンテンツ、漫画（ウェブトゥーン）、保育園の保育士など、さまざまな職種別・職務別産業従事者を対象とする。特に、最近ではフォントや公演など産業現場の主な著作権 이슈をテーマに学習者に必要な知識を伝えている。

[表4-1-17]年度別産業従事者向けの課程（遠隔著作権アカデミー）及び遠隔生涯教育院の運営状況

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
人数	591	514	1,249	6,196	13,364	21,914

* 出処：韓国著作権委員会

公務員向けの教育課程は、政府・地方自治体・公共機関などに従事する者の非営利目的の著作権制限など公共分野における著作権問題への対応力向上のために、「公共機関の勤務者のための著作権基礎と実務」、「公共分野の従事者のための著作権」で構成されている。また、「公共機関のソフトウェア管理に関する規定」に基づき、年1回以上関連教育を受けなければならない公共機関のソフトウェア管理業務担当者などのために「実務にすぐ適用できる公務員のための著作権法」、「公共機関ソフトウェア著作権&資産管理理解」課程を運用している。

[表4-1-18]年度別公務員向けの課程（遠隔著作権アカデミー及び外部協力）の運営状況

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
人数	3,165	4,474	8,499	13,437	34,193	63,738

* 出処：韓国著作権委員会

韓国著作権委員会遠隔教育研修院は、2010年7月に教育部から遠隔研修院の認可を受けた後、現場に特化した教育を提供するために「遠隔教員職務研修」課程を運営している。2021年には1単位（15時間）9つ、2単位（30時間）1つの著作権遠隔教員職務研修課程を運営し、計8,387人の教員が教育を履修した。

[表4-1-19]過去5年間の遠隔教育研修院（教員）の履修状況

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
遠隔教員職務研修	8,648	5,015	12,401	12,532	8,387	46,983

*出処：韓国著作権委員会

1) 著作権教育基盤の強化及び職務研修

「教員職務研修」は全国の小中高の教員を対象に運営される著作権教育課程で、著作権関連法制と理論、実務に関するさまざまな講義とコンテンツを提供し、教員の正しい著作物利用方法などを習得させ、教員の職務能力向上を目的としている。また、学校現場で青少年に著作権に対する肯定的な認識を広げ、著作権侵害を事前に防止し、著作権文化発展の土台を固めるために運営されている。2021年度には計38人を対象に教育を実施した。

全国の市・道教育庁、教育支援機関などを対象とする「市・道教育庁向けの著作権研修」は2021年に33人が参加した。国定・検定・認定教科用図書を集筆陣を対象に著作権に対する専門的理解度を高める「教科書編纂機関著作権研修」には計35人が参加した。ドラマ・バラエティ番組・TV構成作家などを対象とする「放送作家向けの著作権研修」には計26人が参加した。

[表4-1-20]過去5年間の著作権研修の運営状況

[単位：人]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
市・道教育庁	99	86	70	-	33	288
教科書編纂機関	24	28	22	-	35	109
放送作家	31	24	30	-	26	111
特殊分野教員職務研修	50	66	78	24	38	256
遠隔教員職務研修	8,648	5,015	12,401	12,532	8,387	46,983
合計	8,852	5,219	12,601	12,556	8,519	47,747

*出処：韓国著作権委員会

「著作権現場職務能力向上課程」は国家的資源開発コンソーシアム事業で、著作権及びその他産業分野従事者の著作権法制知識及び実務能力を向上させるための教育課程である。2021年には計25回にわたって359人が参加した。

[表4-1-21]2021年著作権現場職務能力向上課程の運営状況

[単位：回、人]

課程	入門	事例実務	制度核心	メディア	盗作	紛争実務	契約主要争点	SWライセンス	分野別事例実務	登録調停実務	宗教放送	一人放送	深化	音楽（深化）著作権	分野別事例練習及び契約						合計
															映像	音楽	美術	インターネット	放送	出版	
回数	3	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	25
人員	54	9	16	24	18	17	21	7	16	11	22	11	16	24	15	16	11	23	13	15	359

* 出処：韓国著作権委員会

韓国著作権保護院でも公共部門のSW自主管理能力を向上させるために、SW管理担当者を対象に「SW保護教育」も実施している。2021年には新型コロナの影響により、オフライン巡回教育をオンラインに切り替えて約2カ月間常時教育を運営し、担当者3,990人が参加した。

2) 著作権教育条件付き起訴猶予制教育

「著作権教育条件付き起訴猶予制」は軽微な著作権侵害者に著作権教育の機会を提供し、再犯を防止するプログラムである。検察庁は著作権侵害者の中で前科がなく、偶発的に「著作権法」に違反した者を対象に1回に限り、韓国著作権保護院で実施する著作権教育を受ける機会を付与し、教育を修了した者に対して起訴猶予処分を受けられるようにしている。このプログラムは1日8時間の授業で構成され、年中運営される。2021年には青少年14人、大人476人が起訴猶予制教育を受けた。

[表4-1-22]著作権教育条件付き起訴猶予制教育の状況

[単位：人]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
青少年	30	10	6	4	14	64
大人	933	692	482	229	476	2,812
合計	963	702	488	233	490	2,876

* 出処：韓国著作権保護院

(3) 著作権保護のための広報

1) マスメディアを活用したオンラインキャンペーン

文化体育観光部と韓国著作権委員会は著作権に対する肯定的認識を広げるために、単純な情報提供型映像から脱皮し、日常生活に密着したコンテンツを提供するオンライン及びSNSキャンペーンを推進した。特に、SNSチャンネル別の特徴と利用者の特性を考慮してインスタグラム、Facebook、ブログ、カカオトークチャンネルなど、チャンネルごとに差別化された方式で著作権に対する認識を高める広報キャンペーンを繰り広げた。

また、継続する非対面の文化行事・キャンペーンの流れに伴い、オンライン上のリアルタイム著作権トークコンサートである「最近の若者のストーリー」を4回行った。声優ナム・ドヒョン、声楽家キル・ビョンミン、女優リュ・ヒョンギョン、ダンスチーム・ラチカのカビ・リアンなど、MZ世代からの人気のある芸術家を招待してライブコンサートを開いた。

[図4-1-4] オンラインキャンペーン及びライブコンサート



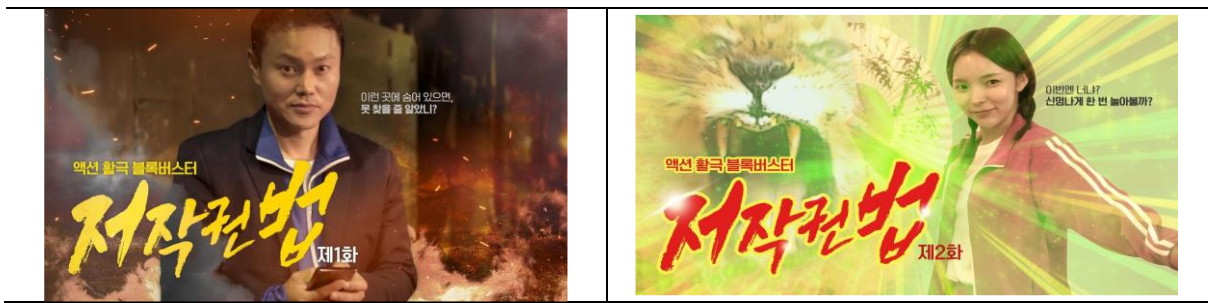
* 出処：韓国著作権委員会

また、韓国著作権委員会を含め、韓国著作権保護院、韓国メディア振興財団、韓国文化情報院、共にする音楽著作者協会、韓国音盤産業協会、韓国音楽実演者連合会、韓国放送実演者権利協会、韓国放送作家協会、韓国文学芸術著作者協会、韓国ソフトウェア著作権協会の11の著作権関連団体とリレーオンラインキャンペーンを推進するなど、国民の著作権に対する関心を高めるための活動を続けた。

2) 広報コンテンツ制作

文化体育観光部と韓国著作権委員会は誰でも分かりやすく親近感をもって著作権を受け入れられるように生活密着型著作権広報映像40本を製作し、韓国著作権委員会のYouTubeチャンネルで公開した。特に、4本のシリーズで構成されたB級感性トレンド基盤の広報映像「著作権法」、「著作権99秒物語」、「想像とアドリブの間」、「創作家の全知的な口出しの視点」のシリーズと著作権共感映像制作団が制作した計36のコンテンツにより、4つのSNSで登録者数が平均42%増え、再生回数は123%増加した。

[图4-1-5] 著作権ブランディッド映像「著作権法」



* 出处：韩国著作権委员会

[图4-1-6] 著作権に対する認識向上に関する映像



* 出处：韩国著作権委员会

韓国著作権保護院は著作権保護の認識を高めるために、著作権保護広報映像と広報イメージの合計6本を製作して送出したが、著作権保護映像は全3編で、ウェブトゥーン編、放送編、映画編を制作した。イメージは演技者、作曲家、作家の立場のメッセージを盛り込んで3本制作した。このように制作された映像とイメージは、地下鉄（空港鉄道）とKTX、新聞、ソーシャルネットワークサービスなどで送出された。

[図4-1-7]著作権保護に対する認識向上に関する映像

俳優イ・ユンジン	作曲家ホン・ギテク	作家コ・アラ
		
ウェブトゥーン編	放送編	映画編
		

* 出処：韓国著作権保護院

3. 営業秘密及び産業技術

(1) 営業秘密保護教育及び広報

特許庁は営業秘密保護センターで営業秘密の専門家が申請企業に直接訪問して教育する企業訪問教育、営業秘密管理者のための営業秘密保護に関する定期教育、地域説明会及びウェブサイトでのオンライン教育などを実施している。営業秘密保護センターは2021年の1年間、上半期・下半期に定期教育2回、地域説明会及びセミナー22回を開催し、参加者は2,109人に達する。

[表4-1-23]過去5年間の営業秘密保護センターの営業秘密教育の実施状況 [単位：回、人]

区分	2017		2018		2019		2020		2021		合計	
	回数	出席人数	回数	出席人数	回数	出席人数	回数	出席人数	回数	出席人数	回数	出席人数
訪問教育	54	1,688	44	1,406	60	1,305	-	-	-	-	158	4,399
定期・深化教育	1	41	1	31	2	98	1	230	2	198	7	598
説明会・セミナー	38	1,762	41	2,033	37	1,999	14	1,290	22	1,911	152	8,995
合計	93	3,491	86	3,470	99	3,402	15	1,520	24	2,109	317	13,992

*出処：営業秘密保護センター

(2) 中小企業の技術保護教育及び広報

中小ベンチャー企業部は大企業・公共機関及び協力会社を対象に教育を実施し、技術取引や事業提案など営業活動過程全般で技術侵害が発生しないよう、中小企業の技術保護関連の法・制度、事業と重要規則などについて案内した。また、中小企業の技術保護に対する認識改善のために、政府部処・関連機関合同説明会、圏域別地域巡回説明会などを開催した。

[表4-1-24]過去5年間の中小ベンチャー企業部の技術保護教育・説明会の実施状況

(単位：回、名)

区分	回数				出席人数				
	2019	2020	2021	合計	2019	2020	2021	合計	
教育	大企業・公共機関、協力会社	58	17	31	106	4,195	875	4,261	9,331
	予備在職者（高校、大学）、中小企業在職者	15	32	44	91	768	1,209	2,297	4,274
	オンラインコンテンツ	実施前	9	10	19	実施前	9,049	10,378	19,427
	合計	73	58	85	216	4,963	11,133	16,936	33,032
説明会	政府部処・関連機関	38	23	5	66	13,853	14,272	4,466	32,591
	主要都市地域巡回	17	3	7	27	610	328	746	1,684
	合計	55	26	12	93	14,463	14,600	5,212	34,275

*出処：中小ベンチャー企業部

また、小商工人振興公団など10のオンライン教育連携機関と協力して全国民を対象に無料のオンライン課程を運営し、中小企業の技術保護に対する重要性を認識させ、政府政策に対する理解度を高めようとした。

[表4-1-25] 中小企業の技術保護無料教育課程の詳細

連携・協力機関	教育対象
韓国技術教育大学生涯教育教育院、国家生涯教育振興院、 韓国コンテンツ振興院、京畿道、ソウル市、 小商工人市場振興公団、起業振興院、 大田生涯教育振興院、京畿道雇用財団、 農林水産食品教育文化情報院	小商工人、起業企業、 コンテンツ企業、技術教育人材、 ソウル市民、京畿道、全国民

*出処：中小ベンチャー企業部

この他にも、中小企業の技術流出防止から事後救済まで多様な支援事業を運営しており、紛争種類別対処方策を提示した「被害事例集」、技術保護10大重要守則について案内する「技術保護ガイドライン」、取引関係時に必ず締結しなければならない「秘密保持契約（NDA）ガイド」など毎年広報物を製作・配布している。また、中小ベンチャー企業部の技術保護政策や 이슈ー、行事などの各種情報を盛り込んだ技術保護ウェブマガジンを試験的に発刊し、大・中小企業の役職員、技術保護の専門家、関連機関を対象として年2回配布した。

4. 新知的財産権

(1) 品種保護権侵害紛争防止に関する教育及び広報

国立種子院は種子業者と農業人を対象に品種保護権侵害防止に関する教育及び広報を強化した。これまで国立種子院は訪れる現場教育を実施して種子業者及び農業人に品種保護権侵害事例を伝え、侵害防止教育を実施してきた。コロナ禍により対面教育は難しくなり、2021年には「保護品種を正しく知って使用する」に関するカードニュースと侵害紛争調停制度についてのリーフレットなどを製作して配布した。また、農食品部及び農村振興庁が共同運営しているBAND（韓国NAVERのコミュニティSNS、40品目、農業人など5万人加入）に果樹類の国内外の出願・登録状況を掲載して侵害防止を促進した。

さらに、国立種子院は種子産業分野の専門人材育成のために、国際種子生命教育センターを設立して2019年7月から運営しており、種子産業界の従事者、大学生などを対象に作物別育種・育苗技術、種子検定、組織培養、遺伝子分析など、実習中心の専門教育を行っている。特に、2021年には教育需要の増加を受けて学士システムを構築し、行政の効率化及びオンライン教育の拡大など教育環境を改善することで、コロナ禍でも積極的に対応し、40の課程を77回運営して1,765人が受講した。

[表4-1-26]2019年～2021年の国際種子生命教育センターの運営状況 [単位：個、回、人]

区分	2019 (集合)	2020			2021		
		合計	集合	オンライン	合計	集合	オンライン
教育課程数	20	33	26	7	40	32	8
教育回数	32	49	40	9	77	52	25
教育人員	653	1,096	539	557	1,765	653	1,112

* 出処：国立種子院

(2) 「遺伝資源法」履行のための教育及び広報

韓国は2014年に発効した名古屋議定書（the Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity）の加盟国として名古屋議定書を批准した2017年に「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する法律」を制定した。

生物多様性条約付属遺伝資源へのアクセスと公平かつ公正な利益配分に関する名古屋議定書は、遺伝資源の利用による利益を公正かつ公平にすることにより、生物多様性の保全と持続可能な利用に寄与することを目的とする。遺伝資源と遺伝資源に関連する伝統的知識に適用され、利用国は提供国の許可を得た後に資源にアクセスでき、資源利用で発生した利益を提供国と共有する方式である。

環境部は名古屋議定書の概念と国際動向、締約国別法制の状況、よくある質問などテーマ別ガイドを発刊している。遺伝資源法の施行による申告義務を知らせるために、新聞、放送、SNSなどさまざまな媒体を利用して主要内容などを広報した。

5. 民間レベルの知的財産権保護活動

オンラインポータルサイト、SNSなどを通して時間と地域に制約のない取引が可能になるにつれ、オンラインでの消費が急増するとともに、偽造品のオンライン流通も大規模に広がった。これに対し、オンライン上の偽造品流通から消費者被害を防止するためにさまざまな知的財産保護活動の必要性が高まっており、韓国の主なオープンマーケット事業者もオンラインでの偽造品流通を根絶するためにさまざまな努力をしている。知的財産保護関連政策を公開している事業者の事例をもとに説明する。

(1) 知的財産権侵害対応及び被害者補償

1) 知的財産権侵害申告センターの運営及び処理手続

A社は知的財産権侵害申告センターを2009年から運営しており、2020年1月に知的財産権保護センターに拡大して既存の単なる申告受付チャンネルにとどまらず、申告から疎明などの処理過程全般に必要な機能を追加すると同時に、全過程での利便性を大幅に高めた。また、権利者から受け付けた侵害申告は営業日基準で2日以内に検討しており、当該申告が明らかな侵害と判断された場合は直ちに当該掲示物を遮断し、偽造品販売の証拠まで確保された場合は直ちにアカウントを制裁する。その他に侵害認定関連の争点があったり、販売者への是正機会付与が必要だと判断される場合は申告の受理後、営業日基準で3日以内に販売者に疎明書を提出させるようにしており、疎明しなければ当該掲示物を遮断している。

B社は顧客センターで偽造品の申告と違反掲示物の申告を受けており、申告内容は主要ブランドの商標権者に共有され、権利者の積極的な侵害対応を誘導している。B社は申告された件に対して受付から掲示物の削除まで98%以上の事件を24時間以内に処理していると明らかにした。2021年5月からは一回でも偽造品を販売したことがある販売者に対してはB社を利用できないようにする「ワンストライク (One-Strike-Out)」政策を実施している。

C社は権利者が侵害物品を発見した場合、ウェブサイトとモバイルアプリ及び電子メールで侵害物品の削除要請ができるようにしている。申告を受け付けると、内容について検討して申告者の主張が妥当だと判断された場合は該当物品の販売差し止め措置をとる。C社も販売差し止め決定を受けた販売者が疎明書を提出する機会を与えている。

2) 被害者補償活動

A社は知的財産権侵害と判定された偽造品販売者のアカウントに対して定期的に金融情報分析院に疑わしい取引を報告しており、特別司法警察など捜査機関側に偽造品販売者の情報を提供したり、捜査を依頼するなどして残り物品をオフラインで流通することを阻止している。また、2009年から「偽造品補償制度」を運営してA社から購入した物品が偽造品と最終的に判定された場合、商品の購入者に返金及び10%ポイント還元で消費者の被害を補償するために努力している。さらに、偽造品の回収及び保管など関連手続で発生する諸費用はいずれもA社が負担し、偽造品販売者はA社が職権で販売会員資格を取り消し、偽造品判定による制裁措置内容を伝える。制裁措置を受けた販売者が疎明することで該当物品が偽造品でないことを立証すれば、制裁は解除される。一方で完璧な疎明がなければ、当該アカウントは会員資格が永久停止となり、販売精算代金も留保され支給されない。

(2) 知的財産権侵害防止活動

1) 販売者教育及び点検

A社は販売会員の加入時に海外個人の加入を許さず、事業者会員への転換を誘導している。また、偽造品判定履歴のある会員と関連性のある情報を提出する場合は加入を否認し、販売会員利用規約に偽造品販売時に販売差し止め措置をとることができる行為を明示して販売者に注意を喚起している。また、特許庁、関税庁、韓国知識財産保護院及び貿易関連知的財産権保護協会（TIPA）と協業して販売者を対象に知的財産権定期教育、不正輸入物品流通防止教育を定期的に施行している。さらに、購入者の被害を防止するために、すべての販売ページに購入上の注意事項について案内し、申告センターチャンネルに接続可能なように構成しており、安全取引センターで注意が必要な対象にキャンペーンなどを案内している。

海外から配送される製品の場合は特別な留意が必要なため、購入者が十分に認知して購入決定を行うことができるように、商品の詳細ページに商品情報のみならず、販売者の情報を必ず表示するようにしている。C社は偽造品販売リスクの高い販売者を対象に実態調査を進めており、販売者に知的財産権侵害事例を案内するなど、知的財産権に対する保護認識を高めるために努力している。

2) モニタリング及び検索語制限措置

A社は商標権者から情報を受けて偽造品と流通したことのある製品が販売物品として登録されるか、既存の偽造品販売パターンと同様の販売パターンを示す販売者が商品を登録した場合、自動的にモニタリングするFDS（Fraud Detection System）プログラムを常時運営している。また、2010年から偽造品と推定されるが、販売履歴がないため実物の検証が必要な場合、A社が独自に購入し、商標権者に発送して鑑定を依頼し、その結果に応じて制裁している。さらに、偽造品を指すか、ほのめかすようなキーワードや販売不可製品が登録されることなどを未然に防止するために、禁則語システムを運用して違法または侵害が疑われるキーワードの登録を遮断している。

B社も偽造品を指すキーワードの使用を制限して偽造品の登録を遮断しており、迂回キーワードを作って登録する場合に備え、B社でまとめたキーワードとブランドを結合した組み合わせでモニタリングを並行している。C社も当該プラットフォームに登録された商品の商品名や説明文言のうち、特定のキーワードを含む商品を毎日検索してモニタリングしている。

第2節 知的財産保護執行のための海外活動

2021年、韓国の輸出額は6,445億ドルで、過去最大の実績を記録した。韓国の技術を基盤とした貿易規模が大きくなるにつれ、海外での知的財産保護の必要性が高まっている。韓国は海外知的財産センターと著作権海外事務所を運営することで、韓国企業の知的財産権が保護されるよう支援し、紛争発生時に対応できるようにしている。

また、韓国知識財産保護院、韓国著作権委員会、韓国著作権保護院などで海外での知的財産権侵害をモニタリングし、接続遮断、掲示物削除などの積極的措置をとっており、モニタリング対象国、対象などを継続的に拡大している。これのみならず、発生可能または既に発生した海外知的財産紛争に対する防止及び対応コンサルティングも積極的に支援している。

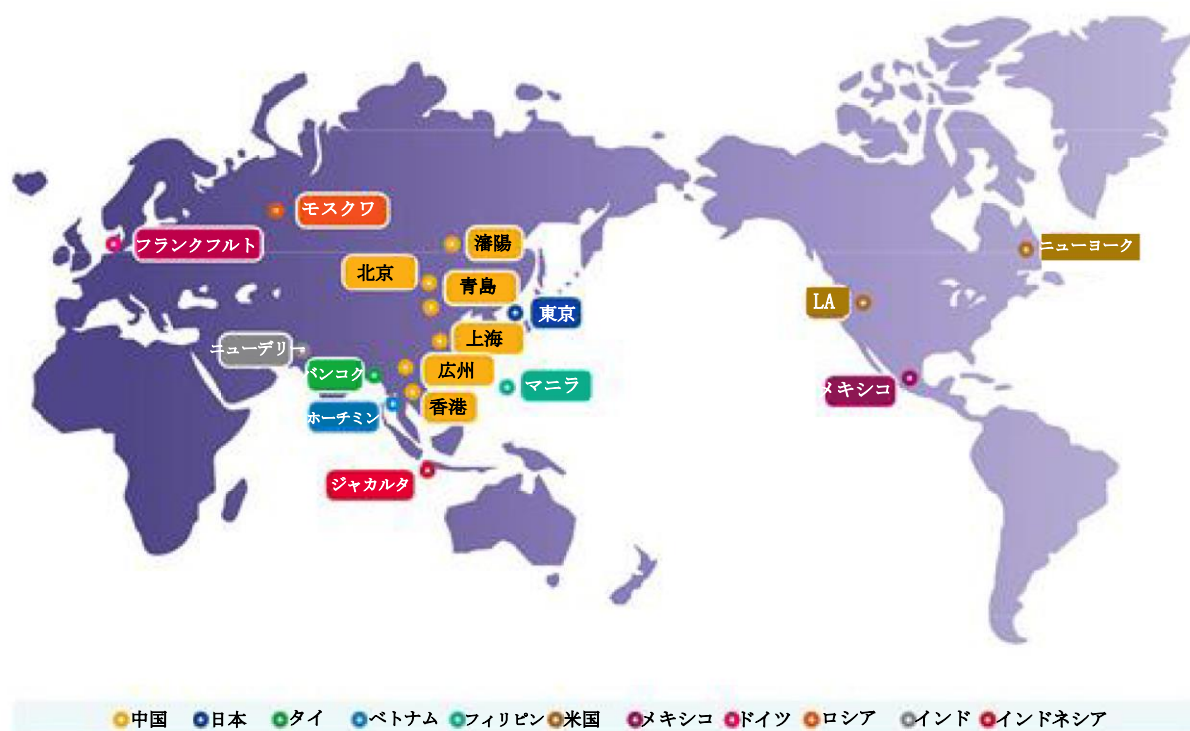
これに対し、営業秘密、植物新品種などについては海外現地にその保護のためのセンターなどは置いていないが、中小ベンチャー企業部と産業通商資源部及び警察庁などが共同で海外に進出している中小企業を対象に技術保護説明会及びコンサルティングなどを実施している。また、農林畜産食品部と国立種子院も韓国の育成品種の海外現地適応性試験などを支援し、国際植物新品種保護連盟のオンライン品種保護出願システム利用説明会などを開催して韓国の育成品種の海外進出及び海外出願を活性化しようと努力している。

1. 産業財産権

(1) 海外知的財産センター（IP-DESK）の運営

特許庁は海外に進出している韓国企業の知的財産権の確保及び保護のために、2008年から海外知的財産センター（以下「IP-DESK」）事業を運営している。IP-DESKは特許庁が運営する以前に設置された中国の北京、上海、青島と2009年に設置されたタイ、ベトナムをはじめ、LA、ニューヨーク、フランクフルト、東京などに設置されていた。2021年にはロシアとメキシコにIP-DESKを新規設置し、現在は11カ国17カ所で運営している。

[図4-2-1] IP-DESKの設置状況



* 出処：「2021 IP-DESK白書」、2022

IP-DESKは設置地域で特許・商標・デザインを出願する場合の費用を支援し、侵害・被侵害調査、行政取り締まり、侵害鑑定書などの法律意見書作成費用の一部を支援し、現地の知的財産出願手続き、侵害・被侵害救済方法に対する相談なども支援する。韓国に事業者登録がされており、現地の国で事業を運営したり、運営予定の中小・中堅企業が支援対象となる。

[表4-2-1] IP-DESKの海外商標・デザイン出願の支援内容

区分		IP-DESK所在国											
		中国	米国	日本	ドイツ	タイ	ベトナム	インド	インドネシア	香港	フィリピン	ロシア	メキシコ
支援費用 (/件)	商標 限度	\$300	\$600	\$500	\$1,000	\$550	\$300	\$300	\$300	\$650	\$300	\$450	\$400
	デザ イン 限度	\$300	\$1,000	\$500	\$600	\$550	\$600	\$200	\$300	\$650	\$300	\$700	\$450
	特許	\$1,000	\$2,000	\$1,500	\$2,500	\$1,500	\$2,000	\$1,500	\$1,500	\$1,200	\$500	\$1,000	\$750
支援割合		実際の出願費用の最大50%を支援											
支援件数		申請企業別年間10件（国制限なし）、\$7,500以内を支援											

*出処：大韓貿易投資振興公社ウェブサイト（www.kotra.or.kr）

[表4-2-2] IP-DESKの侵害調査及び行政取り締まり費用の支援内容

区分		IP-DESK所在国											
		中国	米国	日本	ドイツ	タイ	ベトナム	インド	インドネシア	香港	フィリピン	ロシア	メキシコ
支援内容		侵害調査、行政取り締まり、法律意見書（警告状、侵害鑑定書など）の作成費用一部を支援											
支援限度		\$10,000/件（被侵害実態調査など一部のみ進行する場合、\$6,000/件）											
支援割合		中小企業は最大80%/中堅企業は最大60%											
支援件数		申請企業別年間3件											

*出処：大韓貿易投資振興公社ウェブサイト（www.kotra.or.kr）

2021年にIP-DESKは知的財産権相談11,269件、商標・デザイン出願費用支援1,944件及び知的財産権紛争対応30件を行い、知的財産権説明会は97回、偽造品説明会は10回開催した。

[表4-2-3] IP-DESKの過去5年間の事業実績

[単位：件、回]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
知的財産権相談	6,613	7,950	8,527	10,222	11,269	44,221
商標・デザイン出願	972	1,727	1,286	1,584	1,944	7,513
特許出願	-	63	43	-	19	125
紛争対応	26	69	38	28	30	191
説明会開催	63	14	58	56	97	288
偽造品識別説明会	6	61	6	4	10	87
協力チャンネル構築	74	104	116	84	97	475
情報提供	598	87	198	394	457	1,734
合計	8,352	9,715	10,272	12,372	13,923	54,634

*出処：「2021 IP-DESK白書」、2022

(2) 海外知的財産権紛争の初動対応支援

特許庁及び大韓貿易投資振興公社は、IP-DESKが設置されていない国でも知的財産権紛争が発生した際、迅速な初期対応ができるように海外現地での知的財産権の専門家による知的財産権紛争の初動対応法律相談費用を支援し、被侵害実態調査及び行政取り締まり費用を支援している¹⁰⁰。

[表4-2-4] IP-DESK未所在国別の海外商標・デザイン出願の支援内容

区分	IP-DESK未所在国										
	台湾	マレーシア	モンゴル	ミャンマー	シンガポール	カンボジア	オランダ	ロシア	スペイン	イギリス	
	イタリア	フランス	アラブ首長国連邦	イラン	カナダ	豪州	メキシコ	ブラジル	アルゼンチン	エクアドル	
支援限度	出願支援	1件当たり\$1,500以内の商標・デザイン出願関連費用の50%を支援									
	紛争相談	1件当たり\$3,000以内の警告状の受理など、知的財産権紛争発生による法律相談費用の最大70%を支援 *IP-DESK所在国では専門担当職員及び諮問代理人を通じて無料相談を提供									
支援件数		申請企業別年間4件（国別統合、出願・相談支援統合）									

* 出処：大韓貿易投資振興公社ウェブサイト (www.kotra.or.kr)

また、初動対応支援を行って2021年には計75件の法律諮問を実施した。

[表4-2-5] 2021年海外知的財産権紛争の初動対応支援事業の実績

[単位：件]

区分		商標	デザイン	特許 (実用新案)	合計	
法律諮問	紛争防止	支援件数	66	7	-	73
	紛争対応	支援件数	2	-	-	2
侵害調査/行政取り締まり		支援件数	-	-	-	-
合計		支援件数	68	7	-	75

* 出処：大韓貿易投資振興公社

(3) K-ブランド保護基盤の構築

特許庁は韓国知識財産保護院を介して中国、ASEAN地域を対象に輸出中または輸出予定の中小・中堅企業を対象に「K-ブランド保護基盤構築」事業を運営している。この事業は商標に関して体系的紛争対応支援体系を設けるために運営しており、海外商標ブローカー（商標多数先取り者）と海外電子商取引企業向けのオンライン偽造品モニタリング及び遮断申告に分かれる。

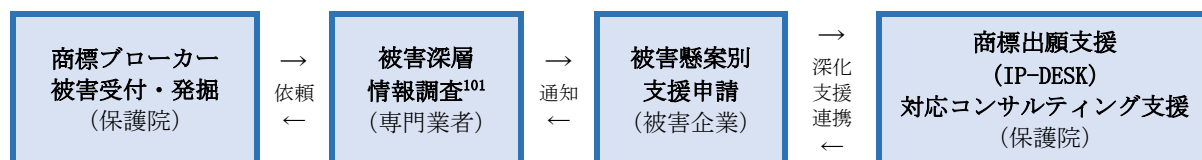
1) 海外商標ブローカーへの対応支援

特許庁と韓国知識財産保護院は中国及びASEAN諸国で毎月出願される商標をモニタリングして無断で先取されたと疑われる商標の状況を調査し、被害企業に関連情報及び対応方法を提供する「海外商標ブローカー無断先取り早期警報体系」を運営している。

¹⁰⁰ 台湾、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、シンガポール、カンボジア、オランダ、ロシア、スペイン、イギリス、イタリア、フランス、UAE、イラン、カナダ、オーストラリア、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、エクアドル（20カ国）

2017年には中国を対象にモニタリングし、2019年にはベトナム、2020年にはタイ、2021年にはインドネシアまで拡大して運営している。中国では商標出願件数が多く、中国で無断先取りが疑われる商標情報を被害企業に年24回提供しているが、比較的件数が少ないベトナムでは年6回、タイ、インドネシアでは年12回提供している。

[図4-2-2] 海外商標ブローカー対応の手続き



* 出処：特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr)

中国では過去5年間で計423人の商標ブローカーが韓国企業1,264社の商標3,419件を無断で先取りして登録し、これによる韓国企業の被害額が約348億ウォンに達することが分かった。

[図4-2-3] 過去5年間中国で活動する商標ブローカーにより韓国企業の商標が無断で先取された状況¹⁰²



* 出処：韓国知識財産保護院

¹⁰¹ 中国及びベトナムでの出願商標に対する調査及び韓国での出願・登録商標を比較分析した後、無断盗用の事実を確認する。

¹⁰² 被害額は、中国内の商標取引サイトに掲載された韓国企業のブランド別販売価格をもとに「6万円 (=10,200千ウォン)」と仮定して推定した数値である (1元=170ウォン)。

[表4-2-6]過去5年間中国の新規商標ブローカーの摘発状況

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
人	53	82	87	97	104	423

* 出処：韓国知識財産保護院

[表4-2-7]過去5年間中国商標ブローカーによる産業別無断先取り被害件数

産業	化粧品	食品	衣類	フレン チャイズ	電気 電子	医療 製薬	建築 インテリア	その他
件数	359	445	529	486	320	173	86	1,021

* 出処：韓国知識財産保護院

2018年7月から2021年までベトナム知的財産局に出願された商標を調査した結果、多数の商標を先取りした出願人31人が韓国企業67社の商標138件を無断で先取りするために出願または登録した事実を発見した¹⁰³。

タイでは2020年から商標を調査し、多数の商標先取り出願人28人が韓国企業52社の商標127件を無断で先取りするために出願または登録した事実を発見し、2021年から調査を開始したインドネシアでは多数の商標先取り出願人13人が韓国企業32社の商標60件を無断で先取りするために出願または登録した事実を発見した。

[表4-2-8]2021年ベトナム・タイにおける多数の商標先取り出願人による産業別無断先取り被害状況

区分		化粧品	食品	衣類	フレン チャイズ	電気 電子	医療 製薬	建築 インテリア	その他	合計
ベトナム	(件)	117	51	93	67	115	36	8	174	661
	(%)	17.7	7.7	14.1	10.1	17.4	5.5	1.2	26.3	100
タイ	(件)	107	51	84	39	137	46	20	70	554
	(%)	19.3	9.2	15.2	7.0	24.7	8.3	3.6	12.7	100
インド ネシア	(件)	185	74	141	90	132	57	16	145	840
	(%)	22.0	8.8	16.8	10.7	15.7	6.8	1.9	17.3	100

* 出処：韓国知識財産保護院

韓国知識財産保護院は海外商標ブローカーによる被害事例が発生した際、韓国企業に迅速に被害情報を提供し、その種類が類似した業種または企業間協議体を構成して段階別法的対応戦略を策定することで、被害企業が自社の権利を取り戻せるよう支援している。

また、無断先取りが疑われる商標の状況及び被害発生段階別対応手続きなど関連情報を被害企業に迅速に提供するために、海外K-ブランド保護ポータルを新設し、海外無断先取り商標の統計、商標検索マニュアル及び対応ガイドなどを提供している。

¹⁰³ ベトナムで韓国の商標を無断で多数先取りした出願人をいい、経済的な利益を目的として無断先取り商標を譲渡または売買する行為が確認されず、商標ブローカーという用語を使用しなかった。

2) 海外オープンマーケット対象オンライン偽造品のモニタリング及び遮断申告

特許庁と韓国知識財産保護院は中国電子商取引で流通するオンライン偽造品に対するモニタリング及び遮断申告を通して偽造品掲示物の削除を支援している。公開募集で企業を選定し、年間3回まで支援できる。本事業は支援企業に段階別または年間オンライン偽造品流通情報に関する深層分析レポートを提供し、企業の知的財産権対応能力を高めるなど、需要者中心の支援体系を構築している。

[図4-2-4]海外オープンマーケット対象のオンライン偽造品対応支援の手続き



* 出処：韓国知識財産保護院

2021年、中国でのオンライン偽造品関連支援企業は40社、遮断申告件数は22,383件、遮断申告による掲示物削除件数は21,711件となった。

[表4-2-9]過去5年間中国でのオンライン偽造品モニタリング及び遮断実績 [単位：社、件]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
支援企業	46	55	40	40	40	221
遮断申告	20,455	21,984	21,754	22,006	22,383	108,582
掲示物削除	20,302	21,854	21,242	21,145	21,711	106,254

* 出処：韓国知識財産保護院

特許庁はオンライン偽造品流通遮断をASEANまで拡大するために、ASEANの主要電子商取引企業との業務協力を強化するなど、海外オンライン進出韓国企業の知的財産権保護のために努力しており、2021年にはASEAN国のオンライン偽造品流通遮断事業を運営して計225,685件の掲示物を遮断する成果を収めた。

[表4-2-10]過去2年間のASEAN諸国におけるオンライン偽造品モニタリング及び遮断実績 [単位：社、件]

区分	2020	2021	合計
支援企業	46	51	97
遮断申告	165,598	276,110	441,708
掲示物削除	144,315	225,685	370,000

* 出処：韓国知識財産保護院

(4) 国際知財権紛争対応戦略支援事業

特許庁は韓国知識財産保護院を介して製品を輸出中または輸出予定の個人事業者、中小・中堅企業を対象に海外知的財産権紛争事前防止及び事後対応に向けた企業の輸出・紛争状況別コンサルティングを支援している。支援対象によって個別対応または共同対応に区分し、支援内容は同一である。

[表4-2-11] 特許庁の国際知財権紛争対応戦略支援事業の内容

区分	事業内容
支援対象	(個別対応) 韓国の個人事業者、中小・中堅企業 (共同対応) 共通知財権紛争イシューを持っている韓国の中小・中堅企業が過半数で構成された3社以上の企業協議体
支援権利	特許、実用新案、商標、デザイン
支援割合	(個別対応) (中小企業) コンサルティング費用の70% (中堅企業) コンサルティング費用の50% (共同対応) コンサルティング費用の70%
コンサルティング内容	(特許) 特許侵害分析、紛争リスク事前準備、警告状対応、訴訟防御、ライセンス交渉、特許被害、特許権行使、特許権保護戦略 (商標・デザイン) 海外偽造品対応、無断権利先取り対応、海外現地権利化、コンテンツIP保護戦略など

* 出処：韓国知識財産保護院

[図4-2-5] 国際知財権紛争対応戦略支援手続き



* 出処：特許庁

特に、素材・部品・装置の国産化及び技術競争力確保に向けて2020年から始まった素材・部品・装置企業への支援を強化するために、2021年には選定審査の加点付与、多年度連携支援など、素材・部品・装置企業の紛争対応に集中的に支援することで素材・部品・装置企業を密着支援した。また、2021年には効果的な知財権紛争対応ができるように選定所要期間を大幅に短縮したファストトラックを特許分野に新規導入し、商標・デザイン分野に拡大適用することで、

特許37社、商標・デザイン70社で迅速に対応できる基盤を整えた¹⁰⁴。

共同対応の場合、食品産業分野の代表企業からなった協議体を対象に、中国の偽造品・形態模倣商品対応を支援することで紛争対応力を高めるとともに、標準特許警告状の対応が必要な特許分野の協議体に対する支援により、交渉段階別に戦略を策定できるように支援した。

[表4-2-12] 過去5年間の国際知財権紛争対応戦略（個別対応）支援件数

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計
特許	事前に備える	444	334	244	263	233	1,518
	紛争対応	35	44	29	18	37	163
K-ブランド	事前に備える	111	123	83	28	44	389
	紛争対応	50	46	47	50	82	275
合計		640	547	403	359	396	2,345

* 出処：特許庁

[表4-2-13] 過去5年間の国際知財権紛争対応戦略（共同対応）支援状況

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
支援協議体（件）	20	9	16	16	19	80
支援企業（社）	62	82	51	58	61	314
支援額（百万ウォン）	501	520	565	576	702	2,864

* 出処：特許庁

韓国の中小企業の海外進出に伴う知的財産権紛争が増加するにつれ、地方自治体でも海外輸出（予定）中小企業を選定し、海外産業財産権の獲得、特許マップ、非英語圏ブランド開発、デザイン・特許融合支援といった知的財産総合支援をしている。

(5) 海外進出コンテンツ知的財産権保護コンサルティング

2018年から韓国知識財産保護院は「海外進出コンテンツ知的財産権保護コンサルティング」を支援している。コンテンツを活用した多様な連携コンテンツ及び関連商品の生産・流通が活発になり、コンテンツに対して著作権のみならず、産業財産権としての保護策の重要性も増しているためである。この事業は海外進出をしたり、進出予定のコンテンツ関連中小企業を対象にコンテンツの企画から制作、流通、商品化など、収益化の段階に特化した知的財産保護コンサルティング費用を支援する。

2021年にはアニメ・キャラクター、ゲーム、アプリコンテンツなど19のコンテンツ企業に対してコンサルティングを提供した。

¹⁰⁴ 特許庁はファストトラック制度を導入することで、企業申請から選定通知までの所要期間を50%に短縮（平均28日から14日に短縮）した。

[表4-2-14]海外進出コンテンツの知的財産権保護コンサルティング支援内容

区分	内容
対象権利	(商標) コンテンツの題号、キャラクター・登場人物の名前、コンテンツ商品のロゴなどの出所表示、アーティスト名、アイドルグループ名称など
	(特許) ゲーム方法、エデュテインメントアプリの駆動方式など
	(デザイン) ゲーム画面のデザイン、アーティストの カリカチュアのデザイン、キャラクターなどコンテンツを活用した商品(グッズ)のデザインなど
コンサルティング内容	(海外進出企画) コンテンツ企業の知財権ポートフォリオ分析などによる知財権保護策及び海外権利化ロードマップの提供
	(契約) コンテンツ企業の海外進出関連の契約締結段階における知的財産保護策の提示
	(対応) 先取りされた海外知財権に対する対応及び権利行使戦略、海外での模造品流通対応戦略の提供
支援割合	コンサルティング費用の70%

* 出処：韓国知識財産保護院

(6) 在外公館の現地における知的財産権侵害防止・対応支援の強化

外交部は海外進出企業の知的財産権を保護するために40の知的財産権重点公館を置き、各知的財産権担当官が知的財産権保護業務を遂行するようにしている¹⁰⁵。

知的財産重点事案発生及び政策環境の変化に伴い、特許庁や文化体育観光部など関係部処と協議して在外公館に侵害対応指針を指示し、結果報告を要請する。これに対し、在外公館は知的財産権協議会、企業懇談会、コンサルティング及び移動式IP-DESK知的財産権相談などを通して受理した問題解決事項を外交部に報告し、外交部は必要であれば、後続措置を履行する。

このため、現地進出企業の知的財産権紛争情報の収集に向けたネットワーク構築、関連在外公館の役割に関する広報、本部と公館及び公館間の有機的協力体制の構築、主要国の知的財産権関連政策の動向把握及び事例モニタリングなどを進めている。特に、2021年には在外公館の知財権侵害対応事例などを追加した『在外公館のための知的財産権の手引き』の増補版を制作し、公館の知的財産権担当官向けのワークショップを開催して関係部処間の協力体制を強化した。

¹⁰⁵ アジア・太平洋地域17カ所(中国、広州、青島、瀋陽、台湾、豪州、ニュージーランド、上海、香港、日本、シンガポール、インド、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシア)、欧米地域6カ所(米国、ロサンゼルス、カナダ、アルゼンチン、メキシコ、ブラジル)、欧州地域12カ所(ジュネーブ、ベルギー、フランス、オランダ、スペイン、スイス、イタリア、デンマーク、ドイツ、スウェーデン、イギリス、ロシア)、アフリカ・中東地域5カ所(イスラエル、南アフリカ共和国、エジプト、サウジアラビア、UAE)がある。

[表4-2-15]2021年本部 - 公館及び公館間の有機的協力体制の構築

対象	協力体制の主な事例
外交部 - 7つの公館	米国、中国、広州、香港など7つの公館を対象に知的財産権保護事業の予算支援及び事業の進捗状況を確認
外交部 - 特許庁 - IP-DESK	アジア地域の知的財産権担当官ワークショッププログラム協議及び在外公館 - IP支援海外センター間の協力体制を構築
外交部 - 在ジュネーブ（表） - その他在外公館	WIPO地域事務所の誘致に関する進捗状況を共有
外交部 - 在ジュネーブ（表） - 特許庁、文化体育観光部	WIPO会議への出席及び結果共有
外交部 - 特許庁、文化体育観光部 - 一部在外公館	『在外公館のための知的財産権の手引き』増補版の制作協力 知的財産権担当官向けのワークショップを開催

* 出処：外交部

その他、2021年には在中韓国企業の知的財産権保護専門教育課程を開設し、中国の知的財産権担当官の講義を翻訳して韓国企業及び関連機関に提供する一方、現地の当局と共に韓国企業向けの知的財産権懇談会を開催した。これは、海外知的財産権保護が現地の状況に大きく左右されることを考慮して在外公館のみならず、企業に対する事前交流チャンネルを確保するために開催したのである。

2021年にはKF（Korea Filter）マスクに対する海外の選好度が高まり、KF虚偽表示マスクの流通が韓国マスクの輸出及びブランド信頼度に悪影響を及ぼす事例が増加した。これを受け、駐日本国大韓民国大使館、在中国大韓民国大使館など在外公館がIP-DESKなどの関連機関と協業して当該マスクの流通を遮断する政策を積極的に展開し、その結果、複数のショッピングモールで虚偽表示マスクに対する出店または販売停止決定をする成果を取めた。

また、外交部は知的財産権被害救済及び紛争解決など事後対応のために、問い合わせを受け付ける時の迅速な状況把握、関係部処への通知、必要に応じて政府間協議チャンネルによる紛争解決支援などを行っている。

2. 著作権

(1) 著作権海外事務所の運営及び海外著作権情報提供の拡大

主な韓流伝播地域で韓国コンテンツに対する違法複製を防止し、著作権保護基盤を構築するために、文化体育観光部と韓国著作権委員会は現在、中国、タイ、フィリピン、ベトナムの4カ国に著作権海外事務所を設置・運営している。

著作権海外事務所は現地の法務法人と連携して海外進出業者を対象に法律支援サービスを提供し、これにより専門的な法律コンサルティングのみならず、主要侵害事案に対する証拠保全、警告状発送、行政処罰申請などの救済措置を支援している。2021年には計261件の海外著作権相談及び法律コンサルティングを行い、114,066件の救済措置に対して支援した。

[表4-2-16]過去5年間の海外法律コンサルティング及び救済措置の支援件数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
海外法律コンサルティング	357	390	351	282	261	1,641
救済措置支援件数	4,641	7,824	9,085	4,010	114,066	139,626
合計	4,998	8,214	9,436	4,292	114,327	141,267

* 出処：韓国著作権委員会

文化体育観光部は著作権海外事務所未設置国に進出した企業を対象に国別コンテンツ流通実態と著作権保護戦略及び現地の法制度関連情報も提供している。

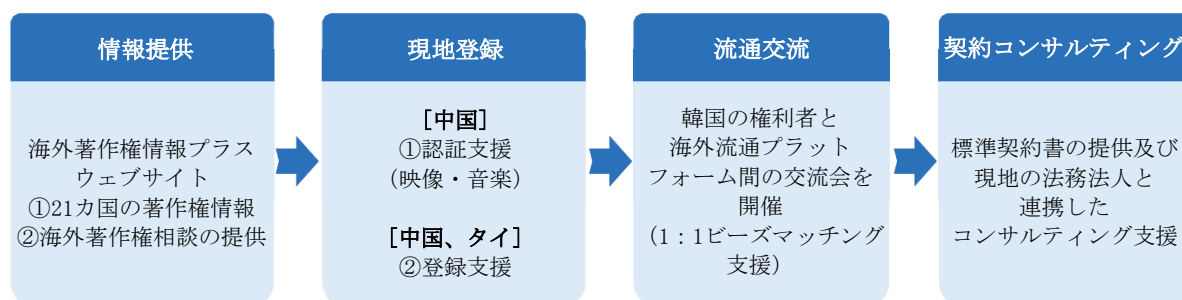
また、韓国著作権委員会は韓国の著作物の海外進出を支援するために、海外主要国の著作権情報を提供する「海外著作権情報プラス」のウェブサイト運営している。米国、中国、日本、タイ、フィリピン、ベトナムなど主要国の著作権関連情報を提供しており、毎年対象国を拡大していく予定である。さらに、オンラインで海外著作権関連法律相談を進め、コンテンツ関連海外企業（中国、タイ、フィリピン、ベトナム）の情報を提供し、利用者の満足度を高めている。

2021年には「海外著作権情報プラス」のウェブサイト海外著作権の動向及び専門資料など163件と21カ国の著作権ガイド情報を提供し、毎月ニュースレターも発送した。また、毎年開催される著作権関連国際行事であるソウル、中韓、日韓著作権フォーラムなどとセミナー日程について案内し資料を掲示して、利用者に著作権情報を幅広く提供した。

(2) 海外著作物の合法利用活性化環境構築

文化体育観光部は著作権海外事務所を中心に中小企業の海外進出から契約締結、侵害対応に至るまでワンストップサービスを支援している。

[図4-2-6]海外著作権の合法利用活性化サービスの手続き



2021年に韓国著作権委員会が韓流コンテンツにおける海外著作権の合法利用契約締結のために支援した件数は計395件で、現地で著作権認証及び登録支援を行い、契約書検討、了解覚書締結支援、交流説明会開催、ミーティング支援などして著作権の合法利用市場を拡大するために積極的に努力した。

[表4-2-17]著作権登録、契約締結支援、契約書検討など海外合法利用の支援件数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
著作権の 海外合法利用の支援件数	320	491	753	281	395	2,240

* 出処：韓国著作権委員会

韓国著作権委員会は海外での韓流コンテンツの合法利用活性化環境構築のために、韓国コンテンツの権利者と現地政府機関及び流通チャンネルとの多様な交流協力を支援している。

2021年には「第9次中韓音楽分野の著作権協力交流会」を開催し、各信託団体の主要懸案及び著作権 이슈を共有し、中韓音楽信託団体の共同懸案について討論した。また、「第11次中韓映像著作権協力交流会」、「第2次韓国 - ベトナム音楽及び映像著作権協力交流会」を開催して韓国の著作物の海外進出拡大に貢献した。

[表4-2-18]2021年合法利用協力交流会推進状況

区分	イベント名	日時	場所
1	第11次中韓映像分野の 著作権協力交流会	2021. 09. 15 (水)	(韓国) スタンポートソウル (中国) 在中韓国文化院
2	第9次中韓音楽分野の 著作権協力交流会	2021. 09. 16 (木)	(韓国) スタンポートソウル (中国) 在中韓国文化院
3	第2次韓国 - ベトナム映像 分野の著作権協力交流会	2021. 11. 25 (木)	(韓国) コートヤードマリオットソウル (ベトナム) ロッテホテルハノイ
4	第2次韓国 - ベトナム音楽 分野の著作権協力交流会	2021. 11. 26 (金)	(韓国) コートヤードマリオットソウル (ベトナム) ロッテホテルハノイ

* 出処：韓国著作権委員会

また、韓国著作権委員会は2021年に「韓国の著作物の海外進出支援に向けた専門家招請説明会」、「著作権海外進出及びWIPO調停制度説明会」、「韓国コンテンツ企業向けの著作権法律諮問オンライン相談説明会（中国北京）」を開催した。

そのみならず、海外での著作権紛争に備え、中国やタイなど現地での著作権登録を支援している。仮に韓国のコンテンツ事業者が海外現地の流通会社と流通契約を結ぶ場合、標準契約書の提供及び著作権保護のための相談や現地の法務法人による契約書の検討など専門コンサルティングも提供している。

(3) 海外著作権侵害サイトへの接続遮断など保護体系の強化

ウェブハード登録制の施行、ウェブハード・P2Pサイトに対するモニタリングの強化など、韓国の著作権に対する保護活動が強化されることにより、違法複製物の主な流通経路が海外にサーバーを置いた著作権侵害サイトに移動されている。特に、最近では韓流コンテンツの拡散に伴って違法な海外サイトが急増しており、放送通信審議委員会で接続遮断となった違法海外サイトがURLだけ変更したまま再度サービスされる代替サイトも増加している。

これにより、文化体育観光部と韓国著作権保護院は違法代替サイトに対するモニタリングによって摘発されたリストを放送通信審議委員会に提供し、それに対する接続遮断が迅速に行われるように措置している。2021年には放送通信審議委員会に計576件の違法代替サイトに関する審議情報を提供し、計261件の代替サイトへの接続を遮断した。

[表4-2-19] 過去5年間の文化体育観光部による著作権侵害海外サイトへの接続遮断状況
[単位：件]

区分	サイト (代替サイト)		掲示物		掲示板		合計	
	遮断要求	遮断措置	遮断要求	遮断措置	遮断要求	遮断措置	遮断要求	遮断措置
2017	113	72	225	139	665	566	1,003	777
2018	261	263	1,537	1,605	316	240	2,114	2,108
2019 ¹⁰⁶	N/A (496)	N/A (361)	N/A	N/A	N/A	N/A	496	361
2020	N/A (2,571)	N/A (2,457)	N/A	N/A	N/A	N/A	2,517	2,457
2021	N/A (576)	N/A (261)	N/A	N/A	N/A	N/A	576	261

* 出処：韓国著作権保護院

接続遮断業務以外にも著作権侵害サイトの収益源を遮断するために、接続遮断サイトを対象に広告掲載の状況を調査して広告遮断業務も支援した。これにより、2021年に海外の違法サイトの広告294件を遮断して違法サイトに対する収益源を遮断し、接続遮断対象に該当しない海外の現地語サイト10,555件についても追加で調査するなど、海外サイトによる著作権侵害に多角的に対応した。

¹⁰⁶ 迅速な接続遮断のために、2019年からは放送通信審議委員会が自らモニタリング及び審議を行っており、著作権保護院は代替サイトに対するモニタリングのみ担当している。放送通信審議委員会で毎年、関連統計資料を算出するが、公開可否判断留保によって統計資料は公開されなかった。

韓国著作権委員会は2015年に文化体育観光部、中国国家版權局の協力の下、韓国の放送局と中国のオンライン流通業界との交流・協力を支援するために、交流会の定例化及び民間侵害対応ホットライン構築を内容とする了解覚書を締結した¹⁰⁷。このホットラインを通じて韓国の放送局が中国のオンライン流通プラットフォームにURLの削除を要請すれば追加の手続きなしに直ちに削除することになるが、その結果2021年には4万1,078件のURLが削除された。

[表4-2-20] 中韓における放送分野の著作権侵害ホットライン運営による違法URLの削除件数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
違法URLの削除	61,556	46,074	83,432	92,817	41,078	324,957

* 出処：韓国著作権委員会

中国が2015年から開始した[オンラインで先に審査し、後で放映する]規制政策に対応するために、韓国のコンテンツ著作権侵害に対する常時対応体制を強化し¹⁰⁸、リリースが予定されている、または現地で大人気を博しているキラーコンテンツを保護するために、重点保護著作物の特別保護体系を推進している¹⁰⁹。

また、重点保護著作物の特別保護体系の実施国及びコンテンツ範囲を徐々に拡大し、2015年に中国の放送に対してのみモニタリングを行っていたことが、2020年から公共機関の業務調整に伴って関連業務が韓国著作権保護院に移管され、中国、タイ、フィリピン、ベトナム、インドネシアの5カ国の放送、映像、音楽、ウェブトゥーン、語文の5分野に拡大し、これにより警告状の発送など救済措置を支援している。支援規模は毎年増加し、2021年には102,977件の違法URLを削除する成果を得た。

[表4-2-21] 過去5年間のキラーコンテンツに対する集中モニタリング及び救済措置の状況

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
実施国（カ国）	5	5	5	5	5	25
コンテンツ分野（個）	4	4	4	5	5	22
警告状発送（件）	3,412	6,828	7,231	3,386	98,487	119,344
違法URLの削除（件）	73,814	70,004	57,596	74,343	102,977	378,734

* 出処：韓国著作権保護院

¹⁰⁷ 韓国9社（CJ E&M, JTBC, Dramahouse & J Content Hub, KBS, KBS media, MBC, iMBC, SBS, SBS contents hub）と中国の動画サイト7社（バイドゥ（百度）、ヨウクトゥードウ（优酷土豆）、iQIYI（アイチーイー、爱奇艺）、テンセントビデオ（腾讯视频）、ラスネット（乐视网）、ソフトドットコム（搜狐视频）、PPTV）が参加した。

¹⁰⁸ 中国は2014年9月2日に海外のテレビ番組の輸入放映管理規定を施行し、オンラインで流通する海外の映像著作物についても事前審査を受けるようにするなど、海外の映像物に対する輸入及び流通規制を強化した。

¹⁰⁹ 放映または販売予定のコンテンツ、人気の高いコンテンツを権利者需要調査を行って著作権侵害にいち早く対応するためである。

(4) 中国における韓国コンテンツ権利認証による利用契約の活性化

中国著作権海外事務所は2006年11月、中国国家版權局から海外認証機関として批准を受け、中国での韓国の映像及び音楽に対する著作権または利用許諾関連情報を確認する認証業務を行っている。中国で活動している海外認証機関のうち、唯一の公共機関である¹¹⁰。

著作権認証は、著作権侵害の取り締まり、訴訟進行または著作物利用許諾契約の際、権利者確認など証明書を証明資料として提出する必要がある場合に有用に活用される¹¹¹。また、迅速な法的対応および安全な著作権取引契約を可能にし、映像及び音楽コンテンツの中国進出を活性化させ、関連コンテンツの著作権保護などに大きく寄与している。2021年には音楽、映画、ドラマを対象に計796件に対する権利認証を行った。

[表4-2-22] 中国における著作権権利認証の件数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
中国における 著作権権利認証件数	578	8,710	415,074	61,905	796	487,063

* 出処：韓国著作権委員会

中国著作権海外事務所と中国国家版權局は音楽や映像コンテンツ以外の他のコンテンツ分野に対しても認証範囲を拡大できるように継続的に議論している。認証範囲が拡大する場合、さまざまな韓流コンテンツの中国内流通契約が容易になり、著作権侵害対応に必要な権利者確認手続きも簡素化されるものと見られる。

¹¹⁰ 中国国家版權局から批准を受けた海外認証機関は、米国映画協会 (Motion Picture Association of America, MPA)、国際レコード産業連盟 (International Federation of the Phonographic Industry, FPI)、ソフトウェア・アライアンス (The Software Alliance, BSA)、日本レコード協会 (Recording Industry Association of Japan, RIAJ) がある。

¹¹¹ 中国では海外の映画、音楽、テレビドラマなどを中国国内でCDまたはDVDで出版しようとするとき、中国国家版權局の傘下機関として著作物出版のための登記及び海外著作物に対する登録業務を担っている「中国版權保護中心」に契約書を登記するようにするが、このとき権利証明書類を必ず提出しなければならない。

3. 営業秘密及び産業技術

国家情報院は情報戦争といえる時代に産業スパイから韓国の先端技術と経済情報を保護するために産業機密保護センターを運営している。このセンターは世界的競争力を持つ韓国企業の先端技術や営業秘密などを違法に海外に流出しようとする産業スパイを摘発して国富流出を遮断する任務を遂行し、事案によって技術流出に関する情報を当該業者または 検察・警察など捜査機関に提供し、韓国企業の技術が流出しないよう最善の保護措置をとっている。また、防衛事業庁など関連機関と協力し、戦略物資の不正輸出や防衛産業・軍事技術の海外流出遮断活動など、新たな経済安全保障侵害行為に対する防止・摘発活動も強化し、韓国企業が海外の現地で特許、商標、デザイン、著作権などの知的財産権侵害を受けた場合、特許庁、IP-DESK、外交部、文化体育観光部などと協力して対応活動を支援する。

そのみならず、産業機密保護センターは外国と連携した投機資本などによる経済安全保障侵害行為や買収合併を装った技術流出など、違法行為に対する情報収集活動にも注力している。

国家情報院は企業、研究所などを対象に産業セキュリティ教育・診断を実施しており、中小ベンチャー企業部と特許庁など関連機関と合同で韓国企業を対象に産業セキュリティ説明会を開催するなど、セキュリティに対する意識の拡散と自主的なセキュリティシステム構築の支援に取り組んでいる。

4. 新知的財産権

農林畜産食品部と国立種子院は韓国の育成品種の海外進出活性化のために、韓国育成品種の海外現地での適応性及び市場性に関するテストを推進・支援した。2021年には海外展示圃13地域450品種とゴールドンシードプロジェクト試験圃16地域730品種など計1,130品種の韓国育成品種に対して支援した。

[表4-2-23]2021年農林畜産食品部の韓国育成品種の海外進出支援状況

国	地域	展示品及び品種数	参加企業数	所要予算	備考
中国	新疆省	唐辛子40品種	5	374百万 ウォン	海外展示圃
	貴州省	唐辛子12品種	3		
	河北省	5つの作物（大根、白菜、キャベツ、コールラビ、ブロッコリー）30品種	3		
	広東省	4つの作物（唐辛子、白菜、コールラビ、キャベツ）62品種	3		
インド	アウランガバード	唐辛子36品種	4		
	グントウール	唐辛子39品種	5		
米国	オックスナード	4つの作物（メロン、スイカ、メロン、カボチャ）33品種	3		
ベトナム	メコンデルタ	スイカ16品種	2		
	ダラット、ハノイ	3つの作物（大根、キャベツ、コールラビ）45品種	4		
メキシコ	グアナファト	7つの作物（唐辛子、キャベツ、大根、ナス、メロン、カボチャ、トマト）41品種	3		
エジプト	カイロ	3つの作物（唐辛子、キャベツ、キュウリ）65品種	5		
カザフスタン	アルマトイ	4つの作物（スイカ、ブロッコリー、キャベツ、トマト）31品種	2		
中国	甘肅省	大根、白菜70品種	8		
	河北省	大根、白菜111品種	9		
	遼寧省	大根、白菜101品種	7		
	貴州省	唐辛子44品種	4		
	河南省	唐辛子55品種	4		
	雲南省	大根、白菜104品種	8		
インド	アウランガバード	唐辛子46品種	4		
	グントウール	唐辛子51品種	6		
ベトナム	メコンデルタ	スイカ32品種	3		
	ダラット	大根、白菜50品種	7		
	ハノイ	大根、白菜42品種	6		
スペイン	ムルシア、バレンシア、アルバセテ、マドリード	玉ねぎ22品種 トマト（作況状況）	3		
マレーシア	クアラランプール	トマト（作況状況）	2		

* 出処：農林畜産食品部

第3節 知的財産保護執行のための国内外の協力活動

韓国は流通段階別の知的財産権侵害行為取り締まり、侵害行為に対する処罰強化、共生協力体系構築など、知的財産権保護のために政府部処間の協力体系を強化している。これのみならず、政府・関連機関や協会など民間団体、権利者など官民協力もさまざまな分野で活発に進められており、その役割や範囲も強化される傾向にある。このような部処間及び官民協力活動は知的財産権侵害に対する対応及び権利救済がより迅速かつ効率的に行われるように支援している。

また、韓国企業の海外進出が拡大するにつれ、知的財産権分野の国際協力の重要性も高まっており、政府は二国間及び多国間協力によって友好的な海外知的財産保護環境を造成し、韓国企業が保有する知的財産権が海外で安定的に保護されるよう努力している。このような努力の一環として政府は米国、中国、日本など韓国企業の進出が活発な主要国のみならず、東南アジア諸国連合（ASEAN）、EUIPOなど地域機関との協力も強化している。

これにより、韓国企業が現地で知的財産権関連の出願及び登録手続きを迅速に進められるように支援し、現地に進出した企業が知的財産権紛争に対して正当な保護を受けることができるよう支援している。

1. 韓国国内の協力活動

(1) 国家知的財産ネットワーク（KIPnet）の運営

国家知識財産委員会が2012年4月5日に発足させた国家知的財産ネットワーク（Korea Intellectual Property Network、以下「KIPnet」）は政府部処、公共機関、業種別協会・団体、産・学・研などが協力・疎通するチャンネルとして、国家知的財産の主な政策議題を発掘し議論する協議体である。

知的財産の主要分野別に4つの分科を構成して運営しており、分科別幹事機関を主軸に100以上の参加機関が活動している。幹事機関は分科別に協議会及びワークショップを開催し、参加機関の意見を集約する役割をする。

[表4-3-1]2021年KIPnet分科別の幹事及び参加機関

区分	IP - 振興	IP - 保護
幹事機関	韓国発明振興会	韓国知識財産保護院
運営協議会	2つ	2つ
参加専門家	24人	25人

* 出処：国家知識財産委員会ウェブサイト (www.ipkorea.go.kr)

2021年IP - 振興分科では「IP創出と活用の連携性強化策」と「デジタル転換時代における知的財産専門家の活用及び専門人材育成」を研究テーマに定め、2つの協議会を構成して運営した。協議会には約24人の専門家が参加し、テーマ別に4回ずつ会議を開催して発表と討論を通じて政策意見を集めた。

IP - 保護分科は「第四次産業革命の時代に合った特許対象性の改正案」をテーマに30人の参加機関の担当者及び専門家が参加した協議会を4回開催した。協議会で専門家の意見を聞いてその内容について討論する過程で、参加者は第四次産業革命の時代に合った新しい特許制度の必要性について共感し、「特許法」改正案について議論した。

(2) 知的財産保護に向けた中央行政機関の協力の多角化

政府部処間の協業による知的財産保護政策執行協力体系も強化されている。このような知的財産保護活動はオンラインとオフラインに分かれて行われている。

1) 産業財産権・著作権など取り締まり協力

産業財産権、著作権など侵害行為に対して大検察庁は特許庁、関税庁、文化体育観光部など関係部処と継続的に交流している。先端化、知能化する知的財産権侵害者に効果的に対応するために、関連機関と懇談会、セミナー、ワークショップなどを開催して情報を交流し、法務研修院で捜査人材の専門性強化のための教育体系を確立した。

[表4-3-2]2021年知的財産権法違反者に対する取締りの実績

区分	商標法		不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 (営業秘密漏洩等、営業秘密国外漏洩等)		著作権法		ゲーム産業、映画及びビデオ、音楽産業振興法		特許法、実用新案法、デザイン法		合計	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
取り締まり	3,408	3,907	432	1,129	4,318	5,695	7,523	10,992	300	884	15,981	22,607
拘束	3	5	3	6	6	7	59	84	0	2	71	104

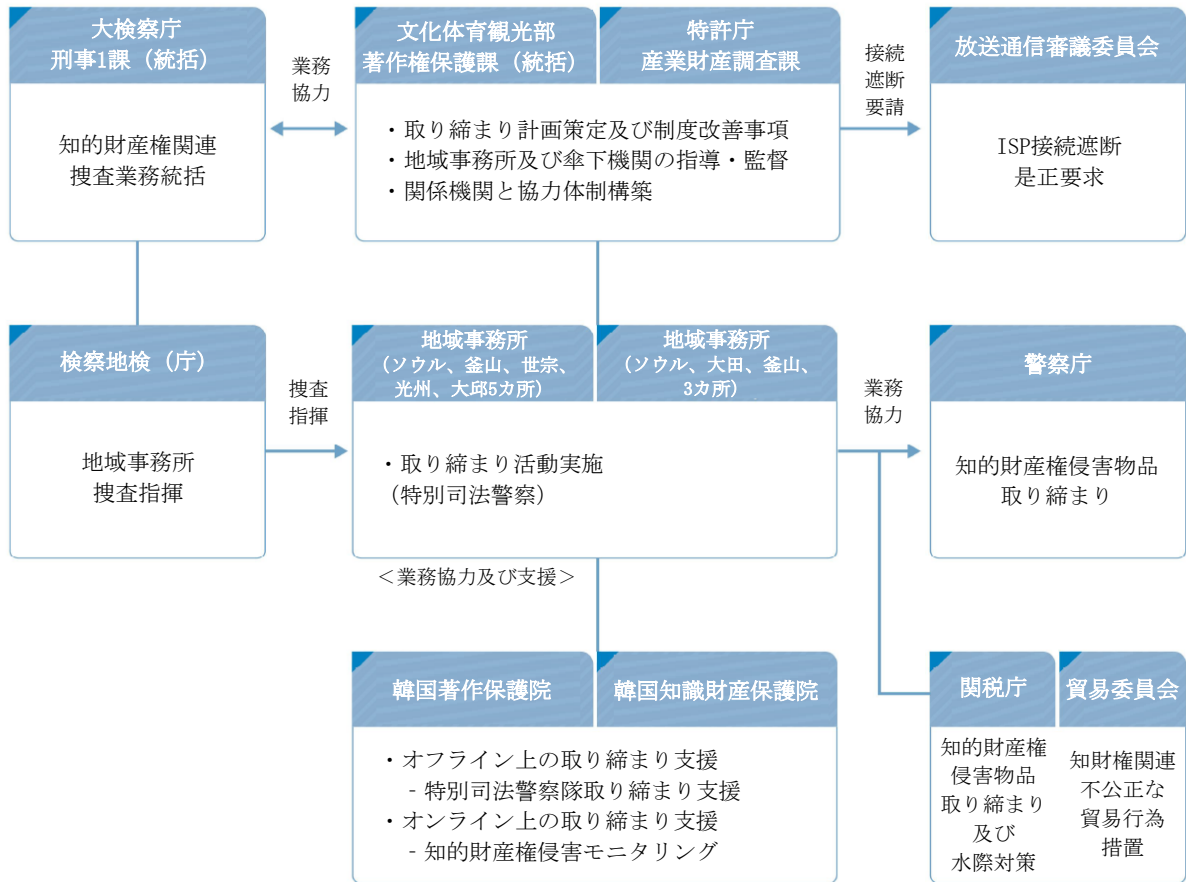
* 出処：法務部

**期間中検察認知52件87人（拘束4件、9人）

特許庁は誰もがオンライン偽造品を申告できる偽造品及び不正競争行為情報提供センターを運営し、偽造品が発見されれば商標権利者の協力の下で本物かどうかを鑑定し、偽造品が販売されるオープンマーケットまたはショッピングモールに対して掲示物の削除、サイトへの接続遮断などの措置をとる。また、地方自治体とともにオフライン上の偽造品販売業者に対して是正勧告をし、知的財産権保護担当警察、地方自治体取り締まり公務員の力量強化のための教育を実施するなど、知的財産権侵害取り締まりのための協力体系を構築して運営している。

文化体育観光部と韓国著作権保護院は誰でもオン・オフライン上の違法複製物を申告できる違法複製物申告制度を運営している。オンライン違法複製物については著作権保護審議委員会を経て当該オンラインサービスプロバイダー（OSP）に是正勧告をし、海外著作権侵害サイトについては審議後に放送通信審議委員会と協力してサイトへの接続遮断を要請する。オフライン上の違法複製物については地方自治体などと協力して現場取り締まりも実施している。

[図4-3-1] オンライン・オフライン上の知的財産侵害取り締まり体系



* 出処：韓国知識財産保護院、韓国著作権保護院の内部資料をもとに再構成

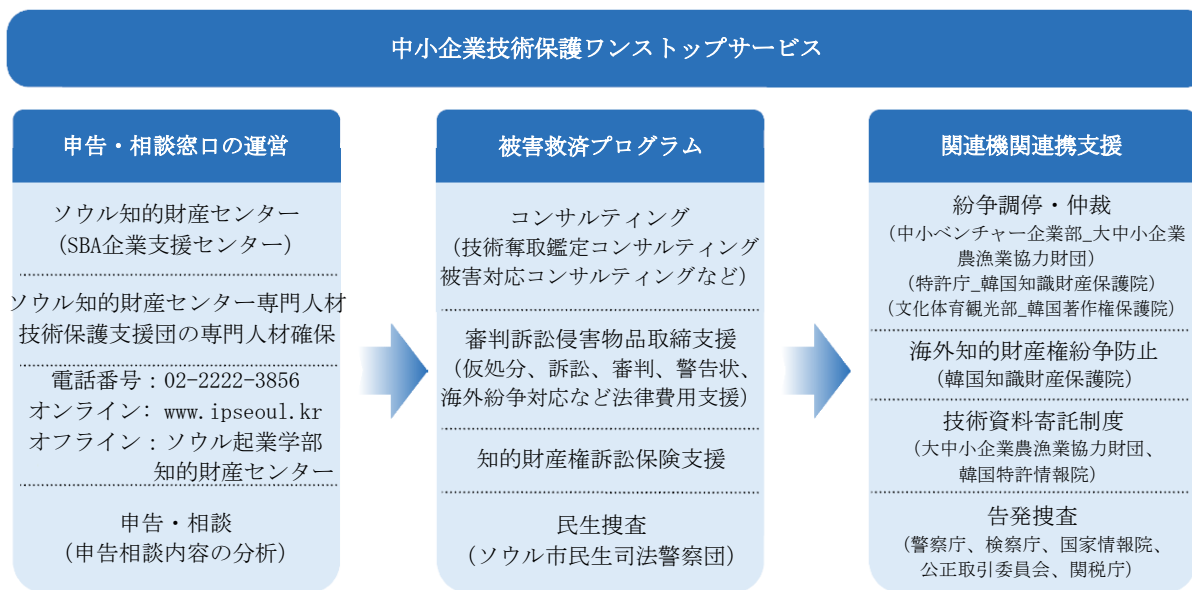
2) 営業秘密保護及び技術奪取事件処理に対する協力

(ア) 中小企業営業秘密保護強化のための協力

特許庁は関係部処と協力して中小企業などの営業秘密流出防止のための管理体制の構築を支援している。

ソウル特別市は中小ベンチャー企業部、文化体育観光部、公正取引委員会、特許庁、警察庁、大・中小企業・農漁業協力財団などの技術保護関連機関と協力して中小企業の技術保護のためのワンストップサービスを提供している。

[図4-3-2] ソウル特別市による中小企業の技術保護に向けた段階別支援体系



* 出処：ソウル特別市

京畿道は産業財産特別司法警察、国家情報院京畿支部、京畿南・北部警察庁、中小ベンチャー企業部、技術保証基金などの関連機関と協力体制を構築し、中小企業の技術流出または技術奪取などに対する相談のために技術保護デスクを常時運営している。

(イ) 技術侵害被害の立証負担の緩和及び侵害行為の処罰強化に向けた協力

中小ベンチャー企業部、特許庁、公正取引委員会は協業して中小企業の法的権利を強化するために所管部処と法律を改善するために努力した。侵害行為の当事者が自社の技術が被害を受けた企業の技術と無関係であることを解明する立証責任転換制度の導入が積極的に推進されており、技術奪取に対する懲罰的損害賠償を強化する法改正などが各部処で進んでいる。

[表4-3-3] 技術保護関連法律の立証責任転換の導入状況

立法課題	所管部処	推進状況
相生協力法	中小ベンチャー企業部	2021年8月改正→2022年2月施行
特許法	特許庁	2019年1月改正→2019年7月施行
不正競争防止及び 営業秘密保護に関する法律		2022年6月発議→産業通商資源 中小ベンチャー委員会で審議中
産業技術保護法	産業通商資源部	改正推進予定

* 出処：中小ベンチャー企業部

[図4-3-3]技術保護関連法律の懲罰的損害賠償規定の導入状況

立法課題	所管部処	既存	改正案	推進状況
共生協力法	中小ベンチャー企業部	損害額 →	3倍	2021年8月改正→2022年2月施行
特許法	特許庁		3倍	2019年1月改正→2019年7月施行
不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律			3倍	2019年1月改正→2019年7月施行
産業技術保護法	産業通商資源部	×	3倍	2019年8月改正→2020年2月施行
下請法	公正取引委員会	3倍	10倍	発議案（3つの法案）常任委で審議中

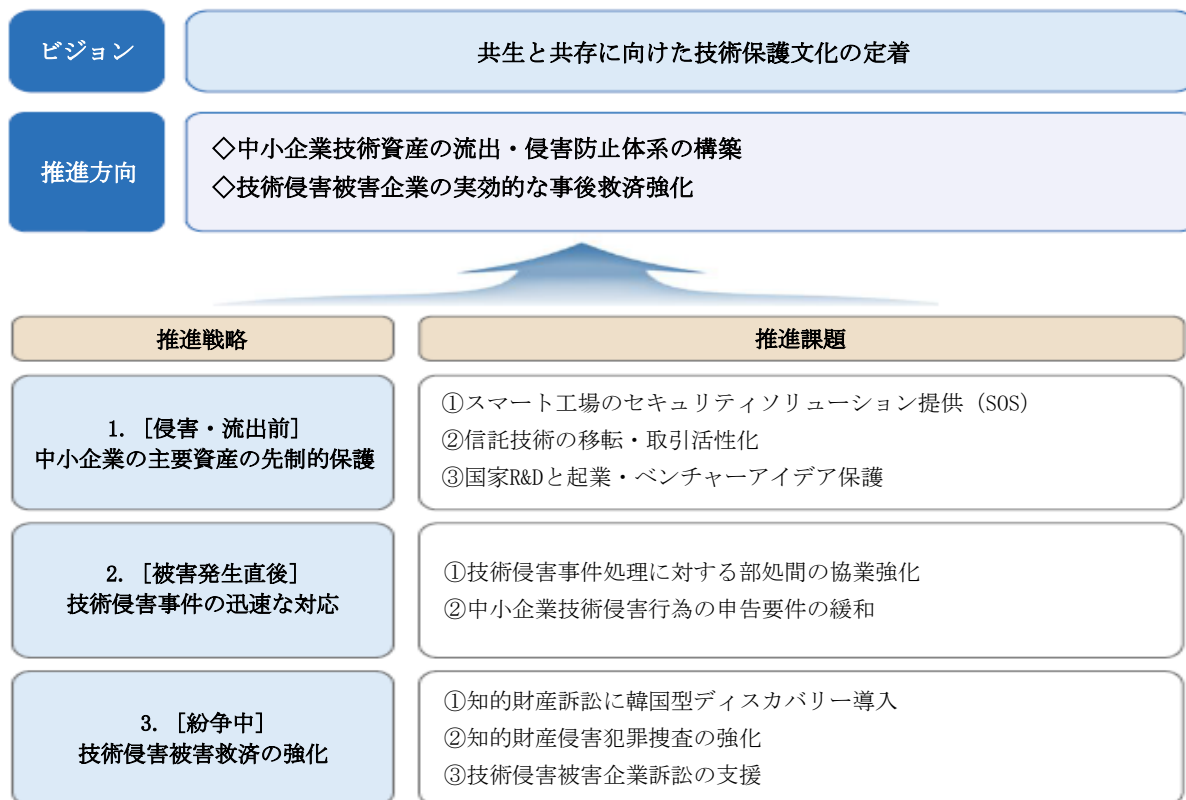
* 出処：中小ベンチャー企業部

(c) 関係部処の協力による中小企業の技術流出に対する迅速な対応体制の整備

技術奪取事件が発生する場合、検察庁・警察庁などの捜査機関と中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、特許庁など関係部処が協力して被害規模がさらに拡大しないよう迅速に対応している。また、技術奪取に伴う被害中小企業を救済するために、中小ベンチャー企業部は長官及び関係部処の室長・局長級などからなる「技術奪取根絶TF」を構成し、各部処は所管事件を処理した後、結果を共有するなど、部処横断的な協力体系を構築した。

中小ベンチャー企業部は2020年4月に公正取引委員会と特許庁など関係部処と合同で「中小企業技術保護強化策」を策定した。この策は技術の先制的保護、技術侵害への迅速な対応支援、技術侵害被害救済強化に関する措置が骨子である。

[図4-3-4] 中小企業の技術保護強化策



* 出処：関係部処合同、中小企業技術保護強化策、2020.04

3) 植物新品種など保護のための協力

遺伝資源、伝統的知識及び伝統文化表現物を知的財産権の観点から保護するための規範形成の議論がWIPOで始まった。2000年9月、WIPO総会で遺伝資源、伝統的知識などに対する政府間委員会（IGC）が設置されたが、2001年に第1次政府間委員会を開催して以来、2021年12月時点で第41次まで行われた¹¹²。韓国特許庁、文化体育観光部などは継続的に同委員会に参加して各国の立場を点検し、国の利益が反映されるように関連議題に対応している。2021年の第41次会議はスイスのジュネーブで8月30日から9月3日まで開催された。94カ国が対面または非対面形式で参加し、主要懸案について議論した。

4) 知的財産保護に向けた官民協力の拡大

知的財産保護に向けた官民協力活動も活発に展開されている。特許庁と韓国知識財産保護院は偽造品流通に対する官民共同対応及び企業参加による効果的な対応のために、現在まで計79の政府・関連機関、オンライン事業者、商標権者などと官民協力機構である偽造品流通防止協議会を構成・運営している。

¹¹² Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore

関税庁は、輸出入通関段階で知的財産侵害物品の持ち込みを効果的に防止するために、知的財産権権利者が事前に税関に権利保護を申告するようにする制度を運営しており、これらの知的財産権税関申告業務を「関税法」施行令第288条第9項に基づき、社団法人貿易関連知的財産権協会に委託している。また、2009年から協会を通じて民間専門家を仁川空港国際郵便税関に派遣し、海外に輸出される国際郵便物のうち知的財産権侵害物品を取り締まり、2021年からは海外から搬入される国際郵便物を対象に鑑定支援業務を行って217,322点の知的財産権侵害物品を摘発した。

文化体育観光部はオンライン上の違法複製物流通に対する迅速な対応のために、権利者、韓国著作権保護院、インターネットサービス事業者間の官民協力を通して権利者保護要請による侵害事実通知の手続き及びオンライン保護要請システムを運用している。2021年の権利者保護要求により保護中のオンライン保護要求著作物は15,938件である¹¹³。

[表4-3-4]過去4年間のオンライン保護要求の著作物 [単位：件]

区分	音楽	映像	出版	ゲーム	漫画	写真	画像	合計
2017	5,078	46	54	-	141	-	-	5,319
2018	9,669	2,756	235	-	91	1	4	12,756
2019	10,991	3,534	423	12	91	1	-	15,052
2020	12,519	3,667	244	12	117	1	-	16,560
2021	13,842	1,173	788	13	121	1	-	15,938

* 出処：文化体育観光部

文化体育観光部は権利者保護要請による侵害通知も進めているが、2021年には18,089件に対して侵害事実を通知した。

[表4-3-5]過去5年間の権利者保護要請による侵害事実の通知件数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
侵害事件の通知件数	2,147	38,016	46,608	44,948	18,089	149,808

* 出処：文化体育観光部

2018年からは接続が遮断されたサイトがGoogleサイトで検索されないように検索制限措置を要請し、2019年には検索制限要請の範囲を韓国国内のポータル事業者まで拡大し、2021年には計18,163サイトの検索を遮断した。

韓国著作権保護院は韓国インターネット企業協会、韓国ウェブトゥーン産業協会、韓国文学芸術著作権協会、国際著作権管理団体連盟、ワーナーブラザーズ、米国ゲーム産業協会及び韓国キャラクター文化産業協会などの機関と了解覚書を締結して協力してきた。2020年度には韓国漫画映像振興院とも了解覚書を締結して効率性を高めた。

この他にも、文化体育観光部はコンテンツを取り巻く知的財産侵害が多様化するにつれ、関連業界とともに状況把握及び部処・関連機関とともに協力策を模索するための「海外知的財産保護協議体」を構築し、海外知的財産侵害がについて議論した。環境部は民・官・産・学協力体

¹¹³ オンライン保護要求制度は法的義務のない自主的措置である。2021年時点で官民協力対応プログラムに参加中のオンラインサービス提供者は37社であり、年度別オンライン保護要請著作物の状況は権利者が保護を要請した期間に含まれ、保護進行中の著作物の数である。

系を構築し、名古屋議定書に関連する遺伝資源利用対応策について議論した。特に、生物産業関連課題に関する情報を共有し、対応策を設けるために産・学・研協議会を2回、遺伝資源法関係部処の実務作業班及び協議会をそれぞれ2回、バイオ産業界の意見集約のための協議会を2回開催した。

2. 国際的な協力活動

(1) 産業財産権

1) グローバルな知的財産対応能力の強化に向けた国際協力の強化

2021年はコロナ禍による移動の制限があったため、対面会議を開催することが難しくなっていた。しかし、韓国特許庁は世界各国の特許商標所管機関の庁長とオンライン会議を開催し、新技術保護、カーボンニュートラルなどの知財権保護問題を解決するための国際協力を固めた。また、特許共同審査（Cooperative Search Program, CSP）協力を拡大し、人工知能やビッグデータ関連のデジタル知的財産保護分野における協力など、新たな知的財産権分野の議論を主導した。

特許庁は知的財産権を活用した海外進出の多様化、現地カスタマイズ型支援体系の構築、韓国型知的財産インフラのグローバル拡散及びグローバルな知的財産権規範形成などを目標に多様な国際協力活動を推進している。2021年には韓国と協力関係を結んできた中国、米国、欧州など先進国特許庁長官と連続してビデオ会議をし、人工知能など新技術関連発明の適切な保護のために意見を交わした。

2021年6月に開かれた五庁（IP5）長官会合では、韓国と欧州特許庁が主導した先端技術と人工知能協力ロードマップを承認したが、IPSは当該ロードマップに従って先端技術を特許行政に活用するための協力策と人工知能が遂行した発明に対する審査基準などをめぐる議論を推進していく予定である。また、グリーン経済を目指す世界的な流れに従って、日中韓特許庁長官はカーボンニュートラル関連政策に対する国際協力の必要性に共感し、協力チャンネルを構築することで合意した。

商標分野でも国際協力に対する要求が大きくなり、韓国、米国、日本、欧州、中国は2012年に商標五庁体系（TM5）を結成して国際協力を強化している。2018年には協力ビジョンを盛り込んだ共同宣言文を採択するなど活発な活動を行い、2020年にはテレビ会議を開催して新型コロナウイルス感染症に対応する共同声明書を採択した。2021年にもコロナ禍が続き、議長国である中国はテレビ会議形式で年次会合を開催した。

デザイン五庁（ID5）は中国国家知識産権局、欧州連合知的財産庁、日本特許庁、韓国特許庁、米国特許商標庁が結成した協力体制であり、当初はTM5の細部分科であるデザインセッションで運営されたが、デザイン保護の重要性が大きくなり、2015年に独立団体として発足した。2015年に創立会議で合意文を発表し、13の課題を発表した。そのうち12の課題が2016年に承認され、国別に課題を分担することになった。協力課題は大きく審査実務、統計情報共有、デザイン保護に向けた各国の手続き比較、審査政策及び審査の一貫性向上、新しい分野のデザイン保護の5つに分けることができる。テレビ会議形式で開かれた2021年の年次会合で韓国特許庁は米国と共に「デザイン公開延期制度に関する比較研究」を主導するための計画について発表し、他の加盟国とコロナ収束以降の日常回復に備えるための協力ビジョンを盛り込んだ共同宣言文を発表した。

[表4-3-6] ID5の主要協力事業

区分	課題名	内容
韓国	IDウェブサイトの構築及び運営	ID5デザイン制度及び協力事項のオンライン提供
	産業デザイン侵害の損害賠償制度の研究	加盟国別の損害賠償制度の比較
	デザイン公開延期制度の比較	加盟国別の公開延期制度の状況比較
中国	図面要件に対するユーザーマニュアルの開発	加盟国間の図面要件を比較し、総論及び特有制度図面の作成
	優先権書類の電子的交換	各国のDAS実行点検
	デザインデータの保持状況	デザインデータの活用状況の比較
日本	ID5デザイン統計	毎年共通統計指標を更新
	新規性審査におけるインターネット参証の活用	インターネット参証引用に関する各国の実務・判例を比較
欧州	協力・疎通の活性化	ID5ウェブサイトを中心としたオンライン広報
	デザイン審査の品質管理政策の研究	加盟国別の審査品質改善・管理政策の共有
	新技術の交換	各国におけるAI検索、ブロックチェーンなど新技術の導入状況
米国	デザイン実務推薦案	DLTドラフトに基づく実務推薦案を設ける
	ID5：5年のレビュー	過去5年間のデザイン法制度の変化に関するアンケート及び既存の課題更新を実施
	デザイン権の保護期間及び更新	存続期間、更新方法など各国比較及び産業別有効な管理状況データを共有

* 出処：特許庁、「2021知的財産白書」、2022. 06

2) 知的財産国際機構の協力によるグローバルな知的財産イニシアチブ主導

2021年にも韓国はWIPOと緊密に協力することでグローバルな知的財産の流れを主導するための努力を続けた。

2021年10月4日から10月8日までスイスジュネーブで開催された第62回WIPO総会で、韓国特許庁長官は代表演説で①韓国の革新的な成果について紹介し②加速化するデジタル転換に対応するための特許審査改正といった韓国特許庁の努力について説明し、③国際協力及び連帯の必要性を強調し、途上国と先進国間の知的財産格差を減らすための韓国の途上国支援事業について発表した。この総会で加盟国は韓国にWIPO新規地域事務所を設置する問題に対する評価基準についても議論した。加盟国は2022年の事業予算委員会の開催前に韓国を含む8カ国が提出した意見に基づいて、WIPO事務局が評価基準の草案を作成し、加盟国に送ることで合意した。また、第62回総会で韓国特許戦略開発院及び韓国知的財産協会がWIPOオブザーバーとして承認された。これにより、韓国発明振興会、大韓弁理士会など5つの団体を含め、7つの団体がWIPOのオブザーバー資格を持つようになった。

アジア地域特許庁長官とWIPO事務局長間のテレビ会議は2021年6月22日に開催された。韓国特許庁キム・ヨンレ長官は韓国の知的財産金融、知的財産事業化及び中小企業支援政策などを紹介し、このような韓国特許庁のノウハウをWIPO加盟国と共有し、2022年から2026年まで施行されるWIPO中期戦略計画が成功を収めることができると明らかにした。

韓国特許庁はWIPO事務局長と2回のテレビ会議を通して機関間の協力強化策について議論した。特に、2021年11月22日に行われた特許庁キム・ヨンレ長官とダレン・タン事務局長とのテレビ会議では、韓国信託基金を活用したWIPOとの協力事業を評価し、両機関間の新規協力策として新しいタイプの知的財産保護に関する国際的議論の活性化及び韓国特許庁の経験とノウハウ共有案、マドリッド国際出願利用拡大案などについて議論した。

2021年12月に開催された第3回特許法常設委員会（Standing Committee on the Law of Patents, SCP）会議でも国際特許システム報告書、特許権の例外及び制限、特許の品質、特許と公衆衛生、依頼人と特許助言者間のコミュニケーションに関する秘密保持、技術移転などの議題についての議論が続いたが、先進国と途上国間の異論で具体的な成果は出なかった。

2021年5月に開催された第44回「商標法」常設委員会（Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications）会議では、商標関連国名に対するジャマイカ勸告案の修正及びドメインネームにおける国名などについての保護策を次回の会議で継続することで合意した。

[表4-3-7] 過去4年間の知的財産権の多国間・通商交渉の分析及び対応回数

年度	2018	2019	2020	2021	合計
回数	39	55	57	59	210

* 出処：特許庁

3) 途上国への知的財産行政サービスの支援拡大

韓国企業が知的財産権を確保しようとする国が多様化するにつれ、特許庁は韓国企業が進出を拡大している新興国、途上国を対象に韓国の知的財産行政サービスを普及し、知的財産能力を強化するよう支援し、韓国企業に対する友好的環境を構築し、国の存在感を高めようと努力した。

2021年にはマレーシア、ウルグアイ特許庁を対象に特許行政情報化コンサルティング事業を完了し、パラグアイ特許庁を対象に米州開発銀行と協力して進行した特許文書電子化システム構築を完了し、2022年にはフィリピン特許庁を対象に特許行政情報化コンサルティング事業を進める予定である。また、エジプト特許庁を対象に韓国国際協力団（Korea International Cooperation Agency、「KOICA」）の資金を活用した特許行政情報システム構築事業を進めている。

韓国政府はアラブ首長国連邦（UAE）とは2014年から特許審査代行事業を進めている。2020年には4人の審査官を派遣して審査代行業務を遂行するようにした。また、特許行政全過程に対するオンライン情報システムの構築を完了したのに続き、2021年1月から12月までのシステムメンテナンス契約を締結した。システム開通後、UAEのオンライン出願割合が90%以上を占めている。UAEでシステム構築に成功した経験に基づいて、サウジアラビア知的財産総局とも2019年に知的財産情報システム構築に向けたコンサルティング契約を締結し、2021年2月と3月には3人の特許庁公務員と民間の知的財産専門家を追加で派遣し、サウジの国家知的財産戦略策定、審査官能力教育などを含む知的財産権全分野にわたる協力事業を進めている。

中南米のメキシコとは2021年3月、包括的な協力了解覚書を無期限に延長し、韓国 - メキシコ間の知的財産の創出、保護、活用のための互恵的な協力関係を持続できる環境を整えた。また、ウルグアイ特許庁との情報化コンサルティング事業を成功させるために、2021年2月に韓国 - ウルグアイ間の知的財産権情報化協力了解覚書を締結した。

4) 知的財産権に対する水際対策の拡大に向けた国際協力強化

韓国関税庁は海外でK - ブランド製品の知財権侵害事例が増加しており、海外進出の韓国企業の保護及び競争力強化のために韓国企業の進出が多い中国などの税関に侵害識別ガイドブックを制作・配布し、中国・タイなど27カ国の海外税関の知的財産権申告マニュアルを制作し、韓国企業を対象に説明会を開催した。

特許庁も韓国の商品の競争力が高まるにつれ、韓国の商標を無断で出願・登録する商標無断先取り事例が増えている状況に対する防止策として、海外商標ブローカーによる商標無断先取り常時申告チャンネル（K - ブランド侵害申告センター）を運営している。2021年末までに中国の商標ブローカー469社が韓国企業の商標4,651点を先取りしたことにより、1,988社が海外進出の遅延、企業のブランドイメージ低下などの被害を受けた。これに対する対策として「中国の商標ブローカーによる無断先取りに対する早期警報体系」を構築し、国際知財権紛争情報ポータル（IP-NAVI）に海外の商標ブローカーに関する情報を提供するウェブページを構築した。

また、2021年にはシンガポール、タイなどのASEAN6カ国と台湾のほか、インドネシアに対する海外商標先取りモニタリングを強化した。8カ国以外の国を対象に海外商標データベースを活用して年2回モニタリングを実施している。被害事実が確認された企業については「国際知的財産権紛争対応戦略支援事業、共同対応協議体支援事業、コンテンツ知財権保護支援事業」を通じて多様な知財権紛争保護戦略を提供した。これに伴い、2015年から海外オンライン偽造品モニタリングも実施している。2021年にはASEAN地域及び台湾地域で約22万件のオンライン偽造品販売掲示物を遮断した。

(2) 著作権

1) 著作権保護のための相互協力体制の構築

文化体育観光部は韓国のコンテンツの合法的な輸出と流通を支援し、海外での効果的な著作権保護のために主な貿易国と相互協力体制を構築している。その一環として、これまで米国、英国、中国、日本、ベトナム、タイ、フィリピン、マラウイ、パラグアイ、モンゴルなどと韓国のコンテンツの著作権保護などに関する了解覚書を締結し、これに伴う政府間会談など協力事業を進めている。

また、韓国著作権委員会とともに毎年著作権フォーラムなどを開催し、韓流進出主要国との協力も強化している。特に、2021年13回を迎えた「日韓著作権フォーラム（12月）」はアジア地域の著作権 이슈を先導する国間のイベントとして位置づけられた。さらに、2008年に韓国・タイ著作権フォーラムを皮切りに、2010年にはベトナム、2011年にはフィリピンまで拡大し、毎年韓国と東南アジア諸国間の著作権フォーラムを開催してきた。2021年には「韓国・タイフォーラム」（9月）の開催を皮切りに「韓国・フィリピンフォーラム」（11月）、「韓国・ベトナム」（11月）を成功裏に開催した。

2) 著作権保護のための国際協力強化

文化体育観光部は2006年から毎年WIPOに信託基金を供与し、多様な協力事業を推進して韓国のコンテンツが途上国内で保護される環境を構築している。

韓国が法制先進化と政府の強力な保護政策をもとに著作権分野が発展している事実が知られ、多くの国の著作権担当者の韓国訪問研修希望も増えている。これを受け、文化体育観光部は基金事業の一つで、2007年から毎年主な途上国の著作権政策の担当者を招待して韓国の「著作権法」、制度及び経験を共有することで、参加国の著作権能力強化を図る訪問研修を開催している。2021年に開催した「韓国著作権関連機関研修」はビデオ研修方式で進行し、参加国の需要を考慮して研修テーマを「中小コンテンツ企業の支援に向けた著作権制度」に選定した。アジア・太平洋地域の7カ国、アフリカ及びアラブ地域の9カ国、南米・カリブ海地域の12カ国の28カ国で著作権政策の担当者100人余りと民間企業の関係者が参加した。

また、2011年から毎年国際著作権技術カンファレンス（ICOTEC）を開催している¹¹⁴。文化体育観光部が主催し、国家知識財産委員会とIPOが協力し、韓国著作権委員会と韓国著作権保護院が共同で主管するこのカンファレンスは、著作権技術に対する国際的な交流の場を設け、韓国の著作権技術分野の競争力向上のために開催している。2021年11月には「メタバース時代、著作権技術の拡散」をテーマに選定し、メタバースという新しい環境におけるコンテンツ流通と消費変化が今後の著作権技術に及ぼす影響などについてさまざまな議論がなされた。

さらに、グローバルな最新著作権懸案を国内外の参加者が共に議論するアジア太平洋地域の代表的な著作権フォーラムとして「ソウル著作権フォーラム」を2007年に発足させ、毎年会議を開催している。最近、新型コロナウイルス感染症によって新たに浮上した著作権問題の解法を議論するために、2020年には「非対面社会と著作権」というテーマで、2021年には「共生とバランスの著作権」というテーマで国際フォーラムを開催した。

一方、放送、映画、音楽、漫画などコンテンツ業界と協会、団体など計21社の会員会社を持つ著作権海外振興協会は、国内外の著作権関連機関、民間の権利者団体及び流通プラットフォームと積極的に交流し、著作権侵害対応のグローバル協力体系を構築している。2017年12月、日本東京で開かれた日韓著作権フォーラムで日本のコンテンツ海外流通振興機構との了解覚書締結をはじめ、関連機関と緊密な対応協業を行い、両機関共同で2018年には両国の優れたコンテンツの合法的流通の活性化に向けた共同キャンペーンを展開した。また、2019年11月には日本のコンテンツ海外流通振興機構と台湾の犯罪調査局が開催した著作権国際交流セミナーに参加し、台湾内の韓国コンテンツ侵害関連対応に関する協力策について議論した。このような努力のみならず、違法コンテンツ流通サイトの主な収入源であるバナー広告の収入を遮断するために、香港創造産業協会が推進しているIWL（Infringing Website List）構築プロジェクトに参加して積極的に活動しており、2020年から米国映画協会のアジア太平洋地域支部と共同で海外違法サイトへの接続を遮断するなど、韓国のコンテンツを保護するために、国内外の関連機関との交流協力の範囲を全方位に拡大している。

¹¹⁴ International Copyright Technology Conference

(3) 新知的財産権

国際植物新品種保護連盟は、植物新品種育成者の権利を保護するために設立された国際機構で、韓国は2002年1月に50番目の加盟国として加入した。

農林畜産食品部国立種子院は、国際植物新品種保護連盟の加盟国間の国際協力を通じて海外出願の便宜を図る国際植物新品種保護連盟の国際電子出願システムの構築に参加した。国際電子出願システムは、一つの品種保護出願書類で国際植物新品種保護連盟の加盟国審査機関に複数または単独でオンライン出願ができる電子出願システムである¹¹⁵。国際植物新品種保護連盟の発表によると、2021年末までに計2,509件の出願が行われた。

[図4-3-5]国際植物新品種保護連盟国際電子出願システム体系



*出処：農林畜産食品部

出願可能な国は35の加盟国であり、出願可能な作物は国によって異なる。韓国に出願可能な作物は全5種で、豆、レタス、リンゴ、バラ、ジャガイモで、出願は国際植物新品種保護連盟ウェブサイト (www.upov.int) で利用可能な言語のうち、ユーザーが選択した言語で出願書を作成し、1つの出願書で提出する品種保護審査局を選択すると、当該審査局が要求する言語と書式に変換されて出願される。韓国語支援作物は、リンゴ、東洋梨、洋梨、ブドウ、菊、バラ、ジャガイモ、トウモロコシ、豆、イチゴ、レタスの11種である。

¹¹⁵ 国際植物新品種保護連盟ウェブサイト (www.upov.int) で国際電子出願システムのメニューをクリックするか、国立種子院サイト (www.seed.go.jp) で下側の「海外出願プリズマ」をクリックすると、国際植物新品種保護連盟のウェブサイトにつながる。

[表4-3-8]PRISMAを用いて出願可能な国及び植物種

連番	国名	参加中	予定	対象作物
1	アフリカ広域知的財産機関 ¹¹⁶	✓		すべての植物の種・属
2	アルゼンチン	✓		リンゴ、麦、ブラックラディッシュ、大根、メキャベツ、カリフラワー、白菜、ブドウ、豆、メロン、ジャガイモ、バラ、エシャロット、グレーのエシャロット、豆、ほうれん草、ピーマン、トウガラシ、パプリカ、トマトの台木、スイカ、ネギ、小麦、ナス、白葉チコリー、ソラマメ、イチジク、パパイヤ、セージ、カラシナ、サトウキビ、綿
3	オーストラリア	✓		すべての植物の種・属
4	ボリビア	✓		すべての植物の種・属
5	カナダ	✓		水生植物、バクテリア、真菌を除く すべての種・属
6	チリ	✓		すべての植物の種・属
7	中国	✓		レタス
8	コロンビア	✓		すべての植物の種・属
9	コスタリカ	✓		すべての植物の種・属
10	ドミニカ共和国	✓		すべての植物の種・属
11	エクアドル	✓		すべての植物の種・属
12	欧州連合 ¹¹⁷	✓		食料作物を除くすべての植物の種・属
13	フランス	✓		すべての植物の種・属
14	ジョージア	✓		トウモロコシ、小麦、ソラマメ、インゲンマメ、リンゴ、ナシ、オオムギ、オートミール、ジャガイモ、チェリー、ラズベリー、トマト、桃、ハシバミ、ブラックベリー、豆、ひまわり、クルミ、ブルーベリー、ひよこ豆、レンズマメ
15	ケニア	✓		すべての植物の種・属
16	メキシコ	✓		すべての植物の種・属
17	モロッコ		✓	トマト、メロン、ジャガイモ、レタス、玉ねぎ
18	オランダ	✓		すべての植物の種・属
19	ニュージーランド	✓		すべての植物の種・属
20	ノルウェー	✓		すべての植物の種・属
21	パラグアイ	✓		豆
22	ペルー		✓	すべての植物の種・属
23	モルドバ	✓		トウモロコシ、小麦、エンドウ豆、麦、ヨーロッパブルー、トマト、ブドウ、ピーマン、トウガラシ、パプリカ、ヒマワリ、クルミ、リンゴ、レタス、ジャガイモ、バラ、豆、オートミール、ライ麦、イチゴ、ブラックベリー
24	韓国	✓		リンゴ、レタス、ジャガイモ、豆、バラ
25	セルビア	✓		リンゴ、バラ、ラズベリー、ブルーベリー
26	南アフリカ	✓		すべての植物の種・属
27	スウェーデン	✓		すべての植物の種・属
28	スイス	✓		すべての植物の種・属
29	トリニダード・トバゴ		✓	アンズリウム、パイナップル、ヘリコニア、蘭、ゴムの木、キマメ、ブドウ、カカオ
30	チュニジア	✓		すべての植物の種・属
31	デュルキエ	✓		すべての植物の種・属
32	英国	✓		すべての植物の種・属
33	米国	✓		レタス、ジャガイモ、小麦を含む192種
34	ウルグアイ	✓		すべての種・属
35	ベトナム	✓		稲、トウモロコシ、ピーナッツ、豆、トマト、バラ、菊、スイカ、キュウリ、コラビ、キャベツ、ジャガイモ、茶、綿、ブドウ

*出処：国立種子院ウェブサイト (<https://www.seed.go.kr/sites/seed/index.do>)

¹¹⁶ 16カ国：ベナン、ブルキナファン、カメルーン、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ

¹¹⁷ 27カ国：オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、リトアニア

PART 05

知的財産保護執行の成果

第1節 知的財産保護関連法令等の制定・改正

韓国政府は2021年にも技術環境が急変するなか、知的財産を保護するために努力し、関連法令及び指針を整備する成果を上げた。「特許法」及び「商標法」分野では審判に外部専門家が参加できるようにする専門審理制度が導入され、先端技術分野で審判官の専門性を補完した。「デザイン保護法」の場合、画像を物品の一種として規定し、新技術デザインに対する保護を強化した。

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」ではデータの定義規定及び不正使用行為の種類を新設し、有名人の氏名・肖像などの無断使用行為を規制する規定が導入された。これにより、データと有名人の経済的価値を保護できるようになった。「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」では技術流用行為の種類を具体化し、受託企業の立証責任を緩和するなど、中小企業を保護するための規定が導入され、「下請取引の公正化に関する法律」でも営業秘密流出を最小化できる秘密保持命令制度などが導入された。2021年には「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」が制定され、経済・社会全般で創出されるデータ経済の時代に備えられるようにした。

1. 産業財産権

(1) 「特許法」及び同法施行令の改正

2021年10月に施行された「特許法」には、特許審判において外部専門家が参加できるように専門審理委員制度が導入された。特許紛争の内容が複雑になり、関連技術が高度化するにつれ、審判の専門性を確保するために専門家との協力の必要性が高まり、第四次産業革命時代の速い技術変化に対応して一部の先端技術分野については審判官の専門性を補完する必要があったためである。

裁判所の場合、建築、医療、知的財産権など紛争解決のために専門的な知識と経験を持つ人の判断を必要とする事件を審理する際、裁判所外部の関連分野の専門家を専門審理委員として参加できるようにし、迅速な審理につなげている。

改正「特許法」に基づき、特許審判事件にも専門審理委員が参加できるように制度が新設され、専門審理委員の「特許法」上の義務と身分を明示した秘密漏洩罪、公務員擬制規定を整備した。

[表5-1-1]2021年「特許法」改正の主な内容1

公布 2021. 04. 20 施行 2021. 10. 21	
特許紛争時における外部専門家の専門審理委員への参加の根拠を新設 (第154条の2新設)	- 特許審判において外部の専門家が参加して専門的意見を提示することができるよう、専門審理委員制度を導入する。
秘密漏洩罪 (専門審理委員を追加) (第226条第2項新設)	- 専門審理委員または専門審理委員であった者がその職務遂行中に知った他人の秘密を漏洩する場合、2年以下の懲役または禁錮または1千万ウォン以下の罰金に処するように規定する。
公務員擬制 (専門審理委員に対する公務員擬制) (第226条の2第2項新設)	- 刑法第129条から第132条までの規定を適用する場合、専門審理委員に対しても公務員として擬制する。

2021年11月に施行された「特許法」は、現行産業通商資源部令では「災害及び安全管理基本法」に基づく災害事態または特別災害地域が宣言された場合、特許料と手数料を減免できるようにしているが、コロナ禍といった国家的災害により苦しんでいる中小企業などの負担を軽減するために、明確な法的根拠を設けなければならないという意見が提起され、これを反映した。

また、特許審判院は訓令と例規を根拠に特許取消申請、審判、再審に関する調査・研究事務を担当する審判研究官を置いているものの、その法的根拠がなかったが、特許審判の専門性と信頼性を強化するために審判支援人材の法的根拠を設けた。

一方、産業財産権紛争の際に資金力が不足している中小・ベンチャー企業は、審判または訴訟で紛争が長期化する場合に経営などが困難になるため、審判と調停を連携するようし、審判手続で民事訴訟法上、適時提出主義を導入した。

その他、職権訂正において出願人が意図しない権利発生を防止するために職権訂正を無効とみなす規定を導入し、特許審査に実際に投入された行政サービスを基準として審査請求料を返還できるように返還要件を緩和し、特許料・手数料不当減免者に対する制裁を新設するなど、特許出願及び審査関連制度を改善した。

[表5-1-2]2021年「特許法」改正の主な内容2

公布 2021. 08. 17 施行 2021. 11. 18	
審査官の誤った職権訂正に対して無効とみなす規定を新設 (第66条の2第6項新設)	- 職権訂正において出願人が意図しない権利発生を防止するために職権訂正を無効とみなす規定を導入する。
「災害及び安全管理基本法」に基づく特許料及び手数料を減免できる根拠を新設 (第86条第2項新設)	- 「災害及び安全管理基本法」に基づく災害事態または特別災害地域が宣言された場合、特許料と手数料を減免できるようにしているが、コロナ禍といった国家的災害により苦しんでいる中小企業などの負担を軽減するために、明確な法的根拠を新設する。
特許料・手数料の不当減免者に対する制裁を新設するなど、特許出願及び審査関連制度を改善 (第83条第4項新設)	- 特許料と手数料を偽りや不正な方法で減免された者に対しては減免額の2倍を徴収できるようにし、当該出願人の減免の特典を一定期間制限できるようにする。
特許審査に実際に投入された行政サービスを基準として審査請求料を返還できるよう、返還要件を緩和 (第84条第1項第5号、同項第5号の2新設)	- 先行技術調査業務の結果通知があった後に特許出願を取り消しまたは放棄する場合にも審査請求料を全額返還できるようにし、協議の結果、申告命令があった後に申告期間が満了する前または拒絶理由通知があった後に意見書の提出期間が満了する前に特許出願を取り消しまたは放棄する場合には審査請求料の3分の1を返還する。
特許審判院の事務を支援する人員増員規定を新設 (第132条の16第3項新設)	- 特許審判院に特許取消申請、審判及び再審に関する調査・研究とその他の事務を担当する人材を置くことができるようにする。
民事訴訟法上の適時提出主義を導入 (第158条の2新設)	- 審判手続で主張・証拠の提出に関しては、「民事訴訟法」上の適時提出主義関連規定を準用するようにする。
審判事件の合理的解決のために必要な場合、審判長が当事者の同意を得て審判事件を産業財産権紛争調停委員会に付託できるようにする (第164条の2新設)	- 審判長が事件解決のために当事者の同意を得た場合、産業財産権紛争委員会に付託できる規定を新設する。
審判事件が調停委員会に付託された場合、調停のために審判事件に関する書類を搬出できるようにする (第217条第1項第1号の2新設)	- 審判事件が産業財産権紛争委員会に付託された場合、事件の明確な解決のために、関連書類を搬出できるように関連根拠規定を新設する。

2021年6月に施行された「特許法」施行令は、コロナ禍など国家的災害の克服に必要な特許審査が早期に行われるように、災害の防止、対応、復旧などに必要と認められる特許出願の場合、他の出願に優先して審査できるようにする内容に「特許法」が改正（法律第17730号、2020. 12. 22公布、2021. 06. 23施行）されることにより、優先審査の対象となる特許出願を医療・防疫物品や災害安全製品と直接関連する特許出願などに定めた。

[表5-1-3]2021年「特許法施行令」改正の主な内容

公布 2021.06.22 施行 2021.06.23	
優先審査対象を整備 (第9条第2項新設)	- 新型コロナウイルス感染症など国家的災害の克服に必要な特許審査が早期に行われるように、災害の防止・対応・復旧などに必要だと認められる特許出願の場合、他の出願に優先して審査できるようにする根拠規定を新設する。

(2) 「デザイン保護法」及び同法施行令の改正

2021年10月に施行された「デザイン保護法」は画像を物品の一種に区分し、機能性のある画像デザインを保護対象に含める一方、画像に対する実施行為を新たに規定し、新技術デザインに対する保護を強化した。

韓国の画像デザイン保護制度は2003年に審査基準が設けられて始まった。当時、意匠の審査基準によれば、「物品の液晶画面など表示部に発光現象により画像デザインが一時的に具現される場合でもデザインの成立要件を満たしたものと見られる」と規定したものであるが、これはデザインの成立要件として物理的な有体物の外観でなければならないという基本法理に対する大きな挑戦として解釈される余地があった。それでも当時は言うまでもなく、現在までもこれに対する適法性について裁判所で踏み込んで議論されたことがない。このように、韓国の画像デザインは法改正ではなく、審査基準の改訂という行政的措置によって保護され始めた。したがって、これは非常に迅速に実行することができたが、デザインの類似または侵害の判断などのように、法律や関連する判例によって規定されざるを得ない革新的かつ実体的な事項について解釈上の限界を持っていた。

「デザイン保護法」で2021年改正法の最大の成果は、画像デザインに対する法的定義と保護範囲を明確に規定したということである。具体的には、第2条第1号を「デザインとは、物品[物品の部分、字体及び画像を含む、以下同じ]の形状・模様・色彩又はこれらを結合したもので、視覚によって美感を起こさせることをいう」に改正し、第2条第2の2号を「画像とは、デジタル技術又は電子的方式で表現される図形・記号など[機器の操作に用いられたい機能が発揮されることに限り、画像の部分を含める]をいう」という内容で新設した。

また、保護対象の拡大に合わせて第2条第7号ロ目を「デザインの対象が画像である場合、その画像を生産・使用又は電気通信回線を介した方法で提供したり、その画像を電気通信回線を介した方法で提供するために請約（電気通信回線を介した方法で提供するための展示を含む。以下同じ）する行為、又はその画像を保存した媒体を譲渡・貸与・輸出・輸入したり、その画像を保存した媒体を譲渡・貸与するために請約（譲渡や貸与のための展示を含む。以下同じ）する行為」という条文へと新たに規定した。これにより、性質上、無体物であるしかない画像デザインを物品の表面装飾として解釈して保護された矛盾が立法を通じて解消されたのである。

2021年、改正「デザイン法」が施行されたにもかかわらず、画像デザインの権利有効・無効判断過程と権利主張過程に残された課題がある。権利有効・無効の判断過程で先行デザインの範囲をどこまで認めなければならないかについての検討が必要である。権利主張過程では第2条第2の2号の「機器の操作に利用されたい機能が発揮されること」に該当解釈をどの程度の範囲まで認めなければならないか問題となる。また、イメージのみを転送したり、制御プログラムの

みを別途転送する場合には機器の操作に利用または機能の発揮前の段階であるため、画像デザインの侵害とみなすことができないことから、これに対しては間接侵害の有無が解析上の問題となる可能性がある。したがって、権利有効・無効の判断過程と権利主張過程において残された課題について、今後多くの研究及び議論が必要であろう。さらに、画像デザインに対する保護範囲の拡大に加え、予測可能性と透明性が確保されるように下位法令及び行政規則を設けなければならない。

[表5-1-4]2021年「デザイン保護法」改正の主な内容1

公布 2021. 04. 20 施行 2021. 10. 21	
デザイン定義規定に「画像」を含める(第2条第1号改正)	- デザインの定義に画像を含め、デザインの保護範囲を拡大する。
画像の定義規定を新設(第2条第2の2新設)	- 画像とは、デジタル技術又は電子的方式で表現される図形・記号など[機器の操作に用いられたい機能が発揮されることに限り、画像部分を含める]をいうと規定する。
デザインの実施態様を拡大(第2条第7号改正)	- 「実施」を次のように区分して規定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・デザインの対象が物品(画像は除く)の場合、その物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入したりその物品を譲渡又は貸与するため請約(譲渡や貸与のための展示を含む。以下同じ)する行為 ・デザインの対象が画像の場合、その画像を生産・使用又は電気通信回線を介した方法で提供したり、その画像を電気通信回線を介した方法で提供するために請約(電気通信回線を介した方法で提供するため展示を含む。以下同じ)する行為又はその画像を保存した媒体を譲渡・貸与・輸出・輸入したり、その画像を保存した媒体を譲渡・貸与するために請約(譲渡や貸与のための展示を含む。以下同じ)する行為

2021年11月に改正された「デザイン保護法」は「災害及び安全管理基本法」に基づく災害事態または特別災害地域が宣言された地域に居住したり、主な事務所を置いている者のうち産業通商資源部令で定める要件を満たす者には登録料及び手数料を減免できる根拠を新設した。また、登録料と手数料を偽りや不正な方法で減免された者に対しては減免額の2倍を徴収できるようにし、当該出願人の減免特典を一定期間制限できるようにし、デザイン登録出願1カ月以内にこれを取り下げたり、放棄する出願人に秘密デザイン請求料と出願公開申請料を返還する規定を設けた。

これとともに、審判手続で主張・証拠の提出に関しては「民事訴訟法」上の適時提出主義関連規定を準用するようにし、審判事件の合理的解決のために必要な場合、審判長が当事者の同意を得て審判事件を産業財産権紛争調停委員会に付託できるようにした。審判事件が調停委員会に付託される場合、調停のために審判事件に関する書類を搬出できるようにする規定を新設した。

[表5-1-5]2021年「デザイン保護法」改正の主な内容2

公布 2021. 08. 17 施行 2021. 11. 18	
「災害及び安全管理基本法」に基づく特許料及び手数料を減免できる根拠を新設 (第86条第2項改正)	- 「災害及び安全管理基本法」に基づく災害事態又は特別災害地域が宣言された場合、特許料と手数料を減免できるようにしているが、コロナ禍などの国家的災害で苦しんでいる中小企業などの負担を軽減するために明確な法的根拠を新設する。
不正な方法で登録料及び手数料の減免を受けた者に対するペナルティを新設 (第86条第3項新設)	- 登録料と手数料を偽りや不正な方法で減免された人に対しては減免額の2倍を徴収できるようにし、当該出願人の減免特典を一定期間制限できるようにする。
登録料及び手数料の返還 (第87条第1項3号改正)	- デザイン登録出願1カ月以内にこれを取り下げたり、放棄する出願人に秘密デザイン請求料と出願公開申請料を返還する。
適時提出主義 (第146条の2新設)	- 審判手続で主張・証拠の提出に関しては「民事訴訟法」上の適時提出主義関連規定を準用するようにする。
産業財産権紛争調停委員会の付託 (第152条の2新設)	- 審判長が事件解決のために当事者の同意を得た場合、産業財産権紛争委員会に付託できる規定を新設する。
デザイン登録出願・審査・審判などに関する書類の搬出と公開禁止 (第207条改正)	- 審判事件が調停委員会に付託された場合、調停のために審判事件に関する書類を搬出できるようにする。

2021年4月に施行された「デザイン保護法」施行令は秘密デザインに対する保護を強化するためにデザイン登録出願人がデザインを秘密にすることを請求した場合、出願人が指定した期間中にはデザインの対象となる物品及び物品類を登録デザイン公報に掲載しないようにし、特許審判院で各審判事件に関する事務を総括する審判長の資格要件を明確に規定した。

[表5-1-6]2021年「デザイン保護法施行令」改正の主な内容

公布 2021. 03. 30 施行 2021. 04. 01	
特許審判院長の審判長を指定する根拠を新設 (第8条第3項新設)	- 審判長の資格要件を明確に規定する。
審判長の研修に関する必要事項を規定 (第8条第4項改正)	- 審判官の研修に関して必要な事項を特許庁長（特許庁長官）が定めるよう規定する。
デザイン公報 (第10条第2項改正)	- 秘密デザインに対する保護を強化するために、デザイン登録出願人がデザインを秘密にすることを請求した場合、出願人が指定した期間中にはデザインの対象となる物品及び物品類を登録デザイン公報に掲載しないよう規定する。

(3) 「商標法」改正

2021年11月に施行された「商標法」は資金力が不足している中小・ベンチャー企業が産業財産権紛争調停委員会の調停制度を積極的に活用できるよう、審判事件の合理的解決のために必要な場合、審判長が当事者の同意を得て審判事件を産業財産権紛争調停委員会に付託できるようにした。審判事件が調停委員会に付託される場合、調停のために審判事件に関する書類を搬出できるようにするとともに、審判手続で主張・証拠の提出に関しては、「民事訴訟法」上の適時提出主義関連規定を準用するようにした。

今回の改正は産業財産権紛争時に多くの時間と費用がかかる審判または訴訟による解決は資金力が不足している中小・ベンチャー企業に不利に働くことができ、産業財産権紛争調停委員会の調停制度を活用することが有効であるが、現在は紛争当事者の申請によってのみ調停手続が行われているため、その活用が不十分であった。これを受け、「審判 - 調停連携制度」を導入して調停制度を活性化し、審判手続で主張・証拠の提出遅延による紛争の長期化を防止するために、審判長が主張・証拠の提出時期を制限し、遅れて提出した証拠などは却下できる法的根拠を新設するのである。

[表5-1-7]2021年「商標法」改正の主な内容

公布 2021. 08. 17 施行 2021. 11. 18	
適時提出主義 (第145条の2新設)	- 審判手続における主張又は証拠の提出に関しては、「民事訴訟法」上の適時提出主義関連規定を準用するようにする。
産業財産権紛争調停委員会の 付託 (第151条の2新設)	- 審判事件の合理的解決のために必要な場合、審判長が当事者の同意を得て審判事件を産業財産権紛争調停委員会に付託できるようにする。
商標登録出願・審査・審判な どに関する書類の搬出と公開 禁止 (第216条改正)	- 審判事件が調停委員会に付託された場合、調停のために審判事件に関する書類を搬出できるようにする。

(4) 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」及び同法施行令の改正

2021年12月に改正された「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」はデータの不正利用行為を不正競争行為の種類として新設し、アクセス権限のない者によるデータの不正取得行為と取得したデータの利用・公開行為など4つの行為タイプを規定し、データ関連の不正競争行為の規制方策を設けた。これとともに、データ内に個人情報が含まれている場合、「個人情報保護法」が優先的に適用されるようにするなど、他の法律との関係を明確に規定した。

また、有名人の肖像・名前など他人を識別できる表示を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用することで他人の経済的利益を侵害する行為も不正競争行為の種類として新設して、いわゆるパブリシティ権を保護する規定を新設した。

[表5-1-8]2021年「不正競争防止法」改正の主な内容

公布 2021. 12. 07	
データの定義規定及び不正利用行為の種類を規定 (第2条第1号ル目及び各号新設)	<ul style="list-style-type: none"> - 不正競争防止法上、データの定義規定を新設し、データを不正に使用する行為の種類を以下の4つに新設する ・ 1) アクセス権限のない者が切取・欺罔・不正接続又はその他の不正な手段でデータを取得したり、その取得したデータを使用・公開する行為 ・ 2) データ保有者との契約関係などにより、データにアクセス権限がある者が不正な利益を得たり、データ保有者に損害を与える目的でそのデータを使用・公開したり、第三者に提供する行為 ・ 1) 又は2) が介入された事実を知ってデータを取得したり、その取得したデータを使用・公開する行為 ・ 正当な権限なしでデータの保護のために適用した技術的保護措置を回避・除去又は変更（以下「無力化」という。）することを主な目的とする技術・サービス・装置又はその装置の部品を提供・輸入・輸出・製造・譲渡・貸与又は転送したり、これを譲渡・貸与するために展示する行為（施行2022. 04. 20）
有名人の肖像・名前などの無断使用行為を規制 (第2条第1号ヲ目新設)	<ul style="list-style-type: none"> - 有名人の肖像・名前など人的識別表示を無断で使用する行為をそれぞれ不正競争行為の種類として明確に規定する。 (施行2022. 06. 08)

2021年4月に改正された「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令」は不正競争防止及び営業秘密保護のために特許庁長が不正競争防止などに関する基本計画及び施行計画を策定・施行するようにし、このための基礎資料を確保するために実態調査を毎年実施するように規定した。実態調査の範囲及び手続き、是正勧告未履行事実の公表方法など法律で委任された事項とその施行に必要な事項を定める一方、営業秘密原本証明機関関連規制の見直し周期を合理化するなど、現行制度の運営上に現れた一部の問題点を改善・補完した。

[表5-1-9]2021年「不正競争防止法施行令」改正の主な内容

公布 2021. 04. 20 施行 2021. 04. 21	
実態調査の範囲及び手続き (第1条の3新設)	- 特許庁長が基本計画及び施行計画の策定・施行のための基礎資料を確保するために実施する実態調査の範囲を不正競争行為に関連する企業の認識度及び営業環境に関する事項、営業秘密保有者の状況及び営業秘密の取得・使用・管理に関する事項等で定め、特許庁長は実態調査をしようとする場合、調査の目的・内容及び期間等を含む実態調査計画を作成し、事前に調査対象者に通知する。
不正競争行為などの確認のための調査の中止手続 (第1条の4第4項から第6項まで新設)	- 不正競争行為などの確認のための調査を受けている者は調査対象と同じ事案で「発明振興法」に基づく紛争の調停が続いている場合、特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長にその調査の中止を要請できるようにし、特許庁長等は「発明振興法」に基づく紛争調停を理由として調査を中止しようとする場合には、事前に紛争の両当事者の意見を聞くようにする。
是正勧告未履行事実などの公表方法及び手続き (第2条の2新設、案第3条)	- 特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、不正競争行為などに対する是正勧告を受けた者がこれを履行しなかった場合には、違反行為をした者の名前・住所、違反行為の内容及び是正勧告の理由・内容などを官報、インターネットウェブサイト又は一般日刊新聞に公表できるようにする。 - 特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、是正勧告未履行事実などを公表するために当事者等の意見を聞こうとする場合には意見聴取予定日の10日前までにこれを通知するようにし、通知を受けた者は指定された日時に指定された場所に出席し、意見を陳述したり、書面で意見を提出することができるようにする。
営業秘密原本証明機関関連規制の見直し周期を変更 (第5条の2)	- 特許庁長が、営業秘密原本証明機関として指定を受けようとする者が備えるべき人材・設備要件や原本証明機関が原本証明業務の安全性と信頼性を確保するために守らなければならない事項の妥当性を検討し、改善などの措置をとらなければならない見直し周期を2年から5年に変更する。

2. 著作権

(1) 「著作権法」改正

2021年から施行される「著作権法」規定は、2回の改正事項を盛り込んでいる。

2021年5月18日に施行された改正「著作権法」は韓国著作権委員会の委員が回数制限なく再任できるようにしたことを一回のみ再任できるようにする一方、一般国民が法律をより分かりやすく理解できるように、日本語の名残がある言葉や難しい法令用語などを分かりやすく自然な言葉に整備する内容を含んでいる。

2021年6月9日に施行された改正「著作権法」は韓国著作権委員会の海外著作権保護機能を韓国著作権保護院に統合し、機能の重複と非効率を最小化し、著作権保護時の事前的・予防的保護の重要性が高まっているだけに、韓国著作権保護院が著作権保護のための研究、教育及び広報を行える法的根拠を新設し、韓国著作権保護院が著作権保護業務の効率的な遂行のために国内外の必要な場所に事務所・支社または駐在員を置くことができる根拠を新設することを内容としている。

[表5-1-10]2021年「著作権法」改正の主な内容

公布 2020. 12. 08 施行 2021. 06. 09	
著作権保護業務を韓国著作権保護院に統合 (第113条及び第122条の5改正)	<ul style="list-style-type: none"> - 韓国著作権委員会の国際協力業務で著作権保護の代わりに著作権「振興及び著作者の権益増進」のために改正し、韓国著作権保護院の業務との関係を明確にする。 - 韓国著作権保護院の業務に「著作権保護のための国際協力」を追加し、韓国著作権保護院が著作権保護に関する業務全般を担当する点を明確にする。
韓国著作権保護院の著作権保護のための研究、教育及び広報機能を追加 (第122条の5改正)	<ul style="list-style-type: none"> - 著作権保護時、事前的・予防的保護の重要性が高まっているだけに、韓国著作権保護院が著作権保護のための研究・教育及び広報を行える法的根拠を新設する。
韓国著作権保護院の事務所と支社に関する事項 (第122条の3改正、第122条の7新設)	<ul style="list-style-type: none"> - 改正前の法には主な事務所に関するものだけを保護院の定款事項としてしていたが、事務所及び支社に関することも定款に含め、設置に関する法的根拠を新設することで、韓国著作権保護院の業務の効率性を高める。

(2) 「著作権法」全部改正法律案の発議

2006年「著作権法」全部改正以降、双方向オンライン技術及び人工知能など技術の発達が高度に行われる環境変化に適した著作権制度を設け、創作者と著作物利用者の公正な収益分配などを図ろうとする趣旨で、2021.01.15「著作権法」全部改正法律案（議案番号2107440、ド・ジョンファン議員代表発議）が発議された。

[表5-1-11] 「著作権法」全部改正法律案の主な内容

発議 2021.01.15（ト・ジョンファン議員が代表発議）	
データマイニング過程の著作物利用免責規定を新設 （案 第43条）	<ul style="list-style-type: none"> - 人工知能、ビッグデータ技術などの発展により、著作物などを含む大量の情報を活用する必要性が高まっているが、その分析過程で著作物等を許諾なく利用する場合、既存の公正利用条項だけでは不明な点を解消するための規定である。 - コンピュータを利用した自動化された情報分析過程のための著作物の利用については、著作財産権制限規定を明示し、関連産業界の予測可能性を高めようとする。
著作権契約の自由原則を修正 （案 第59条から第61条）	<ul style="list-style-type: none"> - 著作財産権を譲渡した場合でも譲渡の対価として受けた金額と譲受した著作権の利用による収益との間に著しい不均衡が発生した場合、契約自由原則を一部修正して事後的に著作者が譲受人に追加的な収益の分配を請求できるようにしたい。
肖像等財産権等を導入 （案 第123条から第129条）	<ul style="list-style-type: none"> - 肖像、名前、声などは表現の方式をとる場合が多く、ほとんど著作物とともに利用される現実に照らして、著作権法にそれに関する権利を明示して保護することで、著作物利用との関係を明確にし、法的な安定性を高めたい。
拡大集中管理制度を導入 （案 第155条から第163条）	<ul style="list-style-type: none"> - 最近、著作権利用産業の現実で事業者が大量の著作物に対して随時包括的利用許諾を受けて運営することができる事業モデルが活性化されるにつれ、文化体育観光部長官が指定する信託管理団体が信託権利と非信託権利の両方を包括的に利用許諾できる権限を付与し、著作物利用事業者の利用効率性を図り、著作物利用による使用料は権利者に分配されるようにする。
軽微な著作権侵害行為の刑事処罰を除く （案 第205条）	<ul style="list-style-type: none"> - 非難の程度に照らし、可罰性のある著作権侵害行為に対してのみ刑事処罰ができるようにその範囲を一部縮小することで、軽微な著作権侵害紛争に対しては刑事的手段よりは民事的救済手段による解決を誘導しようとする。

3. 営業秘密及び産業技術

(1) 「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」改正

2021年8月17日に公布され、2022年2月に施行される「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」は中小企業の技術流出防止のために、受託企業が委託企業に秘密として管理される技術資料を提供する場合、受託企業と委託企業が技術資料の秘密保持のための契約を締結するようにし、委託企業が秘密として管理される受託企業の技術資料を取得した後、これを不当に使用したり、第三者に提供して受託企業に損害が発生した場合には、その損害額の3倍を超えない範囲でこれを賠償させ、当該損害額の認定基準を設けるなど現行制度の運営上に現れた一部の問題点を改善・補完した。

[表5-1-12]2021年「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」改正の主な内容

公布 2021. 08. 17 施行 2022. 02. 18	
秘密保持契約の締結 (第21条の2新設)	- 受託企業が委託企業に秘密として管理される技術資料を提供する場合、受託企業と委託企業は秘密保持契約を書面で締結するようにする。
技術流用行為の種類を具体化 (第25条第2項)	- 技術流用行為を委託企業が秘密として管理される受託企業の技術資料を取得した後、自分又は第三者のために不当に使用したり、第三者に提供する行為と具体化する。
技術資料流用行為に対する懲罰的損害賠償責任を導入、損害賠償額の限度額規定及び懲罰的損害賠償額の算定基準を新設 (第40条の2第2項、第40条の3新設)	- 技術資料流用行為に対する懲罰的損害賠償責任を導入するが、その損害賠償の限度額を損害額の3倍以内とし、懲罰的損害賠償額の算定時に損害額認定基準を設ける。
受託企業の立証責任の緩和規定を新設 (真実擬制規定の導入) (第40条の4新設)	- 損害賠償請求訴訟で受託企業が主張する技術資料流用行為の具体的な行為態様を委託企業が否定する場合、委託企業は自分の具体的な行為態様を提示するようにし、正当な理由なくこれを提示しない場合には、裁判所が受託企業の主張を真実と認めることができるようにする。
資料提出命令の不応に対する真実擬制規定の導入 (第40条の5新設)	- 裁判所は損害賠償請求訴訟で当事者の申請により必要な資料の提出を命ずることができるようにし、当事者が証拠提出命令に応じない場合、該当資料提出を申請した当事者の資料の記載に関する主張を真実と認めることができるようにする。
資料提出命令の不応などに対する罰則及び過料規定 (第43条第2項及び第3項)	- 第40条による資料を提出しないか、偽りの資料を提出した場合などに対する過料を1千万ウォンから5千万ウォンに引き上げ、秘密保持契約を締結しなかった者に対して1千万ウォンの過料を賦課するようにする。

(2) 「下請取引の公正化に関する法律」改正

2021年8月に施行された「下請取引の公正化に関する法律」は技術資料認定要件を緩和し、中小企業の技術資料をさらに幅広く保護し、技術流用行為による下請業者の被害を防止するために、技術資料提供時の秘密保持条約を締結するようにする一方、下請取引に関する損害賠償請求訴訟で損害を立証しなければならない被害企業の負担を緩和するために、裁判所が損害を与えた当事者に損害の証明や損害額算定に必要な資料の提出を命じることができるようにし、それによる営業秘密の流出を最小化できるように秘密保持命令制度を導入した。

[表5-1-13]2021年「下請取引の公正化に関する法律」改正の主な内容

公布 2021.02.18 施行 2021.08.17	
技術資料定義規定を改正 (第2条第15項)	- 技術資料の定義規定から合理的な努力によらなければならないという内容を削除し、「秘密として維持された」を「秘密として管理される」に変更して技術資料認定要件を緩和する。
秘密保持契約の締結を義務付ける規定を新設 (第12条の3第3項新設)	- 下請業者が元請業者に技術資料を提供する場合、元請業者は下請業者と秘密保持契約を締結するようにする。
資料提出命令制度を導入 (第35条の2新設)	- 損害賠償訴訟が提起された場合、裁判所が当事者に資料提出を命じることができる資料提出命令制度を導入 i) 被害企業の権利救済を強化するために、裁判所はこの法律の違反による損害賠償請求訴訟において当事者の申請により相手当事者に損害の証明や損害額算定に必要な資料の提出を命じることができるようにし、その命令を受けた者は営業秘密という理由で資料提出を拒否できないようにする。 ii) 裁判所は、資料提出命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わない場合に申請人が資料の記載を具体的に主張するのに著しく困難な事情があり、その資料で証明しようとする事実を他の証拠で証明することを期待しにくいときは、その申請人が資料の記載で証明しようとする事実に関する主張を真実と認めることができるようにして、資料提出命令の実効性を高める。
裁判所の秘密保持命令関連制度を新設 (第35条の3から第35条の5まで新設)	- 裁判所は資料提出による営業秘密の流出リスクを防止するために、当事者の申請により、その当事者が保有する営業秘密を他の当事者や訴訟代理人などが訴訟遂行以外の目的で使用したり、他人に開示しないことを命じることができるようにする。 - 秘密保持命令を申請した者又はその命令を受けた者は、当該営業秘密が公開されても当事者の営業に支障を与える恐れがないなどの事情がある場合、裁判所に秘密保持命令の取り消しを申請できるようにする。 - 秘密保持命令が下された訴訟記録に対する閲覧などの申請人を当事者に制限する決定があった場合、当事者が秘密保持命令を受けなかった者を通してその閲覧などの申請手続を踏んだときは、裁判所事務官などは直ちに訴訟記録の閲覧などの制限を申請した者にその閲覧などの申請があったことを知らせるようにする。

4. 新知的財産権

(1) 植物新品種など

1) 「種子産業法」改正

2021年12月に施行された「種子産業法」は国が種子の品種開発関連の基礎研究に対する長期的な投資推進で基礎研究の結果を蓄積し、これを種子業界が応用して品種研究開発に活用できるよう積極的に支援し、零細種子業界については種子加工処理施設、検定施設などの支援を行って高付加価値産業である種子産業の基礎基盤を固めるように規定した。これにより、民間の種子産業の育成と活性化のために関連団体に対する経費支援の根拠を新設した。

[表5-1-14]2021年「種子産業法」一部改正

公布 2021.03.30 施行 2021.03.30	
団体の設立 (第14条第4項及び第5項の新設)	- 農林畜産部長官が種子産業関連団体を支援できる根拠を新設する。

2) 「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律の施行令」改正

2021年3月に施行された「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律の施行令」は、海洋水産生命資源の国外搬出承認制度の運営上、予測可能性を高めるために、国外搬出承認対象の海洋水産生命資源のリスト作成時に考慮すべき事項を明示した。また、海洋水産生命資源管理の専門性強化のために、分譲承認などの権限と分譲承認基準を満たすかどうかに関する審査などの業務を海洋水産生命資源責任機関である国立水産科学院長及び国立海洋生物資源館の長に委任・委託するなど現行制度の運営上現れた一部の問題点を改善・補完した。

[表5-1-15]2021年「海洋水産生命資源法施行令」一部改正

公布 2021.03.30 施行 2021.03.30	
寄託登録保存機関の 指定基準・手続きなど (第14条第3号削除)	- 寄託登録保存機関として指定を受けようとする者は海洋水産部令で定める寄託登録保存機関指定申請書に予算運用計画書を提出するようになっていたが、今回の改正で削除した。
国外搬出承認対象リストの 作成基準など (第20条の2新設)	- 国外搬出承認対象リスト作成時 i) 海洋水産生命資源の経済的・生態学的・学術的価値、ii) 海洋水産生命資源個体群の希少性又は減少の可能性を考慮して作成するように規制 - 国外搬出承認対象リストを作成する場合、責任機関及び関係国公立研究機関の長の意見を聞くことを可能にする規定を新設する。

(2) データ

1) 「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」制定

2021年10月に制定された「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」はデータ産業振興及び利用活性化のための基本法を制定し、データから多様な経済的価値を創出し、データ産業発展の基盤を造成して国民生活の改善と国民経済の発展に資するようにするために制定された。

特に、第四次産業革命とデジタル大転換の核心であり原油と呼ばれるデータの重要性が浮き彫りになる状況で、経済・社会全般で創出されるデータが収集・加工・生産・活用され、革新的な産業とサービスが創出されるデータ経済の時代が近づいており、これにより世界各国はデータ経済時代の主導権を握るために、データ産業の育成に総力を結集している。

この法律はデータ振興基本法案で民間データの価値と重要性を再認識し、企業の不確実性を排除する一方、世界各国のデータ産業の競争状況を勘案した韓国のデータ産業育成に対する意志を対外的に表明するために制定された。

[表5-1-16]2021年制定「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」の主な内容

公布 2021. 10. 19 施行 2022. 04. 20	
法の目的 (第1条)	- データの生産、取引及び活用促進に関して必要な事項を定めることにより、データから経済的価値を創出し、データ産業発展の基盤を造成し、国民生活の改善と国民経済の発展に貢献することを目的とする。
データの定義 (第2条第1号)	- 「データ」を多様な付加価値創出のために観察、実験、調査、収集などで取得したり、情報システム及び「ソフトウェア振興法」第2条第1号によるソフトウェアなどを介して生成されたものとして、光又は電子的方式で処理することができる資料又は情報と定義する。
基本計画 (第4条)	- 韓国政府はデータの生産、取引及び活用を促進し、データ産業の基盤を造成するために、3年ごとに関係中央行政機関の長との協議を経て、データ産業振興基本計画を策定しなければならない。
データの生産活性化 (第9条)	- 韓国政府はさまざまな分野と形態のデータとデータ商品が生産できる環境を造成しなければならない。データ生産者の専門性を高め、競争力を強化するための施策を設けなければならない。
データ資産の保護 (第12条)	- データ資産の保護のために、データ資産に対する不正取得行為と正当な権限なしにデータ生産者がデータ資産に適用した技術的保護措置を無力化する行為をできないようにし、データ資産の不正使用など行為に関する事項は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」で定めるところに従うようにする。
データを活用した情報分析の支援 (第13条)	- 韓国政府はデータ基盤の情報分析を活性化するために、データの収集、加工など情報分析に必要な事業を支援することができ、情報分析のためにデータを利用する場合にそのデータに含まれる著作物等の保護と利用に関しては「著作権法」で定めるところに従うようにする。
データ移動の促進 (第15条)	- 韓国政府はデータの生産、取引及び活用促進のために、データをコンピュータなどの情報処理装置が処理できる形で本人又は第三者に円滑に移動させることができる制度的基盤構築に努めなければならない。

データ事業者の申告 (第16条)	- データ取引事業者及びデータ分析提供事業者は、科学技術情報通信部長官に申告するようし、科学技術情報通信部長官及び関係中央行政機関の長は申告した事業者に対して必要な財政的・技術的支援などができるようにする。
データプラットフォームに対する支援 (第19条)	- 韓国政府がデータプラットフォームを支援する事業を行うことを可能にする。
標準契約書 (第21条)	- データの合理的流通及び公正な取引のために、公正取引委員会と協議を経てデータ取引関連の標準契約書を作成し、データ事業者にその使用を勧告できるようにする。
データ取引士の育成支援 (第23条)	- データ取引に関する専門知識がある人は、科学技術情報通信部長官にデータ取引士として登録できるようし、データ取引士にデータ取引業務の遂行に必要な情報提供及び教育など必要な支援ができるようにする。
専門機関の指定・運営 (第32条)	- 韓国政府がデータ産業全般の基盤造成及び関連産業の育成を効率的に支援するために、専門機関を指定できるようにする。
データ紛争調停委員会の設置及び構成 (第34条)	- データの生産、取引及び活用に関する紛争を調停するために、データ紛争調停委員会を設置する。

2) 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」改正

最近、第四次産業革命が議論の中心となり、人工知能、ビッグデータ、モノのインターネット、自動運転など多様な分野に対する発展が進んでいる。このうち、ビッグデータは人工知能や自動運転など多様な分野の基礎となる分野であるため、ビッグデータまたはデータに対する保護の重要性がさらに高まった。データは複製が容易で、大量に拡散しやすい特徴があるため、流出を防止できるように徹底的に予防措置をとらなければならない。

ビッグデータを活用して経済的な付加価値を創出しているが、データを保護できる法的基盤が不十分であることを理由に「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正して第2条第1号にル目を新設した。今回の改正により、データを不正に利用する行為に対して規制できるようになり、今後もこのようなデータの保護に基づいて他の産業の発展が期待できるようになった。

第2節 知的財産保護執行の部門別成果

警察庁と検察庁は知的財産関連法律違反者に対して取り締まりや起訴などの処分を行って執行し、関税庁は知的財産権侵害物品を摘発し、通関保留措置などをとる。特許庁及び文化体育観光部、農林畜産食品部などの部処は特別司法警察を置き、産業財産権、著作権、営業秘密、品種保護権侵害に対してオン・オフライン上の取り締まりを行い、それに対して是正勧告措置などをとっている。このように韓国政府は知的財産権侵害発生状況を徹底的に把握し、それに対する制裁を加えることで知的財産保護のために努力している。

1. 産業財産権

(1) 産業財産権法律違反事件の受理・処理

検察庁は産業財産権、著作権など知的財産権法違反事件を受理して処理する。検察庁で受理される知的財産権法律違反事件は、過去5年間で減少する傾向にある。2021年、検察庁が受理した知的財産権法違反事件は前年比約45.1%減の8,236件であり、起訴率は前年比7.8ポイント増の25.6%となった。

[表5-2-1]過去5年間の検察庁による知的財産権法律違反事件の受理・処理状況

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計/平均
事件受理	件	23,716	18,605	17,886	14,989	8,236	83,432
	人	31,664	25,325	24,928	20,985	10,831	113,733
事件処理	件	23,670	18,569	17,736	14,720	8,943	83,638
	人	31,730	25,328	24,508	20,546	12,400	114,512
起訴率 (%)	件	14.8	13.8	16.2	17.8	25.6	17.64
	人	13.0	12.0	13.4	14.8	21.2	14.88

*出処：法務部刑事企画課

「商標法」違反事件は産業財産権法律違反事件の中で検察庁で受理される事件が最も多くなっている。2021年に「商標法」違反で検察庁で受理した事件は前年比約11.8%減の3,408件である。検察庁が処理した「商標法」違反事件は前年比約7.4%減の3,548件で、起訴率は前年比2.0ポイント減の39.8%となった。

[表5-2-2]過去5年間の検察庁による「商標法」違反事件の受理・処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判 (起訴)		求略式 (略式起訴)	起訴率 (%)	不起訴 ¹¹⁸	その他 ¹¹⁹
				拘束	不拘束				
2017	件	4,044	4,074	55	132	2,036	54.6	1,315	536
	人	5,346	5,462	64	238	2,268	47.1	1,921	971
2018	件	3,526	3,559	28	112	1,370	42.4	1,451	598
	人	4,533	4,626	31	177	1,516	37.3	1,919	983
2019	件	5,001	4,944	14	119	1,682	36.7	2,021	1,108
	人	6,664	6,540	17	167	1,820	30.6	2,801	1,735
2020	件	3,865	3,831	7	111	1,485	41.8	1,534	694
	人	4,904	4,880	10	180	1,587	36.4	2,072	1,031
2021	件	3,408	3,548	3	94	1,314	39.8	975	1,162
	人	3,907	4,215	5	145	1,395	36.7	1,194	1,476
合計	件	19,844	19,956	107	568	7,887	43.1	7,296	4,098
	人	25,354	25,723	127	907	8,586	37.6	9,907	6,196

*出処：法務部刑事企画課

2021年「特許法」違反で検察庁で受理した事件は前年比約54.9%減の142件で、前年比約42.7%減の176件が処理された。起訴率は前年比2.7ポイント減の4.5%となった。

[表5-2-3]過去5年間の検察庁による「特許法」違反事件の受理・処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判 (起訴)		求略式 (略式起訴)	起訴率 (%)	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2017	件	367	363	-	8	12	5.5	227	116
	人	758	731	-	15	16	4.2	428	272
2018	件	310	308	-	8	6	4.6	185	109
	人	642	684	-	9	7	2.3	430	238
2019	件	312	318	-	5	9	4.4	201	103
	人	617	610	-	7	10	2.8	345	248
2020	件	315	307	-	3	19	7.2	208	77
	人	629	597	-	6	23	4.9	367	201
2021	件	142	176	-	1	7	4.5	98	70
	人	334	422	-	2	12	3.3	227	181
合計	件	1,446	1,472	-	25	53	5.24	919	475
	人	2,980	3,044	-	39	68	3.5	1,797	1,140

*出処：法務部刑事企画課

¹¹⁸ 不起訴とは、嫌疑なし、起訴猶予、嫌疑不十分、公訴権なし、却下された場合をいう。

¹¹⁹ その他とは、起訴中止、参考人中止、保護事件の送致、他官移送などをいう。

2021年度に「実用新案法」違反で検察庁で受理した事件は前年比約68.8%減の5件で、検察庁が処理した事件は前年比66.7%減の6件であった。起訴率は前年比22.2ポイント増の33.3%となった。

[表5-2-4]過去5年間の検察庁による「実用新案法」違反事件の受理・処理状況

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判 (起訴)		求略式 (略式起訴)	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2017	件	36	39		1	3	10.3	28	7
	人	63	66		2	3	7.6	49	12
2018	件	14	18	-	-	3	16.7	10	5
	人	24	34	-	-	4	11.8	19	11
2019	件	19	18	-	-	-	-	10	8
	人	41	27	-	-	-	-	15	12
2020	件	16	18	-	-	2	11.1	11	5
	人	23	39	-	-	3	7.7	27	9
2021	件	5	6	-	1	1	33.3	-	4
	人	7	8	-	2	2	50.0	-	4
合計	件	90	99	-	2	2	17.9	59	29
	人	158	174	-	4	4	19.2	110	48

*出処：法務部刑事企画課

「デザイン保護法」違反で2021年に検察庁で受理した事件は前年比約74.0%減の145件で、検察庁が処理した事件は前年比約61.0%減の206件、起訴率は前年比5.5ポイント増の10.2%である。

[表5-2-5]過去5年間の検察庁による「デザイン保護法」違反事件の受理・処理状況

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判 (起訴)		求略式 (略式起訴)	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2017	件	307	302	-	2	22	7.9	175	103
	人	597	582	-	5	32	6.4	278	267
2018	件	369	352	-	7	27	9.7	211	107
	人	635	591	-	11	31	7.1	304	245
2019	件	423	421	-	5	13	4.3	301	102
	人	622	636	-	8	20	4.4	433	175
2020	件	557	528	-	3	22	4.7	392	111
	人	753	706	-	4	26	4.2	506	170
2021	件	145	206	-	2	19	10.2	78	107
	人	244	345	-	4	25	8.4	124	192
合計	件	1,801	1,809	-	19	103	7.36	1,157	530
	人	2,851	2,860	-	32	134	6.1	1,645	1,049

*出処：法務部刑事企画課

警察庁は産業財産権法律違反者を取り締まっているが、2021年「商標法」違反事件の場合、前年比2.9%増の2,284件を受理し、4.5%増の1,863人を送致した。「特許法」違反で受理した事件は前年より47.7%減の79件であり、検挙人員も前年より57.2%減の145人であった。「実用新案法」違反事件を25件受理し、27人を検挙した。「デザイン保護法」も発生件数と検挙人員が前年より減少した。160件が受理され、前年より発生件数が61.6%減少し、59.7%減の219人を検挙し、そのうち55人を送致した。

[表5-2-6]過去5年間の警察庁による産業財産権侵害事件の処理状況

[単位：件、人]

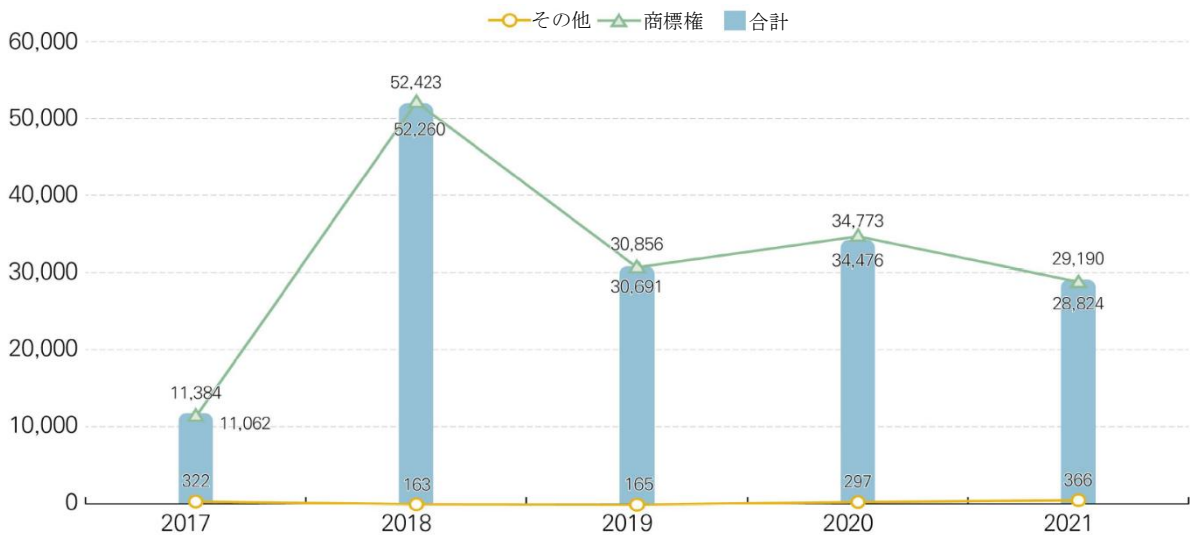
区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計
商標法 違反	発生件数	2,256	2,038	2,699	2,220	2,284	11,497
	検挙人員	3,267	2,815	3,683	2,875	2,599	15,239
	送致人員	2,509	1,742	2,326	1,782	1,863	10,222
特許法 違反	発生件数	192	176	182	151	79	780
	検挙人員	398	364	366	339	145	1,612
	送致人員	74	52	54	57	22	259
実用新案法 違反	発生件数	16	15	9	14	25	79
	検挙人員	32	24	17	33	27	133
	送致人員	6	3	5	6	3	23
デザイン 保護法 違反	発生件数	199	224	241	417	160	1,241
	検挙人員	417	446	400	543	219	2,025
	送致人員	72	84	77	58	55	346

* 出処：警察庁経済犯罪捜査課

(2) 知的財産権侵害物品の輸出入制限

関税庁は2021年の輸出入通関段階で商標権など知的財産権侵害物品28,824件を摘発した。摘発された物品のほとんどは商標権侵害物品であり、知的財産権侵害物品のうち約98.74%を占めている。

[図5-2-1] 過去5年間知的財産権侵害物品の摘発件数



* 出処：関税庁

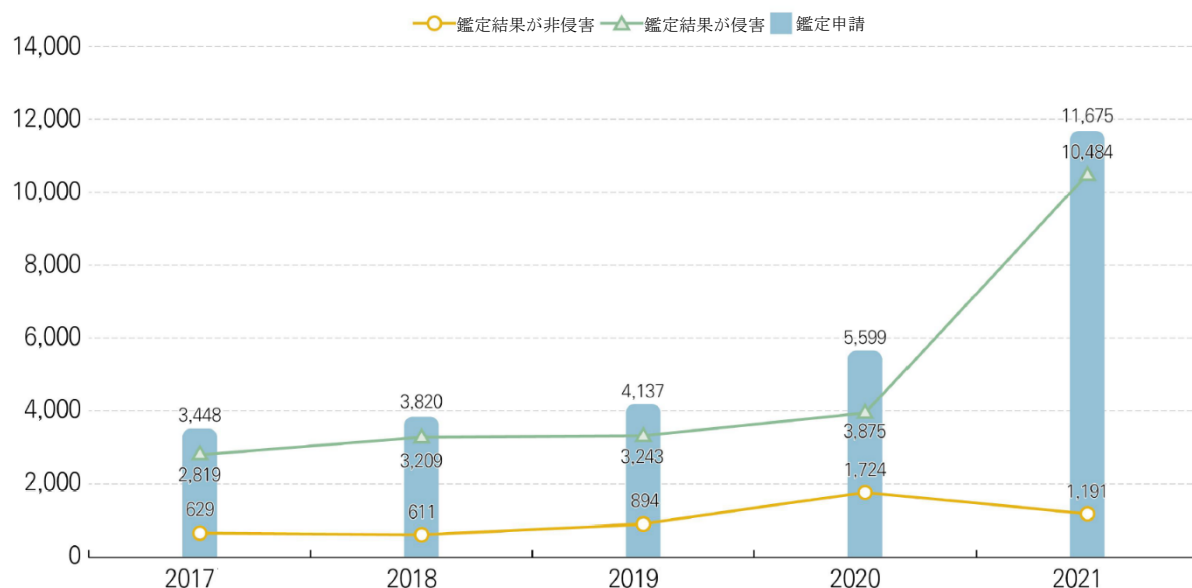
※ 算出基準：管理対象貨物、一般貨物、特送貨物、国際郵便物、旅行者の携帯品通関過程での摘発実績

関税庁は2009年から（社）貿易関連知的財産権保護協会の民間専門家を仁川空港国際郵便税関に派遣するなど、関連機関及び権利者と合同で知的財産権侵害物品に対する取り締まりを実施している。

また、知的財産権侵害物品をより迅速かつ効果的に鑑定・摘発するために、2009年から知的財産権統合情報管理システム（Intellectual Property Information Management Systems、以下「IPIMS」）を運営している。IPIMSを通して通関段階で産業財産権、著作権などの知的財産権侵害が疑われる物品に関する情報を知的財産権者に送信し、権利者が自ら侵害について鑑定できるようにしている。

2021年の1年間、IPIMSを通して知的財産権者に侵害鑑定を申請した侵害が疑われる物品件数は計11,675件で、そのうち約89.79%に相当する10,484件が知的財産権を侵害したことが確認された。

[図5-2-2]過去5年間IPIMSを通した侵害が疑われる物品の鑑定及び侵害の確認件数



* 出処：関税庁

2021年には通関後、商標権侵害物品を93件摘発し、これは関税庁が摘発した知的財産権関連侵害物品（107件）の約86.9%を占める。

[表5-2-7]過去5年間の通関後の知的財産権侵害者に対する取締り実績 [単位：件、億ウォン]

区分	2017		2018		2019		2020		2021		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
商標権	122	1,400	154	4,967	245	6,430	156	2,522	93	2,307	770	17,626
その他	33	85	20	214	28	179	29	209	14	276	124	963
合計	155	1,485	174	5,181	273	6,609	185	2,731	107	2,583	894	18,589

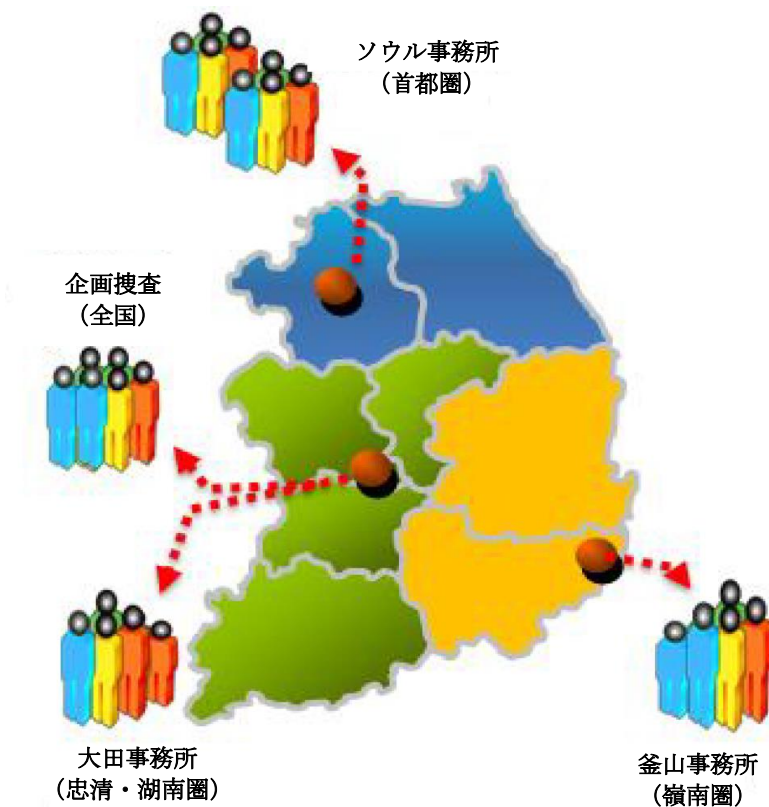
* 出処：関税庁

- (3) 技術流出・侵害犯罪の捜査、偽造品などに対するオン・オフライン上の取り締まり・是正勧告など

1) 産業財産特別司法警察の運営

特許庁は2010年9月に商標特別司法警察を発足させた¹²⁰。ソウル、大田、釜山の3つの地域に地域事務所を置いて取り締まり人材を配置し、商標権侵害偽造品の販売・流通者に対するオン・オフライン上の取り締まりを行っている。2019年3月に「司法警察職務法」が改正され、商標のみならず、特許、営業秘密、デザイン侵害及び商品形態模倣行為まで捜査範囲が拡大した特別司法警察を運営している¹²¹。2021年7月には、特許庁職制の改正により、知的財産保護執行専門担当組織が既存の産業財産調査課1課、47人から技術デザイン特別司法警察課、商標特別司法警察課、不正競争調査チーム3課、58人に拡大して改編された。組織改編の結果、技術デザイン特別司法警察とは特許、営業秘密、デザイン侵害及び商品形態模倣行為に対する捜査を担当し、商標特別司法警察とは商標侵害に対する捜査を担当し、不正競争調査チームは不正競争行為に対する行政調査を担当することになった。

[図5-2-3]産業財産特別司法警察の地域事務所の状況



* 出処：特許庁

¹²⁰ 「司法警察職務法」第5条第38号及び第6条第35号

¹²¹ 「司法警察職務法」第5条第38号の2及び第6条第35号の2

特許庁技術デザイン特別司法警察は全国管轄事件を処理しており、特許、営業秘密、デザインなど技術デザイン侵害分野で2021年には376人を刑事立件し、2019年から2021年までの実績は949人である。2021年の場合、他の分野に比べて営業秘密で多くの事件が増加している。

[表5-2-8]過去3年間の特許庁技術デザイン特別司法警察による技術デザイン侵害捜査実績

[単位：人]

区分	2019	2020	2021	合計
刑事立件（特許）	95	170	169	434
刑事立件（営業秘密）	20	39	85	144
刑事立件（デザイン）	73	82	72	227
刑事立件（商品形態模倣などその他）	12	82	50	144
小計	200	373	376	949

* 出処：特許庁

特許庁商標分野特別司法警察は2021年に557人を刑事立件した。押収した商標権侵害物品は78,061点で、これを正規品価格に換算すれば451億ウォンに達する。

[表5-2-9]過去5年間の商標特別司法警察による偽造品（商標権侵害）に対する取り締まり実績

[単位：人、点、億ウォン]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
刑事立件（商標）	362	361	376	617	557	2,273
押収品	691,630	542,505	6,269,797	720,471	78,061	8,302,464
正規品価格	416.5	364.6	633.1	159.6	451.1	2,024.9

* 出処：特許庁

商標特別司法警察が押収した偽造品を分析した結果、衣類、装身具類、かばん類、時計類、履物類など持続的に摘発される商品の他にも、自動車のエンブレムのような国民生活に関連する商品も流通していることが分かった。また、完成品のみならず、半製品状態の偽造品も韓国国内に持ち込まれることが把握された。

さらに、偽造品に対する取り締まり強化及び流通の根絶のために、2006年から偽造品申告報奨金制度を運営しており、2021年には9千4百万ウォンの申告報奨金を支給した。

[表5-2-10]過去5年間の偽造品申告褒賞金の支払い実績

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
支払額（百万ウォン）	103	120.5	77	107	94	501.5
正規品価格（億ウォン）	1,841	2,530	1,120	1,900	1,145	8,536
支払額に対する実績（倍） （正規品価格/支払額）	1,787	2,100	1,455	1,776	1,537	8,655

* 出処：特許庁

その結果、2021年の1年間、是正勧告及び是正確認件数は前年比0.7%増の2,258件で、摘発品は23%増の9,210点であった。

[表5-2-11]過去5年間の地方自治体の是正勧告の実績

[単位：件、点]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
是正勧告	1,632	1,651	1,679	1,539	1,901	8,402
是正確認	695	711	745	703	357	3,211
摘発品	6,548	6,511	7,745	7,480	9,210	37,494

*出処：特許庁

また、地方自治体は韓国知識財産保護院とともに偽造品流通が頻発した地域の小商人を対象に偽造品流通行為に対する是正勧告及び是正の確認などを進めている¹²²。さらに、司法機関や商標権者などと共同で偽造品流通に対する合同取り締まりを推進した。

[表5-2-12]2021年地方自治体別の是正勧告支援件数

区分	支援回数	是正勧告	是正の確認	摘発品
仁川広域市	18	142	8	924
京畿道	74	382	75	2,876
江原道	22	111	25	524
大田広域市	19	110	36	383
世宗特別自治市	5	20	10	52
忠清北道	17	137	22	443
忠清南道	17	127	6	451
光州広域市	13	96	12	382
全羅北道	20	117	28	407
全羅南道	29	204	26	797
済州特別自治道	-	-	-	-
釜山広域市	26	135	75	494
大邱広域市	19	112	22	539
蔚山広域市	12	59	12	256
慶尚北道	8	60	-	288
慶尚南道	14	89	-	394
合計	313	1,901	357	9,210

*出処：特許庁

¹²² 事業者は、是正措置命令を受ける前に、関連法律違反行為を自ら中止するか、同法に規定された義務やその他是正のために必要な措置を履行するよう是正勧告を受けることができる。事業者が当該勧告案を受諾することを該当行政庁に通知すれば、是正措置命令が発令されたものと同様に扱われる。

2) オンライン偽造品流通サイトに対する調査及び遮断・閉鎖要請など

特許庁はオンラインでの偽造品流通情報を常時収集し、オープンマーケット、SNS、個人ショッピングモールなどで偽造品が流通したと調査されたら、オンライン事業者及び放送通信審議委員会に販売差し止めまたはサイトの遮断・閉鎖を要請する。

オンライン事業者に対する偽造品の販売差し止め要請件数は、毎年増加する傾向にある。2021年の1年間で販売差し止め完了件数は前年比約61.26%増の16,846件であり、個人ショッピングモールサイトの遮断・閉鎖件数は前年比約14.46%増の451件であった。

また、2021年特許庁はオンライン偽造品在宅モニタリング団が収集した171,606件について当該掲示物のオンライン事業者に販売差し止めを要請した。これによる消費者被害防止効果は約9,114億ウォンと推算される。

[表5-2-13]過去5年間オンライン偽造品流通サイトの遮断・閉鎖件数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
オープンマーケット、SNS、ポータルなど (販売差し止め)	6,156	6,181	7,662	10,446	16,846	47,291
個人ショッピングモール (サイトの遮断・閉鎖)	191	225	340	394	451	1,601
オンライン在宅モニタリング団	-	-	121,536	126,542	171,606	419,684
合計	6,347	6,406	129,538	137,382	188,903	468,576

*出処：特許庁

(4) 知的財産権の虚偽表示に対する取り締まり・是正

特許庁は知的財産権を虚偽で表示することで、消費者に誤認・混同を引き起こし、健全な商取引秩序を乱す行為を是正するために、知的財産権虚偽表示申告センターを設置・運営している。

同センターで受け付ける申告件数は毎年増加しており、これらの多くはオンラインで流通する製品に関するものである。2021年の1年間、知的財産権虚偽表示申告センターを通して特許庁が受け付けた知的財産権虚偽表示件数は3,300件で、計3,423件に対して是正措置を完了した。また、特許庁と同センターは11番街、eBayなど8社のオープンマーケットと協力体系を構築してオンラインマーケット入店販売者の正しい知財権表示に対する認識向上のための教育及びオンライン上の広報を進めた。

[表5-2-14]特許庁の知的財産権虚偽表示申告センターの運営実績

[単位：件]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
申告受付	3,000	3,148	3,195	3,222	3,300	15,865
是正完了	3,292	3,301	3,128	3,352	3,423 ¹²³	16,496

*出処：特許庁

¹²³ 申告受付後、是正完了まで処理期間がかかり、2021年以前に受け付けられて2021年に処理される繰越事件が存在するため、是正完了件数が多い。

[表5-2-15]マスクの知的財産権の虚偽表示の摘発事例

マスクの効果などを虚偽・誇大広告する事例数百件が当局の取り締まりに摘発された。9日、特許庁と食品医薬品安全処によると、オンライン上のマスク販売サイトをここ2カ月間、集中的に点検した結果、特許などを虚偽表示した23の製品の804件、虚偽・誇大広告53件を摘発した。

計5,000件の特許・商標・デザイン権のオンライン表示・広告を点検し、23の製品から虚偽表示804点を摘発した。摘発されたタイプは、出願中の製品を登録と表示した事例（387件）、デザインを特許と表示するなど、権利名称を誤って表示した場合（314件）、製品に適用されていない知的財産権番号を表示した事例（55件）、権利が消滅した後も知的財産権番号を表示した場合（48件）などである。

特許庁は摘発した虚偽表示に対して販売者を通して掲示物の修正・削除などの措置をとった。食品医薬品安全処は計500件のオンラインマスク広告を点検し、虚偽・誇大広告53件を摘発し、広告掲示者に対して行政処分をし、サイトの遮断を要請（放送通信審議委員会、該当ショッピングモール）した。

*出処：イ・ウンビ記者、「マスクの虚偽・誇大広告、特許など表示違反857件を摘発」、YTN、2021.08.09

(5) 不公正貿易行為に対する調査・制裁

貿易委員会は知的財産権侵害または原産地表示違反物品の輸出入など、不公正貿易行為を調査し、違反業者に対して侵害物品の輸出・輸入・販売・製造行為の差し止め、搬入排除及び廃棄処分などの是正命令を下し、課徴金を賦課している¹²⁴。特許権、商標権などの知的財産権に対する重要性が高まり、上記4つの不公正貿易行為の種類のうち、知的財産権侵害に関する物品の輸出入行為について調査申請が集中している。2021年に調査・判定した4件もすべて知的財産権侵害物品の輸出入不公正貿易行為であり、侵害と判定された件については輸入・販売差し止め命令とともに課徴金が課され、当事者間の合意により調査申請が撤回された件は調査終了した。

[表5-2-16]過去5年間の不公正貿易行為の調査状況

[単位：件]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
知的財産権侵害	8	9	13	3	4	37
原産地表示違反	1	1	-	-	-	2
虚偽・誇張表示	-	-	-	-	-	0
輸出入秩序の阻害	-	-	-	-	-	0
合計	9	10	13	3	4	39

*出処：貿易委員会

¹²⁴ 事業者が是正措置命令を受けても違反行為を繰り返すか、是正措置による履行をしないと、履行強制金処分または罰金賦課などの制裁を受けることができる。

2. 著作権

(1) 「著作権法」違反事件の受理・処理

検察庁が受理した「著作権法」違反事件件数は知的財産権法事件の約51.4%に該当する。2021年に「著作権法」違反で検察が受理した事件は前年比約47.0%減の4,237件で、検挙された人員は6,316人で、最近5年連続で減少している。起訴率は前年比7.7ポイント増の17.0%である。

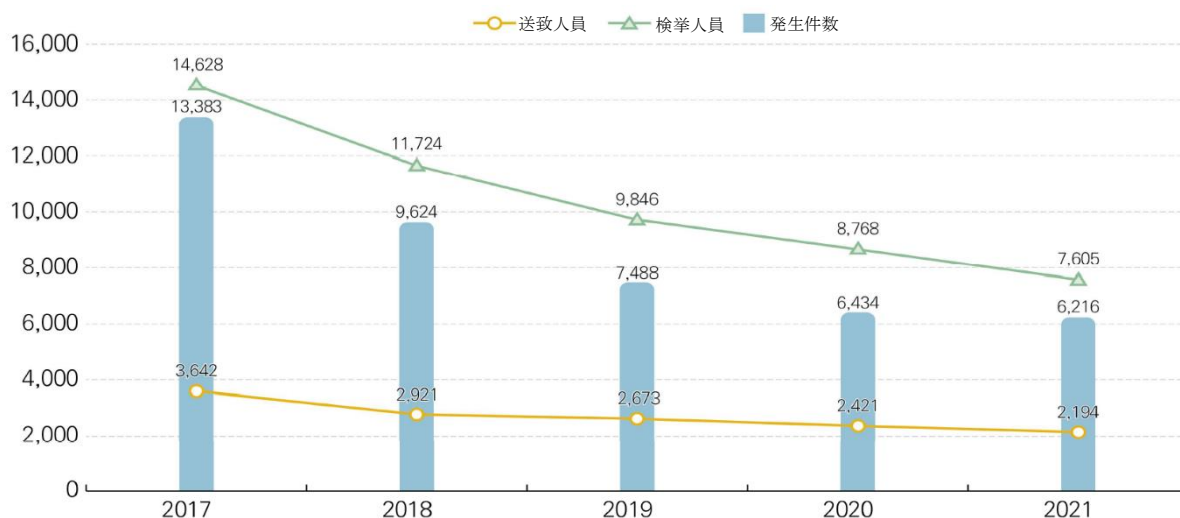
[表5-2-17]過去5年間の検察庁による「著作権法」違反事件の受理・処理状況 [単位：件、人]

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判 (起訴)		求略式 (略式起訴)	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2017	件	18,677	18,637	1	83	1,079	6.2	15,186	2,288
	人	24,280	24,309	1	111	1,256	5.6	19,806	3,135
2018	件	13,824	13,820	8	68	841	6.6	10,317	2,586
	人	18,356	18,392	8	99	1,006	6.0	13,756	3,523
2019	件	11,719	11,664	3	82	876	8.2	8,443	2,260
	人	16,006	15,831	7	117	1,011	7.2	11,529	3,167
2020	件	9,789	9,614	3	51	839	9.3	6,775	1,946
	人	13,535	13,291	5	75	976	7.9	9,629	2,606
2021	件	4,237	4,618	4	57	724	17.0	2,404	1,429
	人	5,563	6,316	4	69	832	14.3	3,243	2,168
合計	件	58,246	58,353	19	341	4,359	9.46	43,125	10,509
	人	77,740	78,139	25	471	5,081	8.20	57,963	14,599

* 出処：法務部刑事企画課

警察庁は著作権保護のために「著作権法」違反者を常時取り締まる。「著作権法」違反事件は2016年以降減少傾向にある。2021年に前年比約3.4%減の6,216件の「著作権法」違反事件を受理し、7,605人を検挙し、そのうち2,194人が送致された。

[図5-2-4]過去5年間の警察庁による「著作権法」違反事件の受理・処理状況 [単位：件、人]



* 出処：警察庁経済犯罪捜査課

(2) 著作権侵害物品の輸出入制限

関税庁が摘発する知的財産権侵害物品のほとんどは商標権侵害物品であり、次が著作権侵害物品である。2021年、関税庁は前年比58.33%減の10件の著作権侵害物品を摘発し、摘発された著作権侵害物品の正規品価額は前年比312.12%増の計272億ウォンであった。

[表5-2-18]過去5年間通関後の著作権侵害者に対する取り締まりの実績 [単位：件、億ウォン]

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計
著作権侵害者 取り締まり	件数	29	15	21	24	10	99
	金額	84	141	43	66	272	606

*出処：関税庁

2021年に関税庁が通関段階で著作権侵害によって通関保留した件数は、前年同期比19.44%減の計87件であった。

[表5-2-19]過去5年間通関段階における著作権侵害物品の通関保留件数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
著作権	144	58	52	108	87	449

*出処：関税庁

(3) オン・オフライン上の違法複製物に対する取り締まり及びモニタリング

韓国著作権保護院が発表した<2022著作権保護年次報告書>によると、韓国国民を対象にアンケート調査した結果、2021年の違法複製物の利用率は前年比0.7ポイント減の約19.8%となった。違法複製物の利用経験者の割合が最も高い分野は「音楽（38.6%）」であり、次いで「映画（38.3%）」、「放送（32.6%）」、「出版（23.8%）」、「ゲーム（21.7%）」の順であった。コンテンツ分野別に見ると、音楽、映画、放送、出版は前年に比べて違法複製物の利用経験者の割合が減少したのに対し、ゲームは増加している。

[表5-2-20]2021年の違法複製物の利用率

区分	違法複製物利用量 (点)		全コンテンツ利用量 (点)		違法複製物利用率 (%)	
	2020	2021	2020	2021	2020	2021
音楽	906,252	900,471	5,099,328	5,207,520	17.8	17.3
映画	62,054	61,334	151,482	161,288	41.0	38.0
放送	417,984	402,720	1,552,476	1,552,920	26.9	25.9
出版	21,952	22,092	89,908	94,656	24.4	23.3
ゲーム	11,708	12,552	48,324	53,306	24.2	23.5
全体	1,419,950	1,399,169	6,941,518	7,069,690	20.5	19.8

*出処：韓国著作権保護院、「著作権保護年次報告書」、2022

一方、2021年度のオン・オフラインの利用経路別の違法複製物の利用量を見ると、オンラインでの違法複製物の利用率は98.5%、オフラインでの違法複製物の利用率は1.5%で、オンラインでの違法複製物の利用量が圧倒的に多くなっていた。

違法複製物の利用経路別の割合を見ると、「オンラインコミュニティサイト」が22%と最も高く、次いで「無料音楽専用オンラインサービス」が21.8%、「SNS（非提携）」18.8%、「ウェブハード・P2P（非提携）」15.4%、「トレント」8.6%、「ストリーミングリンクサイト」6.6%などの順であった。

「オンラインコミュニティサイト」、「UCC（User Created Contents）サイト（非提携）」、「SNS（非提携）」、「路上店舗（非正規品）」の利用量の割合は前年に比べて増加している一方、「ウェブハード・P2P（非提携）」、「トレント」、「無料音楽専用オンラインサービス」、「ストリーミングリンクサイト」などは減少していることが分かった。

[表5-2-21] オン・オフライン上の違法複製物の利用経路別の利用量及び割合 [単位：点、%]

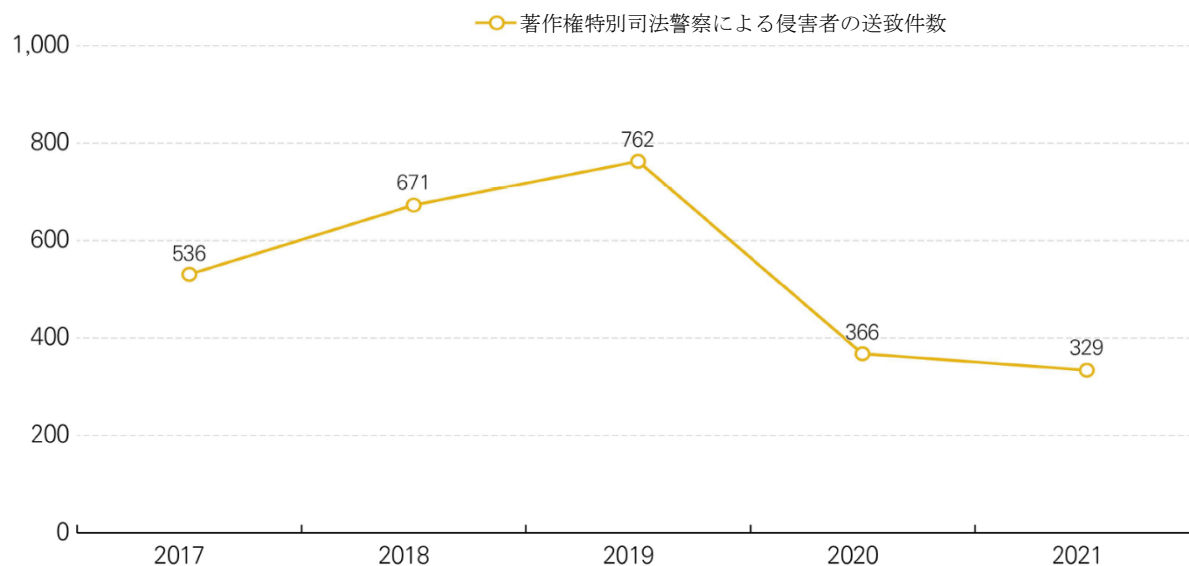
利用経路		2020		2021		
		利用量 (点)	割合 (%)	利用量 (点)	割合 (%)	
オン ラ イ ン	オンラインコミュニティサイト	304,886	21.5	308,236	22.0	
	無料音楽専用オンラインサービス	310,668	21.9	304,716	21.8	
	SNS（非提携）	262,434	18.5	262,910	18.8	
	ウェブハード・P2P（非提携）	232,172	16.4	216,046	15.4	
	トレント	128,562	9.1	119,850	8.6	
	ストリーミングリンクサイト	95,006	6.7	92,580	6.6	
	UCCサイト（非提携）	68,492	4.8	72,232	5.2	
	ゲームプライベートサーバー （フリーサーバー）	1,342	0.1	1,508	0.1	
オフ ラ イ ン	路上店舗（非正規品）	9,786	0.7	14,607	1.0	
	コピー・ 印刷・ 製本店	製本印刷本	3,606	0.3	3,530	0.3
		電子ファイル	2,542	0.2	2,442	0.2
	実物オンライン・オフライン店舗 （非正規品）	454	0.0	512	0.0	
オンライン小計		1,403,562	98.8	1,378,078	98.5	
オフライン小計		16,388	1.2	21,091	1.5	
全体違法複製物		1,419,950	100.0	1,399,169	100.0	

* 出処：韓国著作権保護院、「著作権保護年次報告書」、2022

1) 著作権特別司法警察の運営及び科学捜査の支援

文化体育観光部は2008年9月から著作権特別司法警察を運営している¹²⁵。著作権特別司法警察は企画捜査班及びソウル、釜山、光州、大邱の4つの地域事務所を置き、当該管轄地域内の著作権侵害に対する取り締まり及び捜査業務を担当している。2021年、著作権特別司法警察は前年比約10.1%減の計329人の著作権侵害者を送致した。

[図5-2-5] 過去5年間の著作権特別司法警察による著作権侵害者の送致件数



* 出処：文化体育観光部

¹²⁵ 「司法警察職務法」第5条第26号及び第6条第23号

特に、著作権特別司法警察は新しいタイプの著作権侵害に対応するために、毎年企画捜査を実施している。

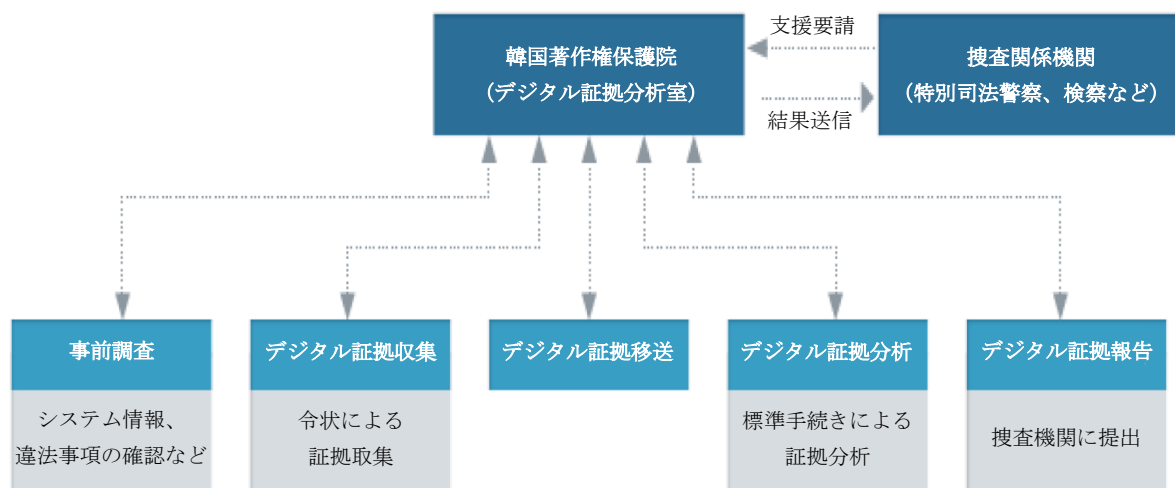
[表5-2-22] 過去5年間の著作権特別司法警察の主な企画捜査の状況

年度別		企画捜査名	推進実績
2017	上半期	著作権侵害海外サイトに対する企画捜査 (8つのサイト)	運営者6名捜査及び送致
	下半期	キャラクター違法複製物流通業者及び 販売業者に対する企画捜査	流通業者6人、販売業者 (UF0キャ ッチャー) 4人捜査及び送致
	年中	SW違法アップローダーに対する企画捜査 (ウェブハードヘビーアップローダー)	アップローダー49人を捜査
2018	上半期	キャラクター違法複製物流通業者に 対する企画捜査	流通業者5人捜査及び送致
	年中	違法海外サイトに対する企画捜査	9つのサイト運営者など17人捜査 及び送致
		ウェブハード違法アップローダーに 対する企画捜査	アップローダー70名を捜査
2019	上半期	著作権侵害海外サイトに対する企画捜査 (12のサイト：ウェブトゥーン4つ、 漫画スキャン1つ、トレント7つ)	運営者など5つのサイト6名の捜査 及び送致 (起訴2名、起訴中止4名)、 捜査進行中7件
	下半期	著作権侵害海外サイトに対する企画捜査 (6つのサイト、ウェブトゥーン2つ、 トレント4つ)	捜査中
	年中	ウェブハード違法アップローダーに 対する企画捜査	アップローダー47名を捜査
2020	上半期	IPTVの違法配信、コンテンツ初の転載者 などに対する企画捜査	IPTV違法配信サーバー閉鎖2件、運 営陣及び最初の転載者を検挙 (5人)
	後半期	ウェブトゥーン、トレント、違法ゲーム のプライベートサーバーなどに対する 企画捜査 (13)	主要侵害サイト閉鎖7件、5つサイ トの運営陣を検挙 (6人)
	年中	ウェブハードの違法アップローダーに 対する企画捜査	アップローダー53名を捜査
2021	年中	文体部 - 警察庁 - 国際刑事警察機構の 協力捜査	47のサイトの運営者・大量登録者 (ヘビーアップローダー) 207人を 検挙 (拘束4人)、 34のサイトを閉鎖

* 出処：文化体育観光部

文化体育観光部傘下の韓国著作権保護院は警察庁、検察庁、著作権特別司法警察隊など捜査機関からデジタル証拠収集及び分析に対する技術支援要請を受け、デジタル著作権侵害科学捜査を支援している¹²⁶。デジタル著作権侵害科学捜査とは、著作権侵害犯罪に対するデジタル証拠資料が法的な証拠能力を持つように標準化された手続きと方法に従って収集・移送・分析・報告する一連の過程をいう。

[図5-2-6] デジタル著作権侵害科学捜査手続



* 出処：韓国著作権保護院

このようにデジタル著作権侵害に対する科学捜査も拡大し、2021年に680件の科学捜査を行った。また、文化体育観光部は警察庁と合同で韓国国内に対する取り締まりを避け、海外にサーバーを移転して違法複製物を流通する違法サイトに対して企画捜査を支援し、その結果「ペイドラマ」、「ヤフリックス」など主な違法複製物流通サイトの運営者を検挙した。

韓国著作権保護院は検索語に基づいてオンライン上で違法に流通する著作物をモニタリングする違法複製物追跡管理システム (Illegal Content Obstruction Program、「ICOP」) を通じて侵害媒体別の違法複製物の流通状況を分析し、デジタル著作権侵害の科学捜査に活用している。

¹²⁶ Digital Copyright Infringement Forensics

[表5-2-23]過去5年間のデジタル著作権侵害に対する科学捜査の支援件数

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計
文化体育 観光部	本部	313	239	269	527	398	1,746
	ソウル	17	53	55	20	3	148
	世宗	37	77	45	-	-	159
	光州	19	34	14	-	-	67
	釜山	32	51	50	2	198	333
	大邱	22	33	101	4	57	217
	小計	440	487	534	553	656	2,670
検察	-	-	1	-	-	1	
その他	-	25	18	45	24	112	
合計	440	512	553	598	680	2,783	

* 出処：韓国著作権保護院

ICOPは、モニタリング対象サイトの種類に応じてICOP-W¹²⁷、ICOP-T¹²⁸に区分される。2019年にはICOP-Wの検索プログラムを高度化して改善することで、デジタル著作権侵害科学捜査の効率性を高めた。2021年にはICOP-Wを運営することで計1,038,671件のモニタリングを行い、違法複製物については3段階採証（違法複製物の掲示画面→ダウンロード画面→実行画面キャプチャー採証）方式で管理し、警告・削除、アカウント停止などの行政措置は言うまでもなく、著作権侵害捜査支援が直ちに可能となるように運営した。2021年にICOP-Tを通じてはトレントサイトの違法複製物を103,981件摘発した。

[図5-2-7]違法複製物追跡管理システムの証拠資料収集過程



* 出処：韓国著作権保護院

¹²⁷ ICOP-Web

¹²⁸ ICOP-Torrent

[表5-2-24] 過去5年間の違法複製物追跡管理システム（ICOP）モニタリングの件数

区分	サイト	2017	2018	2019	2020	2021	合計
ICOP-W	ウェブ ハード	501,266	839,899	508,003	1,456,829	1,038,671	4,344,668
ICOP-T	トレント	562,454	185,512	9,176	36,795	103,981	897,918
	リンク サイト	189,604	53,854	-	-	-	243,458
合計		1,253,324	1,079,265	517,179	1,493,624	1,142,652	5,486,044

* 出処：韓国著作権保護院

[図5-2-8] オンライン違法複製物流通分析システム（ICOP-T）の掲示板



* 出処：韓国著作権保護院

[表5-2-25]過去5年間のオンライン違法複製物流通分析システム（ICOP-T）の運営実績¹²⁹

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計
トレント	収集サイト数 （個）	244	244	246	246	57	1,037
	シードファイル 収集数（件）	562,454	185,512	9,176	36,795	103,981	897,918
	違法複製物 流通数（件）	12,319,856	9,269,845	5,701,823	14,248,319	48,220,427	89,730,270
ストリーミング	収集サイト数 （個）	56	56	-	-	-	112
	違法複製物 流通数（件）	189,604	53,854	-	-	-	243,458
合計	収集サイト数 （個）	300	300	246	246	57	1,149
	違法複製物 流通数（件）	12,509,460	9,323,699	5,701,823	14,218,319	48,220,427	89,973,728

* 出処：韓国著作権保護院

2) オンライン違法複製物在宅モニタリングの運営

文化体育観光部はオンライン上の違法複製物に対する常時対応体系を構築し、社会的弱者に対する雇用創出を支援するために、韓国著作権保護院を通じてオンライン違法複製物在宅モニタリング事業を運営している。2021年には360人が在宅モニタリング要員として活動した。

在宅モニタリング事業には障害者、キャリアが途絶えた女性、多文化家庭（国際結婚家庭）、次上位階層など270人の在宅モニタリング要員が参加した。また、海外サイトにおける韓国の著作権侵害が増加するにつれ、外国語能力に優れた青年在宅モニタリング要員90人を別途採用して韓流侵害サイト対象の国内外の検索ポータルに検索情報の露出を制限する検索遮断及び収益源の根絶のための広告遮断などを支援している。

[表5-2-26]過去5年間のオンライン著作権違法複製物在宅モニタリング要員の状況 [単位：人]

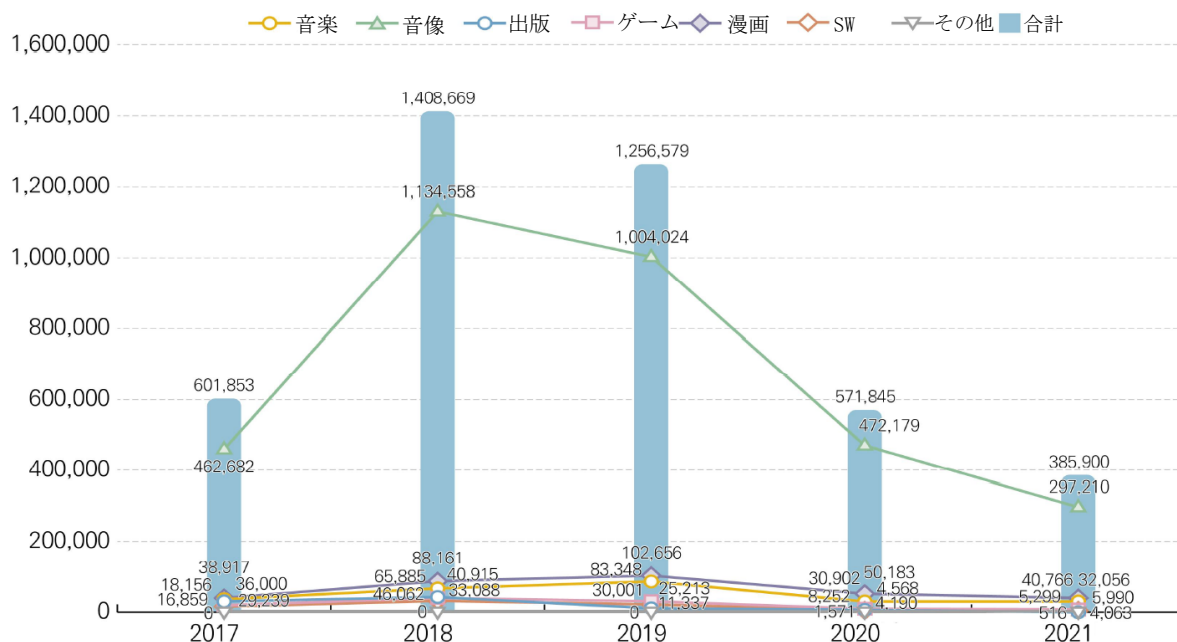
区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
著作権在宅モニタリング要員の 状況	280	290	340	360	360	1,630

* 出処：韓国著作権保護院

¹²⁹ 数値単位の「個」はシステムで収集したサイトの数を、「件」は収集したシードファイル及び違法複製物の数を、年度別シードファイル及び違法複製物の流通件数は当該年度までの累積値をいう。

在宅モニタリング要員は国内サイトのウェブハード、P2P、ポータルなどを対象に音楽、映像、出版、ゲーム、漫画、ソフトウェアなどの違法複製物に対するモニタリングを行っており、モニタリングの結果は著作権保護審議委員会の審議を経て是正勧告に活用している。

[図5-2-9] 過去5年間のオンライン違法複製物在宅モニタリングの運営実績 [単位：件]



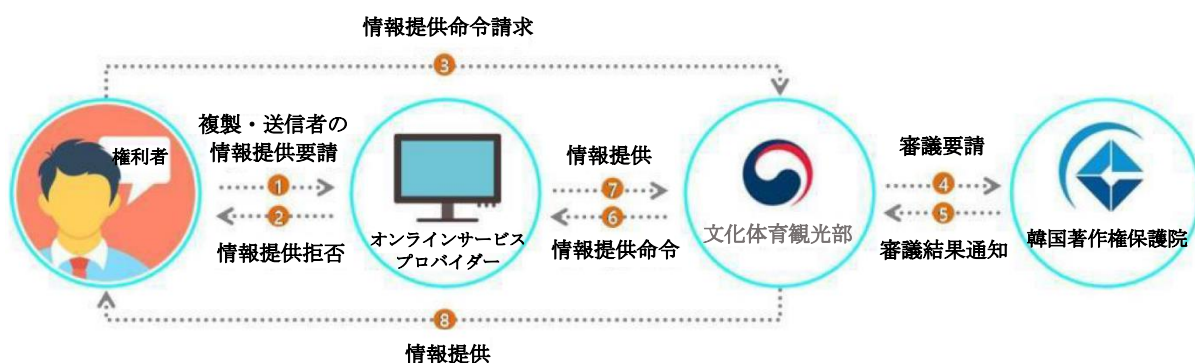
* 出処：韓国著作権保護院

(4) オン・オフライン上の違法複製物に対する是正勧告・廃棄処分などの措置

1) オンライン上の違法複製物に関する情報提供及び是正勧告

米韓自由貿易協定（FTA）の履行によって新設された「著作権法」第103条の3に基づき、権利者は民事・刑事上の訴訟を提起するための目的でオンラインサービスプロバイダーに複製・送信者の情報提供を要請したが拒絶された場合には、文化体育観光部長官に当該オンラインサービスプロバイダーに対して情報提供に対する命令を請求することができる。また、文化体育観光部長官は複製・送信者に関する情報提供請求のために韓国著作権保護院に審議を要請している¹³⁰。

[図5-2-10]複製・送信者に関する情報提供請求などの処理手続き



* 出処：韓国著作権保護院

韓国著作権保護院（著作権保護審議委員会）は文化体育観光部長官の情報提供請求の審議要請により、2021年には1,138の請求アカウントのうち326のアカウントに対して情報提供を議決した。

[表5-2-27]違法複製・送信者の情報提供請求に関する韓国著作権保護院（著作権保護審議委員会）の審議状況 [単位：回、点]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計	
審議回数	22	21	16	56	14	129	
アカウント数	8,874	8,146	8,254	3,918	1,138	30,330	
審議結果	可決	7,786	6,753	6,661	1,094	326	22,620
	否決 ¹³¹	1,088	1,393	1,593	2,824	812	7,710

* 出処：韓国著作権保護院

¹³⁰ 「著作権法」第133条の3（是正勧告）、第103条の3（情報提供請求）に関する審議は著作権保護審議委員会で行う。

¹³¹ 否決理由はOSP指定事実の確認不可、権利疎明不足、揭示日の確認不可などである。

文化体育観光部はオンラインで違法複製物が流通する場合、オンラインサービスプロバイダーに対して「著作権法」第133条の3に基づき、違法複製物の削除や送信中止、違法複製物の複製・送信者に対する警告、繰り返して違法複製物を送信した者のアカウント停止などの是正勧告措置をとっている。2021年、文化体育観光部はオンライン上の違法複製物計664,400件に対して是正勧告した¹³²。

[表5-2-28]過去5年間のオンライン違法複製物の是正勧告措置の状況 [単位：回、点]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
警告	291,574	294,934	344,914	349,998	333,072	1,614,492
削除・送信中止	263,034	276,230	326,607	344,322	331,088	1,541,281
アカウント停止	235	252	238	240	240	1,205
合計	554,843	571,416	671,759	694,560	664,400	3,156,978

* 出処：韓国著作権保護院

流通媒体別には是正勧告措置執行の状況を見ると、ウェブハード533,737件、ポータル128,889件、ストリーミングサイトなどその他のサイト1,774件の順であった。是正勧告を受けたオンラインサービスプロバイダーの履行率は99%で効果的である。

[表5-2-29]過去5年間のメディア別オンライン上の違法複製物の是正勧告の状況 [単位：件]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
ウェブハードサイト	496,862	499,349	591,909	626,457	533,737	2,748,314
P2Pサイト	1,342	-	-	-	-	1,342
ポータルサイト	55,300	70,952	79,846	67,206	128,889	402,193
その他のサイト (15のサイトなど)	1,339	1,115	4	897	1,774	5,129
合計	554,843	571,416	671,759	694,560	664,400	3,156,978

* 出処：韓国著作権保護院

2) オフライン上の違法複製物の収集・廃棄

文化体育観光部は著作権を侵害した違法複製物または著作物の技術的保護措置を無力化するために製作された機器、装置、情報、プログラムなどを収集・廃棄・削除する業務を韓国著作権保護院に委託して遂行している¹³³。

2021年の1年間、違法複製物は91件、274,015点が収集・廃棄された¹³⁴。これは、前年に比べて約3倍増加した実績で、上半期・下半期に実施した特別取り締まりに起因したものと見られる。

¹³² 従来は韓国著作権委員会で是正勧告の業務を行っていたが、著作権保護体系を一元化するために、2016年9月30日に発足した韓国著作権保護院にその業務が移管されて行われている。

¹³³ 従来は著作権保護センターで「著作権法」第133条の違法複製物の収集・廃棄・削除業務を行っていたが、著作権保護体系を一元化するために、2016年9月30日に発足した韓国著作権保護院にその業務が移管されて行われている。

¹³⁴ オフライン違法複製物の取り締まり結果を集計する単位である「件」は取り締まり活動により摘発した路上店舗、製作工場などの数を、「点」は摘発した違法コンテンツの数をいう。

[表5-2-30]過去5年間のオフライン上の違法複製物の収集・廃棄状況

区分	2017		2018		2019		2020		2021		合計	
	件	点	件	点	件	点	件	点	件	点	件	点
音楽	575	4,066,941	186	1,402,744	136	698,967	24	91,918	74	266,735	995	6,527,305
映像	157	13,761	38	1,381	36	1,338	8	170	13	6,616	252	23,266
出版	503	34,980	302	15,545	261	6,694	9	42	3	60	1,078	57,321
ゲーム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キャラクター商品	47	37,165	4	18,265	22	747	1	91	1	604	75	56,872
合計	1,282	4,152,847	530	1,437,935	455	707,746	42	92,221	91	274,015	2,400	6,664,759

*出処：韓国著作権保護院

また、毎年大学の新学期が始まる3月と9月に合わせ、大学及び近隣の印刷店、塾が集まっている区域などを中心に出版複製物に対して徹底的に取り締まっている。2021年にはコロナ禍により、防止活動中心の特別取り締まりなどを推進した。

[表5-2-31]大学街の出版物の違法複製に対する取り締まり状況

[単位：件、点]

区分	2017		2018		2019		2020		2021		合計	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
件数	239	221	147	139	113	141	1	6	-	3	500	510
数量	9,106	25,700	9,516	5,949	3,699	2,964	6	21	-	60	22,327	34,694

*出処：韓国著作権保護院

(5) 正規ソフトウェア（SW）使用の点検

文化体育観光部の著作権特別司法警察は中小企業を対象にSWの違法コピー防止及び正規品使用の周知、公共機関のSW管理実態点検のために現場を訪問して点検している。2021年にも中小企業を対象に正規SW使用のための周知活動を実施し、下半期にはソーシャルディスタンスの緩和により、前年比39.7%増の2,124社を対象に実施した。

[表5-2-32]中小企業向けの正規SW使用周知の状況

[単位：点]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
正規SW使用周知の状況	3,100	3,151	2,728	1,520	2,124	12,623

*出処：文化体育観光部

また、公共機関でSWを適法に利用するために、2012年6月に制定した「公共機関のソフトウェア管理に関する規定」に基づき、毎年公共機関のSW管理実態を点検している。2019年度からは公共機関のSW管理点検方式を従来の現場取り締まり中心から自主点検と防止教育中心の自主管理体制に切り替えた。外国の場合、公共機関に対するソフトウェア点検事例がなく、公共機関向けのSW現場取り締まりの資料が情報開示請求により訴訟資料として利用される可能性などを考慮した結果である。

このため、各公共機関は毎年4月から9月まで「設置されたSWの数量」と「正規SWのライセンス数量」を比較する自主点検を機関別に行なった後、結果を自主的に管理する点検を行っている。また、文化体育観光部と韓国著作権保護院は過去3年間、現場点検を行っていない機関やSW事前防止教育に参加していない機関のSW管理担当などを対象に毎年現場点検を実施している。

2021年には前年比約0.37%増の計3,259機関を対象にSW管理実態点検を実施し、そのうち125機関を対象に現場点検を推進した。

[表5-2-33]過去5年間の公共機関のSW管理実態の自主・現場点検

[単位：点]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
自主点検	2,750	2,800	3,241	3,247	3,259	15,297
現場点検	260	274	200	150	125	1,009
合計	3,010	3,074	3,441	3,397	3,384	16,306

*出処：文化体育観光部

(6) 著作権侵害総合対応体系の強化

オンラインによる著作権侵害が広がるにつれ、2021年には著作権侵害総合対応体系の運営を多角化した。ICOP-Wのモニタリング範囲をPC・モバイルウェブハードに対して27点から49点に、海外の非定型サイトを38点から51点に拡大した。当該結果物のうち、国内侵害30,530件は審議情報システムと連携して「著作権法」第133条の3行政措置（是正勧告）制度に従って措置した。

著作権侵害捜査支援では総合状況室の管理侵害情報を活用して10のウェブハードで活動する50の常習・多重侵害アカウントを把握し、ICOP-Wを通じて当該アカウントに対する犯罪一覧表1万1,180件、侵害報告書8,571件を提供した。

一方、ウェブトゥーン・映像などK-コンテンツの需要が急増し、その裏で発生する国内外の著作権侵害にさらに効果的・効率的に対応するための業務再設計（BPR）と情報化戦略計画（ISP）を策定した。それにより、「著作権侵害総合対応システム」3カ年構築事業の妥当性を確保した。

(7) 著作権安心 (Copyright OK) 指定制度の運営

著作権安心 (Copyright OK) 指定制度とは、オン・オフライン上における著作権の権利関係を確認して合法的な方法でコンテンツを販売・流通・サービスする業者を対象に、著作権安心 (Copyright OK) 指定ロゴを付与することにより、正規コンテンツ販売業者に指定することをいう。

[図5-2-11] 著作権安心 (Copyright OK) シンボルロゴ (マーク)

ロゴ (韓国語)	ロゴ (英語)	ロゴ (中国語)	ロゴ (スペイン語)	
ロゴ (ドイツ語)	ロゴ (イタリア語)	ロゴ (日本語)	ロゴ (台湾語)	ロゴ (フランス語)

* 出処：韓国著作権保護院ウェブサイト (www.kcopa.or.kr)

著作権安心指定手続きは、指定運営マニュアルに基づいて行われる。この運営マニュアルは著作権安心指定を希望したり、合法的なサービスへの転換を模索しているオン・オフラインサービスプロバイダーのために設けられており、合法的サービス提供のための具体的方法と基準を提示している。

この他にも著作権安心指定制度の運営事業では、著作権安心指定の活性化及び知名度向上を目的に多様な広報も推進している。著作権安心指定会社のイベントとニュースを記載したニュースレターを毎月制作して配信しており、2020年には韓国観光公社との業務提携を締結し、外国人が韓国国内の店舗情報と位置を簡単に確認できるように運営中の「Visit Korea」ウェブサイトに著作権安心店舗180店を登録した。180カ所の著作権安心店舗の基本情報と位置、店舗の写真がロゴとともに英語、日本語、中国語の3つの言語で提供されている。

また、指定特典として内外部の著作権専門家による著作権保護コンサルティングを無料で提供し、コンテンツをサービス・流通する過程で著作権を侵害したり、侵害されないよう侵害防止活動を支援し、主な相談・コンサルティング事例を総合して相談事例集を出版した。

著作権安心として指定されたオン・オフライン業者には指定と同時に内外の広報を行って知名度向上に役立つよう支援している。なお、指定された後も継続的なモニタリング及び評価委員会の運営による再評価を行い、著作権安心指定事業の公平性と透明性を確保している。

著作権安心サービスは2021年にオンライン30点、オフライン48点など計78点が新規に指定され、2021年12月に累積基準で著作権安心指定業者数はオンラインサービス286点、オフライン店舗383カ所で計669点である。

[表5-2-34]著作権安心 (Copyright OK) オンラインサービス指定状況 (年度別累計) [単位: 点]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
音楽	13	15	18	40	48	音源、楽譜、MRなど
映像	7	5	4	2	6	映像、ドラマなど
出版	18	18	18	16	25	ebook、ウェブ小説など
漫画	20	20	23	22	48	漫画、ウェブトゥーンなど
教育	39	31	33	35	39	eラーニング
ニュース ¹³⁵	-	-	44	50	65	ニュース
B2B	9	14	32	25	-	コンテンツ B2B サービス
モバイル	49	47	64	59	-	モバイルアプリ
その他	61	63	38	39	55	公共、DB、イメージなど
合計	216	213	274	288	286	-

*出処: 韓国著作権保護院

[表5-2-35]著作権安心 (Copyright OK) オフライン店舗の指定状況 (年別累計) [単位: 点]

区分	2017	2018	2019	2020	2021
音楽	45	62	66	65	59
出版	898	896	888	74	78
キャラクター	-	-	269	243	244
その他 ¹³⁶	25	158	4	2	2
合計	968	1,116	1,227	384	383

*出処: 韓国著作権保護院

¹³⁵ ニュースは2018年までその他に分類された。

¹³⁶ その他項目には複合店舗 (宗教用品、映画DVD、書籍など)、楽譜販売業者などが含まれる。

3. 営業秘密及び産業技術

(1) 「不正競争防止法」違反事件の受理・処理

2021年に「不正競争防止法」違反事件のうち営業秘密漏洩などの罪名で受理された事件は前年比138件減の238件であり、このうち13.2%が起訴され、起訴率は前年比0.9ポイント減少した。

[表5-2-36] 過去5年間の検察庁による「不正競争防止法」（営業秘密漏洩等罪）違反事件の受理・処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判 (起訴)		求略式 (略式起訴)	起訴率 (%)	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2017	件	362	381	4	22	8	8.9	201	146
	人	977	980	4	55	9	6.9	472	440
2018	件	336	324	0	15	6	6.5	185	118
	人	832	882	0	58	18	8.6	457	349
2019	件	335	333	0	20	8	8.4	191	114
	人	912	837	0	62	16	9.3	421	338
2020	件	376	348	4	29	16	14.1	184	115
	人	903	873	5	78	25	12.4	441	324
2021	件	238	317	-	28	14	13.2	79	196
	人	584	801	-	52	19	8.9	219	511
合計	件	1,647	1,703	8	114	52	10.22	840	689
	人	4,208	4,373	9	305	87	9.22	2,010	1,962

* 出処：法務部刑事企画課

また、営業秘密の国外漏洩などの罪名で受理された事件は前年比40.6%減の19件であり、そのうち25.0%が起訴された¹³⁷。

[表5-2-37] 過去5年間の検察庁による「不正競争防止法」（営業秘密の国外漏洩等罪）違反事件の受理・処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判 (起訴)		求略式 (略式起訴)	起訴率 (%)	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2017	件	21	15	0	2	0	13.3	7	6
	人	38	23	0	2	0	8.7	12	9
2018	件	32	37	6	3	0	24.3	11	17
	人	84	93	8	6	1	16.1	33	45
2019	件	28	20	1	4	0	25.0	8	7
	人	61	48	1	10	0	22.9	17	20
2020	件	32	35	6	4	1	31.4	14	10
	人	78	75	6	8	1	20.0	36	24
2021	件	19	20	3	2	-	25.0	3	12
	人	76	76	6	12	2	26.3	14	42
合計	件	132	127	16	15	1	23.8	43	52
	人	337	315	21	38	4	18.8	112	410

* 出処：法務部刑事企画課

2021年警察庁が受理した「不正競争防止法」違反事件は前年比約27.2%減の410件で、計805人を検挙し、そのうち300人を送致した¹³⁸。

[表5-2-38] 過去5年間の警察庁による「不正競争防止法」違反事件の処理状況 [単位：件、人]

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計
「不正競争防止法」 違反	発生件数	419	551	493	563	410	2,436
	検挙人員	1,002	1,172	1,138	1,303	805	5,420
	送検人員	426	507	495	540	300	2,268

* 出処：警察庁経済犯罪捜査課

¹³⁷ 「不正競争防止法」違反行為のうち、営業秘密侵害行為だけで処罰された件数は別途算出不可であり、法務部は罪名を基準として不正競争防止法違反罪、営業秘密漏洩等罪、営業秘密国外漏洩等罪だけに分けて統計資料を提供している（[表4-2-38]、[表4-2-39]）。不正競争防止法違反罪という罪名で受理された事件の中には営業秘密侵害関連数値のみならず、不正競争行為関連数値も含まれており、本報告書では関連統計は提示しない。

¹³⁸ 営業秘密漏洩及び国外漏洩等の営業秘密侵害行為のみならず、不正競争行為が含まれた数値である（表4-2-40）。

(2) 「産業技術流出防止法」違反者の受理・処理

検察庁が受理・処理する「産業技術流出防止法」違反事件は持続的に増加する傾向であり、2021年度には前年比約4.3%増の24件が受理され、起訴率は41.2%となった。

[表5-2-39]過去5年間の検察庁による「産業技術流出防止法」違反事件の受理・処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判（起訴）		求略式 (略式起訴)	起訴率 (%)	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2017	件	24	26	3	3	1	26.9	8	11
	人	53	58	3	10	1	24.1	21	23
2018	件	39	30	4	5	1	33.3	3	17
	人	127	101	7	18	2	26.7	12	62
2019	件	21	23	4	6	-	43.5	4	9
	人	71	86	9	19	-	32.6	34	24
2020	件	23	22	3	10	-	59.1	5	4
	人	133	57	3	14	-	29.8	28	12
2021	件	24	34	1	13	-	41.2	6	14
	人	53	156	9	30	-	26.3	10	107
合計	件	131	135	15	37	2	40.8	26	55
	人	437	458	31	91	3	27.9	105	228

*出処：法務部刑事企画課

(3) 技術流用行為に対する職権調査及び制裁

下請取引における不当な技術侵害を防止するために、公正取引委員会は2017年9月に「技術流用根絶対策」に基づき、技術流用事件を専門担当する技術流用TFを設置し、2018年11月に正式に技術流用監視チームを新設した。本チームは法違反の疑いの強い集中監視業種を選定して職権調査を実施し、全国で受理される申告事件を処理する。この結果、2021年に5件の技術流用関連事件に対して課徴金及び是正命令を課した。

[表5-2-40]2021年技術流用関連事件の処理状況（警告以上）

区分	制裁対象企業	行為	制裁内容
1	(株) MAPカンパニー	下請業者に化粧品の全成分表など技術資料を要求したが、書面を交付しない。	□是正命令 □1,600万ウォンの課徴金賦課
2	斗山重工業(株)	2つの下請業者に発電所用プラントに使用されるバルブなどの部品関連技術資料を要求したが、書面を交付しない。	□是正命令 □2,000万ウォンの課徴金賦課
3	現代ロテム(株)	45の下請業者に鉄道車両及び自動車製造設備に使用される部品関連技術資料を要求したが、書面を交付しない。	□是正命令 □1,600万ウォンの課徴金賦課
4	サムスン重工業(株)	63の下請業者に造船機材の製造及び納品に関する技術資料を要求したが、書面を交付しない。	□是正命令 □5,200万ウォンの課徴金賦課
5	大宇造船海洋(株)	顧客の特定の納品業者の指定要求に応えるために、既存の下請業者の製作図面を新しい下請業者(特定の納品業者)の図面修正に使用したり、新しい下請業者に提供する。	□是正命令 □6億5,200万ウォンの課徴金賦課

*出処：公正取引委員会

(4) 不正競争行為に対する調査・是正勧告

2018年から特許庁は不正競争行為申告センターを新設して運営している。これにより、特許庁は公正な取引慣行に反する不正な手段を使用したり、他人の信用にタダ乗りする第三者の不正な行為を防止し、営業主体と消費者の利益保護及び健全な取引秩序の確立に万全を期している。

特許庁調査官は商品・営業主体の混同、原産地・出処地・品質などの誤認、他人の商品形態模倣、経済的価値を持つアイデアに対する奪取などの不正競争行為について調査・是正勧告し、2021年には是正勧告2件、自主是正81件など計127件の事件を処理した。

[表5-2-41]過去4年間の不正競争行為の調査及び是正勧告の処理件数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
是正勧告	1	6	5	-	2	14
自主是正	-	22	19	26	81	148
申告撤回	-	15	13	6	8	42
その他	-	20	29	39	36	124
処理件数(合計)	1	63	66	71	127	328

*出処：特許庁

(5) 中小企業技術侵害行為に対する行政調査制度の運営など

中小ベンチャー企業部は2018年12月「中小企業の技術保護支援に関する法律」を改正し、中小企業技術侵害行為に対する事実調査、是正勧告、公表などの行政調査制度を導入した。2019年6月には行政調査過程で技術侵害行為に対する判断の諮問のために、教授、弁理士、弁護士、審判官、前職・現職の知的財産権専門判事などからなる技術侵害諮問団を新設し、同年11月までに専門人材で技術侵害調査チームを構成し、中小企業技術侵害行為事件を調査した。中小企業技術侵害行為に対する行政調査の申告は、2021年12月までに48件が受理された。中小ベンチャー企業部は行政調査後に調停を勧告する制度を運営しており、これにより申告事件のうち8件の紛争が調停成立で解決された。

4. 新知的財産権

(1) 「植物新品種保護法」違反事件の受理・処理

2021年に「植物新品種保護法」違反で検察庁が受理した事件は前年比約12.5%増の18件、検挙人員は前年比約133.3%増の63人であった。

[表5-2-42]過去5年間の検察庁による「植物新品種保護法」違反事件の受理・処理状況

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判 (起訴)		求略式 (略式起訴)	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2017	件	42	37	-	1	6	18.9	9	21
	人	68	64	-	1	7	12.5	17	39
2018	件	39	41	-	1	8	22.0	15	17
	人	112	109	-	1	13	12.8	34	61
2019	件	34	37	-	1	8	24.3	17	11
	人	108	116	-	1	12	11.2	48	55
2020	件	16	17	-	-	4	23.5	9	4
	人	27	28	-	-	4	14.3	18	6
2021	件	18	18	-	-	-	-	12	6
	人	63	61	-	-	-	-	43	18
合計	件	149	150	-	3	26	17.74	62	59
	人	378	378	-	3	36	12.7	160	179

*出処：法務部刑事企画課

(2) 不法・不良森林種子に対する取り締まり・処理

山林庁は不法・不良種子の根絶のために流通取り締まりを強化し、違反行為を摘発して司法処理及び過料賦課などの行政措置をとっている。2021年には58カ所に対して流通取り締まりを実施し、10件の違反行為を摘発した。最近では韓国国内のインターネットウェブサイトやブログなどを通じた森林種子の違法流通の根絶のために、リアルタイムモニタリングを強化した。

[表5-2-43]過去5年間の「植物新品種保護法」及び「種子産業法」違反事件の受理・処理状況

[単位：回、件]

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計	
流通取り締まり		31	34	36	39	58	198	
違反行為 摘発	事件処理	種子産業法	22	10	9	7	1	49
		品種保護権 侵害	5	-	2	-	-	7
	告発		4	5	-	1	1	11
	過料		7	9	4	2	-	22
	警告(文書)		30	19	11	4	3	67
	周知(口頭警告)		52	22	15	4	5	98
	小計		120	65	41	18	10	254

*出処：国立森林品種管理センター、農林畜産食品部

[図5-2-12]2021年森林用種子流通調査



* 出処：国立森林品種管理センター (www.forest.go.kr)

2021年に山林庁に申告された品種の生産・輸入販売申告件数は161件であり、山林庁が種子輸入要件を承認した件数は計2,166件を記録している。

[表5-2-44]過去5年間の山林庁による品種生産・輸入販売申告、種子輸入要件の承認件数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
品種生産・輸入販売申告	324	340	183	137	161	1,145
種子輸入要件の承認	1,562	1,701	1,776	1,853	2,166	9,058

* 出処：山林庁

(3) 品種保護権侵害者に対する捜査

農林畜産食品部傘下国立種子院は、品種保護権侵害紛争解決のために特別司法警察を活用して捜査に対応している。2021年の品種保護権侵害紛争告訴件数は2件で、稲1件は検察に送致し、金銭樹1件は捜査している。

[表5-2-45]過去5年間の農林畜産食品部による品種保護権侵害発生状況

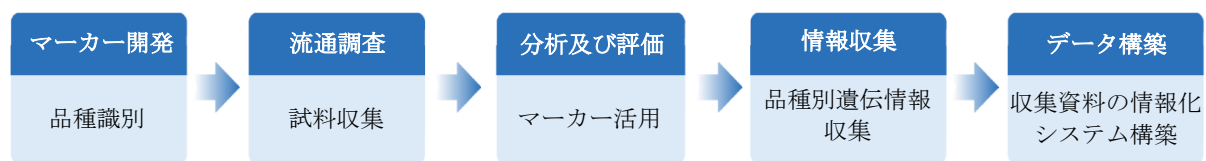
[単位：告訴件数/被告所人数]

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
受理件数	9/29	5/12	7/32	5/26	2/25	28/124

* 出処：農林畜産食品部

農林畜産食品部及び海洋水産部は品種保護権侵害発生時に紛争解決のためのマーカーを開発している。農林畜産食品部は品種保護の出願・登録品種の権利保護と種子流通秩序の確立に向け、分子標識を用いた品種識別技術を開発しており、2021年までに32種に対してDNAマーカーを開発した。また、海洋水産部はイッパディトルキム（オニアマノリ、18S rDNA）構造変異マーカーを開発して適用し、海苔の出願品種の遺伝子を分析して遺伝子DBを構築し、品種保護品種の無断流通防止のために水産植物流通種子のDNAを分析した。

[図5-2-13]品種保護権侵害対応システムの推進体系



* 出処：農林畜産食品部

第3節 紛争解決による知的財産保護執行の成果

産業財産権、著作権、営業秘密などの権利を侵害される場合、権利者は侵害者に対して損害賠償や侵害差止請求のような民事的救済措置とともに刑事的制裁を求めることができる。

権利者は裁判所の判決による紛争解決の他にも調停や仲裁などの代替的紛争解決制度を利用して紛争を解決することができる。代替的紛争解決制度には訴訟より迅速かつ低コストで紛争当事者の意思を反映した解決策を見つけることができるという利点がある。韓国政府は産業財産権紛争調停委員会、著作権紛争調停委員会、中小企業技術紛争調停仲裁委員会、コンテンツ紛争調停委員会などの調停委員会を通して知的財産に関する紛争を解決するようにしているが、これら調停委員会の調停件数は毎年増加している。

その他、当事者間の知的財産権紛争に関連し、事前防止や事後対応を行うために、権利別にセンターなど相談窓口を運営して法律検討、対応戦略コンサルティング、訴訟費用支援など多様なサービスを提供している。

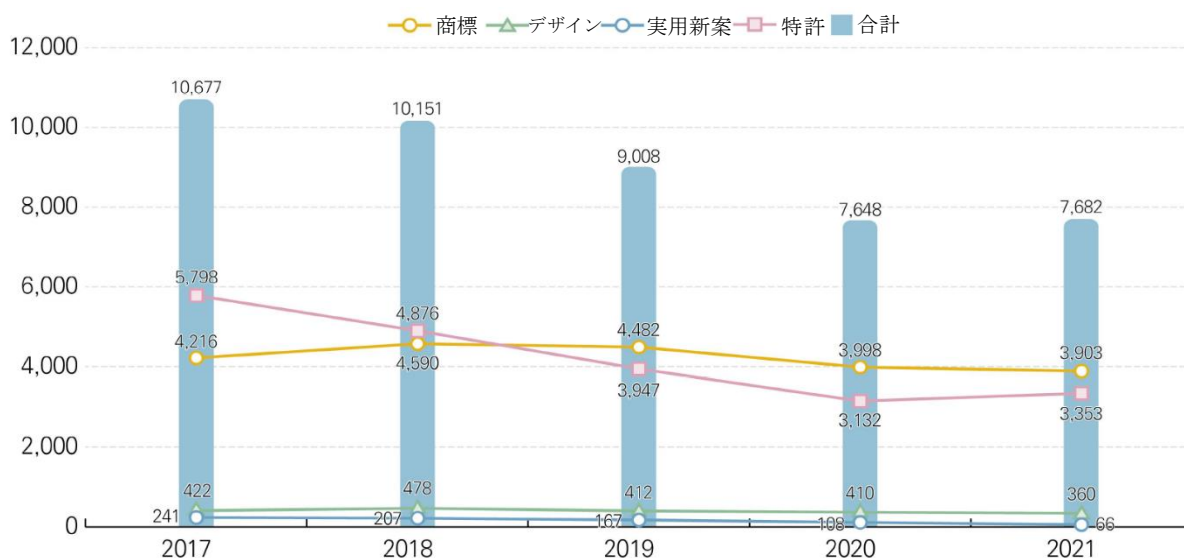
1. 審判及び訴訟

(1) 産業財産権の審判及び訴訟

1) 審判及び審決取消訴訟

特許審判院に2021年に請求された産業財産権審判件数は前年比約0.4%増の7,682件となった。2016年以降特許審判請求件数が減少する傾向に大きな変化はない。

[図5-3-1] 過去5年間の産業財産権に関する審判請求の件数



* 出処：特許審判院、「2021年12月の主要審判統計」、2022

特許審判院の審決に対して特許裁判所に審決取消訴訟が提起された割合は概ね減少する傾向で、2021年の提訴率は前年比0.4ポイント減の10.7%となった。2021年の特許審判院の審決に対する特許法院の取消率も前年比1.8%減の25.6%となった。

2021年に特許法院の判決を不服として大法院への上告が提起された件数は、前年比26%減の156件と調査された。大法院で特許法院の判決を破棄した割合は前年比2.9%増の8.1%となった。

[表5-3-1] 過去5年間の特許法院及び大法院の審決取消訴訟の状況 [単位：件]

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計（平均）
特許法院	審決 ¹³⁹	7,389	7,473	8,992	6,064	5,697	35,615
	提訴	859	877	841	673	611	3,861
	提訴率（%）	11.6	11.7	9.4	11.1	10.7	10.90
	判決件数	971	887	798	766	594	4,016
	取消判決	244	197	204	210	152	1,007
	取消率（%）	25.1	22.2	25.6	27.4	25.6	25.18
大法院	上告件数	323	250	220	211	156	1,160
	宣告	297	276	242	232	161	1,208
	破棄件数	11	20	12	12	13	68
	破棄率（%）	3.7	7.2	5.0	5.2	8.1	5.84

* 出処：特許庁、「2021年知的財産白書」、2021.07

2) 侵害差止請求（民事本案）

2021年の特許権侵害差止請求（民事本案）受理件数は前年比約5%増の98件で、処理件数は前年比約10%減の79件であった¹⁴⁰。2021年の特許権侵害差止請求に対する民事一審裁判所の平均処理日数は前年比約43日増の約553.8日であることが分かり、民事一審裁判所での調停・和解・移送などを除く特許権者の勝訴率は約18.3%である¹⁴¹。

¹³⁹ 審決件数は訴訟提起対象の審決件数（決定計は棄却・却下された審決件数、当事者計は認容・棄却・却下された審決件数）

¹⁴⁰ 本案判決は原告の請求が実質的な理由があるか否か、または上訴による不服の主張が実質的な理由があるか否かを判断する終局判決である。

¹⁴¹ 勝訴率=（原告勝+原告一部勝+認諾）／（原告勝+原告一部勝+認諾+原告敗+却下+訴訟取下）

[表5-3-2]過去5年間の特許権侵害差止請求民事本案（一審）の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数	
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下 判決	却下 命令	訴訟 取下	調停	和解	認諾	移送	その他		合計
2017	70	8	10	33	1	-	12	3	5	-	2	8	82	499.9
2018	70	1	10	25	1	-	20	3	7	-	-	1	68	543
2019	102	1	9	35	1	-	14	-	5	-	1	3	69	605.5
2020	93	1	4	28	-	-	32	1	4	-	10	7	88	510.5
2021	98	2	9	24	1	-	24	1	10	-	2	6	79	553.8
合計	433	13	42	145	4	0	102	8	31	0	15	25	386	542.54

* 出処：法院行政処

実用新案権侵害差止請求件数は知的財産権関連その他の権利に比べて申請件数が非常に低い。2021年の実用新案権侵害差止請求受理件数は前年比1件増の3件で、処理件数は4件で前年と同一であった。実用新案権侵害差止請求に対する民事一審裁判所の平均処理日数は前年比約40%減の501.5日であった。

[表5-3-3]過去5年間の実用新案権侵害差止請求民事本案（一審）の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数	
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下 判決	却下 命令	訴訟 取下	調停	和解	認諾	移送	その他		合計
2017	2	-	-	5	-	-	-	-	1	-	-	-	8	350.1
2018	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	153.0
2019	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	43.0
2020	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	833.5
2021	3	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	501.5
合計	14	0	5	6	0	0	-	0	1	0	0	0	18	376.22

* 出処：法院行政処

2021年のデザイン権侵害差止請求件数は前年比約40%増の28件で、処理件数は前年比約4%増の23件であった。デザイン権侵害差止請求に対する民事一審裁判所の平均処理日数は約334.3日で前年に比べて減少した。

[表5-3-4]過去5年間のデザイン権侵害差止請求民事本案（一審）の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数	
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下 判決	却下 命令	訴訟 取下	調停	和解	認諾	移送	その他		合計
2017	18	3	6	7	-	-	6	1	5	-	1	1	30	311.3
2018	17	-	4	2	-	-	3	1	1	-	-	-	11	372.0
2019	27	-	-	5	-	-	8	1	2	-	-	3	19	201.8
2020	20	1	7	3	-	-	3	2	4	-	-	2	22	495.6
2021	28	1	4	5	-	-	4	3	1	-	4	1	23	334.3
合計	110	5	21	22	0	0	24	8	13	0	5	7	105	343.00

* 出処：法院行政処

2021年の商標権侵害差止請求受理件数は前年比約1.7%減の57件で、処理件数も前年比約3.7%減の52件であった。商標権侵害差止請求に対する民事一審裁判所の平均処理日数は前年比約110日増の392.5日であった。2021年の民事一審裁判所で調停・和解・移送などを除く原告の勝訴率は約28.1%である¹⁴²。

[表5-3-5]過去5年間の商標権侵害差止請求民事本案（一審）の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数	
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下 判決	却下 命令	訴訟 取下	調停	和解	認諾	移送	その他		合計
2017	39	12	13	11	-	-	7	4	5	-	2	2	56	299.0
2018	52	3	6	7	1	-	6	10	7	-	1	-	41	240
2019	69	5	7	8	1	-	15	3	10	-	3	3	55	267.1
2020	58	4	9	6	-	-	11	6	7	-	2	8	54	282.5
2021	57	7	2	12	-	-	11	5	12	-	2	1	52	392.5
合計	275	31	37	44	2	0	50	28	41	0	10	14	258	296.22

* 出処：法院行政処

3) 侵害差止請求（民事仮処分）

知的財産権を効果的に保護するためには、侵害差止仮処分申請の役割が重要である¹⁴³。2021年の特許権侵害差止仮処分申請受理件数は前年比約43.7%減の計45件で、処理件数は前年比約39.2%減の51件であった。2021年の仮処分申請の認容率は前年度の9.5%に比べて約3.7ポイント減の約5.8%となった¹⁴⁴。特許権侵害差止仮処分申請の平均処理日数は前年比約26日増の152日であった。

[表5-3-6]過去5年間の特許権侵害差止仮処分申請の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2017	56	10	29	26	65	148.7
2018	61	9	22	24	55	120
2019	59	7	22	32	61	163.7
2020	80	8	36	40	84	125.7
2021	45	3	27	21	51	152.0
合計	301	37	136	143	316	142.02

* 出処：法院行政処

¹⁴² 勝訴率=（原告勝+原告一部勝+履行勧告+認諾）／（原告勝+原告一部勝+履行勧告+認諾+原告敗+却下+訴訟取下）

¹⁴³ 仮処分とは、金銭債権以外の請求権に対する執行を保全するために、または争われている権利関係に対して寄託の地位を定めるために裁判所が行う一時的な命令をいう。

¹⁴⁴ 仮処分申請の認容率=（認容件数）／（総処理件数）

2021年の実用新案権侵害差止仮処分申請件数は2件が受理され、1件が処理された。

[表5-3-7]過去5年間の実用新案権侵害差止仮処分申請の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2017	2	-	-	2	2	250.5
2018	6	1	1	4	6	99.0
2019	1	-	-	1	1	50.0
2020	1	-	-	2	2	125.7
2021	2	-	1	-	1	105.0
合計	12	1	2	9	12	126.04

* 出処：法院行政処

2021年のデザイン権侵害差止仮処分申請受理件数は前年比約23.8%増の26件で、処理件数は前年比約40.9%増の31件であった。仮処分申請の認容率は前年度比6.3ポイント増の約29.0%となった。デザイン権侵害差止仮処分申請の平均処理日数は前年比約26日減の105.9日であった。

[表5-3-8]過去5年間のデザイン権侵害差止仮処分申請の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2017	28	7	14	9	30	134.1
2018	32	6	8	14	28	60
2019	35	8	7	22	37	99.2
2020	21	5	9	8	22	131.0
2021	26	9	6	16	31	105.9
合計	142	35	44	69	148	106.04

* 出処：法院行政処

2021年の商標権侵害差止仮処分申請受理件数は前年比約1.9%増の52件で、処理件数は前年比約16.9%減の49件であった。仮処分申請の認容率は前年比約5.7ポイント増の約22.4%で、平均処理日数は前年比約25.6日減の94.1日であった。

[表5-3-9]過去5年間の商標権侵害差止仮処分申請の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2017	59	9	18	22	49	80.6
2018	38	13	12	17	42	90
2019	63	9	16	28	53	94.6
2020	51	10	15	34	59	119.7
2021	52	11	14	24	49	94.1
合計	263	52	75	125	252	95.8

* 出処：法院行政処

4) 損害賠償請求（民事本案）

2021年の知的財産権に対する損害賠償請求訴訟受理件数は前年比約23.2%増の823件で¹⁴⁵ ¹⁴⁶、処理件数は前年比約39.7%増の812件であった。2021年民事一審裁判所での調停・和解・移送などを除く損害賠償請求訴訟に対する原告の勝訴率は前年（31.6%）比約1.2ポイント減の約30.4%で、平均処理日数も前年比13.4日減の36.8日であった¹⁴⁷。

[表5-3-10]過去5年間の知的財産権損害賠償請求訴訟の処理状況

[単位：件、日]

年度	受理 件数	処理件数													平均 処理 日数 ¹⁴⁸
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下 判決	却下 命令	訴訟 取下	履行 勧告	調停	和解	認諾	移送	その他	合計	
2017	1,755	105	517	89	33		532	28	105	173	-	105	109	1,796	174.7
2018	1,066	74	351	76	43		456	21	98	71	-	60	30	1,280	197.1
2019	805	46	156	66	5		375	2	73	58	-	46	25	852	215.0
2020	668	46	101	77	9		233	-	35	33	-	26	13	581	250.2
2021	823	47	128	87	1	13	299	1	80	56	-	44	56	812	263.8
合計	5,117	318	1,253	395	91	13	1,895	52	391	391	0	281	233	5,321	214.80

*出処：法院行政処

¹⁴⁵ 「損害賠償事件に対する事件名表示の区分」（裁判例規第10644号）が2017年4月1日に施行され、損害賠償（知）事件から「プログラム著作権以外の著作権侵害を原因とした損害賠償請求事件」を除き、「プログラム著作権以外の著作権侵害を原因とした損害賠償請求事件」を表示する事件名「損害賠償（著）」を新設した。2018年からは知的財産権侵害に対する損害賠償と著作権侵害に対する損害賠償に分けて統計資料を管理している。ただし、2017年以前はこれを区別しなかったため、過去5年間の統計資料を提供する際の統一性のために、損害賠償（知）と損害賠償（著）の数値を合わせて2018年及び2019年の資料を提供する。この統計資料の「知的財産権」という用語には営業秘密侵害に対する損害賠償事件関連の数値は含まれていない。

¹⁴⁶ 違法な行為により、他人に及ぼした損害を填補して損害がなかったのと同じ状態に復帰させることをいう。

¹⁴⁷ 勝訴率=（原告勝+原告一部勝+履行勧告+認諾）／（原告勝+原告一部勝+履行勧告+認諾+原告敗+却下+訴訟取下）

¹⁴⁸ 平均処理日数=損害賠償（知）の合計処理件数×損害賠償（知）の平均処理期間）+（損害賠償（著）の合計処理件数×損害賠償（著）の平均処理期間）／（損害賠償（知）の合計処理件数+損害賠償（著）の合計処理件数）

5) 刑事本案

民事事件とは異なり、刑事事件で「商標法」違反に対する公判が圧倒的に多い。2021年時点で産業財産権関連法律に違反する刑事訴訟受理人員の約89.2%、処理人員の約89.7%が「商標法」違反に対するものである。「特許法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」、「商標法」に違反して刑事一審裁判所で公判が進行されたのは、次のとおりである。

[表5-3-11]過去5年間の産業財産権法律違反刑事訴訟の処理状況

[単位：件、月]

違反法律	年度	受理人員	処理人員									平均処理 カ月数	
			自由刑	執行猶予	財産刑	宣告猶予 (財産刑)	宣告猶予	無罪	刑の免除 免訴	公訴棄却 判決	その他		合計
特許法	2017	26	-	4	6	-	-	6	-	3	1	20	10.6
	2018	14	-	2	5	-	1	3	-	-	7	18	13.2
	2019	10	-	3	-	-	-	5	-	7	-	15	16.7
	2020	22	-	3	4	-	-	4	-	3	1	15	11.5
	2021	11	-	4	7	-	-	6	-	5	-	22	11.6
	合計	83	0	16	22	0	1	24	0	18	9	90	12.72
実用 新案法	2017	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	5.5
	2018	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-	4	9.36
	2019	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	3.1
	2020	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2021	6	-	-	2	-	-	3	-	-	-	5	5.9
	合計	13	0	0	6	0	0	5	0	0	2	13	4.77
デザイン 保護法	2017	30	-	7	14	-	-	2	-	-	4	27	8.9
	2018	31	-	-	15	-	-	6	-	1	3	25	6.5
	2019	16	-	2	14	-	-	13	-	-	2	31	12.8
	2020	11	-	3	5	-	-	4	-	3	2	17	8.7
	2021	14	-	1	3	-	-	-	-	5	-	3	12.6
	合計	102	0	13	51	0	0	25	0	9	11	103	9.90
商標法	2017	590	62	178	289	-	16	12	-	-	61	618	3.9
	2018	341	36	170	160	-	2	21	1	-	16	406	4.6
	2019	324	31	109	164	-	2	17	-	-	15	338	4.6
	2020	363	24	111	159	-	2	7	-	-	23	331	4.8
	2021	258	9	84	124	9	3	12	-	-	20	261	6.4
	合計	1,876	162	652	896	9	25	69	1	0	135	1,954	4.86

* 出処：法院行政処

(2) 著作権訴訟

1) 侵害差止請求（民事本案）

2021年の著作権に対する侵害差止請求受理件数は前年比約8.3%増の52件で、処理件数は約5.5%増の38件となった。2021年の民事一審裁判所での調停・和解・移送などを除く著作権者の勝訴率は約39.2%である¹⁴⁹。著作権侵害差止請求に対する民事一審裁判所の平均処理日数は前年比58日増の477.7日となった。

[表5-3-12]過去5年間の著作権侵害差止請求の民事本案（一審）の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数												平均処理日数
		原告勝	原告一部勝	原告敗	却下判決	却下決定	訴訟取下	調停	和解	認諾	移送	その他	合計	
2017	37	5	4	14	-	-	9	1	6	-	2	1	42	345.4
2018	42	1	15	7	-	-	9	2	4	-	2	3	43	387
2019	43	2	9	10	-	-	6	1	3	-	2	3	36	367.3
2020	48	1	9	5	-	-	8	3	4	-	4	2	36	419.7
2021	52	1	10	8	-	2	7	4	3	-	1	2	38	477.7
合計	222	10	47	44	0	2	39	11	20	0	11	11	195	399.42

* 出処：法院行政処

2) 侵害差止請求（民事仮処分）

2021年の著作権に対する仮処分申請受理件数は前年比約56%増の36件で、処理件数は前年比約17.8%増の33件であった。2021年の著作権侵害差止仮処分申請の認容率は約12.1%である¹⁵⁰。著作権侵害差止仮処分申請の平均処理日数は前年比約12.9日減の122.6日である。

[表5-3-13]過去5年間の著作権侵害差止仮処分申請の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2017	36	6	15	12	33	108.1
2018	30	8	16	9	33	105
2019	32	12	4	12	28	86.8
2020	23	10	12	6	28	135.5
2021	36	4	13	16	33	122.6
合計	157	40	60	55	155	111.60

* 出処：法院行政処

¹⁴⁹ 勝訴率= (原告勝+原告一部勝+認諾) / (原告勝+原告一部勝+認諾+原告敗+却下+訴訟取下)

¹⁵⁰ 仮処分申請の認容率= (認容件数) / (総処理件数)

3) 刑事本案

2021年に「著作権法」に違反して刑事一審裁判所で受理された人員は228人であり、248人に対する公判が進行された。

[表5-3-14]過去5年間の「著作権法」違反刑事訴訟の処理状況

[単位：件、月]

年度	受理人員	処理人員										平均処理 カ月数
		自由刑	執行 猶予	財産刑	執行 猶予 (財産刑)	宣告 猶予	無罪	刑の 免除 免訴	公訴 棄却 判決	その他	合計	
2017	366	10	47	319	-	20	25	-	40	54	515	7.9
2018	371	11	54	166	-	10	37	-	58	29	365	6.3
2019	322	6	51	153	-	8	15	3	53	42	331	5.6
2020	313	26	28	124	-	9	22	-	59	44	314	5.9
2021	228	5	35	103	2	5	19	1	55	23	248	6.7
合計	1,600	58	215	865	2	52	118	4	265	192	1,773	6.48

*出処：法院行政処

(3) 営業秘密訴訟

1) 侵害差止請求（民事本案）

2021年の営業秘密侵害行為の民事本案差止請求事件の受理件数は前年比33.3%増の28件で、処理件数は前年比90.9%増の21件であった。平均処理日数は前年比約291.1日増の789.4日で、勝訴率は35.2%となった。

[表5-3-15]過去5年間の営業秘密侵害差止請求の民事本案（一審）の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数	
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下 判決	却下 命令	訴訟 取下	調停	和解	認諾	移送	その他		合計
2017	20	-	3	7	-	-	3	2	-	-	1	4	20	340.0
2018	20	1	3	8	-	-	5	-	1	-	2	-	20	498
2019	27	-	3	6	-	-	1	1	3	-	2	-	16	490.3
2020	21	-	3	5	-	-	32	1	4	-	10	7	11	498.3
2021	28	1	5	7	-	-	4	1	-	-	-	3	21	789.4
合計	116	2	17	33	0	0	45	5	8	0	15	14	88	523.20

*出処：法院行政処

2) 侵害差止請求（民事仮処分）

2021年の営業秘密に対する仮処分申請受理件数は前年比約8.8%減の31件で、処理件数は前年比約3.1%減の31件であった。2021年の営業秘密侵害差止仮処分申請の認容率は約19.3%であり、著作権侵害差止仮処分申請の平均処理日数は前年比約5.8日増の131.5日である。

[表5-3-16]過去5年間の営業秘密侵害差止仮処分申請の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2017	27	3	12	10	25	74.2
2018	18	4	12	8	24	144
2019	35	5	15	8	28	113.3
2020	34	6	22	4	32	125.7
2021	31	6	17	8	31	131.5
合計	145	24	78	38	140	117.74

*出処：法院行政処

3) 刑事本案

2021年に「不正競争防止法」に違反して刑事一審裁判所に受理された人員は100人であり、142人に対する公判が進行された。

[表5-3-17]過去5年間の「不正競争防止法」違反刑事訴訟の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理 人員	処理人員										平均 処理 日数
		自由刑	執行 猶予	財産刑	執行 猶予 (財産刑)	宣告 猶予	無罪	刑の 免除 免訴	公訴 棄却 判決	その他	合計	
2017	126	10	57	44	-	3	45	-	-	8	167	293
2018	118	9	25	37	-	1	27	-	1	4	104	222
2019	108	12	34	36	-	-	13	-	-	3	98	206
2020	150	13	26	45	-	-	25	-	-	4	115	369
2021	100	14	42	51	1	-	33	-	-	1	142	433.5
合計	602	58	184	213	1	4	143	0	1	20	626	304.70

*出処：法院行政処

2021年に「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」に違反して刑事一審裁判所に受理された人員は32人であり、33人に対する公判が進行された。

[表5-3-18] 過去5年間の「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」違反刑事訴訟の処理状況
[単位：件、日]

年度	受理人員	処理人員										平均処理日数
		自由刑	執行猶予	財産刑	執行猶予(財産刑)	宣告猶予	無罪	刑の免除 免訴	公訴棄却 判決	その他	合計	
2017	13	2	1	-	-	-	-	-	-	1	4	6.6
2018	30	-	4	1	-	-	4	-	-	6	15	13.7
2019	29	1	8	3	-	-	1	-	-	2	15	7.7
2020	21	-	10	1	-	-	3	-	-	-	14	21.13
2021	32	5	35	103	2	5	19	1	55	23	33	6.7
合計	125	8	58	108	2	5	27	1	55	32	81	11.17

* 出処：法院行政処

2. 代替的紛争解決制度

代替的紛争解決（Alternative Dispute Resolution）制度とは、訴訟ではなく当事者合意によって紛争を解決する制度を意味する。訴訟に比べて費用が安く、事件が迅速に処理され、当該事件の具体的な実情に合った柔軟な解決策を模索することができる¹⁵¹。また、代替的紛争解決制度は非公開で進めることができるため、個人情報や営業秘密が保護される利点もある。

知的財産分野における代替的紛争解決制度は、当該分野の専門家が自分の専門的知識と経験に基づいて紛争当事者間の対話と妥協を誘導するため、紛争を効率的に解決することができる¹⁵²。代替的紛争解決を実施する行政機関や団体は調停機関または仲裁機関を設置し、この機関に当事者間紛争の合意を誘導できる権限が付与される¹⁵³。

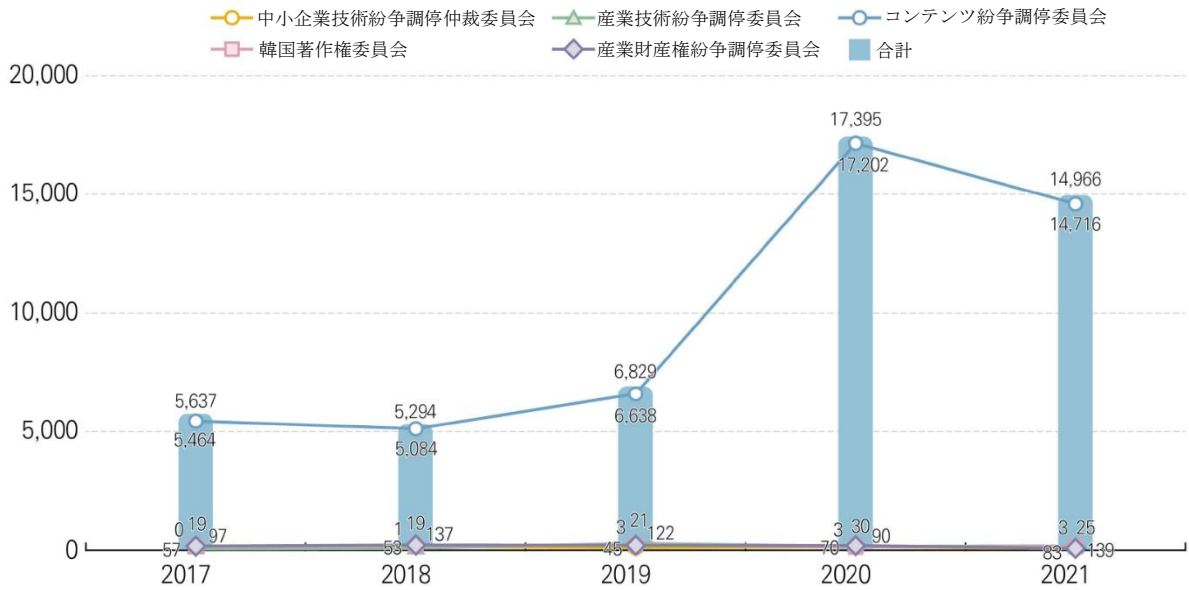
知的財産関連紛争の調停や仲裁を支援する機関としては、産業財産権紛争調停委員会、韓国著作権委員会、コンテンツ紛争調停委員会、産業技術紛争調停委員会、中小企業技術紛争調停・仲裁委員会がある。この機関に対する知的財産関連紛争の調停申請件数は毎年着実に増加している。

¹⁵¹ Alternative Dispute Resolution. ADRは「裁判外の紛争解決」、「訴訟の代替的紛争解決」、「訴訟に代わる紛争解決」などと解釈されている。[カン・スミ、『行政型ADRの現状と改善策』、「仲裁研究」第25巻第4号、韓国仲裁学会、2015、52頁]

¹⁵² 知的財産権紛争のうち、特許権はほとんどが技術に対するものであるため、当該分野に詳しい専門的知識を有する者による紛争解決が専門性を有する。[ユン・ソンヒ、『ADRにおける知的財産権紛争 - 仲裁・調停を中心に』、「仲裁研究」第13巻第1号、韓国仲裁学会、2003、136頁]

¹⁵³ 講学上、このようなADRを「司法型ADR」及び「民間型ADR」と区別して「行政型ADR」という。行政型ADRとは、法律に基づいて行政機関やその傘下機関に設置された紛争解決機関で私人間の紛争を解決するために行うADRを意味する。つまり、行政機関などが自分の費用をかけて私人間の紛争を解決する手続きを行政型ADRという。[キム・サンチャン、『韓国の行政型ADR制度の活性化策』、「法学研究」第46巻、韓国法学会、2012、216頁]

[図5-3-2]5つの紛争調停委員会の処理件数



* 出処：各紛争調停委員会

(1) 産業財産権紛争調停委員会

韓国知識財産保護院が事務局を運営中の産業財産権紛争調停委員会の紛争申請は、産業財産権関連紛争が発生して当事者が直接調停を申請する場合と、検察連携調停制度を通して検察から付託する場合、審判調停連携制度を通して審判院付託する場合に分かれる¹⁵⁴。産業財産権紛争調停は両当事者の同意を得て調停手続きを開始し、当事者を問題解決手続きに直接参加させ、相互の合意による円満な解決を誘導する機能を行っている¹⁵⁵。

同委員会による調停費用は無料で、非公開で行われ、3カ月以内に処理される。調停対象は産業財産権、職務発明、営業秘密、不正競争行為に対する紛争である¹⁵⁶。ただし、産業財産権の無効及び取り消し、権利範囲確認などに関する判断のみを要請する事項は、調停申請対象から外れる¹⁵⁷。産業財産権の出願人、権利者、実施権者、使用権者、職務発明者、営業秘密保有者、不正競争行為の紛争当事者、その他権利実施などに直接的な利害関係がある者は、同委員会に紛争調停を申請できる資格がある¹⁵⁸。

¹⁵⁴ 2021年11月より審判連携調停制度を導入

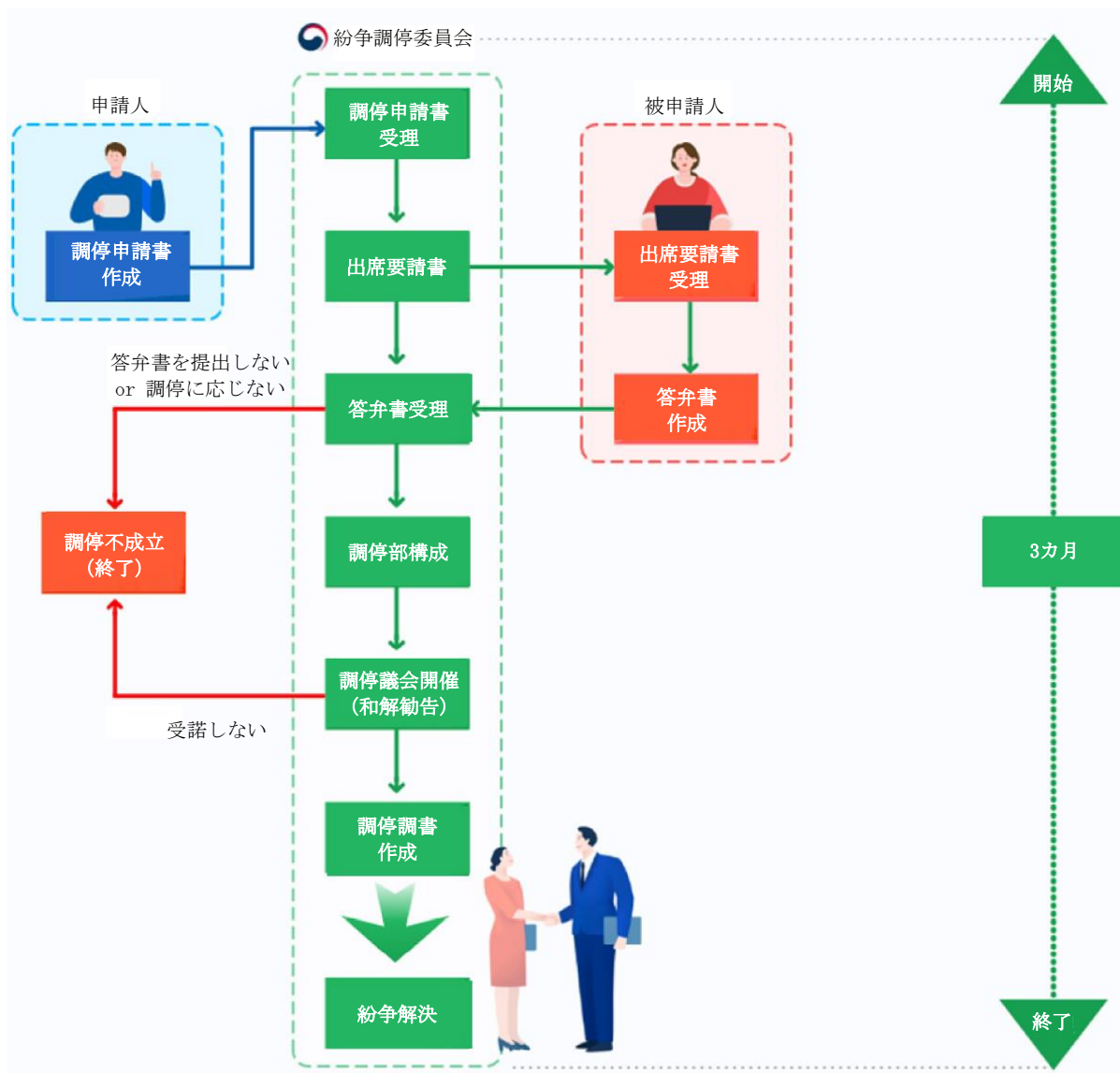
¹⁵⁵ 産業財産権紛争調停委員会ウェブサイト (<http://koipa.re.kr/adr>)

¹⁵⁶ 「発明振興法」第41条第1項

¹⁵⁷ 「発明振興法」第44条

¹⁵⁸ 「発明振興法」第43条の2第1項

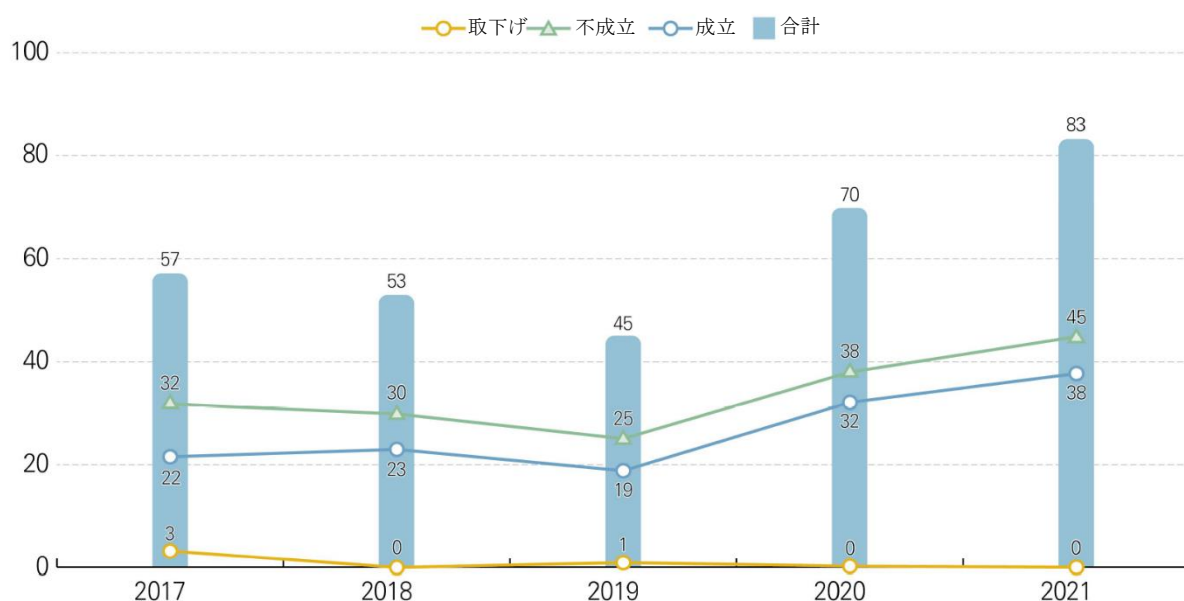
[図5-3-3]産業財産権紛争委員会の調停処理手続き



* 出処：韓国知識財産保護院ウェブサイト (www.koipa.re.kr)

同委員会が受理した紛争調停申請件数は、2013年までは年間2～3件に過ぎなかったが、2016年以降40件以上受理されている。2021年には紛争調停申請が83件受理され、このうち38件に対する調停が成立するなど、設立以来最多の調停事件を処理した。産業財産権紛争調停の種類を見ると、商標関連事件が他の権利に対する紛争より相対的に多い方であり、不正競争行為関連事件が増加していることが分かる。

[図5-3-4] 過去5年間の産業財産権紛争調停委員会の調停申請の状況及び成立件数



* 出処：産業財産権紛争調停委員会

[表5-3-19] 過去5年間の産業財産権調停対象及び申請種類別の利用件数

区分	2017		2018		2019		2020		2021		合計	
	申請	申請	申請	調停成立	申請	調停成立	申請	調停成立	申請	調停成立	申請	調停成立
商標	23	7	25	16	32	14	25	18	32	18	137	73
デザイン	10	9	13	7	3	1	10	7	9	5	45	29
特許	23	6	3	-	7	4	23	2	8	3	64	15
職務発明	1	-	5	-	3	-	5	3	8	5	22	8
営業秘密	-	-	7	-	-	-	2	-	2	2	11	2
不正競争	-	-	-	-	-	-	5	2	24	5	29	7
小計	57	22	53	23	45	19	70	32	83	38	308	134

* 出処：産業財産権紛争調停委員会

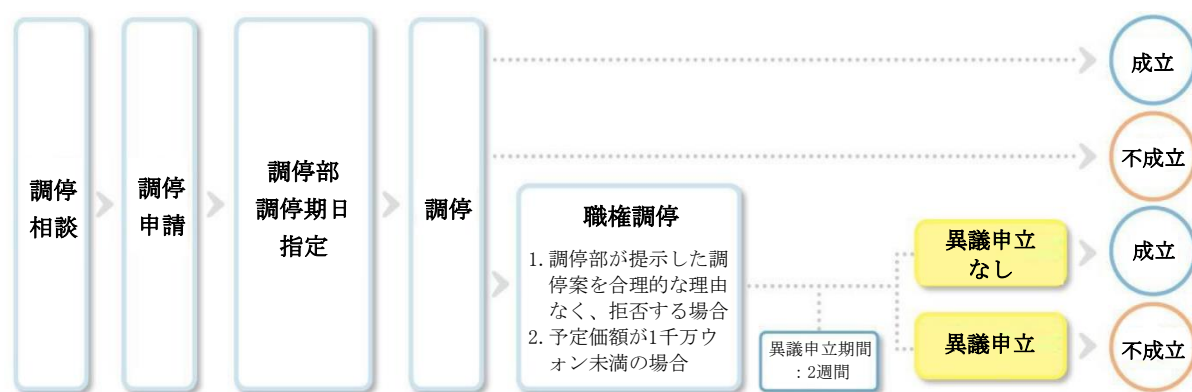
産業財産権紛争調停委員会は2015年3月から一部の地方検察庁と刑事連携調停を開始し、2017年からは全国地方検察庁に拡大して施行している。2015年から2021年まで検察から産業財産権紛争調停委員会に89件が付託され、このうち38件に対する調停が成立した。また、2021年11月には発明振興法を改正し、審判事件を紛争調停で連携できるように「審判調停連携制度」を導入して施行している。

(2) 韓国著作権委員会の著作権紛争調停部

韓国著作権委員会は「著作権法」第113条ないし114条に基づいて著作権紛争を効率的に解決するために、調停部を構成することを規定している。調停部は調停委員3人からなる8つの合意部と調停委員1人からなる11の単独部で構成され、調停委員は法曹界、産業界、学界など著作権関連分野の専門家であり、各調停部は弁護士資格を有する1人の調停委員を含んでいる。

調停は、当事者間で合意された事項を調停調書に記載することによって成立する。調停条書は裁判上の和解と同じ効力を有するため、合意された事項が履行されない場合でも、別途の裁判手続なしに強制執行が可能である。

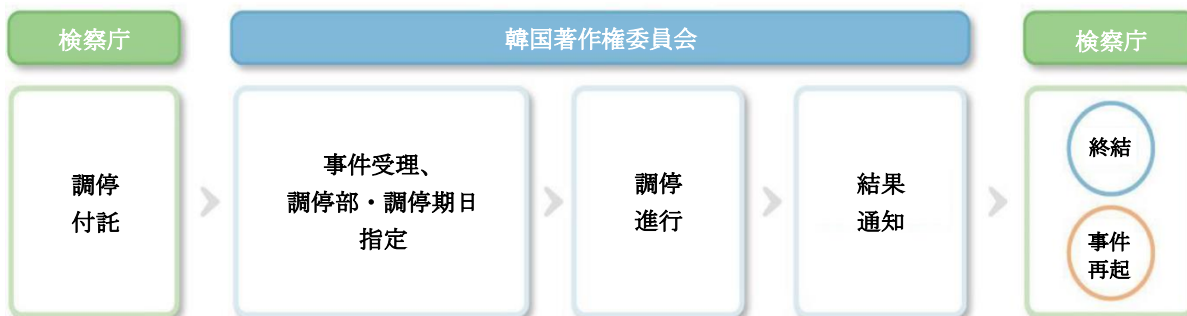
[図5-3-5] 著作権紛争調停制度の調停処理手続き



* 出処：韓国著作権委員会の著作権電子調停システムウェブサイト (www.koipa.re.kr)

韓国著作権委員会は2021年12月1日から文化体育観光部及び大検察庁との協力の下、「著作権法」違反刑事事件に対する著作権検察連携調停制度を試験的に実施した。この制度は、検察に受理された「著作権法」刑事事件を起訴前に委員会の著作権紛争調停制度を通して解決する制度であり、知的財産権専門担当庁であるソウル中央地方検察庁と大田地方検察庁と連携して2021年12月から試験的に実施している。これによる政策効果などを評価した後、拡大施行について検討する予定である。

[図5-3-6] 検察連携調停制度の調停処理手続き



* 出処：韓国著作権委員会の著作権電子調停システムウェブサイト (www.koipa.re.kr)

著作権紛争調停は著作人格権、著作財産権、著作隣接権、補償金に関する紛争を対象とする。調停費用は申請趣旨により決定される¹⁵⁹。2021年に韓国著作権委員会に受理された調停申請件数は115件であり、繰越された24件を合わせると計139件の調停が行われた。受理された事件の著作物の種類をしてみると、コンピュータプログラム、語文著作物、写真著作物の順であり、調停の成立率はほぼ50%に達した。

[表5-3-20] 過去5年間の韓国著作権委員会による調停処理件数

区分	受理			処理状況						
	前年繰越	新規	合計	成立	不成立	取下	その他	進行	合計	成立率 (%)
2017	5	92	97	23	27	31	2	14	97	46.0
2018	14	123	137	22	55	54	-	6	137	26.8
2019	6	116	122	38	64	14	-	6	122	37.3
2020	6	84	90	31	18	13	4	24	90	63.3
2021	24	115	139	38	41	39	2	-	139	48.1
合計	55	530	585	152	205	151	8	50	585	42.6

* 出処：韓国著作権委員会

¹⁵⁹ 申請趣旨とは、申請人が当該調停を通じて得ようとする結果を意味し、金額に換算できる旨の場合は当該金額を、換算できない場合は別途の金額を定めて算定する。被申請人が複数人の場合、被申請人別に申請人がそれぞれ請求した金額をすべて合算して調停費用を算定する。

[表 5-3-21] 過去 5 年間の韓国著作権委員会による分野別調停申請件数

区分	語文	音楽	演劇	美術	建築	写真	映像	図形	編集	2 次的 著作物	著作 隣接物	データ ベース	コンピュ ータープ ログラム	合計
2017	66	7	-	2	-	5	-	-	2	-	-	1	9	92
2018	49	10	-	10	-	8	6	-	4	-	-	-	36	123
2019	15	6	-	11	-	41	4	1	6	-	-	2	30	116
2020	33	9	-	12	-	6	5	-	12	-	-	-	7	84
2021	27	12	1	11	-	16	4	-	7	-	2	-	35	115
合計	190	44	1	46	0	76	19	1	31	0	2	3	117	530

出処：韓国著作権委員会ウェブサイト

韓国著作権委員会は2013年からソウル中央・南部・東部・西部地方裁判所と業務提携を締結し、著作権などの知的財産分野に特化した裁判所連携調停を行っている。裁判所連携調停とは、訴訟進行中の事件の早期解決のために裁判所の本案裁判部が弁論期日以前または本格的な裁判開始前に事件を外部の紛争解決機関に調停を付託すれば、裁判官ではなく外部の専門家が主導して調停を行うことをいう。

[図5-3-7] 裁判所連携調停制度の調停処理手続き



* 出処：韓国著作権委員会ウェブサイト

[表 5-3-22] 過去 5 年間の裁判所連携型調停の処理件数

区分	受理			処理状況						
	前年 繰越	新規	合計	成立	不成立	取下	その他	進行	合計	成立率 (%)
2017	10	70	80	23	27	16	7	7	80	46.0
2018	7	153	160	20	81	26	5	28	160	19.8
2019	28	173	201	40	91	20	1	49	201	30.5
2020	49	92	141	21	58	13	9	40	141	26.6
2021	40	112	152	35	77	25	-	15	152	31.3
合計	134	600	734	139	334	100	22	139	734	29.4

出処：韓国著作権委員会

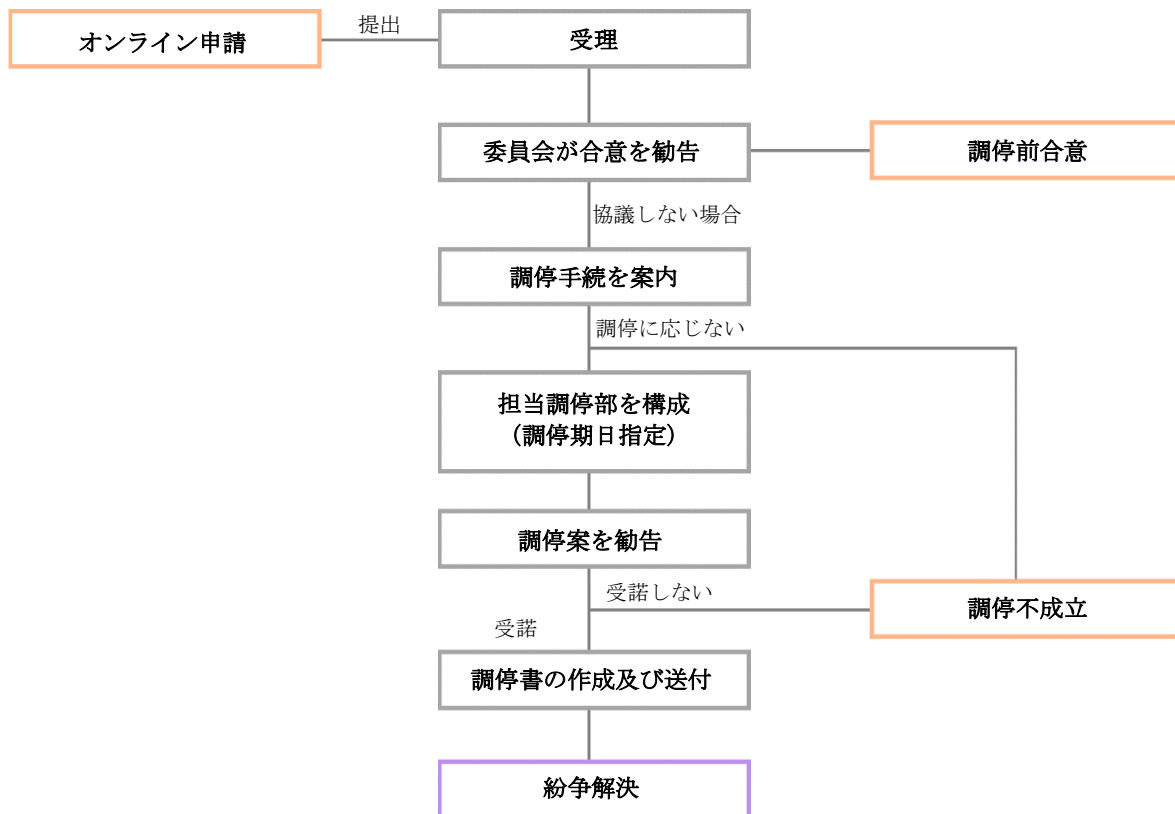
(3) コンテンツ紛争調停委員会

「コンテンツ産業振興法」第29条ないし第36条に基づいて設立されたコンテンツ紛争調停委員会は、韓国コンテンツ振興院に事務局を置いており、コンテンツの取引と利用に関する紛争の事前防止及び事後解決を支援する。

同委員会は委員長1人を含む30人の調停委員からなり、調停委員は法曹界・学界・コンテンツ産業界及び利用者保護団体などに所属する者のうち、文化体育観光部長官の委嘱により定められる。また、専門分野別にゲーム、映像、知識情報、漫画・キャラクターの計4つの分科に分かれて運営されている。

コンテンツ紛争調停委員会の調停対象となる紛争はコンテンツ事業者間、コンテンツ事業者と利用者間、コンテンツ利用者間のコンテンツの取引及び利用に関する紛争である。著作権に関する紛争は「著作権法」に従い、放送通信に関する紛争のうち「放送法」第35条の3に基づく調停対象となったり、「電気通信事業法」第45条に基づく調停の対象となる紛争は、各当該法律規定に従う。

[図5-3-8] コンテンツ紛争調停委員会の調停処理手続き



* 出処：コンテンツ紛争調停委員会ウェブサイト (www.kcdrc.kr)

コンテンツ事業またはその利用に関する被害の救済と紛争の調停を受けようとする者が調停委員会に紛争の調停を申請した場合、同委員会は紛争調停申請を受けた日から60日以内に調停案を作成し、紛争当事者に勧告しなければならない。当事者が提示された調停案を受け入れると、調停委員会は当事者間で合意された事項を記載した調停書を作成する。当事者が調停案を受け入れ、同委員会が調停書を作成して当事者に通知したときは、その紛争調停の内容は裁判上の和解と同じ効力を有する。

コンテンツ紛争調停委員会の調停申請件数は2015年以降徐々に増加したが、2020年に申請件数が17,202件に急増し、2021年には前年比約14.45%減の14,716件となった。

[表5-3-23]過去5年間の年度別コンテンツ紛争調停委員会の調停処理件数

区分	調停申請 ¹⁶⁰				調停処理の結果									
	B2C	B2B	C2C	計	調停 取下	調停 拒否 ¹⁶¹	関連 機関 移牒 ¹⁶²	調停 不可能 ¹⁶³	調停 不成立 (1) ¹⁶⁴	調停前 合意	調停会議の 結果		進行	計
											成立	不成立 (2) ¹⁶⁵		
2017	5,318	134	12	5,464	779	870	202	1,752	890	893	25	53	-	5,464
2018	4,839	225	20	5,084	706	1,186	125	1,536	609	813	41	68	-	5,084
2019	6,345	272	21	6,638	879	1,236	189	2,231	613	1,388	30	72	-	6,638
2020	16,967	222	13	17,202	3,335	2,369	85	6,209	1,668	3,476	12	48	-	17,202
2021	14,566	135	15	14,716	1,493	2,333	183	5,171	1,852	3,675	3	6	-	14,716
合計	48,035	988	81	49,104	7,192	7,994	784	16,899	5,632	10,245	111	247	-	49,104

*出処：コンテンツ紛争調停委員会

¹⁶⁰ B2C（事業者と利用者間の紛争）、B2B（事業者間の紛争）、C2C（利用者間の紛争）

¹⁶¹ 訴訟進行事件、他機関に調停申請した場合、事実関係が異なったり、利害関係者でない場合としてコンテンツ紛争調停委員会事務局が調停拒否を終了した場合

¹⁶² コンテンツ紛争ではない紛争の場合は該当機関に移牒して処理できるようにし、この場合、調停申請が移牒された機関及び理由を申請人に通知する。

¹⁶³ 当事者の所在不明、連絡切れ、被申立人の廃業及び破産など調停手続の進行が不可能な理由が発生した場合には調停を終了し、その事実を当事者に通知する。

¹⁶⁴ 調停進行中、当事者の片方が訴訟を提起したり、当事者のいずれかが調停会議への出席を拒否するなど調停進行に応じず、調停が終了した場合

¹⁶⁵ 調停案の受諾を拒否したり、調停案が導出されずに調停を終了した場合

コンテンツ分野別に調停申請状況を見ると、2021年に同委員会が処理した事件は、ゲーム分野の割合が約90.07%と最も高く、次いで放送分野が約2.58%であった。

[表 5-3-24] 過去5年間のコンテンツ分野別調停申請の受理件数

区分		2017	2018	2019	2020	2021	計
ゲーム	-	4,771	3,849	4,788	15,943	13,255	42,606
映像	音楽	50	40	57	73	63	283
	映画	26	34	34	122	71	287
	アニメーション	3	7	4	4	3	21
	放送	84	492	573	167	380	1,696
	広告	29	34	58	142	34	297
知識情報	知識情報	209	230	465	300	243	1,447
	コンテンツソリューション	70	79	157	187	244	737
キャラクターなど	漫画	14	13	9	9	25	70
	キャラクター	6	9	7	1	25	48
	公演	12	25	65	27	12	141
	出版	4	15	4	2	11	36
その他		186	257	417	225	350	1,435
合計		5,464	5,084	6,638	17,202	14,716	49,104

* 出処：コンテンツ紛争調停委員会

コンテンツ紛争調停事件の種類及び部門別の受理状況を見ると、コンテンツユーザーの利用制限が全体14,716件のうち4,020件で最も多く、次いでコンテンツ及びサービス問題3,081件、決済キャンセル・解約・解除2,589件順であった。

[表 5-3-25] 2021年コンテンツ紛争調停事件の種類及び部門別受理件数

区分	ゲーム	映像	知識情報	キャラクターなど	その他	総合	
						計	割合 (%)
決済キャンセル/解約/解除	2,200	163	175	21	30	2,589	17.59
技術的保護措置の不備	919	21	20	0	64	1,024	6.96
未成年者の支払い	1,648	27	17	2	4	1,698	11.54
不当な課金請求	77	78	62	4	13	234	1.59
ユーザーの利用制限	3,865	99	37	0	19	4,020	27.32
アイテム/キャッシュの取引・利用被害	749	2	28	9	13	801	5.44
規約運営政策	662	49	15	5	11	742	5.04
情報提供要請など	16	3	5	1	6	31	0.21
コンテンツとサービス問題	2,952	68	52	3	6	3,081	20.94
コンテンツ制作/契約不履行	0	14	57	3	5	79	0.54
虚偽、誇張広告	63	0	1	0	1	65	0.44
その他	104	27	18	25	178	352	2.39
合計	13,255	551	487	73	350	14,716	100

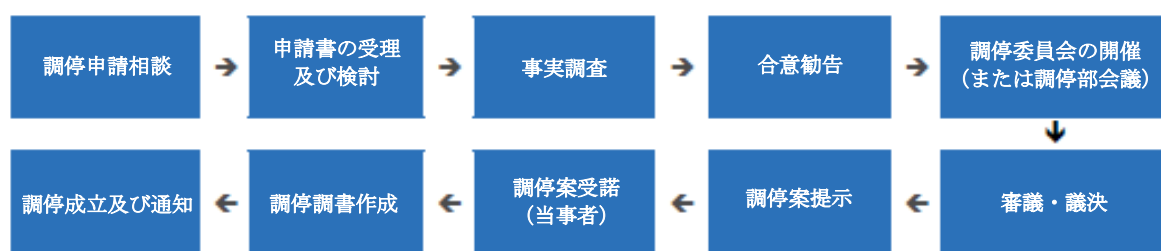
* 出処：コンテンツ紛争調停委員会

(4) 産業技術紛争調停委員会

産業技術紛争調停委員会は「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第23条に基づいて運営され、韓国産業技術保護協会に事務局を置いている¹⁶⁶。同委員会は委員長1人を含め、15人の技術的・法律的専門家及び技術保護担当公務員などからなっており、調停委員の任期は3年であり、再任が可能である。

2013年11月に発足した本委員会の調停対象は「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第2条に基づき、各法律により指定、告示、公告、認証された産業技術の流出・侵害に対する紛争を扱い、2021年12月までに計21件の調停申請を受理し、事実調査、合意勧告、意見聴取などの調停手続きを進めた。

[図5-3-9]産業技術紛争調停委員会の調停手続き



* 出処：産業技術保護協会ウェブサイト (www.kaits.or.kr)

[表 5-3-26]過去5年間の産業技術紛争調停の申請・処理件数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計	
調停申請	-	1	3	3	3	10	
調停申請の結果	調停前合意	-	-	-	-	-	
	申請人取下	-	1	2	3	1	7
	調停拒否	-	-	-	-	-	-
	調停不成立	-	-	1	-	-	1

* 出処：韓国産業技術保護協会

産業技術紛争調停委員会は紛争調停のみならず、技術流出被害企業または被害予想企業に技術的、法律的相談・諮問によって被害を最小化できる対応策及び今後のセキュリティ能力向上のための措置事項などを提示することで紛争事前防止の役割も果たすために努力している。

¹⁶⁶ 産業セキュリティ情報図書館ウェブサイト (www.is-portal.net)

(5) 中小企業技術紛争調停・仲裁委員会

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は「中小企業の技術保護支援に関する法律」第23条に基づき、中小企業が保有する技術に関する紛争を迅速に調停及び仲裁するために設立された¹⁶⁷。

[図5-3-10] 中小企業技術紛争調停・仲裁委員会調停・仲裁の効力



* 出処：中小ベンチャー企業部ウェブサイト (www.ultari.go.kr)

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は委員長1人を含む50人以内の委員からなり、委員は大学または公認された研究機関で副教授以上またはそれに相当する職に在職しているか、在職した者として、技術または情報保護関連分野の専攻者、4級または4級相当以上の公務員またはこれに相当する公共機関の職に在職しているか、在職した者として、中小企業の技術保護に関する経験保有者、判事または検事、弁護士、弁理士、公認会計士または技術士、技術取引士、その他の中小企業技術保護に関する学識と経験が豊富な者の中、中小ベンチャー企業部長官の委嘱によって決まる¹⁶⁸。

3～5人の委員からなる調停部または仲裁部が非公開調停・仲裁によって迅速かつ円満な紛争解決を支援する。委員会の調停合意及び仲裁判断について不履行の場合、事件当事者は管轄裁判所から強制執行判決を受けて執行可能である。過去5年間（2016～2021年）、中小企業技術紛争調停受理件数は114件で、このうち23件の調停が成立した。

[表 5-3-27] 過去5年間の中小企業技術紛争の調停・仲裁事件の処理件数

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計	
受理		19	19	21	30	25	114	
進行		-	-	-	-	-	-	
調停状況 (終了)	調停案 提示	成立	2	3	2	6	10	23
		不成立	7	9	7	5	5	33
		計	9	12	9	11	15	56
	その他	申請人取下	3	-	1	0	0	4
		調停中止	7	7	11	19	10	54
計		10	7	12	19	10	58	

* 出処：中小ベンチャー企業部

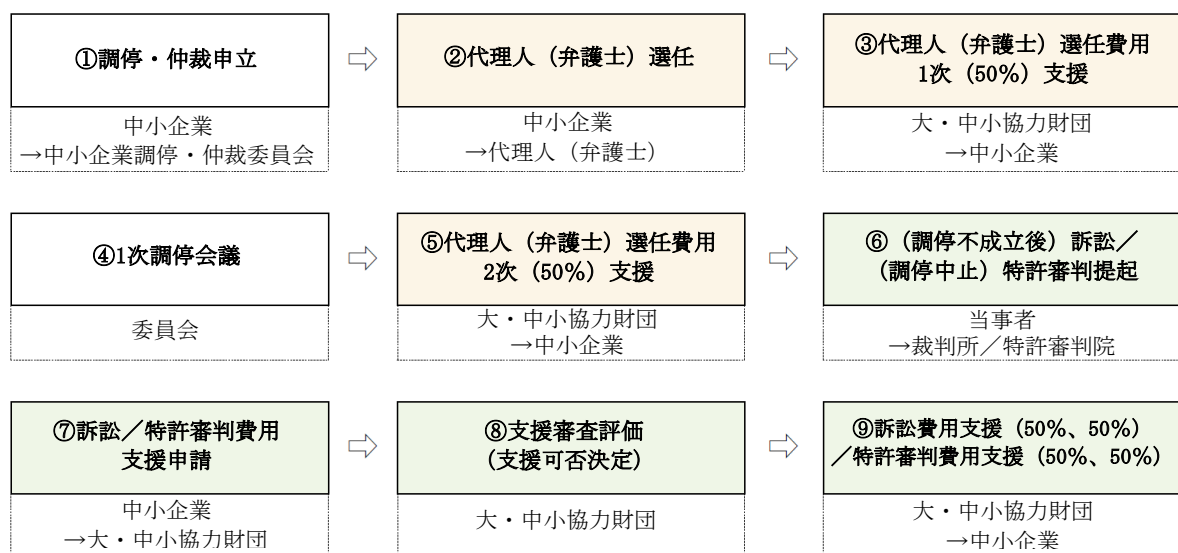
¹⁶⁷ 技術保護ウルタリのウェブサイト (www.ultari.go.kr)

¹⁶⁸ 「中小企業の技術保護支援に関する法律」第23条第4項

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は2015年10月から裁判所と連携して調停制度を実施している。同委員会は2015年にはソウル中央地方法院、ソウル西部地方法院と連携を開始し、2016年にはソウル南部地方法院、ソウル東部地方法院と協約を締結した。また、2019年11月からは検察連携制度を実施し、検察捜査事件に対する調停手続きを進めている¹⁶⁹。

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は、紛争事件に対する法律及び技術保護専門家の諮問、損害賠償額の算定などに必要な技術価値評価費用、代理人選任費用なども支援する。これとともに、相手企業の技術侵害の可能性が高いと認められたが、調停が成立せず民事訴訟を提起した被害企業を対象に最大1,500万ウォン（被申請企業が中堅・大企業の場合、最大2,000万ウォン）の訴訟費用を支援している。また、調停中に提起された特許審判に対しても最大500万ウォンの審判費用を支援している。

[図5-3-11] 中小企業技術紛争調停申請企業の法律代理人・訴訟費用支援の手続き



* 出処：中小ベンチャー企業部

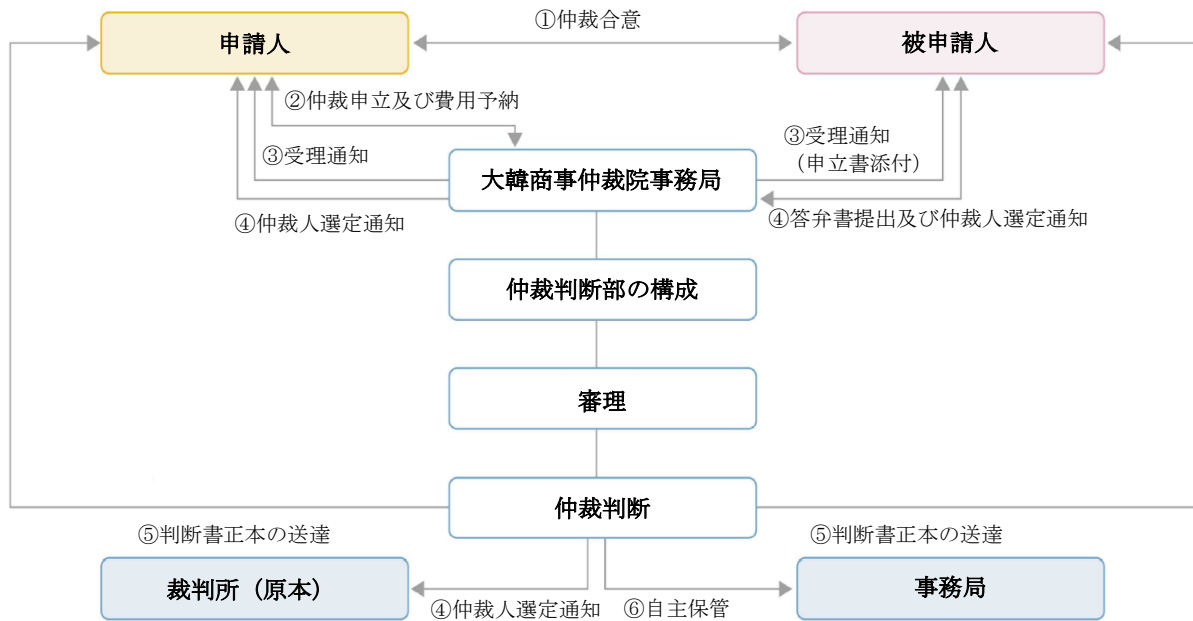
¹⁶⁹ 事件担当検査が当事者に技術紛争調停・仲裁委員会への申請を勧誘し、両当事者の同意の下、告訴人（中小企業）が調停を申請すると、中小ベンチャー企業部では検察から付託された事件別に調停部を構成し、調停部会議を通して調停案を導出する。当事者の同意の下、検察捜査資料（検察意見書など）を技術紛争調停・仲裁委員会に共有して調停部の事件を把握し、調停案の導出などに積極的に活用することができる。

(6) 大韓商事仲裁院

大韓商事仲裁院は「仲裁法」に基づいて設立された常設法定仲裁機関であり、国内外の商取引で発生する紛争を仲裁・調停・斡旋によって迅速かつ公正に解決するための目的で設立された¹⁷⁰。

大韓商事仲裁院の仲裁判断は裁判所の確定判決と同じ効力を有する。大韓商事仲裁院の仲裁判断は単審制を採択しているため、当事者は仲裁判断に不満があっても不服申請ができない。

[図5-3-12]大韓商事仲裁院の仲裁手続き



* 出処：大韓商事仲裁院

¹⁷⁰ 仲裁 (arbitration) は仲裁人の紛争の解決内容を当事者に強制することができるが、調停 (mediation) は調停人が当事者の紛争解決を助ける役割を果たすだけであるという点で両者間の差がある。斡旋 (conciliation) は斡旋人が紛争当事者を呼び集めたり、現象の時期と場所を提供するなど、当事者間のコミュニケーションを円滑にする機能だけを担当するだけで、事件の実体に対する評価をせず、具体的な調停案を当事者に提示もしない。

(7) ソウル法院調停センター（ソウル中央地方法院連携調停）

ソウル法院調停センターは常任調停委員制度¹⁷¹、常勤調停委員制度¹⁷²、調停委員会の調停を実施している¹⁷³。特に、係属中の調停事件を紛争の性格に合った外部の紛争調停機関に調停させ、その結果を裁判所に事務遂行報告書として報告する外部連携型調停も実施している。この制度は知的財産関連紛争調停委員会と連携して活発に利用されている。

¹⁷¹ 常任調停委員は単独で調停をしたり、自ら調停委員会を構成して調停長となるなど、調停担当判事と同じ権限を有する。ソウル法院調停センター常任調停委員は調停申請事件を専門担当し、調停付託事件のうち多数の当事者事件、合意や控訴事件、事案が複雑か法理問題が主な争点であるため難易度の高い事件を与えて割り当てられて処理する。

¹⁷² ソウル中央地方法院の調停委員のうち、毎週1回特定の曜日に裁判所内に設けられた調停事務室に出勤して責任調停方式で調停を進める調停委員をいう。

¹⁷³ 調停委員会の調停は、「民事調停法」の施行に伴って最も長く利用された調停制度で、調停委員は高等法院長、地方裁判所長または地方裁判所支援長が学識と徳望のある人の中から予め委嘱する（「民事調停法」第10条第1項）。このように事前委嘱された調停委員のうち当事者が合意して選定したり、調停長が指定する2人以上の調停委員からなる。

3. その他の紛争解決支援活動

(1) 公益弁理士特許相談センターの運営

特許庁と韓国知識財産保護院は公益弁理士特許相談センターで社会的弱者の産業財産権保護のための無料弁理サービスを提供している。公益弁理士特許相談センターは産業財産権の出願・審査・登録及び審判手続に関する法律相談と明細書・意見書・訂正書など出願に必要な書類作成を支援しており、産業財産権関連紛争に関する審判・審決取消訴訟代理などの業務も遂行している。支援対象は小企業、学生、登録障害者（国の認定を受けた障害者）、国家有功者、「国民基礎生活保障法」に基づく受給者、次上位階層、国家有功者、一人親家族、多文化家族（国際結婚家庭）、若き起業家、6歳以上19歳未満の者、零細個人発明家などである。

また、公益弁理士特許相談センターは相談者の便宜を考慮して訪問、電話、オンライン、地域巡回など多様な窓口を通じて年間10,000件以上の無料相談を行っている。さらに、相談者ごとのカスタマイズ・コンサルティングにより、産業財産権の保有・管理状況分析、状況別紛争対応戦略を提供し、社会的弱者の産業財産権が多角的な保護を受けることができるようにサービスを提供している。

[表 5-3-28] 過去5年間の公益弁理士特許相談センターにおける相談及びコンサルティング支援件数

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計	
産業財産権 関連相談	電話	相談	10,158	9,536	9,591	9,193	8,199	46,677
	オンライン	相談	757	939	518	836	927	3,977
	来訪者	相談	1,142	850	883	726	687	4,288
	巡回	相談	303	280	264	236	233	1,316
	小計			12,360	11,605	11,256	10,991	10,046
コンサルティング			67	77	74	99	101	418
合計			12,427	11,682	11,330	22,081	10,147	67,667

*出処：公益弁理士特許相談センター

公益弁理士特許相談センターは、相談などを通じて具体化されたアイデアが権利として保護されるように出願書類の作成を支援している。特許・実用新案・デザインについては出願と審査過程全般にわたって明細書・図面、意見書・補正書などの書類作成を支援しており、出願書類の作成が相対的に容易な商標については出願に必要な相談のみを支援している。審査段階で意見書・補正書・異議申立回答書の作成が必要なときは、書類作成も支援している。

[表 5-3-29] 過去 5 年間の公益弁理士特許相談センターにおける書類作成の支援及び出願件数

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計
書類作成 支援件数	明細書/図面	179	241	262	303	325	1,310
	意見書/補正書	200	232	224	250	264	1,170
	その他	4	2	3	7	17	33
	小計	383	475	489	560	606	2,513
出願件数	特許	39	35	53	51	47	225
	実用新案	28	28	25	20	31	132
	デザイン	71	127	138	148	161	645
	小計	138	190	216	219	239	1,002

* 出処：公益弁理士特許相談センター

公益弁理士特許相談センターは制度改善、支援対象の拡大などで社会的弱者の産業財産権紛争解決のための支援を強化している。最近、産業財産権関連審判及び訴訟件数が減少しているにもかかわらず、公益弁理士が直接代理した特許・実用新案・デザイン・商標に対する審判及び審決取消訴訟事件件数は増加している。公益弁理士が直接代理した産業財産権の審判及び審決取消訴訟件数は2018年以降、年間130件以上の実績を示した。2021年には135件となり、これにより産業財産権紛争による社会的弱者の被害の最小化に貢献している。

[表 5-3-30] 過去 5 年間の公益弁理士特許相談センターにおける審判及び審決取消訴訟の直接代理支援件数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
特許審判院	87	116	114	120	130	567
特許法院	22	17	19	12	5	75
大法院	11	3	1	8	-	23
合計	120	136	134	140	135	665

* 出処：公益弁理士特許相談センター

(2) 著作権相談センターの運営

韓国著作権委員会は著作権相談センターを運営し、国民の著作権関連の疑問を解消し、事前に紛争を予防するための著作権法律相談サービスを提供している。タイプ別の自動相談をはじめ、電話、インターネット、対面など多様な相談チャンネルを構築している。2021年の著作権相談件数は前年比約36.8%減の154,971件であった。これは、コロナ禍で急増したオンライン著作物の利用などに関するお問い合わせが減少したことによるものと見られる。今後、相談が必要な人が時間と空間の制約なしに利用可能なチャットボットと画像相談システムを導入してサービスの利便性を高める計画である。

[表 5-3-31] 過去 5 年間の著作権相談センターの著作権相談件数

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計
タイプ別自動相談		136,817	125,466	168,342	198,171	123,200	751,996
相談官 との相談	電話相談	43,077	42,640	43,499	42,944	27,867	200,027
	インターネット 相談	869	1,761	2,753	4,024	3,771	13,178
	対面相談	827	1,102	744	80	9	2,762
	その他	73	81	129	111	124	518
相談合計		181,663	171,050	215,467	245,330	154,971	968,481

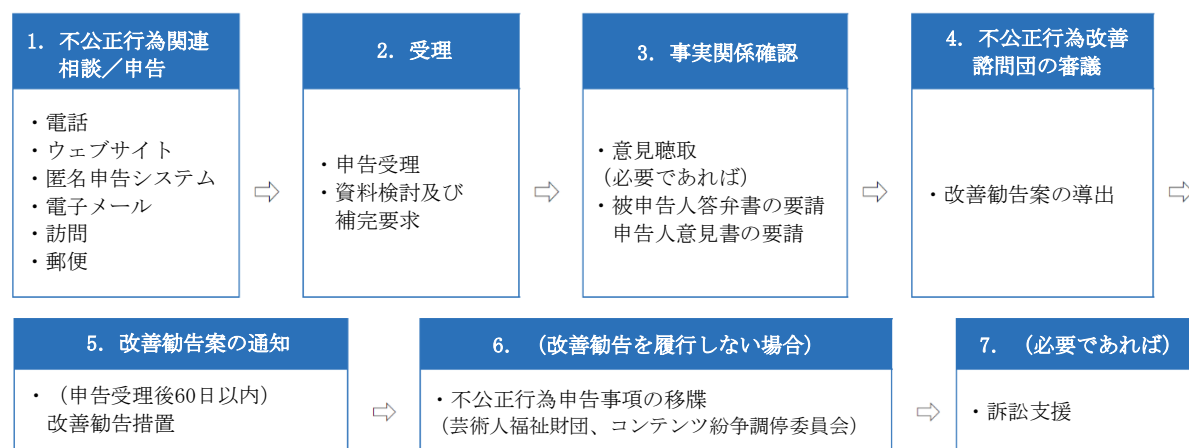
* 出処：韓国著作権委員会

(3) コンテンツ公正共生センターの運営

文化体育観光部は2018年5月、韓国コンテンツ振興院に「コンテンツ公正共生センター」を開所し、不公正な取引の被害を受けているコンテンツ企業を支援している。2021年には不公正行為の申告13件、契約・法律相談56件、被害救済訴訟費用2件、書面契約書コンサルティング11件を支援した。同センターは不公正取引被害申告の受理及び相談、被害救済訴訟支援、公正環境実態調査などの業務を遂行する。

同センター内のコンテンツ不公正改善諮問団の改善勧告が履行されない場合、問題となった行為が「芸術人福祉法」第6条の2第1項の不公正行為であれば、韓国芸術人福祉財団に、紛争調停が必要な事案はコンテンツ紛争調停委員会に移牒して関連被害申告事項を処理する。

[図5-3-13] コンテンツ公正共生センターの申告受理業務処理図



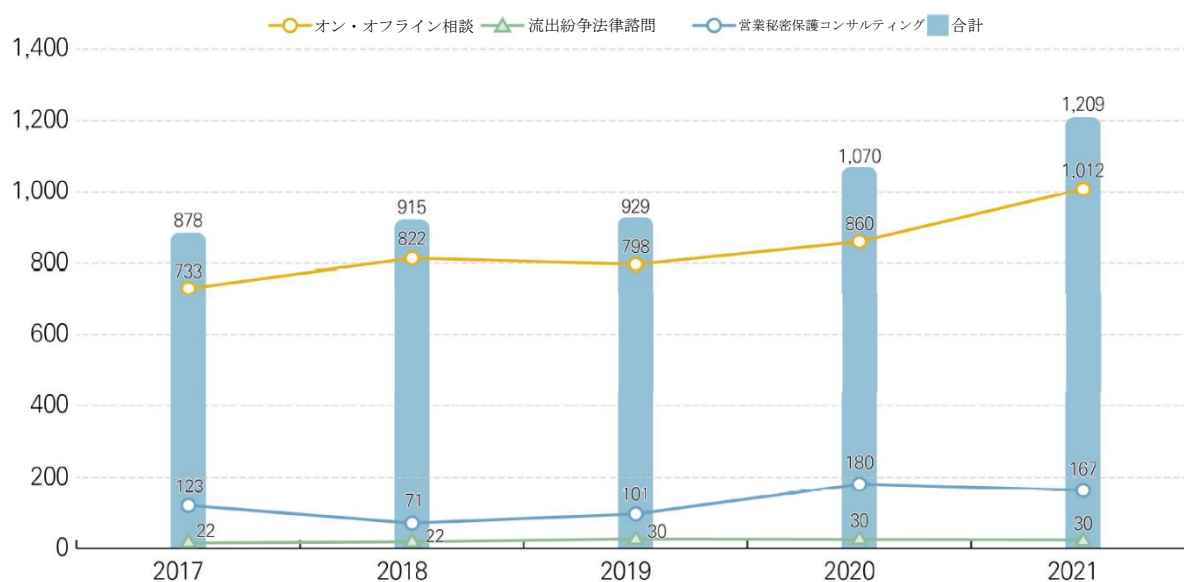
* 出処：文化体育観光部

(4) 営業秘密保護センターの運営

韓国知識財産保護院営業秘密保護センターでは企業の営業秘密保護体系構築のための営業秘密保護コンサルティングを実施し、システムを利用して営業秘密を管理できるように営業秘密管理システムを普及している。また、営業秘密関連相談、流出紛争法律諮問などを実施し、必要に応じて関係機関と連携して迅速な対応策を設けることができるよう支援している。

2021年には計167社を対象に営業秘密保護コンサルティングを行った。107社を対象に企業規模及び状況に合った営業秘密管理体系を診断して改善策を提示する基礎コンサルティングを実施し、167社を対象に営業秘密専門弁護士とセキュリティ専門家が自ら企業の営業秘密管理体系の改善措置過程に参加して企業が営業秘密管理体系を内製化できる管理体系深化コンサルティングサービスを運営した。また、流出紛争法律諮問は30回、営業秘密関連のオン・オフライン相談は1,012回行った。

[図5-3-14] 過去5年間の営業秘密保護センターのコンサルティング、法律諮問など実施件数



* 出処：特許庁営業秘密保護センター

(5) 中小企業の技術紛争支援

中小ベンチャー企業部と大・中小企業・農漁業協力財団は中小企業の技術流出防止及び中核技術保護のために、分野別専門家を現場に派遣して技術保護関連諮問を実施した。2021年の諮問件数は前年比約12.3%増の1,085件であった。

[表 5-3-32] 過去5年間の中小ベンチャー企業部による技術保護現場諮問件数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
水準診断サービス	-	-	-	-	136	136
セキュリティ戦略	564	462	321	353	350	2,050
セキュリティシステム	147	151	182	290	274	1,044
スマート工場	-	-	-	150	132	282
法律諮問	74	192	97	131	160	654
海外進出技術保護	-	-	-	42	33	75
海外	5	16	20	-	-	41
その他	11	-	-	-	-	11
合計	801	821	620	966	1,085	4,293

*出処：中小ベンチャー企業部

中小ベンチャー企業部は部処別の技術保護相談窓口を一元化してセキュリティ、法律専門家2人によるリアルタイムでの相談、申告サービスを提供する統合相談・申告センターも運営する。その他、2018年に発表した「中小企業技術奪取根絶対策」の一環として「技術保護支援班」と「技術保護法務支援団」を新設した。「技術保護支援班」は中小企業の技術流出発生時の迅速な初動対応のために、地域別の苦情事件責任制として中小ベンチャー企業部13の地方庁で運営されており、2021年には計181件を支援した。

[表 5-3-33] 過去3年間の技術保護支援班の運用件数

区分	ソウル	釜山	大邱 慶尚 北道	光州 全羅 南道	京畿	仁川	大田 忠清 南道	蔚山	江原	忠清 北道	全羅 北道	慶尚 南道	合計
2018	6	1	2	2	2	3	1	1	3	2	1	-	24
2019	9	1	4	1	4	3	3	2	-	2	1	-	30
2020	10	3	23	36	48	7	11	1	2	4	9	15	169
2021	24	5	16	47	37	3	19	8	-	13	5	4	181
合計	49	10	45	86	91	16	34	12	5	21	16	19	404

*出処：中小ベンチャー企業部

技術保護法務支援団は特許、営業秘密、公正取引分野の専門家による深層法律諮問を提供することで、技術保護能力が低い中小企業の技術流出を事前に防止するとともに、事後救済法律サービスを提供するために発足し、2021年には183社が法律支援を受けた。

[表5-3-34]過去5年間の技術保護サービスの件数

区分		2017	2018	2019	2020	2021	合計
セキュリティ管制	新規	628	68	268	57	97	1,118
	解約	114	775	30	407	130	1,456
	使用	3,053	2,346	2,584	2,234	2,201	12,418
内部情報	新規	122	410	170	310	304	1,316
	解約	790	75	32	54	89	1,040
	使用	470	805	943	1,199	1,414	4,831
マルウェア	新規	169	78	185	339	433	1,204
	解約	479	7	34	37	69	626
	使用	457	528	679	981	1,345	3,990
ランサムウェア	新規	0	500	332	320	445	1,597
	解約	0	1	208	60	33	302
	使用	0	499	623	883	1,295	3,300

*出処：中小ベンチャー企業部

また、中小ベンチャー企業部と韓国産業技術保護協会は中小企業の技術を保護するために、オン・オフラインによる技術流出、ハッキング・DDoSなど外部サイバー攻撃を防止・対応し、中小企業セキュリティ管制サービスを提供する技術保護サービスを運営している。

さらに、中小企業の環境に適したセキュリティシステム構築を支援する技術流出防止システムを運用しており、2021年には59件を支援した。同システムは大・中小企業・農漁業協力財団が行う。


[表5-3-35]過去5年間の技術流出防止システムの支援件数

区分	2017	2018	2019	2020	2021	合計
支援	34	46	55	56	59	250

*出処：中小ベンチャー企業部

ソウル特別市も中小企業のアイデア奪取など不正競争行為を防止し、侵害救済の実効性向上のために「技術保護支援団」及び「技術保護相談・申告センター」を設置・運営している。技術保護支援団はソウル市民及びソウル中小企業を対象に技術保護コンサルティングを行い、2021年には弁理士、弁護士などの専門家が26社の支援企業に技術保護コンサルティングを、46社には審判・訴訟・侵害物品取り締まりを支援した。また、知的財産権に関する内容を分かりやすく面白く製作した知的財産権保護ガイドブックを制作・配布した。

[図5-3-15] ソウル特別市の中小企業向けの知的財産権保護ガイドブック

	<p>・主な構成</p> <ul style="list-style-type: none"> - 知的財産保護規定概論、相談事例 - 知的財産のトレンド 이슈 - 知的財産権侵害対応策、関連機関紹介など
---	---

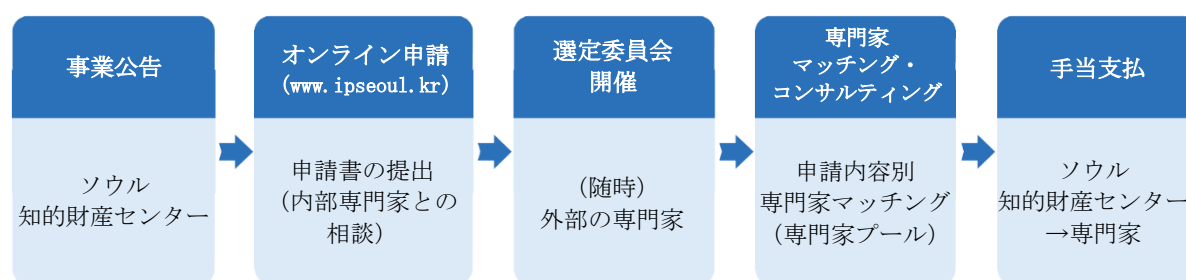
* 出処：ソウル特別市

京畿道は技術奪取及び技術保護常時相談のために「京畿道技術保護デスク」を運営し、知的財産関連の審判・訴訟費用なども支援した。2021年の技術保護デスク相談件数は249件、審判訴訟支援件数は69件などの知的財産保護活動を行った。

(6) 地方自治体による知的財産紛争防止・対応支援

ソウル特別市はソウル知的財産センター、衿川事務所、ソウル企業支援センターに「技術奪取・技術侵奪統合申告のための相談センター」を運営し、ソウル市民及びソウル所在中小企業が知的財産権紛争に対して体系的に対応できるように、技術保護支援団の専門家が技術侵害相談を行っている。その他、ソウル市民生司法警察団は特許庁、ソウル警察庁など関連機関と偽造品販売など知的財産権侵害行為を合同で取り締まった。

[図5-3-16] ソウル特別市の知的財産権の審判、訴訟、侵害物品に対する取り締まり事業の体系



* 出処：ソウル特別市

また、ソウル特別市は中小企業を対象に現場に専門家を派遣し、知的財産の懸案を解決できるようにする「IP即時支援サービス」を提供し、起業後7年以内の中小企業を対象には紛争防止コンサルティングを支援する「IPナレ（翼）プログラム」を運営した。大田広域市と蔚山広域市もソウル特別市と同様に、地域所在の中小企業を対象に「IP即時支援サービス」及び「IPナレプログラム」を運営し、知的財産サービス環境造成のために知的財産サービス企業を相手に知的財産検索ソリューションなどを支援した。

全羅北道は中小企業の小規模ブランド開発、デザイン開発に関する隘路事項を解決した。全羅南道は地域の中小企業、創作者、芸術人の著作権紛争防止及び知的財産創出のために「全南著作権サービスセンター」を運営した。

慶尚南道は現場訪問型知的財産相談を行って知的財産保護コンサルティングを強化し、知的財産脆弱階層を保護するために専門家無料相談室を運営した。済州特別自治道は生物資源の利益配分制（名古屋議定書、ABS）の発効に伴う済州地域の生物資源主権確保及び持続利用可能な研究基盤を構築した。世宗特別自治市は知的財産教育の運営、世宗型アイデアエコシステムの造成によって知的財産保護環境を整備しようとした。

2021

ANNUAL
REPORT

知的財產保護政策執行

年次報告書

PART 06

今後の見通し及び政策提言

2021年、韓国は中央部処と地方自治体を中心となり、知的財産を創出できる環境を造成し、知的財産を保護できる制度的装置を強化しようとし、国民の知的財産保護に対する認識を高めるために、さまざまな努力をした。また、海外で韓国の知的財産を保護するために、海外事務所などを通して現地に進出した韓国企業の知的財産権創出と侵害対応のための法律サービスを支援し、国際機関と協力関係を強固にした。

2022年にも新たな知的財産に対して制度的な保護策を講じるとともに、高度化する知的財産侵害に対する防止・侵害対策を策定し、執行活動をするなど、継続的な努力が求められる。

第1節 新たな知的財産の登場に対する対応

1. メタバースと知的財産権

新型コロナウイルスのパンデミック下、非対面の日常化はデジタル転換を加速させた。感染を避けるために、人々が屋内にいる時間が増え、自然にコミュニティへのニーズが高まり、オンラインサービスが急速に拡大した。特に、メタバースとその関連技術が大きく注目を集め始めた。

メタバース (Metaverse) とは、辞書的意味の超越 (meta) と宇宙 (Universe) の合成語で、仮想と現実が結合された仮想世界を意味する。これは、1992年に米国のSF小説家ニール・スティーヴンソン (Neal Stephenson) の小説『スノウ・クラッシュ (Snow Crash)』で初めて使用され、2003年にセカンドライフ (Second Life)、2006年にロブックス (Roblox) などのゲームとともに大衆に広く知られた¹⁷⁴。最近、米国ではマインクラフト、Meta社 (facebook) のホライゾンワールドなど多様な企業がサービスしており、ディズニーのドリームライトバレーも正式サービスを控えている。韓国ではゼペト (ZEPETO)、ゲザータウン (Gather Town)、イフランド (ifland) などのメタバース・プラットフォームがサービスを提供している。

2021年には個人を越えて企業もメタバース・プラットフォームを積極的に利用したが、ナイキ (Nike) はロブックスとパートナーシップを構築し、バーチャルショールームや遊び空間で飾られたナイキランド (Nikeland) を2021年9月に開き、12月末時点で計860万人が訪問した。ディズニーのCEOボブ・チャペック (Bob Chapek) は2021年11月、次世代戦略事業としてメタバース事業を選定し、「仮想世界シミュレータ (Virtual-World Simulator)」という名称のディズニーランドのメタバーステーマパーク関連特許を2021年度12月に登録するなどメタバース産業が活性化している。

このような状況でメタバースで知的財産 이슈が発生している。既存のメタバースではユーザーは自分のキャラクターに服を着せたり、家具を配置しても店舗で販売するものだけを使う買い手の立場であったが、今のメタバースは自分のアバターの顔のみならず、ヘアスタイル、服、靴、バッグなどを自らデザインし、他のユーザーに自分がデザインした服、靴、バッグなどを販売して収益を生み出すなど、買い手を越えて創作者と売り手の役割までできるからである。しかし、現在メタバースで創作したデザインなどの知的財産関連保護規定が明確ではなく、

¹⁷⁴ このようなメタバースは仮想世界 (Virtual World)、ミラーワールド (Mirror World)、拡張現実 (Augmented Reality)、ライフロギング (Lifelogging) にも分けられる。つまり、仮想世界とは、デジタル技術を通じて現実の経済・社会・政治的世界を拡張させ、類似または代替的に構築した世界を意味し、ミラーワールドとは、物理的世界をできる限り事実的に再現するが、追加情報を加えて構築した世界を意味する。拡張現実とは、ユーザーが日常で認識する物理的環境で仮想の物事やインターフェースなどを重ね合わせることによって作られる混合現実を意味する。ライフロギングとは、人間の身体、感情、経験、動きなどの情報を直接または機器を通して記録し、仮想の空間に再現する活動として定義することができる (イ・チヨルナム、「メタバースの著作権争点に関する研究」、経営法律第31巻第4号、韓国経営法律学会、2021. 07、463頁)

創作過程で現実にある知的財産権を侵害する場合、すなわち商標やデザインなどを模倣してメタバースで服や、バッグ、靴などを作って販売する場合に対する侵害判断基準などが明確ではないのが現状である。さらに、韓国のメタバース・プラットフォームであるゼペトの海外ユーザーの割合は約95%に達するほど、メタバースでは国境の意味がなく、属地主義の産業財産権に対する海外ユーザーの侵害、著作権紛争発生時の判断基準などに対する検討も必要な状況である。

今後、メタバースの世界市場規模は2021年307億ドル（36兆ウォン）から2024年には2,969億ドル（約350兆ウォン）と10倍近く成長すると見込まれるため¹⁷⁵、産業の活性化と創作者の保護のために、メタバースにおける知的財産保護策が必要である。

¹⁷⁵ ユン・ジョンヒョン・キム・ガウン、「メタバース仮想世界エコシステムの進化展望と革新戦略」、STEPI Insight vol.284、2021.12、12頁

2. 人工知能（AI）と知的財産権¹⁷⁶

人工知能は現代社会の最も重要な技術の一つとして注目され、各種産業領域で本格的に適用され、波及効果の増加が予想される。なぜなら、人工知能は生産、商業、輸送、医療、構造、教育及び農業などの分野で効率性を向上させることができるうえ、社会的ガバナンスの能力とレベルを大幅に培う潜在力を保有しているためである。

しかし、人工知能を基盤とする製品・サービスの拡散により、新しい形の葛藤が予想されている。知的財産の観点から見たときは、人工知能が人間の専有物であった「創作」ができる段階に発展することが予想されることにより、既存の知的財産関連法体系と乖離が発生するからである。

これに対し、既存の知的財産法体系で対応しにくいイシューを解決するために、WIPOなどグローバル議論が増加しており、世界各国でも人工知能の成果物に対する知的財産観点の基本原則を策定するなど、国際規範の確立及び主導のために取り組んでいる。

[表6-1-1]主要国及び団体の人工知能の知的財産に対する対応の動向

- ・ **米国**：国家人工知能イニシアチブ法の制定（2020）、国家人工知能イニシアチブ機関設立（2021.01）により、人工知能の研及び政策立案、連邦調整・協力に対する一元化計画を策定
- ・ **EU**：人工知能を活用した成果物の保護に向け、IP分野に対するさらなる研究の必要性を提言（2020.09）
- ・ **WIPO**：知的財産及び人工知能に対するWIPO対話¹⁷⁷第2次（2020.05）、第3次（2020.11）、第4次（2021.09）セッションを開催

これを受け、韓国も国家知識財産委員会傘下の人工知能 - 知的財産特別専門委員会と関係部処合同で革新戦略を立てたが¹⁷⁸、人工知能の成果物など部処横断的な協議が必要な保護期間、所有権の主体など細部課題について追加議論が必要である。また、人工知能産業の発展・革新促進と知的財産保護とのバランスを求めるために、革新的視点での人工知能活用に関する特許審査システム構築方策及び人工知能の学習データ活用促進のための著作物・データの利用基準ガイドラインなど、新規イシュー発掘といち早い対応が必要である。

¹⁷⁶ 国家知識財産委員会、人工知能（AI）創作物の権利保護策の策定などAI - 知的財産イシュー対応研究を参考（2022）

¹⁷⁷ WIPO' s Conversation on IP and AI

¹⁷⁸ 第28次国家知識財産委員会（2021.02.23）第1号案件「人工知能・データ基盤のデジタル知的財産革新戦略（案）」

3. NFTと知的財産権¹⁷⁹

美術市場における2021年のキーワードといえば、まさにNFT（非代替性トークン、Non-fungible token）といえる。2021年3月、ニューヨーク・クリスティーズ（Christie's）オークションでデジタルアーティスト・ビープル（Beeple）のNFTアート〈エブリデイズ：最初の5000日（Everydays：The First 5000 Days）〉が約785億ウォンで落札されたニュースを皮切りに、4月にはサザビーズ（Sotheby's）がデジタルアーティスト・PakのNFTアート「The Fungible」コレクションをオークションに出し、NFT美術市場に進出した。フィリップス（Philips）も4月、マッド・ドッグ・ジョーンズ（Mad Dog Jones）という名前で活動するデジタルアーティストの「レプリケーター（Replicator）」で初のNFTアートオークションを行った。これにより、いわゆる世界3大競売会社ともにNFTオークションに参入した。

NFTに対する熱い関心を反映するように韓国企業も関連事業に参入している。2021年3月、サムスン電子議決権の過半数を保有する投資専門会社であるサムスンネクストは、NFT取引プラットフォーム・スーパーレアが募集した900万ドル規模のシリーズAファンディングに投資家として参加し、暗号資産取引所であるコビットが韓国初のNFTアートマーケットをオープンした。2021年5月、韓国の競売最大手・ソウルオークションは、ブロックチェーン専門企業「ドゥナム（Dunamu）」と業務提携を締結して2021年11月にNFT取引プラットフォーム「XXBLUE」のサービスを開始し、カカオのブロックチェーン子会社「グランドX」は2021年7月に開始したNFT取引プラットフォーム「クリップドロップス（Klip Drops）」にNFT再販が可能な第2次マーケットなどのサービスを追加した正式版を発売した。他にも最近、美術市場の好況と相まって、NFTによる実物美術品投資に対する関心も高まっている。2021年6月には19世紀の「十長生図」六曲屏風の所有権に対するNFT公募が行われた。2021年7月には潤松美術館が財政難を乗り越えるために、訓民正音のNFTを1個当たり1億ウォンずつ、計100個を限定販売する計画だと明らかにし、文化財の商業的利用に関する論争が起きた。2021年9月、栖甫（ソボ）美術文化財団とプリントベーカーリーは朴栖甫（パクソボ）作家の原画6点をリミテッドエディションで制作して販売し、保証書にNFT技術を適用した。

NFTは所有権や販売履歴がブロックチェーンに保存され、偽造・変造が不可能という利点があるため、美術市場の流通秩序を乱す一因である偽作問題の解決にも役立つと期待され、美術市場でさらに注目を集めている¹⁸⁰。さらに、作品の所有権や著作権をNFTに分割して取引できるという点で美術市場の裾野拡大と大衆化につながるとの期待もある。特に、実感技術により、現実世界と仮想世界が結合して相互作用するなかで融合するメタバース時代が本格化するにつれ、メタバース内でデジタル資産の役割を果たすNFTに対する関心はさらに寄せられると予想される。

¹⁷⁹ パク・ギョンシン、美術市場でのNFTの熱風と著作権争点に対する検討、著作権動向（2021. 12. 31）

¹⁸⁰ 一般的なデジタル形態の美術品の場合、複製が容易で複製版がオリジナルと同一であるため、オリジナル性と所有権の確認や認証が難しいのに対し、NFTはブロックチェーンに保存された固有の識別子によって、オリジナル性と所有権の確認及び認証が可能であるため、美術品に固有性と希少性を付与することができる。

しかし、NFTでも著作権問題が発生している。NFTが偽造・変造ができず、ブロックチェーンの追跡機能を活用して著作権侵害作品の違法流通を防止できるとしても、これは事後的な措置であり、他人の著作物を無断でミントするか、偽作を対象にNFTが発行されることまで事前に防止できる仕組みではない。2021年5月、李仲燮（イ・ジュンソプ）、朴壽根（パク・スグン）、金煥基（キム・ファンギ）作家の作品3点がNFT化され、オンラインオークションに出るというニュースが伝えられた後、市場から大きな関心を引き起こしたが、パク・スグンとキム・ファンギの著作権を保有している遺族と財団側が反発し、偽作論争まで提起されると、オークションを計画していた業者はオークションを取り消したことがある。韓国のみならず、世界最大のNFT取引プラットフォームであるオープンシー（Open Sea）でも2010年からピクセルアートで名画シリーズ作業を行っているジュ・ジェボム作家の作品と似たNFTアートが販売されたり、ドードー鳥連作で有名なキム・ソンウ作家は、作家の「Crypto dodos」コレクションとかなり類似したNFTアートが販売されるなど著作権侵害が頻繁に発生しているため、侵害に対する対応策を講じる必要がある¹⁸¹。

このようにブロックチェーンを基盤とするNFTは権利変動事項を容易に確認でき、取引の透明性と安定性が担保され、所有権や著作権が分割されて取引されることもできるという点で美術市場のみならず、さまざまな市場に拡張する可能性がある。最近では産業が急速に発展しているメタバース産業との結合可能性もあり、成長傾向は持続すると予想される。そのため、NFTにおける知的財産イシューへの対応策を策定する必要がある。

¹⁸¹ 「Crypto dodoss」という名前で販売された。

第2節 高度化する侵害からの韓国企業の保護強化

1. 韓国企業の技術保護の強化

近年、技術の流出や奪取を試みるが増え、種類も多様化している¹⁸²。これは、競合他社の技術情報を取得すれば、今後の競合他社の研究開発の方向などを予測して対応することで、技術競争力で優位に立つことができ、技術後発企業は迅速な市場参入が可能で開発リスクを軽減できるため発生する現象と見ることができる。

さらに、コロナ禍で在宅勤務が広がるとともに、オンラインでの活動が活発になり、オンラインハッキングによる技術流出の可能性も高まった。多くの従業員がセキュリティソリューションを備えた企業環境から離れ、自宅で安定性が検証されていない公衆インターネット回線を活用することで、外部からの攻撃を受ける恐れが高くなったためである。なお、在宅勤務を行う一部の従業員の不注意や、承認されていないソフトウェア、サービス、ツールといったシャドールITソリューションなどの使用も問題となっているが、許可されていないソフトウェアは使用によるセキュリティの脆弱性も大きいためである。実際、米国FBIはコロナ禍でビジネスメール侵害、暗号資産（仮想通貨）詐欺などサイバーセキュリティ事故関連の申告が急増し、テレビ会議プラットフォーム（zoom）を利用した行事や授業がサイバー攻撃を受けるなど、世界各国で関連事故が相次いでいると発表した。

これを受け、米国などさまざまな国でもサイバーセキュリティ問題解決に向けた公共・民間部門間の協力強化政策を推進しており、韓国は関係部処合同で2021年12月に「グローバル技術覇権競争における韓国の技術保護戦略（案）」を発表した。当該戦略は①中核技術の先制的保護システム構築、②核心人材の流出防止及び国内好循環構造の確立、③中小企業技術保護、技術取引能力強化、④サイバー技術流出防止、⑤部処間の協力及び国際技術通商協力強化の5つの推進戦略に基づいて16の推進課題を置いている。当該推進戦略は産業技術、中小企業技術、防衛産業技術及び営業秘密を中心としており、推進戦略が適期に履行されるように、個別部処の執行力が支えられる必要がある。特許庁の場合、2021年12月に第1次「不正競争防止及び営業秘密保護基本計画」を発表し、毎年施行計画を別途策定して推進する予定である。

今後も各部処が協力し、サイバーセキュリティインフラの強化、核心人材流出防止対策、中小企業の技術保護支援体制の構築など、韓国企業の技術流出及び奪取防止のための努力を続けなければならない。また、中核技術に対する先制的保護システムなどを構築することで、韓国の技術を保護し、国家競争力が強化されるように継続的な努力が必要である。

¹⁸² 人材流出、M&A、サイバーハッキングなど流出経路が多様化している。

2. 韓国企業の偽造品への対応強化¹⁸³

グローバル貿易における偽造品の流通は知的財産権の正当な権利にタダ乗りするだけでなく、貿易が持つ適切性を歪めることになり、世界の経済発展にマイナスに働き、最近その被害は増加している。このような貿易における偽造品流通の増加は経済的脅威のみならず、世界のイノベーションと安全など、さまざまな価値を脅かす要因となっている。

2021年6月22日、経済協力開発機構（OECD）と欧州連合知的財産庁（EUIPO）が共同で刊行した「Global Trade in Fakes - A Worrying Threat」報告書を見ると、2019年時点で世界貿易で発生した偽造品の規模は約4,640億ドル（約541兆ウォン）と推定され、これは世界貿易量の2.5%に相当するとした。また、世界の偽造品の貿易規模は2000年の1,099億ドル（約128兆ウォン）から2019年には4,640億ドル（約541兆ウォン）へと約4.2倍増加し、国際貿易に占める偽造品の割合は2000年の1.85%から2019年には2.5%へと増加するなど増加傾向にあるため、これに対する対応が必要である。

さらに、最近、インターネット技術の発展及びコロナ禍の影響により、世界のeコマース市場の販売割合が2018年の13.9%から2020年の19.6%へと急成長している。なお、EU税関で摘発した事例を見ると、オンライン電子商取引における偽造品の販売推移が非電子商取引方式に比べて非常に高くなるなど、偽造品の流通経路が多様化している。加えて過去は贅沢品に集中していたが、徐々に一般的な消費財などまで拡大し、偽造品の品目も多様化している。

偽造品は消費者の健康、安全、環境に大きなリスクをもたらす恐れがあり、侵害された企業は信頼性が損なわれる被害を受ける。さらに、韓国は2014年から2019年まで偽造品被害上位10カ国に含まれただけに、韓国企業の偽造品販売に対応するための政府の継続的な努力が必要である。

¹⁸³ キム・シヨル、偽造品の貿易動向に関するOECD・EUIPOの共同報告書の主な内容及び示唆点。IP Focus第2022-04号（2022.04.18）を参照

2021 知的財産保護政策執行年次報告書

発行日	2022 年 11 月
発行人	国家知識財産委員会委員長
発行元	国家知識財産委員会 世宗特別自治市 カルム路 194 (オジン洞) 世宗ファイナンスセンターⅡ 608 号 電話 044) 202-4243 ファックス 044) 202-6050 ウェブサイト http://www.ipkorea.go.kr
発刊登録番号	12-B552783-0000040-10
ISSN	2384-1338
